

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案新旧対照条文

目 次

○ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）（第一条関係）	1
○ 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）（第二条関係）	3
○ 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）（第三条関係）	4
○ 法人の役員処罰に関する法律（大正四年法律第十八号）（第三条関係）	5
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第三条関係）	6
○ 国籍法（昭和二十五年法律第四百十七号）（第三条関係）	7
○ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（第三条関係）	8
○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（第三条関係）	9
○ 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第二百二号）（第三条関係）	13
○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（第三条関係）	14
○ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（第三条関係）	15
○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（第三条関係）	16
○ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三百十号）（第三条関係）	

○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（第三条関係）	18
○ 関係）	20
○ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）（第三条関係）	22
○ 弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）（第三条関係）	23
○ 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（第三条関係）	24
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（第三条関係）	25
○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（第三条関係）	26
○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（第三条関係）	28
○ 国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）（第三条関係）	29
○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第三条関係）	30
○ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）（第三条関係）	31
○ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）（第三条関係）	32
○ 刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）（第四条関係）	33
○ 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第五条関係）	34

○ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（第五条関係）	35
○ 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）（第五条関係）	36
○ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）（第六条関係）	37
○ 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）（第七条関係）	39
○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（第八条関係）	40
○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第九条関係）	41
○ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十条関係）	43
○ 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三十七号）（第十一条関係）	44
○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（第十二条関係）	45
○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）（第十三条関係）	46
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第十四条関係）	48
○ 人身保護法（昭和二十三年法律第九十九号）（第十五条関係）	54
○ 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）（第十六条関係）	55
○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（第十七条関係）	56
○ 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）（第十八条関係）	58
○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（第十九条関係）	59
○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第二十条関係）	61

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第二十一条関係）	63
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）（第二十二条関係）	74
○ 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）（第二十三条関係）	77
○ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（第二十四条関係）	78
○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（第二十五条関係）	80
○ 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（第二十五条関係）	81
○ 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）（第二十六条関係）	82
○ 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）（第二十七条関係）	83
○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五百一十一号）（第二十八条関係）	84
○ 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）（第二十九条関係）	85
○ 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）（第三十条関係）	92
○ 旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第三十一条関係）	99
○ 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（第三十二条関係）	100

○ 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）（第三十三条関係）	102
○ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第四百十二号）（第三十四条関係）	103
○ 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）（第三十五条関係）	104
○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（第三十六条関係）	105
○ 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）（第三十七条関係）	106
○ 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）（第三十八条関係）	108
○ 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）（第三十九条関係）	110
○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）（第四十条関係）	112
○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（第四十一条関係）	115
○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第四十二条関係）	117
○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（第四十三条関係）	119
○ 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（第四十四条関係）	122
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（第四十五条関係）	124
○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）（第四十六条関係）	133

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百四十七号）（第四十七条関係）	135
○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第四十八条関係）	136
○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（第四十九条関係）	141
○ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（第五十条関係）	143
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第五十一条関係）	146
○ 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（第五十二条関係）	149
○ 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（第五十三条関係）	152
○ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）（第五十四条関係）	160
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（第五十五条関係）	165
五十五条関係）	
○ 仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（第五十六条関係）	168
○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第五十七条関係）	170
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（第五十八条関係）	173
○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（第五十九条関係）	179
○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）（第六十条関係）	181
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（第六十一条関係）	182
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第六十二条関係）	187

○ 信託法（平成十八年法律第百八号）（第六十三条関係）	189
○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（第六十四条関係）	190
○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（第六十五条関係）	195
○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）（第六十六条関係）	197
○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（第六十七条関係）	199
○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（第六十八条関係）	201
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第六十九条関係）	202
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第七十条関係）	206
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第七十一条関係）	208
○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（第七十二条関係）	209
○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（第七十三条関係）	213
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（第七十四条関係）	214
○ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（第七十四条関係）	214

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第七十四条関係）	216
○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）（第七十四条関係）	215
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（第七十四条関係）	218
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（第七十四条関係）	219
○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）（第七十四条関係）	220
○ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（第七十四条関係）	221
○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）（第七十四条関係）	222
○ 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（第七十五条関係）	223
○ 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（第七十六条関係）	224
○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（第七十七条関係）	225
○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（第七十八条関係）	227
○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）	

○	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第八十条関係）	246
○	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（第八十条関係）	247
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（第八十一条関係）	250
○	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（第八十二条関係）	252
○	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第八十三条関係）	254
○	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（第八十四条関係）	256
○	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（第八十五条関係）	258
○	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（第八十六条関係）	259
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第八十七条関係）	260
○	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（第八十八条関係）	262
○	株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（第八十九条関係）	263
○	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）（第九十条関係）	264

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十六号）（第九十一条関係）	265
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第九十二条関係）	267
○ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）（第九十三条関係）	269
○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第九十四条関係）	271
○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百一号）（第九十五条関係）	273
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第九十六条関係）	274
○ 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）（第九十七条関係）	276
○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（第九十八条関係）	278
○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（第九十九条関係）	280
○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（第一百条関係）	282
○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（第一百一条関係）	284
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第一百二条関係）	292
○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十五号）（第一百三一条関係）	298
○ 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（第一百三二条関係）	299

○ 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）（第百三条関係）	300
○ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）（第百三条関係）	301
○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（第百三条関係）	303
○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（第百三条関係）	304
○ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）（第百三条関係）	305
○ 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（第百三条関係）	306
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第百三条関係）	307
○ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）（第百三条関係）	313
○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（第百三条関係）	314
○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（第百三条関係）	315
○ 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（第百四条関係）	316
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第百五条関係）	317
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第百六条関係）	320

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（第七七条関係）	322
○ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（第八八条関係）	324
○ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第九九条関係）	325
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（第一百十条関係）	328
○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（第一百一一条関係）	330
○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（第一百一一条関係）	331
○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（第一百一一条関係）	333
○ 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）（第一百一一条関係）	335
○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）（第一百一一条関係）	336
○ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第一百十二条関係）	337
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（第一百十三条関係）	339
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第一百四四条関係）	341
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（第一百五五条関係）	352
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（第一百六六条関係）	355

○	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（第一百七十七条関係）	358
○	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第一百八十条関係）	360
○	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（第一百九十九条関係）	366
○	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（第二百二十条関係）	369
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第二百二十一条関係）	372
○	預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）（第二百二十二条関係）	376
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第二百二十三条関係）	377
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二百二十四条関係）	381
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（第二百五十五条関係）	385
○	保険業法（平成七年法律第五五号）（第二百二十六条関係）	390
○	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第二百二十七条関係）	400
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）（第二百二十八条関係）	408
○	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）（第二百二十九条関係）	414
○	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（第三百三十条関係）	416
○	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（第三百三十一条関係）	419
○	公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（第三百三十二条関係）	420
○	信託業法（平成十六年法律第五十四号）（第三百三十三条関係）	421

○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（第三百三十四条関係）	424
○ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（第三百三十五条関係）	426
○ 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）（第三百三十六条関係）	428
○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（第三百三十七条関係）	430
○ 物価統制令（昭和二十一年勅令第一百十八号）（第三百三十八条関係）	436
○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）（第三百三十八条関係）	438
○ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）（第三百三十八条関係）	439
○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（第三百三十八条関係）	440
○ 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）（第三百三十八条関係）	442
○ 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（第三百三十八条関係）	443
○ 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（第三百三十八条関係）	444
○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（第三百三十八条関係）	445
○ 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）（第三百三十八条関係）	446
○ 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）（第三百三十九条関係）	447

○ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（第四百十条関係）	448
○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第四百十一条関係）	450
○ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第四百十二条関係）	451
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第四百十三条関係）	453
○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）（第四百十三条関係）	457
○ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）（第四百十三条関係）	458
○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百十三号）（第四百十四条関係）	459
○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第四百十四条関係）	460
○ 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）（第四百十五条関係）	461
○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第四百十六条関係）	462
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第四百十七条関係）	465
○ 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（第四百十八条関係）	469
○ 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（第四百十九条関係）	471

○ 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）	（第百五十条関係）	474
○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	（第百五十条関係）	475
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（第百五十条関係）	476
○ 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）	（第百五十条関係）	477
○ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十号）	（第百五十条関係）	478
○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）	（第百五十条関係）	479
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）	（第百五十条関係）	480
○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）	（第百五十条関係）	481
○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一十号）	（第百五十条関係）	482
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）	（第百五十条関係）	483
○ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）	（第百五十条関係）	484
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）	（第百五十条関係）	485
○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）	（第百五十条関係）	486
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）	（第百五十条関係）	487

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（第五十條關係）	488
○ 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）（第五十條關係）	489
○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（第五十條關係）	490
○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（第五十條關係）	491
○ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）（第五十條關係）	492
○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（第五十條關係）	493
○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）（第五十條關係）	496
○ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）（第五十條關係）	500
○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（第五十一條關係）	501
○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第五十二條關係）	505
○ 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）（第五十三條關係）	507
○ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（第五十四條關係）	508
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（第五十四條關係）	509
○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（第五十五條關係）	510
○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（第五十六條關係）	530
○ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（第五十七條關係）	534

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第百五十八条関係）	535
○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（第百五十九条関係）	604
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（第百六十条関係）	606
○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第百六十一条関係）	607
○ 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（第百六十二条関係）	609
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（第百六十三条関係）	611
○ 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）（第百六十四条関係）	613
○ 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（第百六十五条関係）	614
○ 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）（第百六十六条関係）	615
○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第百六十七条関係）	616
○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（第百六十八条関係）	619
○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百七十七号）（第百六十九条関係）	620
○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（第百七十条関係）	621
○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第百七十一条関係）	623
○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）（第百七十二条関係）	626

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	（第百七十三條關係）	……	628
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	（第百七十四條關係）	……	632
○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）	（第百七十五條關係）	……	638
○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	（第百七十六條關係）	……	639
○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）	（第百七十七條關係）	……	640
○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）	（第百七十八條關係）	……	641
○ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）	（第百七十八條關係）	……	642
○ 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）	（第百七十八條關係）	……	643
○ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）	（第百七十九條關係）	……	644
○ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成十六年法律第一百五号）	（第百八十條關係）	……	645
○ 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）	（第百八十一條關係）	……	647
○ 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）	（第百八十二條關係）	……	648
○ 紙幣類似証券取締法（明治三十九年法律第五十一号）	（第百八十三條關係）	……	650
○ 印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）	（第百八十四條關係）	……	651

○ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（第百八十四条関係）	652
○ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（第百八十四条関係）	653
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第百八十四条関係）	654
○ 地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百号）（第百八十四条関係）	655
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（第百八十四条関係）	656
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第百八十四条関係）	657
○ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）（第百八十四条関係）	662
○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（第百八十四条関係）	663
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第百八十四条関係）	664
○ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）（第百八十四条関係）	665
○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第百八十四条関係）	666
○ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五百五十六号）（第百八十四条関係）	670
○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（第百八十四条関係）	671
○ 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）（第百八十四条関係）	672
○ 電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）（第百八十四条関係）	673

○ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（第百八十四条関係）	674
○ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（第百八十四条関係）	675
○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）（第百八十四条関係）	676
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（第百八十四条関係）	677
○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（第百八十四条関係）	678
○ 塩事業法（平成八年法律第三十九号）（第百八十四条関係）	679
○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（第百八十四条関係）	680
○ 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）（第百八十四条関係）	681
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第百八十四条関係）	682
○ 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）（第百八十四条関係）	683
○ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）（第百八十四条関係）	684
○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）（第百八十四条関係）	685
○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（第百八十四条関係）	686
○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法	

律第十七号)	(第百八十四条関係)	687
○	地方人税法 (平成二十六年法律第十一号)	(第百八十四条関係)	691
○	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号)	(第百八十四条関係)	693
○	国際観光旅客税法 (平成三十年法律第十六号)	(第百八十四条関係)	694
○	会社経理応急措置法 (昭和二十一年法律第七号)	(第百八十五条関係)	695
○	企業再建整備法 (昭和二十一年法律第四十号)	(第百八十六条関係)	697
○	閉鎖機関令 (昭和二十二年勅令第七十四号)	(第百八十七条関係)	698
○	貨幣損傷等取締法 (昭和二十二年法律第四百八十八号)	(第百八十八条関係)	700
○	印紙等模造取締法 (昭和二十二年法律第百八十九号)	(第百八十八条関係)	701
○	すき入紙製造取締法 (昭和二十二年法律第四百九十九号)	(第百八十九条関係)	702
○	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令 (昭和二十四年政令第二百九十一号)	(第百九十条関係)	703
○	資産再評価法 (昭和二十五年法律第百十号)	(第百九十一条関係)	704
○	税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号)	(第百九十二条関係)	706
○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律 (昭和二十七年法律第百十一号)	(第百九十三条関係)	708

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（第九十四条関係）	709
○ 金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）（第九十五条関係）	711
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第九十六条関係）	712
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第一百十二号）（第九十七条関係）	722
○ とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）（第九十八条関係）	723
○ 特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）（第九十八条関係）	724
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第九十九条関係）	725
○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第一百条関係）	727
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（第二百一条関係）	729
○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第二百二条関係）	733
○ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（第二百三条関係）	734
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（第二百四条関係）	735
○ 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）（第二百五条関係）	736
○ 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（第二百六条関係）	737
○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）	

(第二百七条関係)

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（第二百八条関係）	739
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第二百九条関係）	741
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第二百十条関係）	742
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（第二百十一条関係）	743
社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（第二百十二条関係）	744
学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）（第二百十三条関係）	745
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（第二百十四条関係）	746
宗教学法人法（昭和二十六年法律第二百十六号）（第二百十五条関係）	748
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第二百十五条関係）	749
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（第二百十五条関係）	750
著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）（第二百十五条関係）	752
ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）（第二百十六条関係）	753
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（第二百十六条関係）	754
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（第二百十七条関係）	755
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第一百五十七号）（第二	

百十七条関係)

○ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）	（第二百十七条関係）	757
○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	（第二百十七条関係）	758
○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）	（第二百十七条関係）	761
○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）	（第二百十七条関係）	762
○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）	（第二百十七条関係）	764
○ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）	（第二百十七条関係）	765
○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）	（第二百十七条関係）	766
○ 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）	（第二百十七条関係）	767
○ 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）	（第二百十七条関係）	768
○ 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）	（第二百十七条関係）	769
○ 国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）	（第二百十七条関係）	770
○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）	（第二百十七条関係）	771
○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）	（第二百十七条関係）	772
○ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第四十六号）	（第二百十七条関係）	773
○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）	（第二百十七条関係）	774
○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）	（第二百十七条関係）	775

○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（第二百十七條關係）	776
○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（第二百十七條關係）	777
○ 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（第二百十七條關係）	778
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二百十七條關係）	779
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（第二百十七條關係）	780
○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（第二百十七條關係）	781
○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（第二百十七條關係）	782
○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第二百十七條關係）	784
○ 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）（第二百十七條關係）	785
○ 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三十三号）（第二百十七條關係）	786
○ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（第二百十八條關係）	787
○ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（第二百十九條關係）	788
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第二百二十條關係）	790
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第二百二十一條關係）	795
○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（第二百二十一條關係）	796

○	赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）（第二百二十一条関係）	797
○	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（第二百二十一条関係）	798
○	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（第二百二十一条関係）	799
○	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）（第二百二十一条関係）	800
○	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（第二百二十一条関係）	801
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（第二百二十一条関係）	802
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（第二百二十一条関係）	803
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（第二百二十一条関係）	804
○	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（第二百二十一条関係）	806
○	死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）（第二百二十一条関係）	808
○	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（第二百二十一条関係）	809
○	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（第二百二十一条関係）	810
○	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）（第二百二十一条関係）	811
○	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（第二百二十一条関係）	813
○	と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）（第二百二十一条関係）	814

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第二百二十一条関係）	815
○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）（第二百二十一条関係）	816
○ 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）（第二百二十一条関係）	818
○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（第二百二十一条関係）	819
○ 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）（第二百二十一条関係）	820
○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）（第二百二十一条関係）	821
○ 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（第二百二十一条関係）	822
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（第二百二十一条関係）	823
○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（第二百二十一条関係）	825
○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）（第二百二十一条関係）	826
○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百二十八号）（第二百二十一条関係）	827
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（第二百二十一条関係）	828
○ 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）（第二百二十一条関係）	829
○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）（第二百二十一条関係）	830
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（第二百二十一条関係）	831
○ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）（第二百二十一条関係）	832
○ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）（第二百二十一条関係）	833

○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）（第二百二十一条関係）	834
○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）（第二百二十一条関係）	835
○ 柔道整備師法（昭和四十五年法律第十九号）（第二百二十一条関係）	836
○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（第二百二十一条関係）	837
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）（第二百二十一条関係）	838
○ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（第二百二十一条関係）	839
○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）（第二百二十一条関係）	840
○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（第二百二十一条関係）	841
○ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（第二百二十一条関係）	842
○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第二百二十一条関係）	843
○ 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（第二百二十一条関係）	844
○ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第二百二十一条関係）	845
○ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（第二百二十一条関係）	846
○ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（第二百二十一条関係）	847
○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（第二百二十一条関係）	

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（第二百二十一条関係）	849
○ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（第二百二十一条関係）	850
○ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（第二百二十一条関係）	851
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第二百二十一条関係）	852
○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（第二百二十一条関係）	853
○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）（第二百二十一条関係）	854
○ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百四号）（第二百二十一条関係）	855
○ 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）（第二百二十一条関係）	856
○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第二百二十一条関係）	857
○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（第二百二十一条関係）	858
○ 健康増進法（平成十四年法律第三百三号）（第二百二十一条関係）	859
○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（第二百二十一条関係）	860
○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）（第二百二十一条関係）	861
○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（第二百二十一条関係）	861

○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）（第二百二十一条関係）	863
○ 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）（第二百二十一条関係）	864
○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）（第二百二十一条関係）	865
○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）（第二百二十一条関係）	866
○ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）（第二百二十一条関係）	867
○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（第二百二十一条関係）	868
○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（第二百二十一条関係）	869
○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）（第二百二十一条関係）	870
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（第二百二十一条関係）	871
○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）（第二百二十一条関係）	872
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（第二百二十一条関係）	873
○ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（第二百二十一条関係）	874
○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（第二百二十一条関係）	875

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第二百二十一条関係）	876
○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）（第二百二十一条関係）	877
○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（第二百二十一条関係）	878
○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第二百二十一条関係）	879
○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（第二百二十一条関係）	880
○ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）（第二百二十一条関係）	881
○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（第二百二十一条関係）	882
○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（第二百二十一条関係）	883
○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）（第二百二十一条関係）	887
○ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）（第二百二十一条関係）	888

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）（第二百二十一条関係）	890
○ 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）（第二百二十一条関係）	891
○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（第二百二十二条関係）	892
○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（第二百二十三条関係）	893
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第二百二十四条関係）	895
○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（第二百二十五条関係）	900
○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）（第二百二十六条関係）	902
○ 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（第二百二十七条関係）	903
○ 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）（第二百二十八条関係）	905
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（第二百二十九条関係）	906
○ 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）（第二百三十条関係）	908
○ 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）（第二百三十一条関係）	909
○ 母体保護法（昭和二十三年法律第五百五十六号）（第二百三十二条関係）	910
○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（第二百三十三条関係）	911
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第二百三十四条関係）	914
○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二百三十五条関係）	918

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（第二百三十六条関係）	919
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）（第二百三十七条関係）	921
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（第二百三十八条関係）	923
○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（第二百三十九条関係）	926
○ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（第二百四十条関係）	927
○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）（第二百四十一条関係）	930
○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（第二百四十二条関係）	932
○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（第二百四十三条関係）	938
○ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（第二百四十四条関係）	939
○ 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）（第二百四十五条関係）	942
○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（第二百四十六条関係）	944
○ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（第二百四十七条関係）	945
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（第二百四十八条関係）	947
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（第二百四十九条関係）	949
○ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）（第二百五十条関係）	952
○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）（第二百五十一条関係）	953

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（第二百五十二条関係）	955
○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（第二百五十三条関係）	956
○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二百五十四条関係）	958
○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（第二百五十五条関係）	960
○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）（第二百五十五条関係）	961
○ 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）（第二百五十六条関係）	962
○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（第二百五十七条関係）	963
○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（第二百五十八条関係）	966
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第二百五十九条関係）	968
○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（第二百六十条関係）	970
○ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（第二百六十一条関係）	974
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第二百六十二条関係）	976
○ 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（第二百六十三条関係）	984
○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（第二百六十四条関係）	985

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（第二百六十五条関係）	988
○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）（第二百六十六条関係）	990
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第二百六十七条関係）	991
○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第二百六十八条関係）	993
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（第二百六十九条関係）	995
○ 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（第二百七十条関係）	996
○ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）（第二百七十一条関係）	997
○ 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）（第二百七十二条関係）	999
○ 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）（第二百七十三条関係）	1000
○ 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（第二百七十四条関係）	1001
○ 臘虎膾肭獸獵獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）（第二百七十五条関係）	1003
○ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（第二百七十五条関係）	1004
○ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）（第二百七十五条関係）	1005
○ 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）（第二百七十五条関係）	1006

○ 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）	（第二百七十五条関係）	1007
○ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）	（第二百七十五条関係）	1008
○ 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）	（第二百七十五条関係）	1009
○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）	（第二百七十五条関係）	1010
○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（第二百七十五条関係）	1011
○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）	（第二百七十五条関係）	1012
○ 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五百五十四号）	（第二百七十五条関係）	1013
○ 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）	（第二百七十五条関係）	1014
○ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）	（第二百七十五条関係）	1015
○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）	（第二百七十五条関係）	1016
○ 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）	（第二百七十五条関係）	1017
○ 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）	（第二百七十五条関係）	1018
○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）	（第二百七十五条関係）	1019
○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）	（第二百七十五条関係）	1020
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）	（第二百七十五条関係）	1022

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（第二百七十五条関係）	1023
○ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（第二百七十五条関係）	1024
○ 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）（第二百七十五条関係）	1025
○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（第二百七十五条関係）	1026
○ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）（第二百七十五条関係）	1027
○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）（第二百七十五条関係）	1028
○ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）（第二百七十五条関係）	1029
○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第二百七十五条関係）	1030
○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（第二百七十五条関係）	1031
○ 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）（第二百七十五条関係）	1032
○ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（第二百七十五条関係）	1033
○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）（第二百七十五条関係）	1034
○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）（第二百七十五条関係）	1035
○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）（第二百七十五条関係）	1036
○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）（第二百七十五条関係）	1037

○ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）（第二百七十五条関係）	1038
○ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）（第二百七十五条関係）	1039
○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）（第二百七十五条関係）	1040
○ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）（第二百七十五条関係）	1041
○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）（第二百七十五条関係）	1042
○ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）（第二百七十五条関係）	1043
○ 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（第二百七十六条関係）	1044
○ 農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）（第二百七十七条関係）	1045
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（第二百七十八条関係）	1046
○ 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）（第二百七十九条関係）	1050
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（第二百八十条関係）	1052
○ 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）（第二百八十一条関係）	1057
○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第二百八十二条関係）	1058
○ 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）（第二百八十三条関係）	1060
○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（第二百八十四条関係）	1062
○ 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）（第二百八十五条関係）	1064
○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（第二百八十六条関係）	1065

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）（第二百八十七条関係）	1067
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（第二百八十八条関係）	1069
○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（第二百八十九条関係）	1071
○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（第二百九十条関係）	1073
○ 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）（第二百九十一条関係）	1074
○ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）（第二百九十二条関係）	1076
○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（第二百九十三条関係）	1077
○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（第二百九十四条関係）	1080
○ 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第三百三号）（第二百九十五条関係）	1081
.....
○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）（第二百九十六条関係）	1082
○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（第二百九十七条関係）	1083
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（第二百九十八条関係）	1084
○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）（第二百九十九 九条関係）	1087
○ 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（第三百条関係）	1088
○ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（第三百一条関係）	1091

○ 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（第三百一条関係）	1092
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（第三百一条関係）	1093
○ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（第三百一条関係）	1095
○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（第三百一条関係）	1096
○ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（第三百一条関係）	1097
○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（第三百一条関係）	1098
○ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（第三百一条関係）	1100
○ 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）（第三百一条関係）	1101
○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第三百一条関係）	1102
○ 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第三百一条関係）	1104
○ 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（第三百一条関係）	1106
○ 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（第三百一条関係）	1108
○ 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）（第三百一条関係）	1110
○ 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）（第三百一条関係）	1111
○ 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）（第三百一条関係）	1112
○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）（第三百一条関係）	1113
○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（第三百一条関係）	1114

○ 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）（第三百一条関係）	1115
○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第三百一条関係）	1116
○ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（第三百一条関係）	1117
○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（第三百一条関係）	1118
○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第三百一条関係）	1119
.....	
○ 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（第三百一条関係）	1120
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（第三百一条関係）	1121
○ 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（第三百一条関係）	1122
.....	
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第三百一条関係）	1123
○ 計量法（平成四年法律第五十一号）（第三百一条関係）	1124
○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第三百一条関係）	1125
○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（第三百一条関係）	1126
○ 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）（第三百一条関係）	1127
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（第三百一条関係）	1128
○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（第三百一条関係）	1129

○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（第三百一条関係）	1130
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（第三百一条関係）	1131
○ 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（第三百一条関係）	1132
○ 工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）（第三百一条関係）	1133
○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十三号）（第三百一条関係）	1134
○ 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）（第三百一条関係）	1135
○ クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）（第三百一条関係）	1137
○ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）（第三百一条関係）	1138
○ 株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）（第三百一条関係）	1139
○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第三百一条関係）	1140
○ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（第三百一条関係）	1141
○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（第三百一条関係）	1142

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（第三百二条関係）	1143
○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（第三百三条関係）	1147
○ 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（第三百四条関係）	1149
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第三百五条関係）	1152
○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（第三百六条関係）	1157
○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（第三百七条関係）	1158
○ 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（第三百八条関係）	1160
○ 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（第三百九条関係）	1162
○ 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（第三百十条関係）	1164
○ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）（第三百十一条関係）	1166
○ 工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）（第三百十二条関係）	1168
○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（第三百十二条関係）	1169
○ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）（第三百十二条関係）	1170
○ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）（第三百十二条関係）	1171
○ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）（第三百十三条関係）	1172
○ 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十四号）（第三百十四条関係）	1173
○ 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（第三百十五条関係）	1174

○ 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（第三百十六條關係）	1175
○ 中小企業等經營強化法（平成十一年法律第十八号）（第三百十六條關係）	1176
○ 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）（第三百十七條關係）	1177
○ 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）（第三百十八條關係）	1179
○ 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）（第三百十九條關係）	1186
○ 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（第三百二十條關係）	1187
○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（第三百二十一條關係）	1188
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（第三百二十二條關係）	1191
○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（第三百二十三條關係）	1193
○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第三百二十四條關係）	1194
○ 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）（第三百二十五條關係）	1195
○ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（第三百二十六條關係）	1196
○ 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）（第三百二十七條關係）	1197
○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚 <small>だな</small> の南部の共同開發に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（第三百二十八條關係）	1198
○ 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（第三百二十九條關係）	1199

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第三百三十条関係）	1200
○ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第三百三十一条関係）	1202
○ 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百十六号）（第三百三十二条関係）	1204
○ アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）（第三百三十三条関係）	1205
○ 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第三百三十四条関係）	1206
○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第三百三十五条関係）	1208
○ 日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）（第三百三十六条関係）	1209
○ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）（第三百三十七条関係）	1210
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（第三百三十八条関係）	1211
○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）（第三百三十九条関係）	1215
○ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（第三百四十条関係）	1217
○ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）（第三百四十一条関係）	1218
○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（第三百四十二条関係）	1219
○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（第三百四十二条関係）	1220
○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第三百四十二条関係）	1221

○ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（第三百四十二条関係）	1223
○ 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（第三百四十二条関係）	1224
○ 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）（第三百四十二条関係）	1225
○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（第三百四十二条関係）	1226
○ 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（第三百四十二条関係）	1227
○ 水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）（第三百四十二条関係）	1228
○ 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（第三百四十二条関係）	1229
○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（第三百四十二条関係）	1230
○ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（第三百四十二条関係）	1231
○ 海外からの日本国民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号）（第三百四十二条関係）	1232
○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）（第三百四十二条関係）	1233
○ 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（第三百四十二条関係）	1234
○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（第三百四十二条関係）	1235
○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（第三百四十二条関係）	1236
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（第三百四十二条関係）	1237
○ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（第三百四十二条関係）	1238

○ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（第三百四十二条関係）	1240
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）（第三百四十二条関係）	1241
○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）（第三百四十二条関係）	1243
○ 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（第三百四十二条関係）	1244
○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）（第三百四十二条関係）	1245
○ 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）（第三百四十二条関係）	1246
○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（第三百四十二条関係）	1247
○ 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（第三百四十二条関係）	1248
○ 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）（第三百四十二条関係）	1249
○ 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（第三百四十二条関係）	1250
○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（第三百四十二条関係）	1251
○ 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）（第三百四十二条関係）	1252
○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（第三百四十二条関係）	1253

○ 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（第三百四十二条関係）	1254
○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（第三百四十二条関係）	1255
○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（第三百四十二条関係）	1256
○ 国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五五号）（第三百四十二条関係）	1257
○ 国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第三百四十二条関係）	1258
○ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）（第三百四十二条関係）	1259
○ 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（第三百四十二条関係）	1260
○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百五五号）（第三百四十二条関係）	1261
○ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）（第三百四十二条関係）	1262
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第三百四十二条関係）	1263
○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（第三百四十二条関係）	1264
○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（第三百四十二条関係）	1265
○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（第三百四十二条関係）	1266
○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（第三百四十二条関係）	1267
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第三百四十二条関係）	1268

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（第三百四十二条関係）	1269
○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（第三百四十二条関係）	1270
○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（第三百四十二条関係）	1271
○ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）（第三百四十二条関係）	1272
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第三百四十二条関係）	1273
○ モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）（第三百四十二条関係）	1275
○ 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）（第三百四十二条関係）	1276
○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（第三百四十二条関係）	1277
○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（第三百四十二条関係）	1278
○ 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）（第三百四十二条関係）	1279
○ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）（第三百四十二条関係）	1280
○ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（第三百四十二条関係）	1281
○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（第三百四十二条関係）	1282
○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（第三百四十二条関係）	1283

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（第三百四十二条関係）	1284
○ 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）（第三百四十二条関係）	1285
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（第三百四十二条関係）	
.....	1286
○ 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（第三百四十三条関係）	1287
○ 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（第三百四十四条関係）	1288
○ 航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）（第三百四十五条関係）	1291
○ 船員法（昭和二十二年法律第一百号）（第三百四十六条関係）	1292
○ 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（第三百四十七条関係）	1295
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）（第三百四十八条関係）	1297
○ 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）（第三百四十九条関係）	1300
○ 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（第三百五十条関係）	1303
○ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（第三百五十一条関係）	1304
○ 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（第三百五十二条関係）	1306
○ 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（第三百五十三条関係）	1308
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（第三百五十四条関係）	1309
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）（第三百五十五条関係）	1312

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第三百五十六条関係）	1314
○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（第三百五十七条関係）	1317
○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（第三百五十八条関係）	1319
○ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第三百五十九条関係）	1321
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第三百六十条関係）	1325
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第三百六十一条関係）	1327
○ モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（第三百六十二条関係）	1328
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（第三百六十三条関係）	1331
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第三百六十四条関係）	1334
○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（第三百六十五条関係）	1336
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第三百六十六条関係）	1338
○ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（第三百六十七条関係）	1343
○ 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）（第三百六十八条関係）	1345
○ 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）（第三百六十九条関係）	1346
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（第三百七十条関係）	1347
○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（第三百七十一条関係）	1349
○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（第三百七十一条関係）	1350

○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（第三百七十二條關係）	1351
○ 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（第三百七十三條關係）	1352
○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（第三百七十四條關係）	1354
○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（第三百七十五條關係）	1355
○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（第三百七十六條關係）	1356
○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（第三百七十七條關係）	1358
○ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）（第三百七十八條關係）	1359
○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）（第三百七十九條關係）	1360
○ 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第一百一十号）（第三百八十條關係）	1362
○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）（第三百八十一條關係）	1363
○ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（第三百八十二條關係）	1364
○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（第三百八十三條關係）	1365
○ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）（第三百八十四條關係）	1366
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（第三百八十五條關係）	1367

○ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（第三百八十六条関係）	1369
○ 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）（第三百八十七条関係）	1371
○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三百八十八条関係）	1372
○ タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（第三百八十九条関係）	1373
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（第三百九十条関係）	1375
○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）（第三百九十一条関係）	1377
○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（第三百九十二条関係）	1378
○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百三十三号）（第三百九十三条関係）	1379
○ 国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）（第三百九十三条関係）	1380
○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第一百十三号）（第三百九十四条関係）	1381
○ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（第三百九十五条関係）	1382
○ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）（第三百九十六条関係）	1383
○ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（第三百九十七条関係）	1385
○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（第三百九十八条関係）	1387

○ 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（第三百九十九条関係）	1389
○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（第四百条関係）	1390
○ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第四百一条関係）	1392
○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（第四百二条関係）	1393
○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第四百三条関係）	1395
○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（第四百四条関係）	1396
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第四百五条関係）	1398
○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（第四百六条関係）	1401
○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（第四百七条関係）	1402
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（第四百八条関係）	1404
○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（第四百九条関係）	1407
○ 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）（第四百十条関係）	1409
○ 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第八十八号）（第四百十一条関係）	1410
○ 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（第四百十二条関係）	1411
○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（第四百十三条関係）	1412
○ 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（第四百十四条関係）	1413

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）（第四百十五条関係）	1414
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（第四百十六条関係）	1416
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（第四百十七条関係）	1418
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（第四百十八条関係）	1420
○ 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（第四百十九条関係）	1421
○ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（第四百二十条関係）	1424
○ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）（第四百二十一条関係）	1427
○ 温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）（第四百二十二条関係）	1429
○ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（第四百二十三条関係）	1430
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（第四百二十四条関係）	1432
○ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（第四百二十四条関係）	1434
○ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（第四百二十四条関係）	1435
○ 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（第四百二十四条関係）	1436

○ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（第四百二十四条関係）	1437
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）（第四百二十四条関係）	1438
○ 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（第四百二十四条関係）	1439
○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（第四百二十四条関係）	1440
○ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（第四百二十四条関係）	1442
○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（第四百二十四条関係）	1443
○ 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（第四百二十四条関係）	1444
○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（第四百二十四条関係）	1445
○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（第四百二十四条関係）	1446
○ 国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（第四百二十四条関係）	1447
○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（第四百二十四条関係）	1448
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（第四百二十四条関係）	1449
○ 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（第四百二十四条関係）	1450
○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（第四百二十四条関係）	

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第四百二十四条関係）	1451
○ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）（第四百二十四条関係）	1453
○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（第四百二十四条関係）	1454
○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（第四百二十四条関係）	1455
○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（第四百二十四条関係）	1456
○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（第四百二十四条関係）	1457
○ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（第四百二十四条関係）	1459
○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）（第四百二十四条関係）	1460
○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）（第四百二十四条関係）	1461
○ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第一百号）（第四百二十五条関係）	1462
○ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（第四百二十六条関係）	1463
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第四百二十七条関係）	1464

○ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（第四百二十八条関係）	1466
○ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（第四百二十九条関係）	1467
○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）（第四百三十条関係）	1470
○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第四百三十一条関係）	1471
○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（第四百三十二条関係）	1473
○ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（第四百三十三条関係）	1474
○ 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（第四百三十四条関係）	1475
○ 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（第四百三十五条関係）	1477
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第四百三十六条関係）	1478
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第四百三十七条関係）	1483
○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（第四百三十八条関係）	1486
○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（第四百三十九条関係）	1488
○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（第四百四十条関係）	1489

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p>	<p>第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者
第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明
スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ拘禁刑ニ処
ス

第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル
時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告
知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠避
セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ拘禁刑
ニ処ス

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者
第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明
スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル
時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告
知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠避
セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又
ハ禁錮ニ処ス

○ 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第一条 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者ハ六月以上二年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第二条 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第四条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ証人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス一年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>② (略)</p>	<p>第一条 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス</p> <p>第二条 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス</p> <p>第四条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ証人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス</p> <p>② (略)</p>

○ 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>② （略）</p> <p>第四十九条 工場ノ所有者ガ譲渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ 本法ノ規定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動産ヲ第三者ニ 引渡シタルトキハ一年以下ノ拘禁刑又ハ十万円以下ノ 罰金ニ処ス</p>	<p>② （略）</p> <p>第四十九条 工場ノ所有者ガ譲渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ 本法ノ規定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動産ヲ第三者ニ 引渡シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰 金ニ処ス</p>

○ 法人の役員処罰に関する法律（大正四年法律第十八号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、会計参与、執行役員、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者ハ五年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p>	<p>法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、会計参与、執行役員、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス</p>

改正案	現行
<p>第三百二十二条 第二百十一条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三百三十三条 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三百三十四条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。</p>	<p>第三百二十二条 第二百十一条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三百三十三条 戸籍に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三百三十四条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。</p>

○ 国籍法（昭和二十五年法律第四百十七号）（第三条関係）

改正案	<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第三条第一項の規定による届出をする場合に おいて、虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又 は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>
現行	<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第三条第一項の規定による届出をする場合に おいて、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は 二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（人の秘密を漏らす罪） 第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲罰刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（人の秘密を漏らす罪） 第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲罰刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（高金利の処罰）</p> <p>第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付</p>	<p>（高金利の処罰）</p> <p>第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付</p>

けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

(高保証料の処罰)

第五条の二 金銭の貸付け（金銭の貸付けを行う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の保証（業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを超える割合となる保証料の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 4 (略)

(保証料がある場合の高金利の処罰)

第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合において、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 金銭の貸付けを行う者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付けを行う場合にお

に関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

(高保証料の処罰)

第五条の二 金銭の貸付け（金銭の貸付けを行う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の保証（業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを超える割合となる保証料の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 4 (略)

(保証料がある場合の高金利の処罰)

第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合において、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 金銭の貸付けを行う者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付けを行う場合にお

いて、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一・二 （略）

3 金銭の貸付けを行う者が、根保証（元本極度額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。）のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一・二 （略）

（その他の罰則）

第八條 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五條第一項若しくは第二項、第五條の二第一項又は第五條の三の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五條第三項の規

いて、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一・二 （略）

3 金銭の貸付けを行う者が、根保証（元本極度額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。）のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一・二 （略）

（その他の罰則）

第八條 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五條第一項若しくは第二項、第五條の二第一項又は第五條の三の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五條第三項の規

定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の拘
禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。
3 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘
禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。
一・二 (略)

定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の懲
役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。
3 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲
役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。
一・二 (略)

○ 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第百二号）（第三条 関係）

改正案	現行
<p>第一条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底電線（海底電信線保護万国連合条約第一条に規定する海底電信線を除く。）を損壊して電気通信を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底パイプライン又は海底高圧電線を損壊して石油若しくは可燃性天然ガスの輸送又は送電を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第一条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底電線（海底電信線保護万国連合条約第一条に規定する海底電信線を除く。）を損壊して電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底パイプライン又は海底高圧電線を損壊して石油若しくは可燃性天然ガスの輸送又は送電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（公示書等損壊罪） 第二百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p> <p>（陳述等拒絶の罪） 第二百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公示書等損壊罪） 第二百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p> <p>（陳述等拒絶の罪） 第二百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公示書等損壊罪） 第六十六条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（陳述等拒絶の罪） 第六十七条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（公示書等損壊罪） 第六十六条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（陳述等拒絶の罪） 第六十七条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>（業として行う不法輸入等）</p> <p>第五条 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む。）は、無期又は五年以上の拘禁刑及び一千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>（業として行う不法輸入等）</p> <p>第五条 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む。）は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p>
<p>（薬物犯罪収益等隠匿）</p> <p>第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的をもつて、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（薬物犯罪収益等隠匿）</p> <p>第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的をもつて、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>（薬物犯罪収益等收受）</p> <p>第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者に</p>	<p>（薬物犯罪収益等收受）</p> <p>第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者に</p>

において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。
（）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等
よって行われることの情を知らないでした当該契約に
係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、
この限りでない。

（規制薬物としての物品の輸入等）

第八条 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るもの
に限る。）を犯す意思をもって、規制薬物として交付
を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は
輸出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の
罰金に処する。

2 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係
るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の
物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、
又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬
物その他の物品を所持した者は、二年以下の拘禁刑又
は三十万円以下の罰金に処する。

（あおり又は唆し）

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第
六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制
薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者
は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す
る。

において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。
（）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等
よって行われることの情を知らないでした当該契約に
係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、
この限りでない。

（規制薬物としての物品の輸入等）

第八条 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るもの
に限る。）を犯す意思をもって、規制薬物として交付
を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は
輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の
罰金に処する。

2 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係
るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の
物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、
又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬
物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は
三十万円以下の罰金に処する。

（あおり又は唆し）

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第
六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制
薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者
は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する
。

○ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三百十号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（公職者あつせん利得）</p> <p>第一条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長（以下「公職にある者」という。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議員秘書あつせん利得）</p> <p>第二条 衆議院議員又は参議院議員の秘書（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者）で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補助するものをいう。以下同じ。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収</p>	<p>（公職者あつせん利得）</p> <p>第一条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長（以下「公職にある者」という。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議員秘書あつせん利得）</p> <p>第二条 衆議院議員又は参議院議員の秘書（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者）で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補助するものをいう。以下同じ。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収</p>

2 受したときは、二年以下の拘禁刑に処する。
(略)

(利益供与)

第四条 第一条又は第二条の財産上の利益を供与した者は、一年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 受したときは、二年以下の懲役に処する。
(略)

(利益供与)

第四条 第一条又は第二条の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者による資金等を提供させる行為）</p> <p>第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者以外の者による資金等の提供等）</p> <p>第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を執行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の拘禁刑又は七百万円以下の罰金に処す</p>	<p>（公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者による資金等を提供させる行為）</p> <p>第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者以外の者による資金等の提供等）</p> <p>第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を執行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処す</p>

する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪
を
実行しようとする者が、その罪の実行のために利用
する
目的で、その提供を受けたときも、同様とする。
3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を
実行
しようとする者が、その実行のために利用する目的
で、
資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を
勧誘
し、若しくは要請し、又はその他の方法により、
これら
の資金又はその他利益を提供させたときは、五
年
以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

4
(略)

第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、こ
れを
実行しようとする者に対し、資金又はその実行に
資す
るその他利益を提供した者は、五年以下の拘禁刑
又
は五百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的
の
犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資
金
又はその他利益を提供した者は、二年以下の拘禁刑
又
は二百万円以下の罰金に処する。

2・3
(略)

る。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を
実行
しようとする者が、その罪の実行のために利用す
る
目的で、その提供を受けたときも、同様とする。
3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を
実行
しようとする者が、その実行のために利用する目的
で、
資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を
勧誘
し、若しくは要請し、又はその他の方法により、
これら
の資金又はその他利益を提供させたときは、五
年
以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

4
(略)

第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、こ
れを
実行しようとする者に対し、資金又はその実行に
資す
るその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又
は
五百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的
の
犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資
金
又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又
は
二百万円以下の罰金に処する。

2・3
(略)

○ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（秘密漏示に対する制裁） 第十一条 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（秘密漏示に対する制裁） 第十一条 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（罰則）</p> <p>第四条 前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項の規定によりその規定の例によることとされた新法第五条の第二第一項の規定による申請において、前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った期間その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（罰則）</p> <p>第四条 前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項の規定によりその規定の例によることとされた新法第五条の第二第一項の規定による申請において、前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った期間その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（人の秘密を漏らす罪） 第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（人の秘密を漏らす罪） 第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（第三条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第五十二条 第二十七条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第五十二条 第二十七条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（第三条関係）

改正案

現行

附則

（罰則）

第二十六条 附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 附則第三条第二項（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（附則第六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第二項若しくは第三項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第二項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三條第二項若しくは第三項の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則

（罰則）

第二十六条 附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 附則第三条第二項（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（附則第六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第二項若しくは第三項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第二項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三條第二項若しくは第三項の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第五十条 第二十七条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（経過措置） 第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項において準用する第三十九条において準用する第二十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>第五十条 第二十七条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（経過措置） 第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項において準用する第三十九条において準用する第二十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 （略）</p>

○ 国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）（第三条関係）

改正案	<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第十一条 附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>
現行	<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第十一条 附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（人の秘密を漏らす罪） 第二百九十二条 参与員、家事調停委員又はこれらの職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（人の秘密を漏らす罪） 第二百九十二条 参与員、家事調停委員又はこれらの職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（私事性的画像記録提供等）</p> <p>第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（私事性的画像記録提供等）</p> <p>第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 （略）</p>

○ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第十七条 第十二条第二項において読み替えて準用する農地法第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第十七条 第十二条第二項において読み替えて準用する農地法第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第 号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ</p> <p>② 本法ニ於テ懲役（旧刑法ノ懲役ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二条ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮（旧刑法ノ禁錮ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三条ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留（旧刑法ノ拘留ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六条ニ定メタル拘留ヲ謂フ</p> <p>第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ拘禁刑ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p>	<p>第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ</p> <p>（新設）</p> <p>第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p>

○ 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>第十四条 左ニ掲クル者ハ公証人ニ任セラルルコトヲ得 ス 一 拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタル者但シ二年以下ノ 拘禁刑ニ処セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ 其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキハ此ノ限 ニ在ラス 二・三 (略)</p>	<p>第十四条 左ニ掲クル者ハ公証人ニ任セラルルコトヲ得 ス 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者但シ二年以下ノ禁 錮ニ処セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ 執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキハ此ノ限ニ在 ラス 二・三 (略)</p>

○ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいづれかに該当する者は、検察官に任命することができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>二 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいづれかに該当する者は、検察官に任命することができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 (略)</p> <p>② (略)</p>

○ 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二・三 （略）</p>	<p>（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二・三 （略）</p>

○ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第一条 団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条、第二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第一条ノ二 銃砲若ハクロスボウ又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>②・③（略）</p> <p>第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四條、第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十五年以下ノ拘禁刑ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>②（略）</p> <p>第二条 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>②（略）</p>	<p>第一条 団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条、第二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第一条ノ二 銃砲若ハクロスボウ又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②・③（略）</p> <p>第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四條、第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②（略）</p> <p>第二条 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>②（略）</p>

第三条 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十九条、第二百
四条、第二百八条、第二百二十二条、第二百二十三条
、第二百三十四条、第二百六十条又ハ第二百六十一条
ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利
益若ハ職務ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル
者及情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為
シタル者ハ六月以下ノ拘禁刑又ハ十万円以下ノ罰金ニ
処ス

② 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五条ノ罪ヲ犯サシムル
目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ拘禁
刑又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第三条 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十九条、第二百
四条、第二百八条、第二百二十二条、第二百二十三条
、第二百三十四条、第二百六十条又ハ第二百六十一条
ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利
益若ハ職務ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル
者及情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為
シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処
ス

② 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五条ノ罪ヲ犯サシムル
目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役
若ハ禁錮又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

○ 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>第二条 常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ竊盜ヲ以テ論ズベキトキハ三年以上、強盜ヲ以テ論ズベキトキハ七年以上ノ有期拘禁刑ニ処ス</p> <p>一（四）（略）</p> <p>第三条 常習トシテ前条ニ掲ゲタル刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ其ノ行為前十年内ニ此等ノ罪又ハ此等ノ罪ト他ノ罪トノ併合罪ニ付三回以上六月ノ拘禁刑以上ノ刑ノ執行ヲ受ケ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タルモノニ対シ刑ヲ科スベキトキハ前条ノ例ニ依ル</p> <p>第四条 常習トシテ刑法第二百四十條ノ罪（人ヲ傷シタルトキニ限ル）又ハ第二百四十一條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ十年以上ノ拘禁刑ニ処ス</p>	<p>第二条 常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ竊盜ヲ以テ論ズベキトキハ三年以上、強盜ヲ以テ論ズベキトキハ七年以上ノ有期懲役ニ処ス</p> <p>一（四）（略）</p> <p>第三条 常習トシテ前条ニ掲ゲタル刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ其ノ行為前十年内ニ此等ノ罪又ハ此等ノ罪ト他ノ罪トノ併合罪ニ付三回以上六月ノ懲役以上ノ刑ノ執行ヲ受ケ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タルモノニ対シ刑ヲ科スベキトキハ前条ノ例ニ依ル</p> <p>第四条 常習トシテ刑法第二百四十條ノ罪（人ヲ傷シタルトキニ限ル）又ハ第二百四十一條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ十年以上ノ懲役ニ処ス</p>

改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、また、これとともに猶予の期間を短縮することができる。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。</p> <p>④ 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を減輕する減刑のみを行うものとし、また、刑を減輕するとともに猶予の期間を短縮することができる。ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。</p>	<p>第七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、また、これとともに猶予の期間を短縮することができる。</p> <p>④ 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を減輕する減刑のみを行うものとし、また、刑を減輕するとともに猶予の期間を短縮することができる。</p>

改正案	現行
<p>第二十六条（略）</p> <p>② 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる罪（刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪、暴行爲等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三第一項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件</p> <p>三・四（略）</p> <p>③（略）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>② 簡易裁判所は、<u>拘禁刑</u>以上の刑を科することができる。ただし、刑法第三百十條の罪若しくはその未遂罪、同法第八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二條、第二百五十四條若しくは第二百五十六條の罪、古物營業法（昭和二十四年法律第八号）第三十一條から第三十三條</p>	<p>第二十六条（略）</p> <p>② 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪、暴行爲等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三第一項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件</p> <p>三・四（略）</p> <p>③（略）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>② 簡易裁判所は、<u>禁錮</u>以上の刑を科することができる。ただし、刑法第三百十條の罪若しくはその未遂罪、同法第八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二條、第二百五十四條若しくは第二百五十六條の罪、古物營業法（昭和二十四年法律第八号）第三十一條から第三十三條ま</p>

までの罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の拘禁刑を科することができる。

③（略）

第四十六条（任命の欠格事由） 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二（略）

第七十三条（審判妨害罪） 第七十一条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

での罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

③（略）

第四十六条（任命の欠格事由） 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二（略）

第七十三条（審判妨害罪） 第七十一条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円以下の罰金に処する。

○ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>第二条 国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならぬ。</p> <p>一 拘禁刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第二条 国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならぬ。</p> <p>一 懲役又は禁錮の刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者</p> <p>二・三 (略)</p>

○ 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>（虚偽申告の罪）</p> <p>第四十三条 裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。</p>	<p>（虚偽申告の罪）</p> <p>第四十三条 裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。</p>

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>第六条 この法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者が当該議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の審査又は調査の終わる前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。</p> <p>第七条 正当の理由がなく、証人が出頭せず、現在場所において証言すべきことの要求を拒み、若しくは要求された書類を提出しないとき、又は証人が宣誓若しくは証言を拒んだときは、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>第九条 証人又はその親族に対し、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がなく、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六条 この法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者が当該議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の審査又は調査の終わる前であつて、且つ犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。</p> <p>第七条 正当の理由がなく、証人が出頭せず、現在場所において証言すべきことの要求を拒み、若しくは要求された書類を提出しないとき、又は証人が宣誓若しくは証言を拒んだときは、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。</p> <p>第九条 証人又はその親族に対し、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がなく、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができ ない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一年の拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する検察審査員は、その職務の執行を停止される。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者</p> <p>二 逮捕又は勾留されている者</p> <p>② (略)</p> <p>第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会議において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見（第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。）若しくはその多少の数（以下この条において「評議の秘密」という。）その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第四十四条の二 検察審査会が審査を行い、又は審査を行つた事件に関し、その検察審査員若しくは補充員若</p>	<p>第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができ ない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する検察審査員は、その職務の執行を停止される。</p> <p>一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者</p> <p>二 逮捕又は勾留されている者</p> <p>② (略)</p> <p>第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会議において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見（第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。）若しくはその多少の数（以下この条において「評議の秘密」という。）その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第四十四条の二 検察審査会が審査を行い、又は審査を行つた事件に関し、その検察審査員若しくは補充員若</p>

しくはこれらの職にあつた者又はこれらの親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二条第一項第一号に規定する職務に關し、檢察審査員に対し不正の請託をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

しくはこれらの職にあつた者又はこれらの親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二条第一項第一号に規定する職務に關し、檢察審査員に対し不正の請託をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（警察官の送致等） 第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。 一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。 イ（略） ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の拘禁刑に当たる罪 二（略） 2・3（略） （観護の措置） 第十七条（略） 2・3（略） 4 前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る拘禁刑以上の刑に当たる罪の事件でその非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。）の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれ</p>	<p>（警察官の送致等） 第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。 一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。 イ（略） ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪 二（略） 2・3（略） （観護の措置） 第十七条（略） 2・3（略） 4 前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。）の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるお</p>

がある」と認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

5
5
10 (略)

(検察官への送致)

第二十条 家庭裁判所は、拘禁刑以上の刑に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2
(略)

(検察官の関与)

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

2
2
3 (略)

(取扱いの分離)

第四十九條 (略)

2
(略)

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年（刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する

それが」と認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

5
5
10 (略)

(検察官への送致)

第二十条 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2
(略)

(検察官の関与)

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

2
2
3 (略)

(取扱いの分離)

第四十九條 (略)

2
(略)

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年（刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する

る法律（平成十七年法律第五十号）第二条第四号の受刑者（同条第七号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）を除く。）を二十歳以上の者と分離して収容しなければならない。

（死刑と無期拘禁刑の緩和）

第五十一条 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期拘禁刑を科する。

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期拘禁刑をもつて処断すべきときであつても、有期拘禁刑を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上二十年以下において言い渡す。

（不定期刑）

第五十二条 少年に対して有期拘禁刑をもつて処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期の二分の一（長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。次項において同じ。）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡す。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできない。

2 （略）

3 刑の執行猶予の言渡しをする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

（拘禁刑の執行）

第五十六条 拘禁刑の言渡しを受けた少年（第三項の規

る法律（平成十七年法律第五十号）第二条第四号の受刑者（同条第八号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）を除く。）を二十歳以上の者と分離して収容しなければならない。

（死刑と無期刑の緩和）

第五十一条 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科する。

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであつても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上二十年以下において言い渡す。

（不定期刑）

第五十二条 少年に対して有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期の二分の一（長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。次項において同じ。）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡す。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできない。

2 （略）

3 刑の執行猶予の言渡しをする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

（懲役又は禁錮の執行）

第五十六条 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年（第三

定により少年院において刑の執行を受ける者を除く。
（）に対しては、特に設けた刑事施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2 (略)

3 拘禁刑の言渡しを受けた十六歳に満たない少年に対しては、刑法第十二条第二項の規定にかかわらず、十六歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。この場合において、その少年には、矯正教育を授ける。

(刑の執行と保護処分)

第五十七条 保護処分の継続中、拘禁刑又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。拘禁刑又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

(仮釈放)

第五十八条 少年のとき拘禁刑の言渡しを受けた者については、次の期間を経過した後、仮釈放をすることができる。

一 無期拘禁刑については七年

二 第五十一条第二項の規定により言い渡した有期拘禁刑については、その刑期の三分の一

三 第五十二条第一項又は同条第一項及び第二項の規定により言い渡した拘禁刑については、その短期の三分の一

2 第五十一条第一項の規定により無期拘禁刑の言渡し

項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を除く。（）に対しては、特に設けた刑事施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2 (略)

3 懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳に満たない少年に対しては、刑法第十二条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、十六歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。この場合において、その少年には、矯正教育を授ける。

(刑の執行と保護処分)

第五十七条 保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

(仮釈放)

第五十八条 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、次の期間を経過した後、仮釈放をすることができる。

一 無期刑については七年

二 第五十一条第二項の規定により言い渡した有期刑については、その刑期の三分の一

三 第五十二条第一項又は同条第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

2 第五十一条第一項の規定により無期刑の言渡しを受

を受けた者については、前項第一号の規定は適用しない。

(仮釈放期間の終了)

第五十九条 少年のとき無期拘禁刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないうで十年を経過したときは、刑の執行を受け終わったものとする。

2 少年のとき第五十一条第二項又は第五十二条第一項若しくは同条第一項及び第二項の規定により有期拘禁刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一条第二項の刑期若しくは第五十二条第一項の長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとする。

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなればならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の状況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たたる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの(前号に該当するものを除く。)

けた者については、前項第一号の規定は適用しない。

(仮釈放期間の終了)

第五十九条 少年のとき無期刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないうで十年を経過したときは、刑の執行を受け終わったものとする。

2 少年のとき第五十一条第二項又は第五十二条第一項若しくは同条第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一条第二項の刑期若しくは第五十二条第一項の長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとする。

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなればならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の状況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの(前号に該当するものを除く。)

附 則

第五条 第六十条の規定は、この法律施行前、少年のとき犯した罪により死刑又は無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十条に規定する禁錮に処せられ、減刑その他の事由で刑期を満了し、又は刑の執行の免除を受けた者に対しても、これを適用する。

附 則

第五条 第六十条の規定は、この法律施行前、少年のとき犯した罪により死刑又は無期刑に処せられ、減刑その他の事由で刑期を満了し、又は刑の執行の免除を受けた者に対しても、これを適用する。

○ 人身保護法（昭和二十三年法律第九十九号）（第十五条関係）

改正案	現行
<p>第二十六条 被拘束者を移動、蔵匿、隠避しその他この法律による救済を妨げる行為をした者若しくは第十二条第二項の答弁書に、殊更虚偽の記載をした者は、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十六条 被拘束者を移動、蔵匿、隠避しその他この法律による救済を妨げる行為をした者若しくは第十二条第二項の答弁書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p>

○ 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）（第十六条関係）

改正案	現行
<p>（委員の欠格条項） 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二・三 （略） 2 人権擁護委員が、前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。</p>	<p>（委員の欠格条項） 第七条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 二・三 （略） 2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。</p>

改正案	現行
<p>（弁護士の欠格事由）</p> <p>第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、<u>弁護士</u>となる資格を有しない。</p> <p>一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（清算人）</p> <p>第四十三条の三 （略）</p> <p>2 次に掲げる者は、清算人となることができない。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは六年以上の<u>拘禁刑</u>に処せられ、復権を得ない者</p> <p>二 六年未満の<u>拘禁刑</u>に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（虚偽登録等の罪）</p> <p>第七十五条 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、<u>弁護士名簿</u>に登録をさせたときは、二年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（汚職の罪）</p> <p>第七十六条 第二十六条又は第三十条の二十の規定に違</p>	<p>（弁護士の欠格事由）</p> <p>第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、<u>弁護士</u>となる資格を有しない。</p> <p>一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（清算人）</p> <p>第四十三条の三 （略）</p> <p>2 次に掲げる者は、清算人となることができない。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは<u>禁錮</u>の刑に処せられ、復権を得ない者</p> <p>二 六年未満の懲役又は<u>禁錮</u>の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（虚偽登録等の罪）</p> <p>第七十五条 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、<u>弁護士名簿</u>に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（汚職の罪）</p> <p>第七十六条 第二十六条又は第三十条の二十の規定に違</p>

反した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

反した者は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p> <p>第七十四条 司法書士となる資格を有しない者が、日本司法書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして司法書士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十六条 第二十四条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第七十七条 協会が第六十九条第二項の規定に違反したときは、その違反に係る第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務を取り扱い、又は取り扱させた協会の理事又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十八条 第七十三条第一項の規定に違反した者は、</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p> <p>第七十四条 司法書士となる資格を有しない者が、日本司法書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして司法書士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十六条 第二十四条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第七十七条 協会が第六十九条第二項の規定に違反したときは、その違反に係る第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務を取り扱い、又は取り扱させた協会の理事又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十八条 第七十三条第一項の規定に違反した者は、</p>

2 一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
協会が第七十三条第二項の規定に違反したときは、
その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下
の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
協会が第七十三条第二項の規定に違反したときは、
その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下
の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 八（略）</p> <p>第六十九条 調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十一条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十一条の二 第二十四条の二の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第七十二条 協会が第六十四条第二項の規定に違反したときは、その違反に係る同項に規定する事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、六月以</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>二 八（略）</p> <p>第六十九条 調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十一条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十一条の二 第二十四条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第七十二条 協会が第六十四条第二項の規定に違反したときは、その違反に係る同項に規定する事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、六月以</p>

下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第六十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
2 協会が第六十八条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第六十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 協会が第六十八条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の拘禁刑又はこれに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。</p> <p>五 九 （略）</p> <p>九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車のの運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処する判決</p>	<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。</p> <p>五 九 （略）</p> <p>九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車のの運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処す</p>

の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの
十々十四 (略)

2 (登録の拒否)

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 十々十四 (略)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 一 十々三の五 (略)
- 四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた

る判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの
十々十四 (略)

2 (登録の拒否)

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 十々十四 (略)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 一 十々三の五 (略)
- 四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた

者を除く。)で次のイからヨまでに掲げる者のいづれかに該当するもの

イ、ホ (略)

へ 第七十三条の罪により拘禁刑に処せられた者

ト 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える拘禁刑に処せられたもの

チ (略)

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える拘禁刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

又、ヨ (略)

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは

者を除く。)で次のイからヨまでに掲げる者のいづれかに該当するもの

イ、ホ (略)

へ 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ト 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの

チ (略)

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

又、ヨ (略)

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは

は第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたもの

四の三 (略)

四の四 中长期在留者で、第七十一条の二又は第七十条の二の罪により拘禁刑に処せられたもの

五 (略)

(出国命令)

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの(以下「出国命令対象者」という。)については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一・二 (略)

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものでないこと。

四・五 (略)

は第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 (略)

四の四 中长期在留者で、第七十一条の二又は第七十条の二の罪により懲役に処せられたもの

五 (略)

(出国命令)

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの(以下「出国命令対象者」という。)については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一・二 (略)

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四・五 (略)

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者を除く。）

三 (略)

2 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者を除く。）

三 (略)

2 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に

記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 三 (略)

四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

2 5 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 六 (略)

七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六

記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 三 (略)

四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 5 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 六 (略)

七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六

章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

八・九（略）

2 5（略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 九（略）

2（略）

第七十一条 第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、

章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

八・九（略）

2 5（略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一 九（略）

2（略）

第七十一条 第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第七十一条の三 第十九条の二十一第一項の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇八 (略)

第七十三条 第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った者は、一年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)
2 (略)

第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第七十一条の三 第十九条の二十一第一項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇八 (略)

第七十三条 第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)
2 (略)

第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2
3
4 (略)

第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)
2 (略)

第七十四条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。
3 (略)

第七十四条の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸

2
3
4 (略)

第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)
2 (略)

第七十四条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。
3 (略)

第七十四条の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸

の場所に向けて輸送した者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四条の四 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第七十四条の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第一号若

の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四条の四 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第七十四条の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第一号若

しくは第二号に規定する行為（以下「不法入国等」という。）又は同項第二号の二に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、四（略）

2 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3（略）

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一、二（略）

しくは第二号に規定する行為（以下「不法入国等」という。）又は同項第二号の二に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、四（略）

2 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3（略）

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一、二（略）

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（第二十二条関係）

改正案

現行

<p>（施設又は区域を侵す罪）</p> <p>第二条 正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域（協定第二条第一項の施設又は区域をいう。以下同じ。）であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金若しくは科料に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。</p> <p>（証拠を隠滅する等の罪）</p> <p>第三条 協定によりアメリカ合衆国の軍事裁判所（以下「合衆国軍事裁判所」という。）が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第四条 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（施設又は区域を侵す罪）</p> <p>第二条 正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域（協定第二条第一項の施設又は区域をいう。以下同じ。）であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金若しくは科料に処する。但し刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。</p> <p>（証拠を隠滅する等の罪）</p> <p>第三条 協定によりアメリカ合衆国の軍事裁判所（以下「合衆国軍事裁判所」という。）が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第四条 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>2・3（略）</p>
---	--

(軍用物を損壊する等の罪)

第五条 合衆国軍隊に属し、かつ、その軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者も、前項と同様とする。

3 (略)

(施設又は区域内の逮捕等)

第十条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。

(軍用物を損壊する等の罪)

第五条 合衆国軍隊に属し、且つ、その軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3 (略)

(施設又は区域内の逮捕等)

第十条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

○ 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）（第二十三条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 事業者が、譲渡又は質入れの目的をもつて、この法律の規定により抵当権の目的となつてゐる事業財団に属する動産を第三者に引き渡したときは、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 事業者が、譲渡又は質入の目的をもつて、この法律の規定により抵当権の目的となつてゐる事業財団に属する動産を第三者に引き渡したときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>

改正案	現行
<p>（内乱、外患の罪の教唆等）</p> <p>第三十八条 刑法第七十七条、第八十一条若しくは第八十二条の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてその罪の煽動をなした者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>3 刑法第七十七条、第七十八条又は第七十九条の罪に係る前二項の罪を犯し、いまだ暴動にならない前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>（政治目的のための放火の罪の予備等）</p> <p>第三十九条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、刑法第八十条、第九十九条第一項、第一百七十七条第一項前段、第二百六条第一項若しくは第二項、第九十九条若しくは第二百三十六条第一項の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてその罪の煽動をなした者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>（政治目的のための騒乱の罪の予備等）</p> <p>第四十条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し</p>	<p>（内乱、外患の罪の教唆等）</p> <p>第三十八条 刑法第七十七条、第八十一条若しくは第八十二条の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてその罪のせん動をなした者は、七年以下の懲役又は禁こに処する。</p> <p>2 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は禁こに処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>3 刑法第七十七条、第七十八条又は第七十九条の罪に係る前二項の罪を犯し、未だ暴動にならない前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>（政治目的のための放火の罪の予備等）</p> <p>第三十九条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、刑法第八十条、第九十九条第一項、第一百七十七条第一項前段、第二百六条第一項若しくは第二項、第九十九条若しくは第二百三十六条第一項の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてその罪のせん動をなした者は、五年以下の懲役又は禁こに処する。</p> <p>（政治目的のための騒乱の罪の予備等）</p> <p>第四十条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し</p>

、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてするその罪の煽動をなした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

一、三 (略)

(団体のためにする行為の禁止違反の罪)

第四十二条 第八条又は第九条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

(団体活動の制限処分の違反の罪)

第四十三条 第五条第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十五条 公安調査官がその職権を濫用し、人をして義務のないことを行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

、又はこれに反対する目的をもつて、左の各号の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてするその罪の煽動をなした者は、三年以下の懲役又は禁こに処する。

一、三 (略)

(団体のためにする行為の禁止違反の罪)

第四十二条 第八条又は第九条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(団体活動の制限処分の違反の罪)

第四十三条 第五条第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十五条 公安調査官がその職権を濫用し、人をして義務のないことを行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁こに処する。

○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（身分保障）</p> <p>第七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合及び第九条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p>	<p>（身分保障）</p> <p>第七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合及び第九条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p>

○ 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、全国に一を限って、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、全国に一を限って、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>2 4 （略）</p>

○ 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）（第二十六条関係）

改正案	現行
<p>(引渡しに関する制限)</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。ただし、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 引渡しの請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。</p> <p>三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たるものでないとき。</p> <p>四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に処すべき罪に当たるものでないとき。</p> <p>五 (七) (略)</p> <p>八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。</p> <p>九 (略)</p>	<p>(引渡しに関する制限)</p> <p>第二条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 引渡しの請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。</p> <p>三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。</p> <p>四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。</p> <p>五 (七) (略)</p> <p>八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。</p> <p>九 (略)</p>

○ 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）（第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（施設内の逮捕等） 第二条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。</p> <p>2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>	<p>（施設内の逮捕等） 第二条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。</p> <p>2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>

○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五百一十一号）（第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（施設内の逮捕等） 第二条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。</p> <p>2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>	<p>（施設内の逮捕等） 第二条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。</p> <p>2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>

改正案	現行
<p>（仮退院を許す処分） 第二十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の仮退院については、更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第三十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同法第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第二十五条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二</p>	<p>（仮退院を許す処分） 第二十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の仮退院については、更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同法第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。</p>

十六條第二項において準用する第五十一條第二項第五号」と、「第八十二條第一項」とあるのは「同法第二十四條第一項」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五條第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

2 (仮退院中の保護観察) 第二十六條 (略)

前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條、第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。)、及び第二項から第五項まで、第五十八條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條の二から第六十五條の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三條中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)」の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九條第一項中「第五十七條及び」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第

2 (仮退院中の保護観察) 第二十六條 (略)

前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條から第五十八條まで、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條の二から第六十五條の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十條第一項第三号中「第三十九條第三項(第四十二條及び第四十七條の三において準用する場合を含む。))又は第六十八條の七第一項(第七十八條の二第一項において準用する場合を含む。))」とあるのは「売春防止法第二十五條第四項において準用する第三十九條第三項」と、同法第五十一條第二項中「次條に定める場合を除き、第五十二條」とあるのは「第五十二條」と、「第七十二條第一項及び第七十三條の二第一項、刑法第二

一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の

十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑

刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^の執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分^の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けたことがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分^の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条

のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分^の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

第一項、第七十三條の四第一項、第七十六條第一項又は第八十條第一項」とあるのは「売春防止法第二十七條第二項において準用する第七十三條第一項」と、同條第九項中「第七十一條の規定による申請、第七十三條の二第一項の決定又は第七十五條第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七條第一項の決定」と、同法第六十五條の三第一項中「第五十七條第一項」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（仮退院の取消し）

第二十七條（略）

2

更生保護法第三條の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八條の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三條第一項の規定による留置について、同法第七十三條（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三條中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三條第一項中「第六十三條第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第

（仮退院の取消し）

第二十七條（略）

2

更生保護法第三條の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八條の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三條第一項の規定による留置について、同法第七十三條（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一項中「第六十三條第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第六十三條第二項又は第三項」と、「同條の規定による申請」とあるのは「同法第二十七條第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三項中「第七十一條の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七條第一項の決定」と読み替えるものとする。

「終わったものとされた者」とする。

改正案	現行
<p>（勧誘等）</p> <p>第五条 売春をする目的で、次の各号のいづれかに該当する行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 公衆の目に触れるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 公衆の目に触れるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。</p> <p>（周旋等）</p> <p>第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 売春の周旋をする目的で、次の各号のいづれかに該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（困惑等による売春）</p> <p>第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさ</p>	<p>（勧誘等）</p> <p>第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。</p> <p>（周旋等）</p> <p>第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（困惑等による売春）</p> <p>第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさ</p>

せた者は、三年以下の拘禁刑又は三年以下の拘禁刑及び十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の拘禁刑及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

せた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の拘禁刑及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の拘禁刑及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の拘禁刑及び三十万円以下の罰金に処する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、拘禁刑及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて拘禁刑の言渡しをするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡しをするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適

を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五條の罪の刑によつて拘禁刑の言渡しをするときも、同様とする。

(補導処分)

第十七條 第五條の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同條の罪又は同條の罪と他の罪とに係る拘禁刑につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 (略)

(仮退院中の保護観察)

第二十六條 (略)

2 前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條、第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。)、及び第二項から第五項まで、第五十八條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條の二から第六十五條の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三條中「交友關係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この條において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるそ

用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五條の罪の刑によつて懲役の言渡しをするときも、同様とする。

(補導処分)

第十七條 第五條の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同條の罪又は同條の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 (略)

(仮退院中の保護観察)

第二十六條 (略)

2 前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條、第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。)、及び第二項から第五項まで、第五十八條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條の二から第六十五條の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三條中「交友關係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この條において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるそ

の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九条第一項中「第五十七条及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により拘禁刑の執行のため収容している者を釈放するとき、

の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九条第一項中「第五十七条及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき拘禁刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^{の執行のため}収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「拘禁刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{の執行のため}収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため収容している者について、売

釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^{のため}収容している者を釈放するとき」とあるのは「婦人補導院の長」とあるのは「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{のため}収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分

春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第七十五条第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、同法第六十五条の三第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（執行猶予期間の短縮）

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終わったとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第五条の罪と他の罪につき拘禁刑に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第七十五条第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、同法第六十五条の三第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（執行猶予期間の短縮）

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終わったとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

○ 旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第三十一条関係）

改正案	現行
<p>（互助年金の停止） 第十五条（略）</p> <p>2 5 4 4 （略）</p> <p>5 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の普通退職年金及び公務傷病年金には適用しない。</p>	<p>（互助年金の停止） 第十五条（略）</p> <p>2 5 4 4 （略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>（収賄罪）</p> <p>第六十条 管財人又は管財人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に關し管財人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（贈賄罪）</p> <p>第六十一条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（説明義務違反の罪）</p> <p>第六十二条 第三十三条の規定により説明の義務のある者が、正当の理由がないのにその説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（収賄罪）</p> <p>第六十条 管財人又は管財人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に關し管財人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（贈賄罪）</p> <p>第六十一条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（説明義務違反の罪）</p> <p>第六十二条 第三十三条の規定により説明の義務のある者が、正当の理由がないのにその説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p>

(虚偽陳述の罪)

第六十三条 第五十条において準用する民事執行法第六十五条の二の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(虚偽陳述の罪)

第六十三条 第五十条において準用する民事執行法第六十五条の二の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）（第三十三条関係）

改正案	現行
<p>（航空機の強取等）</p> <p>第一条 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運航を支配した者は、無期又は七年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>（航空機強取等致死）</p> <p>第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。</p> <p>（航空機強取等予備）</p> <p>第三条 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をしたる者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>（航空機の運航阻害）</p> <p>第四条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（航空機の強取等）</p> <p>第一条 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運航を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>（航空機強取等致死）</p> <p>第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。</p> <p>（航空機強取等予備）</p> <p>第三条 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をしたる者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>（航空機の運航阻害）</p> <p>第四条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。</p>

○ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第四百二十二号）（第三十四条関係）

改正案	現行
<p>（故意犯）</p> <p>第二条 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（過失犯）</p> <p>第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（故意犯）</p> <p>第二条 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（過失犯）</p> <p>第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）（第三十五条関係）

改正案	現行
<p>（火炎びんの使用）</p> <p>第二条 火炎びんを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（火炎びんの製造、所持等）</p> <p>第三条 火炎びんを製造し、又は所持した者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 火炎びんの製造の用に供する目的をもつて、ガラス瓶その他の容器にガソリン、灯油その他引火しやすい物質を入れた物でこれに発火装置又は点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるものを所持した者も、前項と同様とする。</p>	<p>（火炎びんの使用）</p> <p>第二条 火炎びんを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（火炎びんの製造、所持等）</p> <p>第三条 火炎びんを製造し、又は所持した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 火炎びんの製造の用に供する目的をもつて、ガラス瓶その他の容器にガソリン、灯油その他引火しやすい物質を入れた物でこれに発火装置又は点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるものを所持した者も、前項と同様とする。</p>

○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（第三十六条関係）

改正案	現行
<p>第九十九条 管理人又は管理人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第一百条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第一百一条 第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第九十九条 管理人又は管理人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第一百条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第一百一条 第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）（第三十七条関係）

改正案	現行
<p>（人質による強要等）</p> <p>第一条 人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、六月以上十年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（加重人質強要）</p> <p>第二条 二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕し、又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は五年以上の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>第三条 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項の罪を犯した者が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>（人質殺害）</p> <p>第四条 第二条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期<u>拘禁刑</u>に処す</p>	<p>（人質による強要等）</p> <p>第一条 人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、六月以上十年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（加重人質強要）</p> <p>第二条 二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕し、又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は五年以上の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>第三条 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項の罪を犯した者が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>（人質殺害）</p> <p>第四条 第二条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期<u>懲役</u>に処する</p>

2
る。
(略)

2
。
(略)

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、これを適用しない。</p> <p>(受刑者証人移送の決定等)</p> <p>第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者（日本国において拘禁刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第二号、第四条第一号又は次の各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二 三 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、これを適用しない。</p> <p>(受刑者証人移送の決定等)</p> <p>第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者（日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第二号、第四条第一号又は次の各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二 三 (略)</p>

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特則)

2 第二十二條 第二十條第四項の規定による国内受刑者の要請国の官憲への引渡しは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十二條、第五十三條第一項（同法第三十二條第六項において準用する場合を含む。）及び第二項、第八十六條第一項、第九十八條第一項、第二項及び第四項、第一百條第四項、第一百三十二條第三項、第五項及び第七項、第六十四條第一項（同法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第六十六條第三項（同法第六十七條第四項及び第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、第七十一條、第七十四條並びに第七十五條の規定の適用については、釈放でないものとみなす。

2 (略)

(外国受刑者の拘禁)

2 第二十三條 檢察官は、外国受刑者（外国において拘禁刑又はこれに相当する刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならぬ。

2 (略)

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特則)

2 第二十二條 第二十條第四項の規定による国内受刑者の要請国の官憲への引渡しは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十二條、第五十三條第一項（同法第三十二條第六項において準用する場合を含む。）、及び第二項、第八十五條第一項、第九十八條第一項、第二項及び第四項、第一百條第四項、第一百三十二條第三項、第五項及び第七項、第六十四條第一項（同法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第六十六條第三項（同法第六十七條第四項及び第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、第七十一條、第七十四條並びに第七十五條の規定の適用については、釈放でないものとみなす。

2 (略)

(外国受刑者の拘禁)

2 第二十三條 檢察官は、外国受刑者（外国において懲役刑若しくは禁錮刑又はこれらに相当する刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならぬ。

2 (略)

○ 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）（第三十九条関係）

改正案	現行
<p>（承認の基準）</p> <p>第十二条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる者でないこと。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者</p> <p>ロ 二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>第二百五条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次に掲げる法律事務を行ったときは、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 3 四 （略）</p> <p>第二百六条 偽りその他不正の手段により、外国法事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録に指定法の付記をさせた者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（承認の基準）</p> <p>第十二条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる者でないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者</p> <p>ロ 二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>第二百五条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次に掲げる法律事務を行ったときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 3 四 （略）</p> <p>第二百六条 偽りその他不正の手段により、外国法事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録に指定法の付記をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

第一百七条 第五十五条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第六十七条第二項若しくは第八十条第一項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第一百八条 第五十五条第一項、第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士であつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第一百七条 第五十五条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第六十七条第二項若しくは第八十条第一項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第一百八条 第五十五条第一項、第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士であつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）（第四十条関係）

改正案

現行

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

保管記録の区分	保管期間
一 裁判書 1 死刑又は無期拘禁刑に 処する確定裁判の裁判書	百年
2 有期拘禁刑に処する確 定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留若しくは科 料に処する確定裁判又は 刑を免除する確定裁判の 裁判書	二十年（法務省令 で定めるものにつ いては、法務省令 で定める期間）
4 無罪、免訴、公訴棄却 又は管轄違いの確定裁判 の裁判書	
(一) 死刑又は無期拘禁刑 に当たる罪に係るもの	十五年
(二) 有期拘禁刑に当たる 罪に係るもの	五年
(三) 罰金、拘留又は科料 に当たる罪に係るもの	三年

保管記録の区分	保管期間
一 裁判書 1 死刑又は無期の懲役若 しくは禁錮に処する確定 裁判の裁判書	百年
2 有期の懲役又は禁錮に 処する確定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留若しくは科 料に処する確定裁判又は 刑を免除する確定裁判の 裁判書	二十年（法務省令 で定めるものにつ いては、法務省令 で定める期間）
4 無罪、免訴、公訴棄却 又は管轄違いの確定裁判 の裁判書	
(一) 死刑又は無期の懲役 若しくは禁錮に当たる 罪に係るもの	十五年
(二) 有期の懲役又は禁錮 に当たる罪に係るもの	五年
(三) 罰金、拘留又は科料 に当たる罪に係るもの	三年

5 控訴又は上告の申立て についての確定裁判（1 から4までの確定裁判を 除く。）の裁判書	6 その他の裁判の裁判書 期間 法務省令で定める	二 裁判書以外の保管記録 1 刑に処する裁判により 終結した被告事件の保管 記録	（一）死刑又は無期拘禁刑 に処する裁判に係るもの	（二）二十年を超える有期 拘禁刑に処する裁判に 係るもの	（三）十年以上二十年以下 の拘禁刑に処する裁判 に係るもの	（四）五年以上十年未満の 拘禁刑に処する裁判に 係るもの	（五）刑の一部の執行猶予 を言い渡す裁判に係る もの	控訴又は上告に係 る被告事件につい ての1から4まで の確定裁判の区分 に応じて、その裁 判の裁判書の保管 期間と同じ期間 法務省令で定める
---	---------------------------------	---	-----------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	---

5 控訴又は上告の申立て についての確定裁判（1 から4までの確定裁判を 除く。）の裁判書	6 その他の裁判の裁判書 期間 法務省令で定める	二 裁判書以外の保管記録 1 刑に処する裁判により 終結した被告事件の保管 記録	（一）死刑又は無期の懲役 若しくは禁錮に処する 裁判に係るもの	（二）二十年を超える有期 の懲役又は禁錮に処す る裁判に係るもの	（三）十年以上二十年以下 の懲役又は禁錮に処す る裁判に係るもの	（四）五年以上十年未満の 懲役又は禁錮に処する 裁判に係るもの	（五）刑の一部の執行猶予 を言い渡す裁判に係る もの	控訴又は上告に係 る被告事件につい ての1から4まで の確定裁判の区分 に応じて、その裁 判の裁判書の保管 期間と同じ期間 法務省令で定める
---	---------------------------------	---	---------------------------------------	--	--	---------------------------------------	----------------------------------	---

<p>(六) 五年未満の拘禁刑に処する裁判(五)の裁判を除く。)に係るもの</p>	<p>(七) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの</p>	<p>2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <p>(一) 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの</p>	<p>(二) 有期拘禁刑に当たる罪に係るもの</p> <p>(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの</p> <p>3 その他の保管記録</p>	五年	三年(法務省令で定めるもの)については、法務省令で定める期間)	十五年	五年	三年	法務省令で定める期間
---	---------------------------------	---	--	----	---------------------------------	-----	----	----	------------

<p>(六) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判(五)の裁判を除く。)に係るもの</p>	<p>(七) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの</p>	<p>2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <p>(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの</p>	<p>(二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの</p> <p>(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの</p> <p>3 その他の保管記録</p>	五年	三年(法務省令で定めるもの)については、法務省令で定める期間)	十五年	五年	三年	法務省令で定める期間
--	---------------------------------	---	--	----	---------------------------------	-----	----	----	------------

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）
（第四十一条関係）

改正案

現行

<p>（退去強制の特例） 第二十二條 特別永住者については、入管法第二十四條の規定による退去強制は、その者が次の各号のいずれかに該当する場合に限って、することができる。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により拘禁刑以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。 二 刑法第二編第四章に規定する罪により拘禁刑に処せられた者 三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により拘禁刑以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの 四 無期又は七年を超える拘禁刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの 2・3 （略） （罰則） 第二十六條 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処す</p>	<p>（退去強制の特例） 第二十二條 特別永住者については、入管法第二十四條の規定による退去強制は、その者が次の各号のいずれかに該当する場合に限って、することができる。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。 二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者 三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの 四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの 2・3 （略） （罰則） 第二十六條 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処す</p>
---	--

する。

2
〜4 (略)

第二十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者
証明書を所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万
円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十六条第一項の犯罪行為の用に供する
目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の拘
禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一〜三 (略)
2 (略)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。
一〜四 (略)

る。

2
〜4 (略)

第二十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者
証明書を所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円
以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十六条第一項の犯罪行為の用に供する
目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲
役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一〜三 (略)
2 (略)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一〜四 (略)

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四（略）</p>

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（第四十三条関係）

改正案	現行
<p>（児童買春）</p> <p>第四条 児童買春をした者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（児童買春周旋）</p> <p>第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>（児童買春勧誘）</p> <p>第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>（児童ポルノ所持、提供等）</p> <p>第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認め</p>	<p>（児童買春）</p> <p>第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（児童買春周旋）</p> <p>第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>（児童買春勧誘）</p> <p>第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>（児童ポルノ所持、提供等）</p> <p>第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認め</p>

られる者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 5 (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 8 (略)

第八条 (児童買春等目的の人身売買等)
又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態

られる者に限る。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 5 (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 8 (略)

第八条 (児童買春等目的の人身売買等)
又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態

を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を
2 売買した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘
拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送し
た日本国民は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

3
(略)

を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を
2 売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘
拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送し
た日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3
(略)

改正案	現行
<p>（刑務所、少年刑務所及び拘置所）</p> <p>第九条 刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（刑務所、少年刑務所及び拘置所）</p> <p>第九条 刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>



○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（第四十五条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産</p> <p>イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>三 七 (略)</p> <p>(組織的な殺人等) 第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産</p> <p>イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>三 七 (略)</p> <p>(組織的な殺人等) 第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活</p>

動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を實行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 二 刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壞等）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 五 刑法第八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の拘禁刑
- 六 刑法第八十六条第二項（賭博場開張等凶利）の罪 三月以上七年以下の拘禁刑
- 七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の拘禁刑
- 八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の拘禁刑
- 九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の拘禁刑
- 十 刑法第二百五条の二（身の代金目的略取等）

動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を實行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 二 刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壞等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 五 刑法第八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役
- 六 刑法第八十六条第二項（賭博場開張等凶利）の罪 三月以上七年以下の懲役
- 七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役
- 八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役
- 九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役
- 十 刑法第二百五条の二（身の代金目的略取等）

- の罪 無期又は五年以上の拘禁刑
- 十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- 十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- 十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期拘禁刑
- 十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期拘禁刑
- 十五 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の拘禁刑

2
(略)

(組織的な殺人等の予備)

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第九十九条（殺人）の罪 五年以下の拘禁刑

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。） 二年以下の拘禁刑

2
(略)

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行

- の罪 無期又は五年以上の懲役
- 十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役
- 十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役
- 十五 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役

2
(略)

(組織的な殺人等の予備)

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。） 二年以下の懲役

2
(略)

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行

準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑が定められているもの

五年以下の拘禁刑

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の拘禁刑が定められているもの 二年以下の拘禁刑

2
4 (略)

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)

第七条 拘禁刑以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める刑に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者
五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

2
4 (略)

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める刑に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者
五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

2 拘禁刑以上の刑が定められている罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(証人等買収)

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(証人等買収)

第七条の二 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪（次号に掲げる罪を除く。）

二 (略)

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人

第七条の二 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（次号に掲げる罪を除く。）

二 (略)

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人

又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）
2
4（略）

（犯罪収益等隠匿）

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とす

又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）
2
4（略）

（犯罪収益等隠匿）

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする

る。

2 (略)

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らなかった当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

別表第一(第二条、第七条の二関係)

一〇九 (略)

十 刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。)又は同法第二百二十三条(強要)の罪(次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が

。

2 (略)

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らなかった当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

別表第一(第二条、第七条の二関係)

一〇九 (略)

十 刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。)又は同法第二百二十三条(強要)の罪(次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若し

定められている罪（口に掲げる罪を除く。）

口
（略）

くは禁錮の刑が定められている罪（口に掲げる罪を除く。）

口
（略）

改正案	現行
<p>（傍受令状）</p> <p>第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に關連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪關連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の發する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によつて特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪關連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪關連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪關連通信の傍受をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の拘禁刑に當たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、</p>	<p>（傍受令状）</p> <p>第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に關連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪關連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の發する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によつて特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪關連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪關連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪關連通信の傍受をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に當たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のため</p>

かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2・3 (略)

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十五条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして
いる間に、傍受令状に被疑事実として記載されている
犯罪以外の犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二
に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年
以上の拘禁刑に当たるものを実行したこと、実行して
いること又は実行することを内容とするものと明らか
に認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受
をすることができる。

(通信の秘密を侵す行為の処罰等)

第三十七条 捜査又は調査の権限を有する公務員が、そ
の捜査又は調査の職務に関し、電気通信事業法（昭和
五十九年法律第八十六号）第七十九条第一項又は有
線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十四
条第一項の罪を犯したときは、三年以下の拘禁刑又は
百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

に犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第
二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由
がある場合において、当該犯罪が数人の共謀による
ものであると疑うに足りる状況があるとき。

2・3 (略)

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十五条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして
いる間に、傍受令状に被疑事実として記載されている
犯罪以外の犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二
に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年
以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと
、実行していること又は実行することを内容とするも
のと明らかに認められる通信が行われたときは、当該
通信の傍受をすることができる。

(通信の秘密を侵す行為の処罰等)

第三十七条 捜査又は調査の権限を有する公務員が、そ
の捜査又は調査の職務に関し、電気通信事業法（昭和
五十九年法律第八十六号）第七十九条第一項又は有
線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十四
条第一項の罪を犯したときは、三年以下の懲役又は百
万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）（第四十七条関係）

改正案	現行
<p>（役職員又は構成員等の禁止行為違反の罪） 第三十八条 第九条の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（立入検査拒否等の罪） 第三十九条 第七条第二項又は第十四条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（公安調査官の職権濫用の罪） 第四十二条 公安調査官がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>（警察職員の職権濫用の罪） 第四十三条 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（役職員又は構成員等の禁止行為違反の罪） 第三十八条 第九条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（立入検査拒否等の罪） 第三十九条 第七条第二項又は第十四条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（公安調査官の職権濫用の罪） 第四十二条 公安調査官がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。</p> <p>（警察職員の職権濫用の罪） 第四十三条 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>

改正案	現行
<p>（詐欺再生罪） 第二百五十五条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定の債権者に対する担保の供与等の罪） 第二百五十六条 債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（監督委員等の特別背任罪） 第二百五十七条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理</p>	<p>（詐欺再生罪） 第二百五十五条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定の債権者に対する担保の供与等の罪） 第二百五十六条 債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（監督委員等の特別背任罪） 第二百五十七条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理</p>

が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百五十九条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百五十九条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(監督委員等に対する職務妨害の罪)

第二百六十条 偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第二百六十一条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員(以下この条において「監督委員等」という。)が法人である場合において、監督委員等の職務を行うその役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。監督委員等が法人である場合において、その役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、監督委員等に賄賂を收受させ、又

(監督委員等に対する職務妨害の罪)

第二百六十条 偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第二百六十一条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員(以下この条において「監督委員等」という。)が法人である場合において、監督委員等の職務を行うその役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。監督委員等が法人である場合において、その役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、監督委員等に賄賂を收受させ、又

はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第六十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

(贈賄罪)

第二百六十二条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(再生債務者等に対する面会強請等の罪)

第二百六十三条 再生債務者(個人である再生債務者に限る。以下この条において同じ。)又はその親族その他の者に再生債権(再生手続が再生計画認可の決定の

その供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第六十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

(贈賄罪)

第二百六十二条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(再生債務者等に対する面会強請等の罪)

第二百六十三条 再生債務者(個人である再生債務者に限る。以下この条において同じ。)又はその親族その他の者に再生債権(再生手続が再生計画認可の決定の

確定後に終了した後にあつては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を再生計画の定めるところによらずに弁済させ、又は再生債権につき再生債務者の親族その他の者に保証をさせる目的で、再生債務者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

確定後に終了した後にあつては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を再生計画の定めるところによらずに弁済させ、又は再生債権につき再生債務者の親族その他の者に保証をさせる目的で、再生債務者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>第四十一条 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に對し、その認定に係る認証業務に關し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>第四十一条 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に對し、その認定に係る認証業務に關し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 （略）</p>

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第四十三条 第二十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第四十三条 第二十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百一十九号）（第五十条関係）

改正案	現行
<p>（報告及び検査の拒絶等の罪）</p> <p>第六十五条 第四十一条第一号各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（承認管財人等に対する職務妨害の罪）</p> <p>第六十六条 偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（収賄罪）</p> <p>第六十七条 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理（次項において「承認管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の場合において、その承認管財人等が不正の請</p>	<p>（報告及び検査の拒絶等の罪）</p> <p>第六十五条 第四十一条第一号各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（承認管財人等に対する職務妨害の罪）</p> <p>第六十六条 偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（収賄罪）</p> <p>第六十七条 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理（次項において「承認管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の場合において、その承認管財人等が不正の請</p>

託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に關し、承認管財人又は保全管理人に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 (略)

(贈賄罪)

第六十八条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に關し、承認管財人又は保全管理人に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 (略)

(贈賄罪)

第六十八条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十九条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとなされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十九条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとなされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第五十一条関係）

改正案	現行
<p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 七 （略）</p> <p>五 七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二百八十八条 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 七 （略）</p> <p>五 七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二百八十八条 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2・3 （略）</p>

第二百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 七 (略)

第二百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二 (略)

第二百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 五 (略)

第二百九十二条 第七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(罰則)

第五十三条 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二條第九項、附則第十四條第五項（同條第六項において準用する場合を含む。）（附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十九條第二項、第四十條第

第二百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 七 (略)

第二百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二 (略)

第二百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 五 (略)

第二百九十二条 第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(罰則)

第五十三条 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二條第九項、附則第十四條第五項（同條第六項において準用する場合を含む。）（附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十九條第二項、第四十條第

二項、第五十条第二項及び第五十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二項、第五十条第二項及び第五十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>（刑法等の適用） 第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第七十五条から第七</p>	<p>（刑法等の適用） 第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第七十五条から第七</p>

十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条の二まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と」と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡しをした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分の継続

、第八十二条、第八十四条から第八十八条まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と」と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡しをした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分の継続中、懲役、禁錮

中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び日本国において拘禁刑の確定裁判を受けその執行として、その本国において当該確定裁判の執行の共助をすることにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することをの重要性に鑑み、並びに日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約（以下単に「条約」という。）を実施するため、当該日本国民等が受けた外国刑の確定裁判及び当該外国人が受けた拘禁刑の確定裁判の執行の共助等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国刑 拘禁刑に相当する外国の法令による刑をいう。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 送移出送 条約に基づき、日本国において拘禁刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている締約国の国民等を日本国から当該締約国に引き渡して</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び日本国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている外国人について、国際的な協力の下に、その本国において当該確定裁判の執行の共助をすることにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することをの重要性にかんがみ、並びに日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約（以下単に「条約」という。）を実施するため、当該日本国民等が受けた外国刑の確定裁判及び当該外国人が受けた懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国刑 懲役又は禁錮に相当する外国の法令による刑をいう。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 送移出送 条約に基づき、日本国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている締約国の国民等を日本国から当該締約国に引き</p>

(共助刑の執行方法)

第十六条 第十三条の命令により裁判国から受入受刑者の引渡しを受けたときは、当該受入受刑者を刑事施設に拘置することにより、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の執行の共助をするものとする。この場合において、当該受入受刑者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

(削る)

(削る)

- 2 受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑が二以上あるときは、これらを一の共助刑として執行する。

(刑法等の適用)

第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三

(共助刑の執行方法)

第十六条 第十三条の命令により裁判国から受入受刑者の引渡しを受けたときは、次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の区分に応じ、当該各号に掲げる種類の共助刑を執行することにより、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の執行の共助をするものとする。

- 一 外国刑が懲役に相当する刑であるとき 当該受入受刑者を刑事施設に拘置して所定の作業を行わせること。

二 前号に掲げる場合に該当しないとき 当該受入受刑者を刑事施設に拘置すること。

- 2 受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑が二以上あるときは、これらを一の共助刑として執行する。この場合における共助刑の種類は、当該外国刑のすべてが懲役に相当する刑であるときは、前項第一号に掲げるものとし、当該外国刑のいずれかが懲役に相当する刑でないときは、同項第二号に掲げるものとする。

(刑法等の適用)

第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明

十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七條第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第三項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条の二まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる

治四十年法律第四十五号）第二十二條、第二十四條、第二十八條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで及び第三十四條第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七條第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条の二まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を

日数を含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡し
が確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三
条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑
事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「
国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助
刑」という。）と」と、「その重いもの」とあり、及
び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」と
あるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八
十二条中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁
」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十
七条中「刑名」とあるのは「刑名（共助刑である場合
はその旨）」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受
ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、
「言渡をした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」
と、少年法第二十七条第一項中「保護処分^ニの継続中、
本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法
第五十七条中「保護処分の継続中、拘禁刑又は拘留の
刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条
第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中
である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要
な技術的読替えは、政令で定める。

（外国刑の確定裁判の執行不能等の通知を受けた法務
大臣の措置等）

第二十六条 裁判国において受入移送犯罪に係る外国刑
の確定裁判（二以上あるときは、それらの全て）が取

において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡さ
れた外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を
含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡し^ニが確定
した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命
令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟
法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受
刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」と
いう。）と」と、「その重いもの」とあり、及び「重
い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるの
は「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条
中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁」とある
のは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「
刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二
条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の
執行を受ける者」と、「言渡をした裁判所」とあるの
は「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中
「保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定し
た」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分の継続
中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは
「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受
ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これ
らの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で
定める。

（外国刑の確定裁判の執行不能等の通知を受けた法務
大臣の措置等）

第二十六条 裁判国において受入移送犯罪に係る外国刑
の確定裁判（二以上あるときは、それらのすべて）が

り消された場合その他その執行ができなくなった場合において、裁判国からその旨の通知があつたときは、法務大臣は、第十三条の命令を撤回し、直ちに、東京地方検察庁検事正に当該受入受刑者の釈放を命じなければならぬ。

2 (略)

3 第一項に規定する場合を除き、裁判国から、受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑について、減刑その他の事由により裁判国において受入受刑者の拘禁をすることができるとされる最終日を変更する旨の通知があつたときは、当該通知に基づき、第十七条の定めるところに従い、共助刑の期間を変更するものとする。

(送出生送の実施)

第二十八条 送出生送は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 三 (略)

四 送出生送犯罪について特赦の出願若しくは上申がなされ、又は送出生送犯罪に係る確定裁判において言い渡された拘禁刑について減刑若しくは刑の執行の免除の出願若しくは上申がなされ、その手続が終了していないとき。

五 送出生送犯罪に係る拘禁刑の確定裁判において罰金、没収又は追徴が併科されている場合において、その執行を終わらず、又は執行を受けないこととなっていないとき。

取り消された場合その他その執行ができなくなった場合において、裁判国からその旨の通知があつたときは、法務大臣は、第十三条の命令を撤回し、直ちに、東京地方検察庁検事正に当該受入受刑者の釈放を命じなければならぬ。

2 (略)

3 第一項に規定する場合を除き、裁判国から、受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑について、減刑その他の事由により当該外国刑の種類又は裁判国において受入受刑者の拘禁をすることができるとされる最終日を変更する旨の通知があつたときは、当該通知に基づき、第十六条及び第十七条の定めるところに従い、共助刑の種類及び期間を変更するものとする。

(送出生送の実施)

第二十八条 送出生送は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 三 (略)

四 送出生送犯罪について特赦の出願若しくは上申がなされ、又は送出生送犯罪に係る確定裁判において言い渡された懲役若しくは禁錮について減刑若しくは刑の執行の免除の出願若しくは上申がなされ、その手続が終了していないとき。

五 送出生送犯罪に係る懲役又は禁錮の確定裁判において罰金、没収又は追徴が併科されている場合において、その執行を終わらず、又は執行を受けないこととなっていないとき。

六 (略)

(条約の内容の告知)

第二十九条 刑事施設の長は、当該刑事施設に収容されている締約国の国民等に対して言い渡された拘禁刑の裁判が確定したときは、速やかに、その者に対し条約に定める事項のうち重要なものを告知しなければならぬ。締約国の国民等が拘禁刑の裁判を言い渡されその確定裁判の執行のため刑事施設に収容されたときも、同様とする。

(送出移送をした場合における拘禁刑の執行の終了)

第三十七条 送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された拘禁刑の執行は、執行国においてその執行の共助が終わった日の午前零時に応ずる日本国における時刻の属する日に終了したものとす。

(執行国に対する通知)

第三十八条 法務大臣は、送出受刑者が第三十四条第二項の命令により執行国に引き渡された後に、その者について次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、直ちに、執行国にその旨を通知しなければならない。

一 刑事訴訟法第三百五十条の請求、上訴権回復、再審、非常上告又は同法第五百二条の申立ての手續により、送出移送犯罪に係る拘禁刑の確定裁判の執行をすることができなくなつたとき、又は送出受刑者を拘禁することができなくなる最終日に変更が生じたとき

六 (略)

(条約の内容の告知)

第二十九条 刑事施設の長は、当該刑事施設に収容されている締約国の国民等に対して言い渡された懲役又は禁錮の裁判が確定したときは、速やかに、その者に対し条約に定める事項のうち重要なものを告知しなければならぬ。締約国の国民等が懲役又は禁錮の裁判を言い渡されその確定裁判の執行のため刑事施設に収容されたときも、同様とする。

(送出移送をした場合における懲役又は禁錮の執行の終了)

第三十七条 送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された懲役又は禁錮の執行は、執行国においてその執行の共助が終わった日の午前零時に応ずる日本国における時刻の属する日に終了したものとす。

(執行国に対する通知)

第三十八条 法務大臣は、送出受刑者が第三十四条第二項の命令により執行国に引き渡された後に、その者について次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、直ちに、執行国にその旨を通知しなければならない。

一 刑事訴訟法第三百五十条の請求、上訴権回復、再審、非常上告又は同法第五百二条の申立ての手續により、送出移送犯罪に係る懲役若しくは禁錮の確定裁判の執行をすることができなくなつたとき、又は刑の種類若しくは送出受刑者を拘禁することができ

。二 送出移送犯罪について大赦、特赦若しくは政令による減刑又は送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された拘禁刑について減刑若しくは刑の執行の免除があつたとき。

(執行国における拘禁等の取扱い)
第四十条 第三十四条第二項の命令により執行国に引渡

しをした者であつて、次に掲げるものについて、日本国において送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された拘禁刑の執行をするときは、執行国において当該確定裁判の執行の共助としての拘禁をしたとされる期間については、当該拘禁刑の執行を受け終えたものとする。

一 送出移送犯罪に係る拘禁刑の確定裁判の再審の審判に出頭するため、執行国から引渡しを受けた者

二 逃走その他の事由により執行国による送出移送犯罪に係る拘禁刑の確定裁判の執行の共助としての拘禁、保護観察その他これに相当する措置を行うことができなくなつた者

る最終日に変更が生じたとき。
二 送出移送犯罪について大赦、特赦若しくは政令による減刑又は送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された懲役若しくは禁錮について減刑若しくは刑の執行の免除があつたとき。

(執行国における拘禁等の取扱い)
第四十条 第三十四条第二項の命令により執行国に引渡

しをした者であつて、次に掲げるものについて、日本国において送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された懲役又は禁錮の執行をするときは、執行国において当該確定裁判の執行の共助としての拘禁をしたとされる期間については、当該懲役又は禁錮の執行を受け終えたものとする。

一 送出移送犯罪に係る懲役又は禁錮の確定裁判の再審の審判に出頭するため、執行国から引渡しを受けた者

二 逃走その他の事由により執行国による送出移送犯罪に係る懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助としての拘禁、保護観察その他これに相当する措置を行うことができなくなつた者

改正案	現行
<p>（更生債権等の免責等）</p> <p>第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲罰刑若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十七条第一項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（詐欺更生罪）</p> <p>第二百六十六条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留</p>	<p>（更生債権等の免責等）</p> <p>第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲罰刑若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十七条第一項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（詐欺更生罪）</p> <p>第二百六十六条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留</p>

置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）
又は株主を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

2 (略)

(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)

第二百六十七条 株式会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に関し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の債務について、他の債権者又は担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつてその株式会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその株式会社の義務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(管財人等の特別背任罪)

第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主に財産上の損害を加えた

置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）
又は株主を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

2 (略)

(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)

第二百六十七条 株式会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に関し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の債務について、他の債権者又は担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつてその株式会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその株式会社の義務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(管財人等の特別背任罪)

第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主に財産上の損害を加えた

ときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者が第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百七十条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(管財人等に対する職務妨害の罪)

第二百七十一条 偽計又は威力を用いて、管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

ときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者が第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百七十条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(管財人等に対する職務妨害の罪)

第二百七十一条 偽計又は威力を用いて、管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

る。

(収賄罪)

第二百七十二條 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、管財人等に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 更生債権者等、株主若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日

。

(収賄罪)

第二百七十二條 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、管財人等に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 更生債権者等、株主若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日

における議決権の行使又は第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6
(略)

(贈賄罪)

第二百七十三条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

における議決権の行使又は第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6
(略)

(贈賄罪)

第二百七十三条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第十五条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減軽する旨の確定裁判（<u>拘禁刑</u>を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(欠格事由) 第七条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。</p> <p>一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(申立ての取下げ) 第七十四条 (略)</p> <p>2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減軽する旨の確定裁判（<u>懲役又は禁錮</u>の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(欠格事由) 第七条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。</p> <p>一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(申立ての取下げ) 第七十四条 (略)</p> <p>2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又</p>

は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

（競合する処分の調整）

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2
（略）

第一百七十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3
（略）

は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

（競合する処分の調整）

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2
（略）

第一百七十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3
（略）



改正案	現行
<p>（収賄、受託収賄及び事前収賄）</p> <p>第五十条 仲裁人が、その職務に関し、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、仲裁人となった場合において、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>（第三者供賄）</p> <p>第五十一条 仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に<u>賄賂</u>を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>（加重収賄及び事後収賄）</p> <p>第五十二条 仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の<u>有期拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p>	<p>（収賄、受託収賄及び事前収賄）</p> <p>第五十条 仲裁人が、その職務に関し、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、仲裁人となった場合において、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>（第三者供賄）</p> <p>第五十一条 仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に<u>賄賂</u>を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>（加重収賄及び事後収賄）</p> <p>第五十二条 仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の<u>有期懲役</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p>

(贈賄)

第五十四条 第五十条から第五十二条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(贈賄)

第五十四条 第五十条から第五十二条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第五十七条関係）

改正案	現行
<p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法 律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構 成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわら ず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件</p> <p>二 （略）</p> <p>2 7 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号 ）第三十八条の規定に該当する場合は、次の各号 のいずれかに該当する者は、裁判員となることができ ない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>三 （略）</p> <p>（就職禁止事由）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に当たる罪につき起訴され、その</p>	<p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法 律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構 成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわら ず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 （略）</p> <p>2 7 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号 ）第三十八条の規定に該当する場合は、次の各号 のいずれかに該当する者は、裁判員となることができ ない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 （略）</p> <p>（就職禁止事由）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。</p> <p>一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被</p>

被告事件の終結に至らない者
二 逮捕又は拘留されている者

(裁判員等に対する請託罪等)

第百六条 法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 4 (略)

(裁判員等に対する威迫罪)

第百七条 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(裁判員等による秘密漏示罪)

第百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 7 (略)

(裁判員の氏名等漏示罪)

第百九条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正

告事件の終結に至らない者
二 逮捕又は拘留されている者

(裁判員等に対する請託罪等)

第百六条 法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 4 (略)

(裁判員等に対する威迫罪)

第百七条 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(裁判員等による秘密漏示罪)

第百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 7 (略)

(裁判員の氏名等漏示罪)

第百九条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正

当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（詐欺破産罪） 第二百六十五条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。</p> <p>2 （略） 一〜四 （略）</p> <p>（特定の債権者に対する担保の供与等の罪） 第二百六十六条 債務者（相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者等を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをして、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを</p>	<p>（詐欺破産罪） 第二百六十五条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。</p> <p>2 （略） 一〜四 （略）</p> <p>（特定の債権者に対する担保の供与等の罪） 第二百六十六条 債務者（相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者等を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをして、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを</p>

を併科する。

(破産管財人等の特別背任罪)

第二百六十七条 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(説明及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十八条 第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、又は第二百四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条第一項において準用する第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

2 4 (略)

(重要財産開示拒絶等の罪)

第二百六十九条 破産者(信託財産の破産にあつては、受託者等)が第四十一条(第二百四十四条の六第四項

併科する。

(破産管財人等の特別背任罪)

第二百六十七条 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(説明及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十八条 第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、又は第二百四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条第一項において準用する第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

2 4 (略)

(重要財産開示拒絶等の罪)

第二百六十九条 破産者(信託財産の破産にあつては、受託者等)が第四十一条(第二百四十四条の六第四項

において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百七十条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産(相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産)の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者(相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産)について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

(審尋における説明拒絶等の罪)

第二百七十一条 債務者が、破産手続開始の申立て(債務者以外の者がしたものを除く。)又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(破産管財人等に対する職務妨害の罪)

において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百七十条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産(相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産)の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者(相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産)について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

(審尋における説明拒絶等の罪)

第二百七十一条 債務者が、破産手続開始の申立て(債務者以外の者がしたものを除く。)又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(破産管財人等に対する職務妨害の罪)

第二百七十二條 偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第二百七十三條 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理（次項において「破産管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その破産管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、破産管財人又は保全管理人に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万

第二百七十二條 偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第二百七十三條 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理（次項において「破産管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その破産管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、破産管財人又は保全管理人に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 破産債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第三百三十九条第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

(贈賄罪)

第二百七十四条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(破産者等に対する面会強請等の罪)

第二百七十五条 破産者（個人である破産者に限り、相続財産の破産にあつては、相続人。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に破産債権（免責手続の終了後にあつては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証をさせる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 破産債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第三百三十九条第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

(贈賄罪)

第二百七十四条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(破産者等に対する面会強請等の罪)

第二百七十五条 破産者（個人である破産者に限り、相続財産の破産にあつては、相続人。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に破産債権（免責手続の終了後にあつては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証をさせる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請

し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（第五十九条関係）

改正案	現行
<p>（筆界調査委員の欠格事由）</p> <p>第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（秘密を漏らした罪）</p> <p>第五十九条 第五十二条第二項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪）</p> <p>第六十条 第二十三条第四項第一号（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（不正に登記識別情報を取得等した罪）</p> <p>第六十一条 登記簿に不実の記録をさせることとなる</p>	<p>（筆界調査委員の欠格事由）</p> <p>第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（秘密を漏らした罪）</p> <p>第五十九条 第五十二条第二項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪）</p> <p>第六十条 第二十三条第四項第一号（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（不正に登記識別情報を取得等した罪）</p> <p>第六十一条 登記簿に不実の記録をさせることとなる</p>

2
(略)
登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報
報を取得した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以
下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した
者も、同様とする。

2
(略)
登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情
報を取得した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下
の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者
も、同様とする。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（第六十条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 十二 （略）</p> <p>第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第十五条の規定に違反して暴力団員等とその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 十二 （略）</p> <p>第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第十五条の規定に違反して暴力団員等とその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（取締役の資格等） 第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 一 三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（<u>刑の執行猶予中</u>の者を除く。）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（取締役等の特別背任罪） 第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社^に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社^に財産上の損害を加えたときは、十年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略） 2 （略）</p> <p>（代表社債権者等の特別背任罪） 第九百六十一条 代表社債権者又は決議執行者（第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし</p>	<p>（取締役の資格等） 第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 一 三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（<u>刑の執行猶予中</u>の者を除く。）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（取締役等の特別背任罪） 第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社^に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社^に財産上の損害を加えたときは、十年以下の<u>懲役</u>若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略） 2 （略）</p> <p>（代表社債権者等の特別背任罪） 第九百六十一条 代表社債権者又は決議執行者（第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし</p>

、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(会社財産を危うくする罪)

第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、裁判所又は創立總會若しくは種類創立總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第九百六十条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主總會若しくは種類株主總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第二十八条各号、第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項と同様とする。

4 第九十四条第一項の規定により選任された者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、創立總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項と同様とする。

、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(会社財産を危うくする罪)

第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、裁判所又は創立總會若しくは種類創立總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第九百六十条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主總會若しくは種類株主總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第二十八条各号、第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項と同様とする。

4 第九十四条第一項の規定により選任された者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、創立總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項と同様とする。

5
(略)

(虚偽文書行使等の罪)

第九百六十四条 次に掲げる者が、株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

(預合いの罪)

第九百六十五条 第九百六十条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、株式の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(株式の超過発行の罪)

第九百六十六条 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処す

5
(略)

(虚偽文書行使等の罪)

第九百六十四条 次に掲げる者が、株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

(預合いの罪)

第九百六十五条 第九百六十条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、株式の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(株式の超過発行の罪)

第九百六十六条 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する

る。

一〇五 (略)

(取締役等の贈収賄罪)

第九百六十七條 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第九百六十八條 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

2 (略)

(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)

第九百七十條 第九百六十條第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主(第八百四十七條の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。)(第九百四十七條の三第一項に規定する最終完全親会社等(第八百四十七條の三第一項に規定する最終

。

一〇五 (略)

(取締役等の贈収賄罪)

第九百六十七條 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第九百六十八條 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

2 (略)

(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)

第九百七十條 第九百六十條第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主(第八百四十七條の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。)(第九百四十七條の三第一項に規定する最終完全親会社等(第八百四十七條の三第一項に規定する最終

完全親会社等をいう。第三項において同じ。）の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

6 (略)

(業務停止命令違反の罪)

第九百七十三条 第九百五十四条の規定による電子公告調査（第九百四十二条第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。）の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

完全親会社等をいう。第三項において同じ。）の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

6 (略)

(業務停止命令違反の罪)

第九百七十三条 第九百五十四条の規定による電子公告調査（第九百四十二条第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。）の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第六十二条関係）

改正案	現行
<p>（役員資格等） 第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一 三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（<u>刑の執行猶予中</u>の者を除く。）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（理事等の特別背任罪） 第三百三十四条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略） 2・3 （略）</p> <p>（法人財産の処分に関する罪） 第三百三十五条 前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以上の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ</p>	<p>（役員資格等） 第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一 三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（<u>刑の執行猶予中</u>の者を除く。）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（理事等の特別背任罪） 第三百三十四条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の<u>懲役</u>若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略） 2・3 （略）</p> <p>（法人財産の処分に関する罪） 第三百三十五条 前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以上の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ</p>

れを併科する。

一・二 (略)

(虚偽文書行使等の罪)

第三百三十六条 次に掲げる者が、基金を引き受ける者の募集をするに当たり、一般社団法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(理事等の贈収賄罪)

第三百三十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

を併科する。

一・二 (略)

(虚偽文書行使等の罪)

第三百三十六条 次に掲げる者が、基金を引き受ける者の募集をするに当たり、一般社団法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(理事等の贈収賄罪)

第三百三十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

改正案	現行
<p>（受益証券発行限定責任信託の受託者等の贈収賄罪） 第二百六十七条 次に掲げる者が、その職務に關して、 賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処す る。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為を しないときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の 罰金に処する。 一〇九 （略） 2 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若し くは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円 以下の罰金に処する。 3 （略）</p>	<p>（受益証券発行限定責任信託の受託者等の贈収賄罪） 第二百六十七条 次に掲げる者が、その職務に關して、 賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す る。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をし ないときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金 に処する。 一〇九 （略） 2 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若し くは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以 下の罰金に処する。 3 （略）</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 受刑者証人等移送 規程第九十三条1及び7の規定による国際刑事裁判所の請求により、証人その他の国際刑事裁判所の手続における関係人（国際刑事裁判所の捜査又は裁判の対象とされる者を除く。）として出頭させることを可能とするため、国内受刑者（日本国において拘禁刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）を移送することをいう。</p> <p>八 十三 (略)</p> <p>(虚偽の証明書の提出に対する罰則) 第九条 前条において準用する国際捜査共助等に関する法律第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(引渡犯罪人の引渡し要件) 第十九条 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 受刑者証人等移送 規程第九十三条1及び7の規定による国際刑事裁判所の請求により、証人その他の国際刑事裁判所の手続における関係人（国際刑事裁判所の捜査又は裁判の対象とされる者を除く。）として出頭させることを可能とするため、国内受刑者（日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）を移送することをいう。</p> <p>八 十三 (略)</p> <p>(虚偽の証明書の提出に対する罰則) 第九条 前条において準用する国際捜査共助等に関する法律第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(引渡犯罪人の引渡し要件) 第十九条 (略)</p>

2 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が規程第七十条1に規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に処すべき罪に当たらないとき。

二 六 (略)

(証拠隠滅等)

第五十三条 他人の管轄刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(証人等威迫)

第五十四条 自己若しくは他人の管轄刑事事件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(証人等買収)

第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若し

2 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が規程第七十条1に規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たらないとき。

二 六 (略)

(証拠隠滅等)

第五十三条 他人の管轄刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(証人等威迫)

第五十四条 自己若しくは他人の管轄刑事事件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証人等買収)

第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若し

くは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)

第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。))により反復して行われるものをいう。次項において同じ。)の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三条(第五十三条第二項を除く。次項において同じ。)のいずれかに該当する行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(偽証等)

第五十七条 規程第六十九条1に定めるところに従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十八条 国際刑事裁判所の裁判官、検察官その他の

くは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)

第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。))により反復して行われるものをいう。次項において同じ。)の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三条(第五十三条第二項を除く。次項において同じ。)のいずれかに該当する行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(偽証等)

第五十七条 規程第六十九条1に定めるところに従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十八条 国際刑事裁判所の裁判官、検察官その他の

職員（以下「国際刑事裁判所職員」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 国際刑事裁判所職員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、国際刑事裁判所職員となつた場合において、五年以下の拘禁刑に処する。

（第三者供賄）

第五十九条 国際刑事裁判所職員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

（加重収賄及び事後収賄）

第六十条 国際刑事裁判所職員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

3 国際刑事裁判所職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

職員（以下「国際刑事裁判所職員」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 国際刑事裁判所職員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、国際刑事裁判所職員となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

（第三者供賄）

第五十九条 国際刑事裁判所職員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（加重収賄及び事後収賄）

第六十条 国際刑事裁判所職員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

3 国際刑事裁判所職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第六十一条 国際刑事裁判所職員が請託を受け、他の国際刑事裁判所職員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをするこ
と又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(贈賄)

第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(職務執行妨害及び職務強要)

第六十四条 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(あつせん収賄)

第六十一条 国際刑事裁判所職員が請託を受け、他の国際刑事裁判所職員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをするこ
と又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に
処する。

(贈賄)

第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(職務執行妨害及び職務強要)

第六十四条 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（第六十五条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 入管法第二十四条第四号への規定は、第三号施行日以後に入管法第七十三条の罪により拘禁刑に処せられた者について適用する。</p> <p>第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）に対する退去強制については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四条第四号へ(2)の規定の適用については、同号へ(2)ただし書中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。</p> <p>第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により拘禁刑に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 入管法第二十四条第四号への規定は、第三号施行日以後に入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者について適用する。</p> <p>第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）に対する退去強制については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四条第四号へ(2)の規定の適用については、同号へ(2)ただし書中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。</p> <p>第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により懲役に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

一・二 (略)

第三十九条 施行日以後に、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

一・二 (略)

第三十九条 施行日以後に、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）（第六十六条関係）

改正案	現行
<p>（危険運転致死傷）</p> <p>第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の<u>有期拘禁刑</u>に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の<u>拘禁刑</u>に処し、人を死亡させた者は十五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）</p> <p>第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程</p>	<p>（危険運転致死傷）</p> <p>第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の<u>有期懲役</u>に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の<u>懲役</u>に処し、人を死亡させた者は十五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）</p> <p>第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程</p>

度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の拘禁刑に処する。

(過失運転致死傷)

第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期拘禁刑に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期拘禁刑に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の拘禁刑に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の拘禁刑に処する。

度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処する。

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（第六十七条 関係）

改正案	現行
<p>（認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 十三（略）</p> <p>（役員の解任）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四（略）</p> <p>第百八条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以</p>	<p>（認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 十三（略）</p> <p>（役員の解任）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四（略）</p> <p>第百八条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以</p>

下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

第一百条 第四十四条、第五十四条第四項、第五十六条第四項又は第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

第一百条 第四十四条、第五十四条第四項、第五十六条第四項又は第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（第六十八条関係）

改正案	現行
<p>第七条 検査官は、刑事裁判により拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その官を失う。</p> <p>第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七条 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。</p> <p>第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（人事官） 第五条（略） ②（略） ③ 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となる ことができな い。 一（略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 三（略） ④・⑤（略） （欠格条項） 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 四（略） （身分保障） 第六十条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 一（略）</p>	<p>（人事官） 第五条（略） ②（略） ③ 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となる ことができな い。 一（略） 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 三（略） ④・⑤（略） （欠格条項） 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 四（略） （身分保障） 第六十条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 一（略）</p>

- 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- 三・四 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)

三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（この期間内に両議院の同意を経なかつた場合にはこの限りでない。）

- 四 十二 (略)

第十三条 第三百三条の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

- 十四 十八 (略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)

(削る)

二 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準

用する場合を含む。次号及び第四号において同じ。

）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受

け正当の理由がなくてこれに应ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正

当の理由がなくてこれに应じなかつた者

四 第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写

- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三・四 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)

三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）

- 四 十二 (略)

第十三条 第三百三条の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

- 十四 十八 (略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)

二 削除

三 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準

用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。

）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受

け正当の理由がなくてこれに应ぜず、又は同項の規定により書類又はその写しの提出を求められ正当の理

由がなくてこれに应じなかつた者

五 第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写

しを提出した者

五 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

六 十五（略）

十六 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあり、又はこれらの行為を企てた者

（削る）

十七 第百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十八 第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

（削る）

十九 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

②（略）

第百十一条 第百九条第二号から第四号まで若しくは第十二号又は前条第一項第一号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十七号若しくは第十九号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し又はその幫助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

提出した者

五の二 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

六 十五（略）

（新設）

十六及び十七 削除

十八 第百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

（新設）

十九 削除

二十 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

②（略）

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に

(削る)

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 三 (略)

処する。

第一百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

二 第一百十二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 三 (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第七十条関係）

改正案	現行
<p>第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第十九条の六 各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法</p>	<p>第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第十九条の六 各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（</p>

(昭和二十三年法律第三百一十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。

二 (略)

2 (略)

3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 (略)

4 5 7 (略)

(罰則)

第二十五条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

昭和二十三年法律第三百一十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。

二 (略)

2 (略)

3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 (略)

4 5 7 (略)

(罰則)

第二十五条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第七十一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則) 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p>	<p>(罰則) 第三十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p>

改正案	現行
<p>（退職手当の支払の差止め） 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払</p>	<p>（退職手当の支払の差止め） 第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払</p>

差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6
10 (略)

(退職後禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6
10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2
6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)
2
6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさ

2
6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)
2
6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさ

れた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5
8
(略)

れた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5
8
(略)

改正案	現行
<p>（身分保障） 第十六条 会長又は委員（第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 （略）</p> <p>（罰則） 第四十六条 第十八条第一項又は第二十一条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（身分保障） 第十六条 会長又は委員（第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三 （略）</p> <p>（罰則） 第四十六条 第十八条第一項又は第二十一条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（第七十四条関係）

改正案	現 行
<p>第百八十八条 第百三条第三項（同条第五項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）の命令に従わなかった者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第百九十条 第百五十五条第一項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百八十八条 第百三条第三項（同条第五項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）の命令に従わなかった者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第百九十条 第百五十五条第一項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（第七十四条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十条 第十四条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第二十条 第十四条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第九十条 第一百九条第一項又は第四百七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 一 三（略）</p> <p>第九十二条 第八十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十三条 第八十九条第二項若しくは第一百条第二項に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第九十条 第一百九条第一項又は第四百七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一 三（略）</p> <p>第九十二条 第八十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十三条 第八十九条第二項若しくは第一百条第二項に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）（第七十四
条関係）

改正案	現行
<p>第三十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以 下の罰金に処する。</p>	<p>第三十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下 の罰金に処する。</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（第七十四条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百十五条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報^レを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百十五条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報^レを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4（略）</p>

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（第七十四条関係）

改正案	現行
<p>第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（第七十四条関係）

改正案	現行
第三十八条 第十七条第四項又は第三十一条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十八条 第十七条第四項又は第三十一条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第十四号）（第七十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）（第七十四
条関係）

改正案	現行
<p>第九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは 百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 八（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第九十三条 第四十八条第一項の規定による報告又は資 料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正 当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、二年以下 の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十四条 第七十八条第一項の規定に違反して外国出 願をしたとき（第九十二条第一項第八号に該当すると きを除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下 の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこ れを併科する。</p> <p>2（略）</p> <p>第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年 以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 八（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第九十三条 第四十八条第一項の規定による報告又は資 料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正 当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、二年以下 の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十四条 第七十八条第一項の規定に違反して外国出 願をしたとき（第九十二条第一項第八号に該当すると きを除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下 の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ を併科する。</p> <p>2（略）</p> <p>第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>第十七条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十七条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第十九条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十九条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第二十三条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の拘禁刑に処し、又は情状により五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴</p>	<p>第二十三条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴</p>

行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（第七十八条関係）

改正案	現行
<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>(5) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>(6) (9)（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>三 (5)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（組織等） 第二百十七条（略）</p>	<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>(5) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>(6) (9)（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>三 (5)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（組織等） 第二百十七条（略）</p>

2・3 (略)

4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができ
ない。

一 (略)

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

三 六 (略)

第二百三十六條 次の各号のいずれかに該当するときは

、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは
は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 八 (略)

2 (略)

第二百三十七條 次の各号のいずれかに該当するときは

、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは
は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二十四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘
禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。

一・二 (略)

3 (略)

(略)

第二百三十八條 次の各号のいずれかに該当するときは

、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは
は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二十一 (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができ
ない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 六 (略)

第二百三十六條 次の各号のいずれかに該当するときは

、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは
五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 八 (略)

2 (略)

第二百三十七條 次の各号のいずれかに該当するときは

、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは
三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二十四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲
役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

一・二 (略)

3 (略)

(略)

第二百三十八條 次の各号のいずれかに該当するときは

、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは
三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二十一 (略)

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十四条 カジノ事業者の従業者が、そのカジノ行為に係る職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

第二百四十五条 カジノ事業者の従業者になろうとする者が、その担当すべきカジノ行為に係る職務に関して、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、カジノ事業者の従業者になつた場合において、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十四条 カジノ事業者の従業者が、そのカジノ行為に係る職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二百四十五条 カジノ事業者の従業者になろうとする者が、その担当すべきカジノ行為に係る職務に関して、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、カジノ事業者の従業者になつた場合において、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百四十七条 第二百四十四条若しくは第二百四十五条の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百四十九条 偽計又は威力を用いてカジノ行為の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百五十条 第六十九条又は第二百十条第一項若しくは第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 第六十六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

5・6 (略)

第二百四十七条 第二百四十四条若しくは第二百四十五条の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百四十九条 偽計又は威力を用いてカジノ行為の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百五十条 第六十九条又は第二百十条第一項若しくは第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 第六十六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5・6 (略)

第二百五十一条 第二百二十六条の規定に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条 第二百二十六条の規定に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）（第七十九条関係）

改正案	現行
<p>(指定等) 第二十条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(指定等) 第二十条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ (略)</p> <p>3 5 (略)</p>

○ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十三条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。</p>	<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十三条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。</p>

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>附 則</p> <p>（特例給付） 第二条（略） 2 5 7 （略） 8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>（罰則） 第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>附 則</p> <p>（特例給付） 第二条（略） 2 5 7 （略） 8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十七条 第二十四条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十七条 第二十四条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（第八十条関係）

改正案	現行
第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>第三十八条 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第四百四十四条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第四百四十四条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）（第八十条関係）

改正案	現行
第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（第八十条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>（道路運送車両法の特例） 第二十二條の二（略）</p> <p>2 14（略）</p> <p>15 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘 禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを 併科する。</p> <p>16 一 三（略） 19（略）</p>	<p>（道路運送車両法の特例） 第二十二條の二（略）</p> <p>2 14（略）</p> <p>15 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲 役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併 科する。</p> <p>16 一 三（略） 19（略）</p>

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（第八十条関係）

改正案	現行
第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）（第八十条関係）

改正案	現行
第二十二條 第十四條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第二十二條 第十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第三十四条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第三十四条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第八十条関係）

改正案

第四十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱つた個人の秘密に属する事項が記録された医療情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一（四）（略）

第四十六条の二 第二十二條（第二十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容

現行

第四十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱つた個人の秘密に属する事項が記録された医療情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一（四）（略）

第四十六条の二 第二十二條（第二十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容

をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した
場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁
刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した
場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役
刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>第三十一条 国の職員が、第十七条第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「<u>占用公募</u>」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条 偽計又は威力を用いて、<u>占用公募</u>の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第三十一条 国の職員が、第十七条第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「<u>占用公募</u>」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の<u>懲役</u>又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条 偽計又は威力を用いて、<u>占用公募</u>の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現行
<p>（緊急措置） 第九十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の拘禁刑、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができる場合がある。</p> <p>3 8（略）</p> <p>（罰則） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第十四条 第七十六条第一項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処す</p>	<p>（緊急措置） 第九十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができる場合がある。</p> <p>3 8（略）</p> <p>（罰則） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第十四条 第七十六条第一項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する</p>

20

o

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一十九号）（第八十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則に関する経過措置） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二条の例に、第四号の罪は同法第三条の例に、沖縄の刑法第九十七条ノ三第三項の罪は刑法第四条の例に従う。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 沖縄の刑法第九十七条ノ三第三項並びに同項に規定する賄賂に関する同法第九十七条ノ五及び第九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定で事後収賄及びこれに関する贈賄の罪並びにこれらの罪の賄賂に関する没収及び追徴を定めるもの</p> <p>4 この法律又はこの法律に基づく政令により、この法律の施行後の行為について、本邦の法令としての効力を有することとされる沖縄法令の罰則に定める懲役は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第</p>	<p>（罰則に関する経過措置） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二条の例に、第四号の罪は同法第三条の例に、沖縄の刑法第九十七条ノ三第三項の罪は刑法第四条の例に従う。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 沖縄の刑法第九十七条ノ三第三項並びに同項に規定する賄賂に関する同法第九十七条ノ五及び第九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定で事後収賄及びこれに関する贈賄の罪並びにこれらの罪の賄賂に関する没収及び追徴を定めるもの</p> <p>4 この法律又はこの法律に基づく政令により、この法律の施行後の行為について、本邦の法令としての効力を有することとされる沖縄法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定</p>

号) 第二条の規定による改正前の刑法(以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に定める懲役とし、当該罰則に定める禁錮は旧刑法第十三条に定める禁錮とし、当該罰則に定める罰金は刑法第十五条に定める罰金とし、当該罰則に定める拘留は旧刑法第十六条に定める拘留とし、当該罰則に定める科料は刑法第十七条に定める科料とし、当該罰則に定める没収は刑法第十九条に定める没収とし、当該罰則に定める罰金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5 (略)

(准看護師に関する特例)
第二百二条 (略)

2 5 (略)

6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5 (略)

(准看護師に関する特例)
第二百二条 (略)

2 5 (略)

6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第八十三条関係）

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>三 六 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二 六 （略）</p> <p>第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>三 六 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二 六 （略）</p> <p>第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第</p>

五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（第八十四条関係）

改正案	現行
<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある法人</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ハ 七（略）</p> <p>六・七（略）</p> <p>第八十八条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2（略）</p>	<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある法人</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ハ 七（略）</p> <p>六・七（略）</p> <p>第八十八条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2（略）</p>

第八十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第九十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第九十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（第八十五条関係）

改正案	現行
<p>第六十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（第八十六条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ （略）</p> <p>二〇六 （略）</p> <p>第六十二条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ （略）</p> <p>二〇六 （略）</p> <p>第六十二条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇三 （略）</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第八十条関係）

改正案	現行
<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村（指定都市等を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次のいずれにも該当するものでないこと。</p>	<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村（指定都市等を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次のいずれにも該当するものでないこと。</p>

イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
ロ 〰チ (略)

6 〷 12 (略)
(設置等の認可)
第十七条 (略)

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 〷 六 (略)

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 〷 ニ (略)

3 〷 7 (略)

第三十九条 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
ロ 〷 チ (略)

6 〷 12 (略)
(設置等の認可)
第十七条 (略)

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 〷 六 (略)

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 〷 ニ (略)

3 〷 7 (略)

第三十九条 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（第八十八条関係）

改正案	現行
<p>（海賊行為に関する罪）</p> <p>第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第五号又は第六号に係る海賊行為をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>4 前条第七号に係る海賊行為をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、第一項又は前項の罪の実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第四条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（海賊行為に関する罪）</p> <p>第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第五号又は第六号に係る海賊行為をした者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>4 前条第七号に係る海賊行為をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、第一項又は前項の罪の実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第四条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（第八十九条関係）

改正案	現行
<p>第六十八条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十八条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）（第九十条関係）

改正案	現行
<p>（委員の解任）</p> <p>第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第七十三条 第二十一条（第二十二条の七及び第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員の解任）</p> <p>第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第七十三条 第二十一条（第二十二条の七及び第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>



改正案	現行
<p>（学校教育法等の特例） 第十二条の三（略）</p> <p>2 11（略）</p> <p>12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十二条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>三 五（略）</p> <p>5 14（略）</p> <p>15 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>16（略）</p> <p>17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>18・19（略）</p>	<p>（学校教育法等の特例） 第十二条の三（略）</p> <p>2 11（略）</p> <p>12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十二条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 五（略）</p> <p>5 14（略）</p> <p>15 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>16（略）</p> <p>17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>18・19（略）</p>

(旅館業法の特例)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、特定認定を受けることができない。

一 三 (略)

四 禁錮以上の刑に処せられ、又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

5 八 (略)

5 13 (略)

14 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 (略)

16 (略)

(旅館業法の特例)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、特定認定を受けることができない。

一 三 (略)

四 禁錮以上の刑に処せられ、又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

5 八 (略)

5 13 (略)

14 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 (略)

16 (略)

○ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）（第九十三條關係）

改正案	現行
<p>（指定活用団体）</p> <p>第二十条 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「民間公益活動促進業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定活用団体として指定することができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第五十五条 第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（指定活用団体）</p> <p>第二十条 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「民間公益活動促進業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定活用団体として指定することができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第五十五条 第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 （略）</p>

第五十六条 他人になりすまして休眠預金等代替金の支払を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等に係る預貯金通帳、預金等の引出用のカードその他当該休眠預金等代替金の支払を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（次項において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第五十七条 第二十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十三条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 他人になりすまして休眠預金等代替金の支払を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等に係る預貯金通帳、預金等の引出用のカードその他当該休眠預金等代替金の支払を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（次項において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第五十七条 第二十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十三条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第九十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第九十一条 第十一条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪を犯し</p>	<p>第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第九十一条 第十一条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪を犯し</p>

た者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科すること
ができる。

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以
下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以
下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

②・③ (略)

た者には、情状により、懲役及び罰金を併科すること
ができる。

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以
下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以
下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

②・③ (略)

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（第九十五条関係）

改正案	現行
<p>（職員による入札等の妨害）</p> <p>第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（職員による入札等の妨害）</p> <p>第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ㄱ ㄴ 三 ㄴ十一 （略）</p> <p>2 ㄱ 4 （略）</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 ㄱ 七 （略）</p> <p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 ㄱ 十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ㄱ ㄴ 三 ㄴ十一 （略）</p> <p>2 ㄱ 4 （略）</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 ㄱ 七 （略）</p> <p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 ㄱ 十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項、第三十八条の四第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項、第三十八条の四第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

改正案	現行
<p>（武器の使用）</p> <p>第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。</p> <p>ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合</p> <p>二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる</p>	<p>（武器の使用）</p> <p>第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。</p> <p>但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる凶悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合</p> <p>二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる</p>

相当な理由のある場合

相当な理由のある場合。

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 三十一 （略）</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一四 （略）</p> <p>第三十二条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一五 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 三十一 （略）</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一四 （略）</p> <p>第三十二条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一五 （略）</p>

第三十六条 第三十一条から第三十三条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第三十六条 第三十一条から第三十三条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることになつた後、三年を経過しない者</p> <p>二 十一（略）</p> <p>2 公安委員会は、許可をしないことを決定しようとするときは、当該申請者の意見を聴き、かつ、申請者が許可を受けるためにする証拠の提出を許さなければならぬ。</p> <p>3 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならぬ。</p> <p>（許可の取消し又は停止）</p> <p>第二十五条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋営業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 質屋が他の法令に違反して、拘禁刑以上の刑に処せられたとき、又は罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき。</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることになつた後、三年を経過しない者</p> <p>二 十一（略）</p> <p>2 公安委員会は、許可をしないことを決定しようとするときは、当該申請者の意見を聴き、且つ、申請者が許可を受けるためにする証拠の提出を許さなければならぬ。</p> <p>3 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならぬ。</p> <p>（許可の取消し又は停止）</p> <p>第二十五条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋営業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 質屋が他の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき、又は罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき。</p>

二〇四 (略)
2 (略)

(罰則)

第三十条 第五条若しくは第六条の規定に違反し、又は第二十五条の規定による処分^に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 第四条第一項、第十二条前段、第十三条、第十四条第一項又は第二十条第二項若しくは第三項の規定に違反し、又は第二十三条の規定による処分^に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは二万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二〇四 (略)
2 (略)

(罰則)

第三十条 第五条若しくは第六条の規定に違反し、又は第二十五条の規定による処分^に違反した者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 第四条第一項、第十二条前段、第十三条、第十四条第一項又は第二十条第二項若しくは第三項の規定に違反し、又は第二十三条の規定による処分^に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（委員の任命） 第七条（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。 一（略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者 5（略） （委員の任命） 第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。ただし、道、府及び指定県にあつては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。 一（略）</p>	<p>（委員の任命） 第七条（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。 一（略） 二 禁錮以上の刑に処せられた者 5（略） （委員の任命） 第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但し、道、府及び指定県にあつては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。 一（略）</p>

3 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者
(略)

3 二 禁錮以上の刑に処せられた者
(略)

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしない。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>十三 十八（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る。）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしない。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>十三 十八（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるもの</p>

で政令で定めるものに当たると違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲等、刀剣類、第二十一条の第三項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たるとものに限る。）で政令で定めるものに当たると違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3
3
7
(略)

第三十一条 第三条の十三の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 前項の違反行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の第三項において同じ。）により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。）の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の第三項において同じ。）として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の拘禁刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑及び

に限る。）で政令で定めるものに当たると違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲等、刀剣類、第二十一条の第三項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるとものに限る。）で政令で定めるものに当たると違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3
3
7
(略)

第三十一条 第三条の十三の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 前項の違反行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の第三項において同じ。）により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。）の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の第三項において同じ。）として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の懲役又は無期若しくは五年以上の懲役

三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の二 第三条の四の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。

2 營利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の拘禁刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑及び三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。この場合において、当該拳銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上の有期拘禁刑に処する。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の拘禁刑又は一年以上十五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金

二 第一項後段 一年以上の有期拘禁刑又は一年以上

及び三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の二 第三条の四の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

2 營利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上の有期懲役に処する。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金

二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の

の有期拘禁刑及び七百万円以下の罰金

三 前項 五年以上の有期拘禁刑又は五年以上の有期拘禁刑及び三千万円以下の罰金

4 (略)

第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期拘禁刑又は三年以上の有期拘禁刑及び一千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の七 第三条の六の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑又は十年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の八 第三条の三第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑

の有期懲役及び七百万円以下の罰金

三 前項 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 (略)

第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の七 第三条の六の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の八 第三条の三第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又

又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は七年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

3 第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して拳銃等又は猟銃を発射した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航

は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は七年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

3 第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して拳銃等又は猟銃を発射した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航

空機（以下この条において「資金等」という。）を提
供した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下
の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当
該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着
手される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免
除する。

第三十一条の十五 第三条の七及び第三条の十の規定に
より禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと
借受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者
は、三年以下の拘禁刑又は三年以下の拘禁刑及び百万
円以下の罰金に処する。

第三十一条の十六 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又
は五十万円以下の罰金に処する。

一 五（略）

2 （略）
3 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を
含む。）の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三
年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十七 第三十一条の二第一項又は第二項の
罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物
品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には
、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五
十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反

空機（以下この条において「資金等」という。）を提
供した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下
の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当該
資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手
される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除
する。

第三十一条の十五 第三条の七及び第三条の十の規定に
より禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと
借受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者
は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以
下の罰金に処する。

第三十一条の十六 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は
五十万円以下の罰金に処する。

一 五（略）

2 （略）
3 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を
含む。）の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三
年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十七 第三十一条の二第一項又は第二項の
罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物
品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には
、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十
万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反

行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第三十四条 第三十一条の六、第三十一条の八、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで又は第三十一条の十六から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の拘禁刑及び罰金を併科することができる。

一・二 (略)

第三十四条 第三十一条の六、第三十一条の八、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで又は第三十一条の十六から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

改正案	現行
<p>（確認事務の委託） 第五十一条の八（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>4 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>5〜7（略）</p>	<p>（確認事務の委託） 第五十一条の八（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>4 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>5〜7（略）</p>

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に
対し、技能検定員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イハ (略)

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を
死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から
第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百
七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯
し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり
、又は執行を受けることがなくなつた日から起算
して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(指定講習機関)

第百八条の四 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定
による指定を受けることができない。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死
傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六
条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し拘禁刑

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に
対し、技能検定員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イハ (略)

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を
死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から
第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百
七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯
し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなつた日から起算し
て三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(指定講習機関)

第百八条の四 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定
による指定を受けることができない。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死
傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六
条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以

以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4 (略)

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第百十七条 車両等（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4 (略)

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百十七条 車両等（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき（特定自動運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき（特定自動運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第一百七十七条の三 第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 （略）

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 （略）

2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

一 二 （略）

2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第一百七十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の三 第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 （略）

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 （略）

2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 二 （略）

2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第一百七十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

3 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条の二 第六十七条(危険防止の措置)第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百八条の三 第一百四十五条の五(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかった者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

一〇二〇 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

一〇六 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

3 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条の二 第六十七条(危険防止の措置)第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百八条の三 第一百四十五条の五(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかった者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一〇二〇 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）（第百三条関係）

改正案	現行
<p>(罰則) 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(罰則) 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 2・3 (略)</p>

○ 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（第百三条関係）

改正案	第四十二条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
現行	第四十二条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）（第三百三
 条関係）

改正案	<p>（罰則） 第七条 前条の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>
現行	<p>（罰則） 第七条 前条の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）（第百三条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第五条 サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の拘禁刑に処する。ただし、同条第一項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 製造又は輸入に係る第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>第七条 情を知って、第五条第一項の罪又は製造若しくは輸入に係る前条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供した者は、三年</p>	<p>(罰則)</p> <p>第五条 サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処する。ただし、同条第一項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 製造又は輸入に係る第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以上の懲役に処する。</p> <p>第七条 情を知って、第五条第一項の罪又は製造若しくは輸入に係る前条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供した者は、三年</p>

以下の拘禁刑に処する。

以下の懲役に処する。

○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（第百三条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 （略）</p>	<p>（罰則） 第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 （略）</p>

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（第百三条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）（第百三条関係）

改正案	現行
<p>第十五条 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて特殊開錠用具を販売し、又は授与した者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十六条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十五条 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて特殊開錠用具を販売し、又は授与した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十六条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（第百三条関係）

改正案	現行
第四十一条 第二十六条の規定による指示に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第四十一条 第二十六条の規定による指示に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第百三条関係）

改正案	現 行
<p>第二十五条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第二十七条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十八条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の提供を受けること又はこれを第三者にさせること</p>	<p>第二十五条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第二十七条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十八条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の提供を受けること又はこれを第三者にさせること</p>

を目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条の二 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払

を目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条の二 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払

式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ

式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ

れを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の二 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを

を併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の二 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併

併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるとともに必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるとともに必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

<p>2 (略)</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第三十条 他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換情報提供を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第三十条 他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換情報提供を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p>

○ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）（第百三条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十五条 第七条第一項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十五条 第七条第一項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（第百三条関係）

改正案

現行

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四 （略）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

第三十一条 第十六条第一項の規定による命令に違反する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四 （略）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

第三十一条 第十六条第一項の規定による命令に違反する行為をした者（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（第三百三
条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（罰則）</p> <p>第十三条 第十条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第十一条第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（罰則）</p> <p>第十三条 第十条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第十一条第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（第百四条関係）

改正案	現行
<p>（警備業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（警備業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第百五条関係）

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。</p> <p>イ 暴力的不法行為等又は第八章（第五十条（第二</p>	<p>（指定）</p> <p>第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。</p> <p>イ 暴力的不法行為等又は第八章（第五十条（第二</p>

号に係る部分に限る。)及び第五十二条を除く。
以下この条及び第十二条の五第二項第二号において同じ。)に規定する罪に当たる違法な行為を行い拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して十年を経過しないもの

ロ (略)

ハ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い拘禁刑以上の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

ニ (略)

ホ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い拘禁刑以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日(当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてゐる場合)は、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して十年を経過しないもの

ヘ (略)

三 (略)

号に係る部分に限る。)及び第五十二条を除く。
以下この条及び第十二条の五第二項第二号において同じ。)に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して十年を経過しないもの

ロ (略)

ハ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

ニ (略)

ホ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日(当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてゐる場合)は、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して十年を経過しないもの

ヘ (略)

三 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 三 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 十七 (略)

第四十八条 第三十条の七第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 二 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 三 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 十七 (略)

第四十八条 第三十条の七第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 二 (略)

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第百六条関係）

改正案	現行
<p>（自動車運転代行業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三條第一項若しくは第七十八條（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同條第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二條の二第一項及び第六十六條の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八條の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九條第</p>	<p>（自動車運転代行業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三條第一項若しくは第七十八條（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同條第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二條の二第一項及び第六十六條の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八條の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九條第</p>

第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三〇九 (略)

第三十一条 第二十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三〇九 (略)

第三十一条 第二十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（第一百七条関係）

改正案

現行

（欠格事由）
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。

（欠格事由）
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。

- 一 （略）
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 七 （略）

- 一 （略）
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 七 （略）

- 3 （登録誘引情報提供機関の登録）
第十八条 （略）
- 2 （略）
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
 - 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せ

- 3 （登録誘引情報提供機関の登録）
第十八条 （略）
- 2 （略）
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せら

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなつた日から起算して二年を経過しない者

二・三 (略)

4 5 6 (略)

第三十一条 第十四条又は第十五条第二項第二号の規定
による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しく
は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月
以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 5 三 (略)

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなつた日から起算して二年を経過しない者

二・三 (略)

4 5 6 (略)

第三十一条 第十四条又は第十五条第二項第二号の規定
による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 5 三 (略)

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（第百八条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 七 （略）</p> <p>（罰則） 第十七条 第十五条の規定による処分に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（欠格事由） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 七 （略）</p> <p>（罰則） 第十七条 第十五条の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条 第一項の認定を受けることができない。 一・二 （略） 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は 管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。 以下この条において同じ。）のうちに、次のい ずれかに該当する者があるもの イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規 定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から二年を経過 しない者 ロ （略）</p> <p>（欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条 第一項の提案をすることができない。 一 三 （略） 四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定 により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなった日から起算して二年を経 過しない者 五・六 （略）</p>	<p>（欠格条項） 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条 第一項の認定を受けることができない。 一・二 （略） 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又 は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含 む。以下この条において同じ。）のうちに、次のい ずれかに該当する者があるもの イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定 により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執 行を受けることがなくなった日から二年を経過し ない者 ロ （略）</p> <p>（欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条 第一項の提案をすることができない。 一 三 （略） 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなった日から起算して二年を経過 しない者 五・六 （略）</p>

(身分保障)

第三百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一・二 (略)

三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

四 (略)

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四百三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四百八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(身分保障)

第三百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一・二 (略)

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 (略)

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四百三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四百八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

。 第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（第一百条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 7（略）</p> <p>8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 7（略）</p> <p>8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

<p>12 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>11 第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>12 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>11 第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（第百十一条関係）

改正案	現行
<p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>（設立委員の特別背任罪）</p> <p>第七十一条 第四十六条第一項の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り又は新設合併設立銀行に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該新設合併設立銀行に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（設立委員の贈収賄罪）</p> <p>第七十二条 第四十六条第一項の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（株主等の権利の行使に関する贈収賄罪）</p> <p>第七十三条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰</p>	<p>（設立委員の特別背任罪）</p> <p>第七十一条 第四十六条第一項の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り又は新設合併設立銀行に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該新設合併設立銀行に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（設立委員の贈収賄罪）</p> <p>第七十二条 第四十六条第一項の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（株主等の権利の行使に関する贈収賄罪）</p> <p>第七十三条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰</p>

2 罰金に処する。
一 〓四 (略)
(略)

2 金に処する。
一 〓四 (略)
(略)

改正案	現行
<p>第五十六条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員若しくは監事又は支配人、参事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人（以下「役員等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第五十七条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十八条 役員等が、優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合を行ったときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併</p>	<p>第五十六条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員若しくは監事又は支配人、参事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人（以下「役員等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第五十七条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十八条 役員等が、優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合を行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科</p>

科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十九条 理事が、第五条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十九条 理事が、第五条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

○ 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）（第百十一条関係）

改正案	現行
<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第十九条 第十一条第一項の規定による社債の発行等による貸付資金の受入れの停止の命令に違反して社債の発行等による貸付資金の受入れをした特定金融会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第十九条 第十一条第一項の規定による社債の発行等による貸付資金の受入れの停止の命令に違反して社債の発行等による貸付資金の受入れをした特定金融会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（第百十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第三十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二の三第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第三十六条 内閣総理大臣ノ免許ヲ受ケズシテ無尽業ヲ営ミタル者ハ三年以下ノ拘禁刑若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p>	<p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第三十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第三十五条の二の三第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第三十六条 内閣総理大臣ノ免許ヲ受ケズシテ無尽業ヲ営ミタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p>

第三十七条 次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ一年以下ノ拘禁刑若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
一〇五 (略)

第三十七条ノ二 銀行法第五十二条の六十四第一項ノ規定ニ違反シテ其ノ職務ニ関シテ知り得タ秘密ヲ漏ラシ又ハ自己ノ利益ノ為ニ使用シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第三十八条 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、會計参与(會計参与法人ナルトキハ其ノ職務ヲ行フベキ社員以下本条ニ於テ同ジ)、監査役、支配人若ハ清算人又ハ第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、會計参与、監査役若ハ支配人ヲ一年以下ノ拘禁刑又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス
一・二 (略)

第三十七条 次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
一〇五 (略)

第三十七条ノ二 銀行法第五十二条の六十四第一項ノ規定ニ違反シテ其ノ職務ニ関シテ知り得タ秘密ヲ漏ラシ又ハ自己ノ利益ノ為ニ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第三十八条 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、會計参与(會計参与法人ナルトキハ其ノ職務ヲ行フベキ社員以下本条ニ於テ同ジ)、監査役、支配人若ハ清算人又ハ第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、會計参与、監査役若ハ支配人ヲ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス
一・二 (略)

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（特定兼営業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（特定兼営業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（特定兼営業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（特定兼営業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一・二 (略)

第十六条 第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一十二 (略)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一四 (略)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一六 (略)

一・二 (略)

第十六条 第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一十二 (略)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一四 (略)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一六 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わるり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ（略）</p>

三〇七 (略)
二〇六 (略)

第七十七条の三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、認可協会は、同項の苦情
号のいずれかに解決の業務及びあつせんの業務を、次の各
号のいずれかに該当する者に委託することができない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該
当する者がある者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、若しくはこの法律
の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなった日から二年を
経過しない者

ロ (略)

三・四 (略)

(あつせん業務の第三者への委託)

第七十八条の八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の苦情についての解
決の業務及びあつせんの業務は、次の各号のいずれか
に該当する者に委託することができない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該
当する者がある者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、若しくはこの法律

三〇七 (略)
二〇六 (略)

第七十七条の三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、認可協会は、同項の苦情
号のいずれかに解決の業務及びあつせんの業務を、次の各
号のいずれかに該当する者に委託することができない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該
当する者がある者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の
規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなった日から二年を
経過しない者

ロ (略)

三・四 (略)

(あつせん業務の第三者への委託)

第七十八条の八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の苦情についての解
決の業務及びあつせんの業務は、次の各号のいずれか
に該当する者に委託することができない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該
当する者がある者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の

の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

3・4 (略)

(欠格事項)
第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、

前条第一項の認定を受けることができない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第二百五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一・三 (略)

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当す

規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

3・4 (略)

(欠格事項)
第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、

前条第一項の認定を受けることができない。

一・二 (略)

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第二百五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一・三 (略)

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当す

る者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〽八 (略)

二〽五 (略)

（取引情報蓄積業務を行う者の指定）

第五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

一〽三 (略)

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〽八 (略)

五・六 (略)

二 (略)

る者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〽八 (略)

二〽五 (略)

（取引情報蓄積業務を行う者の指定）

第五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

一〽三 (略)

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〽八 (略)

五・六 (略)

二 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑及び三万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第九十七条の三 第三十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に關して行われたものである場合に限る。）に於いては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の拘禁刑若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 八 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役及び三万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第九十七条の三 第三十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に關して行われたものである場合に限る。）に於いては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 八 (略)

第九十八條の三 第三十八條の二若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十一條の二第二号若しくは第五号又は第四十二條の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合（第三十八條の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の四 第六十六條の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八條第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融

第九十八條の三 第三十八條の二若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十一條の二第二号若しくは第五号又は第四十二條の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合（第三十八條の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の四 第六十六條の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八條第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融

指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第六十条の六第二項において準用する同条第一項、第六十条の二十第二項において準用する同条第一項、第六十六条の二十七（第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十一条（第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九、第五十六条の十五、第五十六条の二十の十二、第五十六条の三十四、第五十六条の五十八若しくは第五十六条の八十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算

指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第六十条の六第二項において準用する同条第一項、第六十条の二十第二項において準用する同条第一項、第六十六条の二十七（第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十一条（第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九、第五十六条の十五、第五十六条の二十の十二、第五十六条の三十四、第五十六条の五十八若しくは第五十六条の八十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算

機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関（以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。）、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引所持株会社の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（二十一）（略）

第二百条の三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳

機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関（以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。）、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引所持株会社の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（二十一）（略）

第二百条の三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳

述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、金融機関、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、第六六条の三第一項の規定により認可を受けた者、金融商品取引所持株式会社、第六六条の十七第一項の規定により認可を受けた者、商品取引所、商品取引所持株式会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の主要株主（第五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、金融商品仲介業者若しくは金融商品取引清算機関の主要株主は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十三 (略)

第二百二条 取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の

述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、金融機関、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、第六六条の三第一項の規定により認可を受けた者、金融商品取引所持株式会社、第六六条の十七第一項の規定により認可を受けた者、商品取引所、商品取引所持株式会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の主要株主（第五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、金融商品仲介業者若しくは金融商品取引清算機関の主要株主は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十三 (略)

第二百二条 取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰

罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六条の規定の適用を妨げない。

2 (略)

第二百三条 金融商品取引業者の役員（当該金融商品取引業者が外国法人である場合には、国内における代表者及び国内に設ける営業所又は事務所に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役員及び仮監査役を含む。）若しくは職員又は外国金融商品取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（金融商品取引業者の役員又は職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた金融商品取引業者の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百四条 第七十二条（第七十九条又は第七十九条の十四で準用する場合を含む。）、第七十七条の二第七項若しくは第八項（これらの規定を第七十七条の三第

金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六条の規定の適用を妨げない。

2 (略)

第二百三条 金融商品取引業者の役員（当該金融商品取引業者が外国法人である場合には、国内における代表者及び国内に設ける営業所又は事務所に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役員及び仮監査役を含む。）若しくは職員又は外国金融商品取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（金融商品取引業者の役員又は職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた金融商品取引業者の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百四条 第七十二条（第七十九条又は第七十九条の十四で準用する場合を含む。）、第七十七条の二第七項若しくは第八項（これらの規定を第七十七条の三第

四項、第七十八条の七、第七十八条の八第四項又は第七十九条の十三で準用する場合を含む。）、第七十九条の四十七、第八十七条の八、第一百五十六条の八、第一百五十六条の二十の七又は第一百五十六条の七十の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二十 (略)

四項、第七十八条の七、第七十八条の八第四項又は第七十九条の十三で準用する場合を含む。）、第七十九条の四十七、第八十七条の八、第一百五十六条の八、第一百五十六条の二十の七又は第一百五十六条の七十の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二十 (略)

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>（登録拒否の事由）</p>	<p>（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>（登録拒否の事由）</p>

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 十二 (略)

第五十条 第四十七条の規定に違反した場合又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 不正の手段により公認会計士、外国公認会

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 十二 (略)

第五十条 第四十七条の規定に違反した場合又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 不正の手段により公認会計士、外国公認会

計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条（第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条（第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十の十六又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（第一百十六条関係）

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第六条の五の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第六条の五の十四第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令に</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第六条の五の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第六条の五の十四第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令によ</p>

よる刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又はその刑の執行を受けることがなくなつ
た日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〽八 (略)

二〽五 (略)

(罰則)

第八条の二 第六条の五の十一第一項又は第二項におい
て準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引
法」という。)第三十九条第一項の規定に違反したと
きは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若
しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該
違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〽十 (略)

第九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、
当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百
万円以下の罰金に処する。

一〽三 (略)

第九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合に
は、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若し
くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

る刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた
日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〽八 (略)

二〽五 (略)

(罰則)

第八条の二 第六条の五の十一第一項又は第二項におい
て準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引
法」という。)第三十九条第一項の規定に違反したと
きは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若し
くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
。

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該
違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〽十 (略)

第九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、
当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万
円以下の罰金に処する。

一〽三 (略)

第九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合に
は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若し
くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇
一〇五 (略)

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の四 銀行法第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

一〇五 (略)

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の四 銀行法第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

改正案	現行
<p>（設立の認可）</p> <p>第十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の設立の認可申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発起人、理事及び監事のうちに次に掲げる者のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者</p> <p>ハ・ホ （略）</p> <p>ニ （略）</p> <p>第三十條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範圍外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（設立の認可）</p> <p>第十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の設立の認可申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発起人、理事及び監事のうちに次に掲げる者のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者</p> <p>ハ・ホ （略）</p> <p>ニ （略）</p> <p>第三十條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範圍外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p>

第五十七条 第八条の規定に違反した者は、一年以下の
拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ
を併科する。
2・3 (略)

第五十七条 第八条の規定に違反した者は、一年以下の
懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。
2・3 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第一百八条関係）

改正案	現行
<p>（執行役員の資格） 第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。 一 三 （略） 四 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 五 （略）</p> <p>第二百二十八条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 七 （略） 二 三 （略）</p> <p>第二百二十八条の二 投資法人の代表投資法人債権者（第三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十六条第一項の規定により選任された代表投資法人債権者をいう。第二百三十三条第一項第二号及び第二百四十九条において同じ。）又は決議執行者（第三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十</p>	<p>（執行役員の資格） 第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。 一 三 （略） 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 五 （略）</p> <p>第二百二十八条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 七 （略） 二 三 （略）</p> <p>第二百二十八条の二 投資法人の代表投資法人債権者（第三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十六条第一項の規定により選任された代表投資法人債権者をいう。第二百三十三条第一項第二号及び第二百四十九条において同じ。）又は決議執行者（第三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十</p>

七条第二項に規定する決議執行者をいう。第二百三十三條第一項第二号及び第二百四十九條において同じ。)
が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

第二百二十九條 投資法人の設立企画人が、第六十七條第一項(第十七号及び第十八号に係る部分に限る。)の規定に違反して、規約に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二百二十八條第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第七十一條第十項において準用する会社法第六十三條第一項の規定による払込みについて、創立總會に對し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、前項と同様とする。

3
(略)

第二百三十條 第二百二十八條第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口又は投資法人債を引き受ける者の募集をするに当たり、投資法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事

七条第二項に規定する決議執行者をいう。第二百三十三條第一項第二号及び第二百四十九條において同じ。)
が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

第二百二十九條 投資法人の設立企画人が、第六十七條第一項(第十七号及び第十八号に係る部分に限る。)の規定に違反して、規約に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二百二十八條第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第七十一條第十項において準用する会社法第六十三條第一項の規定による払込みについて、創立總會に對し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。

3
(略)

第二百三十條 第二百二十八條第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口又は投資法人債を引き受ける者の募集をするに当たり、投資法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事

項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第二百三十一条 第二百二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第二百三十二条 次に掲げる者が、投資法人が発行することができる投資口の総口数を超えて投資口を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

第二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一三 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第二百三十一条 第二百二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第二百三十二条 次に掲げる者が、投資法人が発行することができる投資口の総口数を超えて投資口を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

第二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一三 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百三十四条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第二百三十六條 第二百二十八條第一項第三号から第六号までに掲げる者が、投資主の権利の行使に関し、投資法人又はその子法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

6 (略)

第二百三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第二百四十條 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資法人の設立企画人（設立企

第二百三十四条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第二百三十六條 第二百二十八條第一項第三号から第六号までに掲げる者が、投資主の権利の行使に関し、投資法人又はその子法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

6 (略)

第二百三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第二百四十條 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資法人の設立企画人（設立企

画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）又は第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資法人の設立企画人（設立企画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）、第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者又は資産保管会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・三 (略)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）又は第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資法人の設立企画人（設立企画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）、第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者又は資産保管会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・三 (略)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百四十五条 次に掲げる違反があつた場合において
は、その違反行為をした投資信託委託会社若しくは投
資信託委託会社であつた者の代表者、代理人、使用人
その他の従業者、投資法人の設立企画人（設立企画人
が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、
使用人その他の従業者）又は第二百二十八条第一項第
三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号
までに掲げる者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四（略）

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、
六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し
、又はこれを併科する。

一〇十（略）

第二百四十五条 次に掲げる違反があつた場合において
は、その違反行為をした投資信託委託会社若しくは投
資信託委託会社であつた者の代表者、代理人、使用人
その他の従業者、投資法人の設立企画人（設立企画人
が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、
使用人その他の従業者）又は第二百二十八条第一項第
三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号
までに掲げる者は、一年以下の懲役若しくは百万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四（略）

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、
六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

一〇十（略）

改正案	現行
<p>（役員の資格等） 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 一 四 （略） 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第八十五条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務等関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務等関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第八十九条第十一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。 一 三 （略） 四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。 イ・ロ （略） ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終</p>	<p>（役員の資格等） 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 一 四 （略） 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第八十五条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務等関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務等関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第八十九条第十一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。 一 三 （略） 四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。 イ・ロ （略） ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終</p>

わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇六 (略)

第八十九条の四 第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇六 (略)

第八十九条の四 第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

第九十条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の四 銀行法第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

第九十条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の四 銀行法第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>（罰則） 第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し</p>	<p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>（罰則） 第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、</p>

、又はこれを併科する。

一〇六 (略)

第二十三条の三 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第

又はこれを併科する。

一〇六 (略)

第二十三条の三 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇二 (略)

第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第

二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者

は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者

は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

改正案	現行
<p>（役員の資格等） 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一～四 （略） 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第八十九条の十三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第七項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。 一～三 （略） 四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。 イ・ロ （略） ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終</p>	<p>（役員の資格等） 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一～四 （略） 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第八十九条の十三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第七項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。 一～三 （略） 四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。 イ・ロ （略） ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終</p>

わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

第九十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付け若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

3 (略)

第九十九条の二 第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇九 (略)

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

第九十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付け若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 (略)

第九十九条の二 第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇九 (略)

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万

万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

第百条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第百条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

第百条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の四の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

第百条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第百条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

第百条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の四の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一
§
五

(略)

一
§
五

(略)

○ 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）（第二百二十二条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第四条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免れる行為をした者</p> <p>第五条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免れる行為をしたとき。</p> <p>2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合には、その相手方が第二条第一項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかったことを理由として、前項の処罰を免れることができな^い。ただし、その知らなかったことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免かれる行為をした者</p> <p>第五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免かれる行為をしたとき。</p> <p>2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合には、その相手方が第二条第一項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかったことを理由として、前項の処罰を免れることができな^い。ただし、その知らなかったことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（委員等の解任）</p> <p>第十九条 機構の理事長は、委員等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、その委員等を解任することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第二百四十一条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p>	<p>（委員等の解任）</p> <p>第十九条 機構の理事長は、委員等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、その委員等を解任することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第二百四十一条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p>

3 (略)

第四百四十一条の二 特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に関し特別監視代行者又は機構代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 (略)

第四百四十二条 第四百四十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四百四十二条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

3 (略)

第四百四十一条の二 特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に関し特別監視代行者又は機構代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 (略)

第四百四十二条 第四百四十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四百四十二条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第四百三十三条 第三百三十六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四百四十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)又は第八十二条(第二百二十六条の九及び第二百二十六条の十八において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十五条 破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者)、日本における代表者、会計参与(会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫(株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第

第四百三十三条 第三百三十六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四百四十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)又は第八十二条(第二百二十六条の九及び第二百二十六条の十八において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十五条 破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者)、日本における代表者、会計参与(会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫(株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第

二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限る。）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者（これらの者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2

(略)

二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限る。）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者（これらの者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2

(略)

登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

(1) (2) (略)

(3) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) (6) (略)

三 (略)

2 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 (三) (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

(1) (2) (略)

(3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) (6) (略)

三 (略)

2 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 (三) (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)
五〽八 (略)
二〽五 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〽十二 (略)

第六十一条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〽三 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
一〽三 (略)

第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〽五 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百

ニ・ホ (略)
五〽八 (略)
二〽五 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〽十二 (略)

第六十一条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〽三 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一〽三 (略)

第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〽五 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万

万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第六十三条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の二の四 第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第六十三条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の二の四 第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から 五年を経過しない者</p> <p>五 十六（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年 を経過しない者</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五 年を経過しない者</p> <p>五 十六（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を 経過しない者</p>

2 五〇八 (略)

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一〇三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇七 (略)

2 五〇七 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第四十一条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行

2 五〇八 (略)

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一〇三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇七 (略)

2 五〇七 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第四十一条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行

う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五 八 (略)

2 4 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第四十七条の二 第二十四条の六の四第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五 八 (略)

2 4 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第四十七条の二 第二十四条の六の四第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一〇七 (略)

2 第二十四条の十二第一項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十 (略)

2 第二十四条の十九第二項又は第二十四条の四十六の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反して職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一〇七 (略)

2 第二十四条の十二第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十 (略)

2 第二十四条の十九第二項又は第二十四条の四十六の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反して職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条の三 貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十条の三 貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由） 第二百六十五条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者</p> <p>四 （略）</p> <p>（登録の拒否） 第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>（役員の欠格事由） 第二百六十五条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者</p> <p>四 （略）</p> <p>（登録の拒否） 第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>

年を経過しない者

三〇十 (略)

二〇四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第三百八条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一〇三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇九 (略)

第三百十五条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

を經過しない者

三〇十 (略)

二〇四 (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第三百八条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一〇三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇九 (略)

第三百十五条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

る。

一〇六 (略)

第三百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第三百十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第三百十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十 (略)

第三百十八条 第二百四十条の十、第二百四十七条の三

。

一〇六 (略)

第三百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第三百十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第三百十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十 (略)

第三百十八条 第二百四十条の十、第二百四十七条の三

又は第二百六十五条の二十一の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十八条の二 被調査会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十七条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十二 (略)

(取締役等の特別背任罪)

第三百二十二条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万

又は第二百六十五条の二十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十八条の二 被調査会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十七条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十二 (略)

(取締役等の特別背任罪)

第三百二十二条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(代表社債権者等の特別背任罪)

第三百二十三条 相互会社の代表社債権者又は決議執行者(第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(会社財産を危うくする罪)

第三百二十四条 保険業を営む株式会社(以下この編において「株式会社」という。)の保険管理人又は保険計理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 会社法第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二〇四 (略)

2 相互会社の保険管理人、保険計理人、第三百二十二条第一項第二号から第九号までに掲げる者又は第三十

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(代表社債権者等の特別背任罪)

第三百二十三条 相互会社の代表社債権者又は決議執行者(第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(会社財産を危うくする罪)

第三百二十四条 保険業を営む株式会社(以下この編において「株式会社」という。)の保険管理人又は保険計理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 会社法第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二〇四 (略)

2 相互会社の保険管理人、保険計理人、第三百二十二条第一項第二号から第九号までに掲げる者又は第三十

条の十一第二項若しくは第七十九条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項と同一の刑に処する。

一 相互会社の設立の場合において社員の数、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、又は第二十四条第一項各号に掲げる事項について、裁判所又は創立総会に対して虚偽の申述を行ない、又は事実を隠蔽したとき。

二・三 (略)

3 相互会社が株式会社となる組織変更をする場合において、相互会社の保険管理人、第三百二十二条第一項第四号から第六号まで若しくは第九号に掲げる者又は株式会社取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となるべき者が、株式の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付について、又は第九十二条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣若しくは裁判所又は社員総会若しくは総代会に対して虚偽の申述を行ない、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(虚偽文書行使等の罪)

第三百二十五条 第三百二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる者又は基金若しくは相互会社の社債(第六十一条に規定する社債をいう。)を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、株式、基金、新株予約権

条の十一第二項若しくは第七十九条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項と同一の刑に処する。

一 相互会社の設立の場合において社員の数、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、又は第二十四条第一項各号に掲げる事項について、裁判所又は創立総会に対して虚偽の申述を行ない、又は事実を隠蔽したとき。

二・三 (略)

3 相互会社が株式会社となる組織変更をする場合において、相互会社の保険管理人、第三百二十二条第一項第四号から第六号まで若しくは第九号に掲げる者又は株式会社取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となるべき者が、株式の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付について、又は第九十二条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣若しくは裁判所又は社員総会若しくは総代会に対して虚偽の申述を行ない、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(虚偽文書行使等の罪)

第三百二十五条 第三百二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる者又は基金若しくは相互会社の社債(第六十一条に規定する社債をいう。)を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、株式、基金、新株予約権

、社債（第六十一条に規定する社債及び会社法第二条第二十三号に規定する社債をいう。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、保険会社等の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
3
4 （略）

（預合いの罪）

第三百二十六条 第三百二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる者が、基金の拠出に係る払込み又は株式の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2
3 （略）

（株式の超過発行の罪）

第三百二十七条 株式会社の保険管理人が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

、社債（第六十一条に規定する社債及び会社法第二条第二十三号に規定する社債をいう。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、保険会社等の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
3
4 （略）

（預合いの罪）

第三百二十六条 第三百二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる者が、基金の拠出に係る払込み又は株式の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2
3 （略）

（株式の超過発行の罪）

第三百二十七条 株式会社の保険管理人が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(取締役等の贈収賄罪)

第三百二十八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一、四 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

(社員等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第三百二十九条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一、五 (略)

2 (略)

(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)

第三百三十一条 保険会社等の保険管理人又は第三百二十二条第一項第四号から第七号までに掲げる者若しくはその他の相互会社の使用人が、株主若しくは社員若しくは総代の権利又は当該保険会社等(株式会社に限る。)に係る適格旧株主(会社法第八百四十七条の二第九項(第九十六条の四の二において準用する場合を含む。))及び第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四第二項に規定する適格旧株主をいう

(取締役等の贈収賄罪)

第三百二十八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一、四 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(社員等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第三百二十九条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一、五 (略)

2 (略)

(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)

第三百三十一条 保険会社等の保険管理人又は第三百二十二条第一項第四号から第七号までに掲げる者若しくはその他の相互会社の使用人が、株主若しくは社員若しくは総代の権利又は当該保険会社等(株式会社に限る。)に係る適格旧株主(会社法第八百四十七条の二第九項(第九十六条の四の二において準用する場合を含む。))及び第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四第二項に規定する適格旧株主をいう

。第三項において同じ。）の権利の行使に関し、保険会社等又はその子会社（同法第二条第三号に規定する子会社（保険会社等が相互会社であるときは、その実質子会社）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。保険会社等（株式会社に限る。以下この項において同じ。）における同法第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の当該保険会社等の使用人が、当該保険会社等に係る適格旧株主（第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四第二項又は第九十六条の四の二において準用する同法第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）の権利の行使に関し、当該保険会社等又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときも、同様とする。

2・3 (略)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

6 (略)

。第三項において同じ。）の権利の行使に関し、保険会社等又はその子会社（同法第二条第三号に規定する子会社（保険会社等が相互会社であるときは、その実質子会社）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。保険会社等（株式会社に限る。以下この項において同じ。）における同法第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の当該保険会社等の使用人が、当該保険会社等に係る適格旧株主（第九十六条の四において準用する同法第八百四十七条の四第二項又は第九十六条の四の二において準用する同法第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）の権利の行使に関し、当該保険会社等又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときも、同様とする。

2・3 (略)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

6 (略)

○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第二百二十七条関係）

改正案	現行
<p>（更生債権等の免責等）</p> <p>第二百五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権は全て消滅する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後拘禁刑若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五百七条第一項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（更生債権等の免責等）</p> <p>第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権</p>	<p>（更生債権等の免責等）</p> <p>第二百五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権は全て消滅する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五百七条第一項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（更生債権等の免責等）</p> <p>第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権</p>

等につきその責任を免れ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一 三 (略)

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後拘禁刑若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法第五十七條第一項若しくは地方税法第二十二條の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2・3 (略)

(詐欺更生罪)

第五百四十九條 第四條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者（協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は組合員等を害する目的で、次の各号のいづれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に

等につきその責任を免れ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一 三 (略)

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法第五十七條第一項若しくは地方税法第二十二條の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2・3 (略)

(詐欺更生罪)

第五百四十九條 第四條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者（協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は組合員等を害する目的で、次の各号のいづれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲

掲げる行為の相手方となった者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一〇四 (略)

2 〇4 (略)

(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)

第五百五十条 協同組織金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、その協同組織金融機関の業務に関し、特定の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者に対するその協同組織金融機関の債務について、他の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつてその協同組織金融機関の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその協同組織金融機関の義務に属しないものをし、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(管財人等の特別背任罪)

第五百五十一条 第四条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、協同組織金融機関に係る担保

掲げる行為の相手方となった者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一〇四 (略)

2 〇4 (略)

(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)

第五百五十条 協同組織金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、その協同組織金融機関の業務に関し、特定の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者に対するその協同組織金融機関の債務について、他の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつてその協同組織金融機関の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその協同組織金融機関の義務に属しないものをし、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(管財人等の特別背任罪)

第五百五十一条 第四条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、協同組織金融機関に係る担保

権者若しくは組合員等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第五百五十二条 第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第二百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関若しくは転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関又は同項第六号に規定する新株式会社(第三項において「開始前協同組織金融機関等」という。)の設立時取締役、設立時監査役、理事、取締役、会計参与、監事、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であった者又は発起人であった者が、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・7 (略)

第五百五十三条 第六十九條第六項に規定する開始前

権者若しくは組合員等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第五百五十二条 第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第二百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関若しくは転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関又は同項第六号に規定する新株式会社(第三項において「開始前協同組織金融機関等」という。)の設立時取締役、設立時監査役、理事、取締役、会計参与、監事、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であった者又は発起人であった者が、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・7 (略)

第五百五十三条 第六十九條第六項に規定する開始前

会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四条第一項第四号に掲げる組織変更後株式会社、同項第五号に規定する株式会社若しくは新株式会社又は同項第六号に規定する新相互会社（第三項において「開始前会社等」という。）の設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であつた者又は発起人であつた者が、第八十九条第一項、第九十三条、第二百五条若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
2
7
(略)

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）
第五百五十四条 第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、協同組織金融機関の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四条第一項第四号に掲げる組織変更後株式会社、同項第五号に規定する株式会社若しくは新株式会社又は同項第六号に規定する新相互会社（第三項において「開始前会社等」という。）の設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であつた者又は発起人であつた者が、第八十九条第一項、第九十三条、第二百五条若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
2
7
(略)

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）
第五百五十四条 第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、協同組織金融機関の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

(管財人等に対する職務妨害の罪)

第五百五十五条 偽計又は威力を用いて、第四条第一項又は第六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以上の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第五百五十六条 第四条第一項又は第六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問(第四十四条又は第二百十条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問をいう。次項において同じ。)が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の更生手続における管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員(以下この条において「管財人等」という。)が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務

(管財人等に対する職務妨害の罪)

第五百五十五条 偽計又は威力を用いて、第四条第一項又は第六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以上の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第五百五十六条 第四条第一項又は第六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問(第四十四条又は第二百十条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問をいう。次項において同じ。)が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の更生手続における管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員(以下この条において「管財人等」という。)が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務

に關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に關し、管財人等に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第一項の更生手続における第四条第十三項若しくは第六十九條第十三項に規定する更生債権者等、組合員等、社員若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、關係人集会の期日における議決権の行使又は第一百十三條若しくは第二百八十二條において準用する会社更生法第八十九條第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

(贈賄罪)

第五百五十七條 前條第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前條第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供

に關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に關し、管財人等に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第一項の更生手続における第四条第十三項若しくは第六十九條第十三項に規定する更生債権者等、組合員等、社員若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、關係人集会の期日における議決権の行使又は第一百十三條若しくは第二百八十二條において準用する会社更生法第八十九條第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

(贈賄罪)

第五百五十七條 前條第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前條第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供

与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二百二十八条関係）

改正案	現行
<p>（取締役の資格） 第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 い。 一 三 （略） 四 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 五 十 （略） 2 （略）</p> <p>第二百九十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 十二 （略）</p> <p>第二百九十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合において、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二 （略）</p> <p>第二百九十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合に</p>	<p>（取締役の資格） 第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 い。 一 三 （略） 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 五 十 （略） 2 （略）</p> <p>第二百九十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合において、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 十二 （略）</p> <p>第二百九十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合において、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二 （略）</p> <p>第二百九十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合に</p>

においては、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第二百九十七条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第二百九十八条 第二百十八条(第二百九条第二項(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(取締役等の特別背任罪)

第三百二条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)
二〇四 (略)

(代表特定社債権者等の特別背任罪)
第三百三条 特定目的会社の代表特定社債権者又は決議

においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第二百九十七条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第二百九十八条 第二百十八条(第二百九条第二項(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(取締役等の特別背任罪)

第三百二条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)
二〇四 (略)

(代表特定社債権者等の特別背任罪)
第三百三条 特定目的会社の代表特定社債権者又は決議

執行者（第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、特定社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

(特定目的会社財産等を危うくする罪等)

第三百四条 第三百二条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第十六条第三項各号に掲げる事項について、又は第十九条第一項の規定による払込み若しくは給付について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第三百二条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第十六条第三項各号又は第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項と同様とする。

4 第三百二条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

一 第一百五十九条の規定による社員総会の承認により

執行者（第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、特定社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

(特定目的会社財産等を危うくする罪等)

第三百四条 第三百二条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第十六条第三項各号に掲げる事項について、又は第十九条第一項の規定による払込み若しくは給付について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第三百二条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第十六条第三項各号又は第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項と同様とする。

4 第三百二条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

一 第一百五十九条の規定による社員総会の承認により

優先資本金の減少又は優先出資の消却を行う場合において、同条第一項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

5
(略)

(虚偽文書行使等の罪)

第三百五条 次に掲げる者が、資産対応証券を引き受ける者の募集をするに当たり、特定目的会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

(預合いの罪)

第三百六条 第三百二条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、特定出資又は優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

優先資本金の減少又は優先出資の消却を行う場合において、同条第一項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

5
(略)

(虚偽文書行使等の罪)

第三百五条 次に掲げる者が、資産対応証券を引き受ける者の募集をするに当たり、特定目的会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

(預合いの罪)

第三百六条 第三百二条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、特定出資又は優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(超過発行等の罪)

第三百七条 次に掲げる者が、第四条第一項又は第十一条第一項の届出に係る資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発有限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(取締役等の贈収賄罪)

第三百八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

(社員等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第三百九条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

2 (略)

(超過発行等の罪)

第三百七条 次に掲げる者が、第四条第一項又は第十一条第一項の届出に係る資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発有限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(取締役等の贈収賄罪)

第三百八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(社員等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第三百九条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

2 (略)

(社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪)

第三百十一条 第三百二条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の特定目的会社の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定借入れに係る債権者の権利の行使(第六十四条第一項、第八十二条又は第一百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。))及び第二項(第五号に係る部分に限る。))に規定する権利の行使に限る。第四項において「社員等の権利の行使」という。に關し、当該特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2
5 (略)

6 前三項の罪を犯した者が、その実行について第一項又は第二項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

7 第三項から前項までの罪を犯した者には、状況により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

8 (略)

(社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪)

第三百十一条 第三百二条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の特定目的会社の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定借入れに係る債権者の権利の行使(第六十四条第一項、第八十二条又は第一百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。))及び第二項(第五号に係る部分に限る。))に規定する権利の行使に限る。第四項において「社員等の権利の行使」という。に關し、当該特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2
5 (略)

6 前三項の罪を犯した者が、その実行について第一項又は第二項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

7 第三項から前項までの罪を犯した者には、状況により、懲役及び罰金を併科することができる。

8 (略)

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（第百二十九条関係）

改正案	現行
<p>第七十八条 第六条第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第六条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十九条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第七十八条 第六条第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第六条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十九条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p>

第八十条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を
供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三
年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第十七条の規定に違反してその職務上知る
ことのできた秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑
又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 被管理金融機関の取締役、執行役若しくは
理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参
事その他の使用人又はこれらの者であった者が第十六
条第一項（第十一条第一項の規定により読み替えて適
用される場合を含む。以下この条において同じ。）の
規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又
は第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万
円以下の罰金に処する。

2
(略)

第八十条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を
供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三
年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第十七条の規定に違反してその職務上知る
ことのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又
は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 被管理金融機関の取締役、執行役若しくは
理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参
事その他の使用人又はこれらの者であった者が第十六
条第一項（第十一条第一項の規定により読み替えて適
用される場合を含む。以下この条において同じ。）の
規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又
は第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円
以下の罰金に処する。

2
(略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のい ずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれ に添付すべき書類のうち虚偽の記載があり、若しく は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を 拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合にあつては、役員のうち次のい ずれかに該当する者のある者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令に よる刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終 わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつ た日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ヘ （略）</p> <p>三・七 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える 者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者とし て、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がない こと。</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のい ずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれ に添付すべき書類のうち虚偽の記載があり、若しく は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を 拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合にあつては、役員のうち次のい ずれかに該当する者のある者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令によ る刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた 日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ヘ （略）</p> <p>三・七 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定）</p> <p>第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える 者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者とし て、指定することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がない こと。</p>

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第八十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五〇八 (略)

二〇五 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第八十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 六 (略)

第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 六 (略)

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）（第百三十一条関係）

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由） 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一・二 （略） 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 四 （略）</p> <p>第六十三条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（役員の欠格事由） 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一・二 （略） 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 四 （略）</p> <p>第六十三条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（第三百三十二条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（欠格条項に関する経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 新法第四条第二号の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第七十八条の罪を犯し、拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮に処せられた者は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則</p> <p>（欠格条項に関する経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 新法第四条第二号の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第七十八条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二百四十七条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者とみなす。</p> <p>3（略）</p>

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五 八 (略)

2 4 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十 (略)

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五 八 (略)

2 4 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十 (略)

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は

はこれを併科する。

一〇三六 (略)

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三八 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三八 (略)

これを併科する。

一〇三六 (略)

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三八 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三八 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第六十六条第一項（整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日にその効力を生ずるものとする。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第六十六条第一項（整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日にその効力を生ずるものとする。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人</p>

(1)・(2) (略)

(3) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) (略)

二〇八 (略)

八〇一四 (略)

(罰則)

第十九条 (略)

2 附則第三十三条の二第一項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3・4 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) (略)

二〇八 (略)

八〇一四 (略)

(罰則)

第十九条 (略)

2 附則第三十三条の二第一項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3・4 (略)

○ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（
 第三百三十五条関係）

改正案

現行

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）
 第二百二十八条 前条の規定（第四条第二号の改正規定（
 「若しくは第九十八条」を「から第九十八条まで
 」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の
 公認会計士法第四条第二号の規定の適用については、
 平成十八年証券取引法改正法第一条の規定による改正
 前の証券取引法第九十七条又は第九十八条の規定
 （平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規
 定によりなお従前の例によることとされる場合におけ
 るこれらの規定を含む。）に違反し、拘禁刑以上の刑
 又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第
 号。以下この項において「刑法等一部改正法」と
 いう。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十
 年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（次項に
 おいて「懲役」という。）若しくは刑法等一部改正法
 第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する
 禁錮（以下この条において「禁錮」という。）に処せ
 られた者は、平成十八年証券取引法改正法第一条の規
 定による改正後の証券取引法第九十七条から第九
 十八条までの規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ
 たものとみなす。
 2 前条の規定（第四条第二号の改正規定（「証券取引
 法」を「金融商品取引法」に改める部分に限る。）に

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）
 第二百二十八条 前条の規定（第四条第二号の改正規定（
 「若しくは第九十八条」を「から第九十八条まで
 」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の
 公認会計士法第四条第二号の規定の適用については、
 平成十八年証券取引法改正法第一条の規定による改正
 前の証券取引法第九十七条又は第九十八条の規定
 （平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規
 定によりなお従前の例によることとされる場合におけ
 るこれらの規定を含む。）に違反し、禁錮以上の刑に
 処せられた者は、平成十八年証券取引法改正法第一条
 の規定による改正後の証券取引法第九十七条から第
 百九十八条までの規定に違反し、禁錮以上の刑に処せ
 られたものとみなす。
 2 前条の規定（第四条第二号の改正規定（「証券取引
 法」を「金融商品取引法」に改める部分に限る。）に

限る。)による改正後の公認会計士法第四条第二号の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定(平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられたものとみなす。

限る。)による改正後の公認会計士法第四条第二号の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定(平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、禁錮以上の刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられたものとみなす。

改正案	現行
<p>（電子債権記録業を営む者の指定）</p> <p>第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 七（略）</p> <p>五 七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第九十四条 第七十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三</p>	<p>（電子債権記録業を営む者の指定）</p> <p>第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 七（略）</p> <p>五 七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第九十四条 第七十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百</p>

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 六 (略)

第九十六条 第五十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 六 (略)

第九十六条 第五十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 十 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 十 （略）</p>

十一 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ （略）

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ （略）

2
（略）

（登録の拒否）

第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 十一 （略）

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ （略）

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終

十一 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ （略）

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2
（略）

（登録の拒否）

第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 十一 （略）

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ （略）

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2
ニ・ホ (略)

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一ノ十一 (略)

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国暗号資産交換業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。）以下この章において「取締役等」という。）のうち

に次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2
ニ・ホ (略)

(許可の基準)

2 第六十三条の二十五 (略)
主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2
ニ・ホ (略)

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一ノ十一 (略)

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国暗号資産交換業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。）以下この章において「取締役等」という。）のうち

に次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2
ニ・ホ (略)

(許可の基準)

2 第六十三条の二十五 (略)
主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該

当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一 四 (略)

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役員若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

（免許の基準）

第六十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 四 (略)

五 取締役等のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつ

当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一 四 (略)

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役員若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

（免許の基準）

第六十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 四 (略)

五 取締役等のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつた

た日から五年を経過しない者
二・ホ (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五 八 (略)

2 5 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十九 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十 (略)

日から五年を経過しない者
二・ホ (略)

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ロ (略)

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ・ホ (略)

五 八 (略)

2 5 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十九 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十二 (略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第一百一一条 第六十三条の三十一第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十六 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十二 (略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

第一百一一条 第六十三条の三十一第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十六 (略)

改正案	現行
<p>第三十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十年以下ノ<u>禁刑</u>又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第一号又ハ第三号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキ、第二号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結当時ノ第三条第一項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ三倍以下トス</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>第三十四条 第九条ノ二又ハ第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ十年以下ノ<u>拘禁刑</u>又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十五条 第十二条、第十三条、第十三条ノ二第一項又ハ第十四条ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ<u>拘禁刑</u>又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十六条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ<u>拘禁刑</u>及罰金ヲ併科スルコトヲ得</p> <p>第三十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ<u>拘禁刑</u>又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第三十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第一号又ハ第三号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキ、第二号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結当時ノ第三条第一項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ三倍以下トス</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>第三十四条 第九条ノ二又ハ第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十五条 第十二条、第十三条、第十三条ノ二第一項又ハ第十四条ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十六条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得</p> <p>第三十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス</p>

一〇四 (略)

第三十七条ノ二 第二十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ割増額ノ全部又ハ一部ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハソノ免レ又ハ免レントシタル割増額ノ三倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

第三十八条 当該職員、第二十六条ニ掲グル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ拘禁刑又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一〇四 (略)

第三十七条ノ二 第二十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ割増額ノ全部又ハ一部ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハソノ免レ又ハ免レントシタル割増額ノ三倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

第三十八条 当該職員、第二十六条ニ掲グル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（第百三十八条関係）

改正案	現行
<p>第三十六条 第七条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十七条 第二十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十六条 第七条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十七条 第二十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）（第三百零八条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第九条 第四条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第九条 第四条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（第三百三十八条関係）

改正案	現行
<p>第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第七十二条 （略）</p> <p>2 前項第二号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条の第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実相違する表示をし、若しくは実際のもものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処し、又</p>	<p>第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第七十二条 （略）</p> <p>2 前項第二号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条の第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実相違する表示をし、若しくは実際のもものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又は</p>

はこれを併科する。

これを併科する。

○ 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）（第三百三十八条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（第三百三十八条関係）

改正案	現行
<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 (略)</p>	<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 (略)</p>

改正案	現行
<p>第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第五十三条 第八条第四項、第八条の二第三項、第十一条の五、第十一条の十九第一項又は第二十五条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第十一条の二十二第二項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第五十三条 第八条第四項、第八条の二第三項、第十一条の五、第十一条の十九第一項又は第二十五条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第十一条の二十二第二項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十八条 第六条第八項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十九条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十条 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十八条 第六条第八項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十九条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十条 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）（第百三十八条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（罰則） 第十三条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（罰則） 第十三条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>(罰則) 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 一 三 (略)</p> <p>第三十七条 第二十六条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。</p>	<p>(罰則) 第三十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 一 三 (略)</p> <p>第三十七条 第二十六条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。</p>

改正案	現行
<p>（適格消費者団体の認定） 第十三条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づき処分を違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかなるかを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたことを、その相手方との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたことを又は</p>	<p>（適格消費者団体の認定） 第十三条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づき処分を違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかなるかを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたことを、その相手方との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたことを又は</p>

その差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2
5
(略)

その差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2
5
(略)

改正案	現行
<p>（委員の任命等） 第十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日 から五年を経過しない者</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第四十七条 第九条第一項又は第十五条第一項（第十六 条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違 反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰 金に処する。</p>	<p>（委員の任命等） 第十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となるこ とができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり 、又はその刑の執行を受けることがなくなった日か ら五年を経過しない者</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第四十七条 第九条第一項又は第十五条第一項（第十六 条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違 反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。</p>

○ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第四百十二条関係）

改正案

現行

<p>第九十八条（略）</p> <p>第九十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、支援認定を受けることができない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>第一百六条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該特定適格消費者団体を含む。）に</p>	<p>第九十八条（略）</p> <p>第九十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、支援認定を受けることができない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>第一百六条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該特定適格消費者団体を含む。）に</p>
---	--

受けさせたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 5 (略)

受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 5 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第四百三十三条関係）

改正案

現行

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項

の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7
(略)

の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7
(略)

○ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）（
第四百十三条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 第八条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十条 第八条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）（第百四十三条関係）

改正案	現行
<p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十一条 第二十二条の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十一条 第二十二条の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第六十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第四百四十四条関係）

改正案	現行
第四百五条 第四百六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第四百五条 第四百六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）（第四百四十五条関係）

改正案	現行
<p>第一条 海底電信線保護万国連合条約ニ依ル海底電信線ヲ損壞シテ通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ生セシメタル者ハ五年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ海底電信線ヲ布設又ハ修繕スルニ付已ムコトヲ得サルニ出テタル者ハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②前項ノ規定ニ違反シタル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三条 海底電信線保護万国連合条約第五條第一項乃至第三項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第四条 海底電信線保護万国連合条約第十條第二項ノ場合ニ於テ公書ノ呈示ヲ拒ミタル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>②暴行又ハ脅迫ヲ以テ前項ノ呈示ヲ拒ミタル者ハ三年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p>	<p>第一条 海底電信線保護万国連合条約ニ依ル海底電信線ヲ損壞シテ通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ生セシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ海底電信線ヲ布設又ハ修繕スルニ付已ムコトヲ得サルニ出テタル者ハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②前項ノ規定ニ違反シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三条 海底電信線保護万国連合条約第五條第一項乃至第三項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第四条 海底電信線保護万国連合条約第十條第二項ノ場合ニ於テ公書ノ呈示ヲ拒ミタル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>②暴行又ハ脅迫ヲ以テ前項ノ呈示ヲ拒ミタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p>

改正案	現行
<p>第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル拘禁刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>三 (略)</p> <p>② 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職力普通恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス</p> <p>第四十一条 左ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 公務員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数</p> <p>五 (略)</p> <p>第五十八条ノ二 普通恩給及増加恩給ハ之ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡</p>	<p>第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>三 (略)</p> <p>② 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職力普通恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス</p> <p>第四十一条 左ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 公務員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数</p> <p>五 (略)</p> <p>第五十八条ノ二 普通恩給及増加恩給ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行</p>

ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

② 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項

（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項

（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第七十七条 扶助料ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ

又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

② 前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

③ 刑法第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ

規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

（新設）

第七十七条 扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮

ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

② 前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

（新設）

規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ



改正案	現行
<p>第十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>② 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>② 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により
条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名すること
ができない場合において、当該選挙権を有する者の委
任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した
者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又
は虚偽の署名をしたときは、三年以下の拘禁刑又は五
十万円以下の罰金に処する。

⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲
げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは
、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する

⑥ 一・二 (略)

第百条 (略)

② (略)

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求
を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がない
のに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき
又は証言を拒んだときは、六箇月以下の拘禁刑又は十
万円以下の罰金に処する。

④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位に
おいて知り得た事実については、その者から職務上の
秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言
又は記録の提出を請求することができない。この場合
において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を
疎明しなければならない。

④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により
条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名すること
ができない場合において、当該選挙権を有する者の委
任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した
者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又
は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは
禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲
げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは
、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

⑥ 一・二 (略)

第百条 (略)

② (略)

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求
を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がない
のに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき
又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万
円以下の罰金に処する。

④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位に
おいて知り得た事実については、その者から職務上の
秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言
又は記録の提出を請求することができない。この場合
において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏
明しなければならない。

⑤ 議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥ (略)

⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の拘禁刑に処する。

⑧ (略)

⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならぬ。ただし、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑩ (略)

⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、あらかじめ、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫ (略)

⑯ (略)

(委員)

第二百五十條の九 (略)

2 (略)

8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷

⑤ 議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥ (略)

⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

⑧ (略)

⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならぬ。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑩ (略)

⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫ (略)

⑯ (略)

(委員)

第二百五十條の九 (略)

2 (略)

8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免

免しななければならない。

9
～17 (略)

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者

二～十二 (略)

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

第二百五十二条の三十一 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

5 (略)

(外部監査人の監査の事務の補助)

第二百五十二条の三十二 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

7～10 (略)

しななければならない。

9
～17 (略)

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者

二～十二 (略)

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

第二百五十二条の三十一 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 (略)

(外部監査人の監査の事務の補助)

第二百五十二条の三十二 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7～10 (略)

改正案	現行
<p>第四十四条（利益供与等の罪） 次の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>② 中央選挙管理会若しくは選挙管理委員会の委員、中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員若しくは選挙管理委員会の職員、投票管理者、開票管理者、審査分会長若しくは審査長又は審査事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該審査に關し前項の罪を犯したときは、これを四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の審査に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。</p> <p>第四十六条（審査の自由を妨害する罪） 審査に關し次の各号に掲げる行為をした者は、これを四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（</p>	<p>第四十四条（利益供与等の罪） 次の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>② 中央選挙管理会若しくは選挙管理委員会の委員、中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員若しくは選挙管理委員会の職員、投票管理者、開票管理者、審査分会長若しくは審査長又は審査事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該審査に關し前項の罪を犯したときは、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の審査に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。</p> <p>第四十六条（審査の自由を妨害する罪） 審査に關し次の各号に掲げる行為をした者は、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（</p>

平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。) の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の拘禁刑に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条(虚偽の事実を公にする罪) 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、ポスターその他いかなる方法によつても、次の各号に掲げる行為をした者は、これを二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び實際編集を担当した者を罰する。

一・二 (略)

平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。) の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条(虚偽の事実を公にする罪) 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、ポスターその他いかなる方法によつても、次の各号に掲げる行為をした者は、これを二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び實際編集を担当した者を罰する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（事業の独占を乱す罪）</p> <p>第七十六条 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② （略）</p> <p>（郵便物を開く等の罪）</p> <p>第七十七条 会社の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。</p> <p>（郵便用物件を損傷する等の罪）</p> <p>第七十八条 郵便専用の物件又は現に郵便の用に供する物件に対し損傷その他郵便の障害となるべき行為をし</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（事業の独占を乱す罪）</p> <p>第七十六条 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② （略）</p> <p>（郵便物を開く等の罪）</p> <p>第七十七条 会社の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。</p> <p>（郵便用物件を損傷する等の罪）</p> <p>第七十八条 郵便専用の物件又は現に郵便の用に供する物件に対し損傷その他郵便の障害となるべき行為をし</p>

た者は、これを五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(郵便物の取扱いをしない等の罪)

第七十九条 郵便の業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

② (略)

(信書の秘密を侵す罪)

第八十条 会社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② 郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(料金を免れる罪)

第八十四条 (略)

② 郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(切手類を偽造する等の罪)

第八十五条 行使の目的をもつて会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券又は郵便料金計器(郵便に関する料金の支払のために使用する計器であつて、郵便物又は郵便物に貼り付けることができる

た者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(郵便物の取扱いをしない等の罪)

第七十九条 郵便の業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

② (略)

(信書の秘密を侵す罪)

第八十条 会社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(料金を免れる罪)

第八十四条 (略)

② 郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(切手類を偽造する等の罪)

第八十五条 行使の目的をもつて会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券又は郵便料金計器(郵便に関する料金の支払のために使用する計器であつて、郵便物又は郵便物にはり付けることができる

物に郵便に関する料金を表す印影を生じさせるものをいう。以下この項において同じ。)の印影その他郵便に関する料金を表す印影を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の拘禁刑に処する。偽造し、変造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票若しくは郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影を行使し、又は行使の目的をもつて輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けた者も、同様とする。

② (略)

(未遂罪及び予備罪)
第八十六条 (略)

② 前条の罪を犯す目的でその予備をした者は、これを二年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処し、その用に供した物は、これを没収する。

物に郵便に関する料金を表す印影を生じさせるものをいう。以下この項において同じ。)の印影その他郵便に関する料金を表す印影を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に処する。偽造し、変造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票若しくは郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影を行使し、又は行使の目的をもつて輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けた者も、同様とする。

② (略)

(未遂罪及び予備罪)
第八十六条 (略)

② 前条の罪を犯す目的でその予備をした者は、これを二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、その用に供した物は、これを没収する。

○ 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（第一百五十五条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを十年以下の拘禁刑又は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七七号）（第一百五十五条関係）

改正案	現行
<p>第五十七条 第五十条第二項の規定による責任共済事業等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十七条 第五十条第二項の規定による責任共済事業等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四十四条 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四十四条 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（第一百五十五条関係）

改正案	第二条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。
現行	第二条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

○ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第四十二条 第五条第一項の許可を受けないで石油パイプライン事業を営んだ者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十八条 事業用施設を損壊し、その他事業用施設の機能に障害を与えて石油輸送を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第四十二条 第五条第一項の許可を受けないで石油パイプライン事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十八条 事業用施設を損壊し、その他事業用施設の機能に障害を与えて石油輸送を妨害した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第六十九条の二 第五十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第六十九条の二 第五十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第四十五条 第二十条第一項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第二十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十五条 第二十条第一項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第二十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（第一百五十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 第二十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第三十三条 第二十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第七十三条 機構に対し、その認証業務に関し、虚偽の申請をして、不実の署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を発行させた者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十三条 機構に対し、その認証業務に関し、虚偽の申請をして、不実の署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を発行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（第百五十条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>（罰則） 第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>（罰則） 第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第百二十八条 第五十条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百二十八条 第五十条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十四条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十四条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（第百五十条関係）

改正案	<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十八条 附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>
現行	<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十八条 附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（第一百五十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（第一百五十五条関係）

改正案	現行
<p>（検査拒否等に関する罪）</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（脱税に関する罪）</p> <p>第二十三條 偽りその他不正の行為により森林環境税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（同法第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき森林環境税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 6 （略）</p> <p>（滞納処分に関する罪）</p> <p>第二十四條 森林環境税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る</p>	<p>（検査拒否等に関する罪）</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（脱税に関する罪）</p> <p>第二十三條 偽りその他不正の行為により森林環境税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（同法第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき森林環境税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 6 （略）</p> <p>（滞納処分に関する罪）</p> <p>第二十四條 森林環境税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る</p>

負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知って前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二十五条の二 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏えいに関する罪)

第二十六条 森林環境税に関する調査(森林環境税に関する処分についての不服申立てに係る事件の審理のた

負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知って前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二十五条の二 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏えいに関する罪)

第二十六条 森林環境税に関する調査(森林環境税に関する処分についての不服申立てに係る事件の審理のた

めの調査及び森林環境税に関する犯則事件の調査を含む。若しくは租税条約等実施特例法の規定により行う情報の提供のための調査に関する事務又は森林環境税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

めの調査及び森林環境税に関する犯則事件の調査を含む。若しくは租税条約等実施特例法の規定により行う情報の提供のための調査に関する事務又は森林環境税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>（検査拒否等に関する罪）</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（故意不申告の罪）</p> <p>第二十三條 正当な事由がなく、第九條の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第九條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（法人課税信託（同法第七十二條の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第一項及び第二十五條第一項において同じ。）の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（虚偽の中間申告納付に関する罪）</p> <p>第二十四條 第九條の規定により地方税法第七十二條の</p>	<p>（検査拒否等に関する罪）</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（故意不申告の罪）</p> <p>第二十三條 正当な事由がなく、第九條の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第九條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（法人課税信託（同法第七十二條の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第一項及び第二十五條第一項において同じ。）の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（虚偽の中間申告納付に関する罪）</p> <p>第二十四條 第九條の規定により地方税法第七十二條の</p>

二十六第一項ただし書の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第九条の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

(脱税に関する罪)

第二十五条 偽りその他不正の行為により特別法人事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

3 第一項に規定するもののほか、第九条の規定により地方税法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第九条の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、特別法人事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
5
6
7
(略)

二十六第一項ただし書の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第九条の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

(脱税に関する罪)

第二十五条 偽りその他不正の行為により特別法人事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

3 第一項に規定するもののほか、第九条の規定により地方税法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第九条の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、特別法人事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
5
6
7
(略)

(滞納処分に関する罪)

第二十六条 特別法人事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、都道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知って前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二十七条の二 第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(滞納処分に関する罪)

第二十六条 特別法人事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、都道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知って前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二十七条の二 第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏えいに関する罪)

第二十八条 特別法人事業税に関する調査（特別法人事業税に関する処分についての不服申立てに係る事件の審理のための調査及び特別法人事業税に関する犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定により行う情報の提供のための調査に関する事務又は特別法人事業税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(秘密漏えいに関する罪)

第二十八条 特別法人事業税に関する調査（特別法人事業税に関する処分についての不服申立てに係る事件の審理のための調査及び特別法人事業税に関する犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定により行う情報の提供のための調査に関する事務又は特別法人事業税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）（第百五十条関係）

改正案	現行
<p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>第三十八条 第十八条第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望楼又は警鐘台を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>第三十九条 第十八条第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。</p> <p>② 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条の二の二 第五条の二第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯</p>	<p>第三十八条 第十八条第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望楼又は警鐘台を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。</p> <p>第三十九条 第十八条第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。</p> <p>第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。</p> <p>② 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条の二の二 第五条の二第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯</p>

蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

② 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の三の二 第五条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第四十条 次のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。ただし、刑法に正条がある場合にはこれを適用しない。

③ (略)

第四十一条 次のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

② 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の三の二 第五条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第四十条 次のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。ただし、刑法に正条がある場合にはこれを適用しない。

③ (略)

第四十一条 次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第四十一条の二 第十三条の十一第一項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の三 第十三条の十八第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による危険物取扱者試験又は消防設備士試験の実施に関する事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十三条の五第一項又は第十七条の九第一項の規定による指定を受けた者の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の四 第十六条の三十二又は第二十一条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の五 第二十一条の五十第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の六 第二十一条の五十七第二項の規定による特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに検査対象機械器具等についての試験及び型式適合検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十七条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人の役員又は職員は、一年以下

第四十一条の二 第十三条の十一第一項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の三 第十三条の十八第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による危険物取扱者試験又は消防設備士試験の実施に関する事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十三条の五第一項又は第十七条の九第一項の規定による指定を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の四 第十六条の三十二又は第二十一条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の五 第二十一条の五十第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の六 第二十一条の五十七第二項の規定による特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに検査対象機械器具等についての試験及び型式適合検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十七条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人の役員又は職員は、一年以下

の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第四十三条 次のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第四十三条 次のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

改正案	現行
<p>第二十三条 政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、当該政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十三条 政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>第二十四条 次の各号の一に該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>二 （略）</p>
<p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>二 （略）</p>
<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第二十六条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>
<p>第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、</p>	<p>第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以</p>

三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一〇六 (略)

第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一〇四 (略)

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

2 (略)

第二十八条 (略)

2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一〇六 (略)

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
一〇四 (略)

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 (略)

第二十八条 (略)

2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

○ 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）（第一百五十三条関係）

改正案	現行
<p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、受託者となることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>二 (略)</p>	<p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、受託者となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わりを、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>二 (略)</p>

○ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（第一百五十四条関係）

改正案	現行
<p>（郵便物を運送しない等の罪） 第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項 又は第十一条第一項の規定に違反して殊更に郵便物の 運送をしない場合には、その違反行為をした者は、一 年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（郵便物を運送しない等の罪） 第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項 又は第十一条第一項の規定に違反して殊更に郵便物の 運送をしない場合には、その違反行為をした者は、一 年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（第一百五十四条関係）

改正案	現行
<p>（管理者の選任及び身分取扱い） 第七条の二（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となる ことができない。 一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるま で又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3 〵 11 （略）</p>	<p>（管理者の選任及び身分取扱い） 第七条の二（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となる ことができない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3 〵 11 （略）</p>

改正案	現行
<p>（選挙権及び被選挙権を有しない者） 第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。 一（略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 三 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） 四（略） 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者 2 この法律の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。 3（略） （買収及び利害誘導罪） 第二百二十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一（略） 二 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶</p>	<p>（選挙権及び被選挙権を有しない者） 第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。 一（略） 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） 四（略） 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者 2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。 3（略） （買収及び利害誘導罪） 第二百二十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 一（略） 二 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶</p>

務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 次の各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

(多数人買収及び多数人利害誘導罪)

第二百二十二条 次の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

一 (略)

二 財産上の利益を図る目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をすることを請け負い若しくは請け負わせ又はその申込みをしたとき。

2 (略)

3 前条第三項各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の拘禁刑に処する。

務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 次の各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

(多数人買収及び多数人利害誘導罪)

第二百二十二条 左の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 (略)

二 財産上の利益を図る目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をすることを請け負い若しくは請け負わせ又はその申込みをしたとき。

2 (略)

3 前条第三項各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第二百二十三条 次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

2 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係る国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に関し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 第二百二十一条第三項各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新聞紙、雑誌の不法利用罪)

第二百二十三条の二 第四百八条の二第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 第二百二十一条第三項各号に掲げる者が前項の罪を犯したときは、六年以下の拘禁刑に処する。

(おとり罪)

(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第二百二十三条 次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

2 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係る国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に関し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 第二百二十一条第三項各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(新聞紙、雑誌の不法利用罪)

第二百二十三条の二 第四百八条の二第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 第二百二十一条第三項各号に掲げる者が前項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(おとり罪)

第二百二十四条の二 第二百五十一条の二第一項若しくは第三項又は第二百五十一条の三第一項の規定に該当することにより公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者という意味を通じて、当該公職の候補者等に係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等を誘導し又は挑発してその者をして第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二又は第二百四十七条の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が、第二百五十一条の二第一項若しくは第三項又は第二百五十一条の三第一項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者という意味を通じて、第二百二十一条から第二百二十三条の二まで又は第二百四十七条の罪を犯したときは、一年以上六年以下の拘禁刑に処する。

（候補者の選定に関する罪）
第二百二十四条の三 衆議院（小選挙区選出）議員の候

第二百二十四条の二 第二百五十一条の二第一項若しくは第三項又は第二百五十一条の三第一項の規定に該当することにより公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者という意味を通じて、当該公職の候補者等に係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等を誘導し又は挑発してその者をして第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二又は第二百四十七条の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が、第二百五十一条の二第一項若しくは第三項又は第二百五十一条の三第一項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者という意味を通じて、第二百二十一条から第二百二十三条の二まで又は第二百四十七条の罪を犯したときは、一年以上六年以下の懲役又は禁錮に処する。

（候補者の選定に関する罪）
第二百二十四条の三 衆議院（小選挙区選出）議員の候

補者となるべき者の選定、衆議院名簿登載者の選定又は参議院名簿登載者の選定（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載される者又は同条第二項において読み替えて準用する第八十六条の二第九項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の規定による届出に係る文書に記載される者の選定並びにそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定を含む。）につき権限を有する者が、その権限の行使に関し、請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(選挙の自由妨害罪)

第二百二十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害したとき。
- 三 (略)

補者となるべき者の選定、衆議院名簿登載者の選定又は参議院名簿登載者の選定（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載される者又は同条第二項において読み替えて準用する第八十六条の二第九項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の規定による届出に係る文書に記載される者の選定並びにそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定を含む。）につき権限を有する者が、その権限の行使に関し、請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年以下の懲役に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(選挙の自由妨害罪)

第二百二十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害したとき。
- 三 (略)

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六条 選挙に關し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の拘禁刑に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)の表示を求めたときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六条 選挙に關し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選

挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

（投票干渉罪）

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行った者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十

挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、二年以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

（投票干渉罪）

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行った者は、一年以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁

万円以下の罰金に処する。

(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)

第二百二十九条 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾し又は投票、投票箱その他関係書類(関係の電磁的記録媒体(電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を含む。)を抑留し、毀壊し若しくは奪取した者は、四年以下の拘禁刑に処する。

(多衆の選挙妨害罪)

第二百三十条 多衆集合して第二百五条第一号又は前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。選挙に関し、多衆集合して、交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害した者も、同様とする。

一 首謀者は、一年以上七年以下の拘禁刑に処する。

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の拘禁刑に処する。

三 (略)

2 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の拘禁刑に処し、そ

鋼又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)

第二百二十九条 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾し又は投票、投票箱その他関係書類(関係の電磁的記録媒体(電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を含む。)を抑留し、毀壊し若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

(多衆の選挙妨害罪)

第二百三十条 多衆集合して第二百五条第一号又は前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。選挙に関し、多衆集合して、交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害した者も、同様とする。

一 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 (略)

2 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の禁錮に処し、その

他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(凶器携帯罪)

第二百三十一条 選挙に関し、銃砲、刀剣、こん棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)

第二百三十二条 前条の物件を携帯して投票所、開票所、選挙会場又は選挙分会場に入った者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙犯罪の煽動罪)

第二百三十四条 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、電報、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十二条の罪を犯させる目的をもつて人を煽動した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(虚偽事項の公表罪)

第二百三十五条 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はそ

他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(凶器携帯罪)

第二百三十一条 選挙に関し、銃砲、刀剣、こん棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)

第二百三十二条 前条の物件を携帯して投票所、開票所、選挙会場又は選挙分会場に入った者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙犯罪の煽動罪)

第二百三十四条 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、電報、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十二条の罪を犯させる目的をもつて人を煽動した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(虚偽事項の公表罪)

第二百三十五条 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はそ

の者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に關し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に關し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪)

第二百三十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(政見放送又は選挙公報の不法利用罪)

第二百三十五条の三 政見放送又は選挙公報において第二百三十五条第二項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(選挙放送等の制限違反)

第二百三十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(氏名等の虚偽表示罪)

第二百三十五条の五 当選を得若しくは得しめ又は得し

の者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に關し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に關し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪)

第二百三十五条の二 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(政見放送又は選挙公報の不法利用罪)

第二百三十五条の三 政見放送又は選挙公報において第二百三十五条第二項の罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(選挙放送等の制限違反)

第二百三十五条の四 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(氏名等の虚偽表示罪)

第二百三十五条の五 当選を得若しくは得しめ又は得し

めない目的をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便等、電報、電話又はインターネット等を利用する方法により通信をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(挨拶を目的とする有料広告の制限違反)

第二百三十五条の六 (略)

2 第二百五十二条第二項の規定に違反して、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)又は後援団体の役員若しくは構成員を威迫して、広告を掲載させ又は放送をさせることを求めた者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六條 詐偽の方法をもつて選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録させた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第二百三十六條の二 第二十八條の四第三項(第三十條の十二において準用する場合を含む。)又は第二十八條の四第四項(第三十條の十二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次項において同じ。))にあつては、その役員

めない目的をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便等、電報、電話又はインターネット等を利用する方法により通信をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)

第二百三十五条の六 (略)

2 第二百五十二条第二項の規定に違反して、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)又は後援団体の役員若しくは構成員を威迫して、広告を掲載させ又は放送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六條 詐偽の方法をもつて選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録させた者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第二百三十六條の二 第二十八條の四第三項(第三十條の十二において準用する場合を含む。)又は第二十八條の四第四項(第三十條の十二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次項において同じ。))にあつては、その役員

又は構成員として当該違反行為をした者）は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百三十七条の二 第四十八条第二項(第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。)の規定により公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公

又は構成員として当該違反行為をした者）は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百三十七条の二 第四十八条第二項(第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。)の規定により公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公

職の候補者に対して○の記号を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

2 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が第三百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、当該候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

職の候補者に対して○の記号を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

2 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が第三百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、当該候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(公務員等の選挙運動等の制限違反)

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員(公職にある者を除く。)であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者とならうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者とならうとする選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において「当該選挙区」という。)において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人に挨拶すること。

二 四 (略)

2 第三十六条の二の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)

第二百四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

(人気投票の公表の禁止違反)

第二百四十二条の二 第三百三十八条の三の規定に違反し

(公務員等の選挙運動等の制限違反)

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員(公職にある者を除く。)であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者とならうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者とならうとする選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において「当該選挙区」という。)において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。

二 四 (略)

2 第三十六条の二の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)

第二百四十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

(人気投票の公表の禁止違反)

第二百四十二条の二 第三百三十八条の三の規定に違反し

て人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつてはその編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつてはその編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十 (略)

2 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等が第四百十二条の二の規定に違反してパンフレット若しくは書籍を頒布したとき若しくは第四百十九条第一項から第三項までの規定に違反して新聞広告をしたとき又は候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等が第六十四条の二第一項の規定に違反して立札若しくは看板の類を掲示しなかつたとき若しくは第六十五条の二の規定に違反して政党演説会若しくは政党等演説会を開催したときは、当該候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

て人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつてはその編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつてはその編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十 (略)

2 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等が第四百十二条の二の規定に違反してパンフレット若しくは書籍を頒布したとき若しくは第四百十九条第一項から第三項までの規定に違反して新聞広告をしたとき又は候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等が第六十四条の二第一項の規定に違反して立札若しくは看板の類を掲示しなかつたとき若しくは第六十五条の二の規定に違反して政党演説会若しくは政党等演説会を開催したときは、当該候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

2 衆議院名簿届出政党等が正当な理由がなく、第一百七十七条第一項の規定による返還をしなかつたとき又は候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等が同条第二項の規定に違反して譲渡したときは、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)

第二百四十六条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

(選挙費用の法定額違反)

第二百四十七条 出納責任者が、第九十六条の規定により告示された額を超えて選挙運動(専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人(第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。))で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の制限違反)

第二百四十八条 第九十九条第一項に規定する者(会社その他の法人を除く。)が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下

一〇八 (略)

2 衆議院名簿届出政党等が正当な理由がなく、第一百七十七条第一項の規定による返還をしなかつたとき又は候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等が同条第二項の規定に違反して譲渡したときは、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)

第二百四十六条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

(選挙費用の法定額違反)

第二百四十七条 出納責任者が、第九十六条の規定により告示された額を超えて選挙運動(専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人(第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。))で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の制限違反)

第二百四十八条 第九十九条第一項に規定する者(会社その他の法人を除く。)が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下

の罰金に処する。

2 会社その他の法人が第九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九条 第二百条第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同条第二項の規定に違反して寄附を受けた者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(公職の候補者等の寄附の制限違反)

第二百四十九条の二 第九十九条の二第一項の規定に違反して当該選挙に関し寄附をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2
4 (略)

5 第九十九条の二第三項の規定に違反して、公職の候補者等を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

6 公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもつて、第九十九条の二第三項の規定に違反して第三項各号に掲げる寄附(当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。)以外の寄附を勧誘し又は要求した者は、三年以下

罰金に処する。

2 会社その他の法人が第九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九条 第二百条第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同条第二項の規定に違反して寄附を受けた者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(公職の候補者等の寄附の制限違反)

第二百四十九条の二 第九十九条の二第一項の規定に違反して当該選挙に関し寄附をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2
4 (略)

5 第九十九条の二第三項の規定に違反して、公職の候補者等を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

6 公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもつて、第九十九条の二第三項の規定に違反して第三項各号に掲げる寄附(当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。)以外の寄附を勧誘し又は要求した者は、三年以下

の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

7 第九十九条の二第四項の規定に違反して、当該公職の候補者等以外の者（当該公職の候補者等以外の者が会社その他の法人又は団体であるときは、その役員又は構成員）を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

（拘禁刑及び罰金の併科、重過失の処罰）

第二百五十条 第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条及び第二百四十九条の二（第三項及び第四項を除く。）の罪を犯した者には、
○ 情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

2 （略）

（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第二百五十一条の二 次の各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪を犯し刑に処せられたとき（第四号及び第五号に掲げる者については、これらの罪を犯し拘禁刑に処せられたとき）は、当該公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区

の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

7 第九十九条の二第四項の規定に違反して、当該公職の候補者等以外の者（当該公職の候補者等以外の者が会社その他の法人又は団体であるときは、その役員又は構成員）を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰）

第二百五十条 第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条及び第二百四十九条の二（第三項及び第四項を除く。）の罪を犯した者には、
○ 情状により、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

2 （略）

（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第二百五十一条の二 次の各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪を犯し刑に処せられたとき（第四号及び第五号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたとき）は、当該公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（

がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一〇五（略）

二〇五（略）

（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第二百五十一条の三 組織的選挙運動管理者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（前条第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）をいう。）が、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪を犯し拘禁刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であ

選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一〇五（略）

二〇五（略）

（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第二百五十一条の三 組織的選挙運動管理者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（前条第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）をいう。）が、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補

ることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に当選となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

2・3 (略)

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第二百五十二条 (略)

2 この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

(選挙人等の偽証罪)

第二百五十三条 第二百五十二条第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に当選となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

2・3 (略)

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第二百五十二条 (略)

2 この章に掲げる罪（第二百五十三条の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

(選挙人等の偽証罪)

第二百五十三条 第二百五十二条第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の禁錮に処する。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（委員の任命） 第九十九条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二 四 （略）</p> <p>第一百五条 無線通信の業務に従事する者が第六十六条第一項（第七十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の取扱いをしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>2 遭難通信の取扱いを妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第六十六条 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は第一百条第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（委員の任命） 第九十九条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 四 （略）</p> <p>第一百五条 無線通信の業務に従事する者が第六十六条第一項（第七十条の六において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の取扱いをしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。</p> <p>2 遭難通信の取扱いを妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第六十六条 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は第一百条第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。</p>

第一百七条 無線設備又は第一百条第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第一百八条 無線設備又は第一百条第一項第一号の通信設備によつてわいせつな通信を發した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百八条の二 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、氣象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第一百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒

第一百七条 無線設備又は第一百条第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

第一百八条 無線設備又は第一百条第一項第一号の通信設備によつてわいせつな通信を發した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百八条の二 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、氣象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第一百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒

介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 5 (略)

第九十九条の三 第四十七条の三第一項（第七十一条の三第十一項、第七十一条の三の二第十一項及び第一百二条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 5 (略)

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 3 (略)

第一百条の三 第三十九条の十一第二項（第四十七条の

介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 5 (略)

第九十九条の三 第四十七条の三第一項（第七十一条の三第十一項、第七十一条の三の二第十一項及び第一百二条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 5 (略)

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 3 (略)

第一百条の三 第三十九条の十一第二項（第四十七条の

五、第七十一条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター又は指定較正機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の四 第九十九条の九の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

五、第七十一条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター又は指定較正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の四 第九十九条の九の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

改正案	現行
<p>（委員の任命） 第三十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二 七 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第百八十三条 協会の役員がその職務に関して賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 （略）</p> <p>第百八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>	<p>（委員の任命） 第三十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 七 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第百八十三条 協会の役員がその職務に関して賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 （略）</p> <p>第百八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（不納煽動に関する罪）</p> <p>第二十一条 納税義務者又は特別徴収義務者がすべき課税標準額の申告（これらの申告の修正を含む。以下本条において「申告」と総称する。）をしないこと、虚偽の申告をすること、税金の徴収若しくは納付をしないこと、又は納入金の納入をしないことを煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、税金の徴収若しくは納付をさせないため、又は納入金の納入をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の拘禁刑又は罰金に処する。</p> <p>（秘密漏えいに関する罪）</p> <p>第二十二条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（不納せん動に関する罪）</p> <p>第二十一条 納税義務者又は特別徴収義務者がすべき課税標準額の申告（これらの申告の修正を含む。以下本条において「申告」と総称する。）をしないこと、虚偽の申告をすること、税金の徴収若しくは納付をしないこと、又は納入金の納入をしないことをせん動した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、税金の徴収若しくは納付をさせないため、又は納入金の納入をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は罰金に処する。</p> <p>（秘密漏えいに関する罪）</p> <p>第二十二条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第二十二條の二 第二十條の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(間接地方税に関する犯則事件についての通告処分等)

第二十二條の二十八 (略)

2 地方団体の長は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が拘禁刑に処すべきものであるとき。

二 (略)

3 6 (略)

(道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 3 (略)

2・3 (略)

(法人の道府県民税に係る故意不申告の罪)

第五十三條の三 正当な事由がなくて第五十三條第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第二十二條の二 第二十條の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(間接地方税に関する犯則事件についての通告処分等)

第二十二條の二十八 (略)

2 地方団体の長は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 (略)

3 6 (略)

(道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 3 (略)

2・3 (略)

(法人の道府県民税に係る故意不申告の罪)

第五十三條の三 正当な事由がなくて第五十三條第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場

合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪)

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第三十四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為により法人の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものととし、第五十三条第一項の規定により法人税法第七

合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪)

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第三十四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為により法人の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものととし、第五十三条第一項の規定により法人税法第七

十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに
限る。）又は同法第百四十四条の三第一項の規定によ
る法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項
各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出す
る義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれ
に係る同条第三十四項の申告により納付すべきものを
除く。第三項において同じ。）の全部又は一部を免れ
た場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理
人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三
項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者
でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは
は千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

（略）

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項、
第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項
に規定する申告書の提出期限内に提出しないことによ
り、法人の道府県民税の全部又は一部を免れた場合に
おいては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従
業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若
しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

4
5
7

（略）

（法人の道府県民税に係る滞納処分に関する罪）
第六十九条 法人の道府県民税の納税者が滞納処分の執
行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県
の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて

十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに
限る。）又は同法第百四十四条の三第一項の規定によ
る法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項
各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出す
る義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれ
に係る同条第三十四項の申告により納付すべきものを
除く。第三項において同じ。）の全部又は一部を免れ
た場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理
人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三
項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者
でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは
千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

（略）

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項、
第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項
に規定する申告書の提出期限内に提出しないことによ
り、法人の道府県民税の全部又は一部を免れた場合に
おいては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従
業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若し
くは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
5
7

（略）

（法人の道府県民税に係る滞納処分に関する罪）
第六十九条 法人の道府県民税の納税者が滞納処分の執
行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県
の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて

増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(利子割の脱税に関する罪)

第七十一条の十六 第七十一条の十第二項の規定によつ

増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(利子割の脱税に関する罪)

第七十一条の十六 第七十一条の十第二項の規定によつ

て徴収して納入すべき利子割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
2
5 (略)

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
5 (略)

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2
3 (略)

て徴収して納入すべき利子割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
2
5 (略)

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
5 (略)

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2
3 (略)

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の二十二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(配当割の脱税に関する罪)

第七十一条の三十七 第七十一条の三十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき配当割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 5 (略)

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の二十二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(配当割の脱税に関する罪)

第七十一条の三十七 第七十一条の三十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき配当割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 5 (略)

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、

、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の四十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の四十三 第七十一条の第四十六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(株式等譲渡所得割の脱税に関する罪)

第七十一条の五十七 第七十一条の五十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき株式等譲渡所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・4 (略)

又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の四十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の四十三 第七十一条の第四十六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(株式等譲渡所得割の脱税に関する罪)

第七十一条の五十七 第七十一条の五十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき株式等譲渡所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・4 (略)

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の六十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の六十三 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の六十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の六十三 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の

陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(事業税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2・3 (略)

(法人の事業税に係る故意不申告の罪)

第七十二条の三十七 正当な事由がなくて第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪)

第七十二条の三十八 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合同じにおいては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は

陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(事業税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2・3 (略)

(法人の事業税に係る故意不申告の罪)

第七十二条の三十七 正当な事由がなくて第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪)

第七十二条の三十八 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合同じにおいては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五

五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第七十二条の四十九 前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(法人の事業税の脱税に関する罪)

第七十二条の四十九の三 偽りその他不正の行為によつて法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・7 (略)

十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第七十二条の四十九 前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(法人の事業税の脱税に関する罪)

第七十二条の四十九の三 偽りその他不正の行為によつて法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・7 (略)

(法人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の四十九の十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)
二・三 (略)

(個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十二条の五十六 第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(個人の事業税の脱税に関する罪)

第七十二条の六十 偽りその他不正の行為によつて個人が行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、個人が行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(法人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の四十九の十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)
二・三 (略)

(個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十二条の五十六 第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(個人の事業税の脱税に関する罪)

第七十二条の六十 偽りその他不正の行為によつて個人が行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、個人が行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
5
6 (略)

(個人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の六十四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (略)

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこ

4
5
6 (略)

(個人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の六十四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (略)

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれ

れを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 (略)

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十二条の七十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (略)

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十二条の七十一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下

を併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 (略)

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十二条の七十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (略)

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十二条の七十一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下

下の罰金に処する。

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)
2・3 (略)

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(譲渡割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九十二 正当な理由がなくて第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処

の罰金に処する。

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)
2・3 (略)

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(譲渡割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九十二 正当な理由がなくて第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し

し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に規定するもののほか、第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、譲渡割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5・8 (略)

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなくて前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為により貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・5 (略)

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、

、又はこれを併科する。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に規定するもののほか、第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、譲渡割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5・8 (略)

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなくて前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為により貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・5 (略)

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又

又はこれを併科する。

2
2
4 (略)

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十三条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三条の九 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第七十三条の三十 偽りその他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併

はこれを併科する。

2
2
4 (略)

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十三条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三条の九 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第七十三条の三十 偽りその他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(不動産取得税に係る滞納処分に関する罪)

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(不動産取得税に係る滞納処分に関する罪)

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十三条の三十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十三条の三十九 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十三条の三十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十三条の三十九 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

(たばこ税の脱税に関する罪)

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 7 (略)

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係

(たばこ税の脱税に関する罪)

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 7 (略)

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係

る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十四条の三十 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(ゴルフ場利用税に係る検査拒否等に関する罪)

る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十四条の三十 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(ゴルフ場利用税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

2 (略)

(ゴルフ場利用税に係る脱税に関する罪)

第八十六条 第八十三条第二項の規定によつて徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 4 (略)

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に關する罪)

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

2 (略)

(ゴルフ場利用税に係る脱税に関する罪)

第八十六条 第八十三条第二項の規定によつて徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 4 (略)

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に關する罪)

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第九十七条 第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 一・三 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第九十七条 第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 一・三 (略)

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)
第四百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
2 (略)

(軽油引取税に係る故意不申告の罪)
第四百四十四条の十九 正当な理由がなくて前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 (略)

(免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等)
第四百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)
2 (略)

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等)
第四百四十四条の二十五 前条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)
第四百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
2 (略)

(軽油引取税に係る故意不申告の罪)
第四百四十四条の十九 正当な理由がなくて前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 (略)

(免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等)
第四百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)
2 (略)

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等)
第四百四十四条の二十五 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油

の引取りを行つた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3
5 (略)

(道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡
に関する罪)

第四百四十四条の二十六 第四百四十四条の三第三項の規定
に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の
譲渡を行つた者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下
の罰金に処する。

2
3 (略)

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪)

第四百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報
告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出
した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
に処する。

2
(略)

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第四百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道
府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二
号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により
同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を
行つた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、
土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料

の引取りを行つた者は、十年以下の懲役若しくは千万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3
5 (略)

(道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡
に関する罪)

第四百四十四条の二十六 第四百四十四条の三第三項の規定
に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の
譲渡を行つた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の
罰金に処する。

2
3 (略)

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪)

第四百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報
告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出
した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

2
(略)

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第四百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道
府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二
号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により
同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を
行つた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰
金に処し、又はこれを併科する。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、
土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料

又は薬品を提供し、又は運搬した者は、七年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
6・7 (略)

(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)

第四百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・五 (略)
2 (略)

(軽油引取税に係る総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の三十九 次の各号のいずれかに該当する

又は薬品を提供し、又は運搬した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
6・7 (略)

(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)

第四百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・五 (略)
2 (略)

(軽油引取税に係る総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の三十九 次の各号のいずれかに該当する

者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)
第四百四十四条の四十一 第四百四十四条の十四第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の三十一第一項又は第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

5 第二項に規定するもののほか、第四百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 8 (略)

者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)
第四百四十四条の四十一 第四百四十四条の十四第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の三十一第一項又は第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

5 第二項に規定するもののほか、第四百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 8 (略)

(軽油引取税に係る滞納処分に關する罪)

第四百四十四条の五十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分^の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第四百四十四条の五十三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第四百四十四条の五十四 第四百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の

(軽油引取税に係る滞納処分に關する罪)

第四百四十四条の五十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分^の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第四百四十四条の五十三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第四百四十四条の五十四 第四百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の

例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(環境性能割の脱税に関する罪)

第六十六条 偽りその他不正の行為によつて環境性能割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、申告書を申告書の提出期限までに提出しないことにより、環境性能割の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 6 (略)

(環境性能割に係る滞納処分に関する罪)

第七十六条 環境性能割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを

例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(環境性能割の脱税に関する罪)

第六十六条 偽りその他不正の行為によつて環境性能割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、申告書を申告書の提出期限までに提出しないことにより、環境性能割の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 6 (略)

(環境性能割に係る滞納処分に関する罪)

第七十六条 環境性能割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併

併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第百七十七条の二 第百七十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百七十七条の十四 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第百七十七条の二 第百七十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百七十七条の十四 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(種別割の脱税に関する罪)

第七十七条の十六 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十七条の十三第一項の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、種別割の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(種別割に係る滞納処分に関する罪)

第七十七条の二十二 種別割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(種別割の脱税に関する罪)

第七十七条の十六 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七十七条の十三第一項の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、種別割の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(種別割に係る滞納処分に関する罪)

第七十七条の二十二 種別割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十七条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十七条の二十四 第七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(鉦区税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第八十六条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十七条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十七条の二十四 第七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(鉦区税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第八十六条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(鉦区税に係る検査拒否等に関する罪)

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉦区税の脱税に関する罪)

第九十二条 偽りその他不正の行為によつて鉦区税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第八十五条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、鉦区税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 6 (略)

(鉦区税に係る滞納処分に関する罪)

第二百一条 鉦区税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは

(鉦区税に係る検査拒否等に関する罪)

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉦区税の脱税に関する罪)

第九十二条 偽りその他不正の行為によつて鉦区税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第八十五条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、鉦区税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 6 (略)

(鉦区税に係る滞納処分に関する罪)

第二百一条 鉦区税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは

は二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉅区税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉅区税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉅区税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉅区税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二百三条 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（道府県法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪）
第二百六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（道府県法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第二百七十二條 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（道府県法定外普通税の脱税等に関する罪）

第二百三条 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（道府県法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪）
第二百六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（道府県法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第二百七十二條 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（道府県法定外普通税の脱税等に関する罪）

第二百八十一条 偽りその他不正の行為によつて道府県
法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、五年
以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

2 第二百七十五条第二項の規定によつて徴収して納入
すべき道府県法定外普通税に係る納入金の全部又は一
部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の拘
禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第二百七十一条の規
定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告
又は報告をしないことにより、道府県法定外普通税の
全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の拘禁刑若
しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

5 7 (略)

(道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別
徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産
を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はそ
の財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは
、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者
が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れ
させる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同

第二百八十一条 偽りその他不正の行為によつて道府県
法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、五年
以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

2 第二百七十五条第二項の規定によつて徴収して納入
すべき道府県法定外普通税に係る納入金の全部又は一
部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲
役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第二百七十一条の規
定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告
又は報告をしないことにより、道府県法定外普通税の
全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若し
くは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
。

5 7 (略)

(道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別
徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産
を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はそ
の財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは
、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者
が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免
れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同

様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二百八十八条 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述を

同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二百八十八条 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述を

した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2・3 (略)

(市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪)

第三百七条の四 第三百七条の二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第三百七条の七 前条第一項から第四項までの規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(法人の市町村民税に係る故意不申告の罪)

第三百二十一条の八の三 正当な事由がなく第三百二

した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2・3 (略)

(市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪)

第三百七条の四 第三百七条の二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第三百七条の七 前条第一項から第四項までの規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(法人の市町村民税に係る故意不申告の罪)

第三百二十一条の八の三 正当な事由がなく第三百二

十一条の八第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪)
第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定

する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）、又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）、を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第三十四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(市町村民税の脱税に関する罪)
第三百二十四条 偽りその他不正の行為により市町村民

十一条の八第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2・3 (略)

(法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪)
第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定

する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）、又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）、を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第三十四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(市町村民税の脱税に関する罪)
第三百二十四条 偽りその他不正の行為により市町村民

税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定により法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第三十四項の申告により納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

（略）

3 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4

（略）

5 第一項に規定するもののほか、第三百十七条の二第二項若しくは第二項の規定により提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第三十

税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定により法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第三十四項の申告により納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

（略）

3 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4

（略）

5 第一項に規定するもののほか、第三百十七条の二第二項若しくは第二項の規定により提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第三十

の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6
3
9 (略)

の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6
3
9 (略)

(脱税、虚偽記載等の罪)

第三百二十八条の十六 第三百二十八条の五第二項の規定によつて徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

1・2 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1・2 (略)

(市町村民税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別

(市町村民税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別

徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 (略)

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に
関する検査拒否等の罪)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (略)

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に
関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十四条 第三百三十一条第六項の場合において、
国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をし

徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 (略)

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に
関する検査拒否等の罪)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (略)

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に
関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十四条 第三百三十一条第六項の場合において、
国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をし

た者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(固定資産税に係る検査拒否等に関する罪)

第三百五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(固定資産税の脱税に関する罪)

第三百五十八条 偽りその他不正の行為によつて固定資産税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第三百八十三条、第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 六 (略)

(固定資産税に係る滞納処分に関する罪)

た者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(固定資産税に係る検査拒否等に関する罪)

第三百五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(固定資産税の脱税に関する罪)

第三百五十八条 偽りその他不正の行為によつて固定資産税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第三百八十三条、第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 六 (略)

(固定資産税に係る滞納処分に関する罪)

第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に
関する検査拒否等の罪)

第三百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金

第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に
関する検査拒否等の罪)

第三百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑

刑を科する。

（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に
関する虚偽の陳述の罪）

第三百七十六条 第三百七十三条第七項の場合において、
国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項に
おいて準用する場合を含む。）の規定の例により市町
村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をし
た者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に
処する。

（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）

第三百八十五条 第三百八十三条から前条までの規定に
より申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、
一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

（道府県知事又は総務大臣が評価する固定資産に係る
申告の義務違反に関する罪）

第三百九十五条 前条の規定によつて申告すべき事項に
ついて申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、一年
以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関
して前項の違反行為をした場合においては、その行為
者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金
刑を科する。

を科する。

（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に
関する虚偽の陳述の罪）

第三百七十六条 第三百七十三条第七項の場合において、
国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項に
おいて準用する場合を含む。）の規定の例により市町
村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をし
た者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処
する。

（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）

第三百八十五条 第三百八十三条から前条までの規定に
より申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

（道府県知事又は総務大臣が評価する固定資産に係る
申告の義務違反に関する罪）

第三百九十五条 前条の規定によつて申告すべき事項に
ついて申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、一年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関
して前項の違反行為をした場合においては、その行為
者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑
を科する。

(固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪)

第三百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(固定資産評価員の欠格事項)

第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

一・二 (略)

三 前号に規定する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

四・五 (略)

(固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項)

第四百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。

一・二 (略)

三 前号に規定する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過

(固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪)

第三百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(固定資産評価員の欠格事項)

第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

一・二 (略)

三 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

四・五 (略)

(固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項)

第四百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。

一・二 (略)

三 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過し

四 しない者
(略)

(環境性能割の脱税に関する罪)

第四百六十条 偽りその他不正の行為によつて環境性能割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、申告書を申告書の提出期限までに提出しないことにより、環境性能割の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(環境性能割に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十三条の八 環境性能割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

四 ない者
(略)

(環境性能割の脱税に関する罪)

第四百六十条 偽りその他不正の行為によつて環境性能割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、申告書を申告書の提出期限までに提出しないことにより、環境性能割の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(環境性能割に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十三条の八 環境性能割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に
関する検査拒否等の罪)

第四百六十三条の九 次の各号のいずれかに該当する者
は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す
る。

2 一・二 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に
関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の十 第四百六十三条の七第六項の場合
において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条
第四項において準用する場合を含む。)の規定の例に
より市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の
陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下
の罰金に処する。

(種別割に係る滞納処分に關する罪)

第四百六十三条の二十八 種別割の納税者が滞納処分の
執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町
村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つ
て増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の
拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産
を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に
関する検査拒否等の罪)

第四百六十三条の九 次の各号のいずれかに該当する者
は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

2 一・二 (略)

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に
関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の十 第四百六十三条の七第六項の場合
において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条
第四項において準用する場合を含む。)の規定の例に
より市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の
陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の
罰金に処する。

(種別割に係る滞納処分に關する罪)

第四百六十三条の二十八 種別割の納税者が滞納処分の
執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町
村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つ
て増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の
懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産
を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の

拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の三十 第四百六十三条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(たばこ税の脱税に関する罪)

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の三十 第四百六十三条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(たばこ税の脱税に関する罪)

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 5 7 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百八十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 5 7 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百八十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百八十五条の六 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(鉱産税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉱産税の脱税に関する罪)

第五百三十条 偽りその他不正の行為によつて鉱産税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限ま

2 (略)

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百八十五条の六 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(鉱産税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉱産税の脱税に関する罪)

第五百三十条 偽りその他不正の行為によつて鉱産税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限ま

で提出しないことにより、鉦産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(鉦産税に係る滞納処分に関する罪)

第五百四十二条 鉦産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉦産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第五百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、

で提出しないことにより、鉦産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(鉦産税に係る滞納処分に関する罪)

第五百四十二条 鉦産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉦産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第五百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第五百四十四条 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

(特別土地保有税の脱税に関する罪)

第六百四条 偽りその他不正の行為によつて特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第五百四十四条 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪)

第五百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

(特別土地保有税の脱税に関する罪)

第六百四条 偽りその他不正の行為によつて特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第六百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 5 6 (略)

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第六百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

2
(略)

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百十六条 第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(市町村法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)
第六百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(市町村法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第六百八十二条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関

2
(略)

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百十六条 第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(市町村法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)
第六百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(市町村法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第六百八十二条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関

して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(市町村法定外普通税の脱税に関する罪)

第六百九十一条 偽りその他不正の行為によつて市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六百八十五条第二項の規定によつて徴収して納入すべき市町村法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 5 7 (略)

(市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十六条 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは

して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(市町村法定外普通税の脱税に関する罪)

第六百九十一条 偽りその他不正の行為によつて市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六百八十五条第二項の規定によつて徴収して納入すべき市町村法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 5 7 (略)

(市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十六条 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは

、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分を執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞

、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分を執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞

納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(狩猟税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百条の六十八の二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽

納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(狩猟税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百条の六十八の二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽

の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 4 (略)

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又は

の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 4 (略)

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又は

4 (略)

その財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(事業所税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の三十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

その財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(事業所税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の三十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2・3 (略)

(事業所税の賦課徴収に係る虚偽の申告に関する罪)
第七百一条の五十三 前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(事業所税の脱税に関する罪)

第七百一条の五十六 偽りその他不正の行為によつて事業所税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第七百一条の四十七第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・7 (略)

(事業所税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(事業所税の賦課徴収に係る虚偽の申告に関する罪)
第七百一条の五十三 前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(事業所税の脱税に関する罪)

第七百一条の五十六 偽りその他不正の行為によつて事業所税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第七百一条の四十七第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・7 (略)

(事業所税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の六十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の六十八 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(水利地益税等に係る検査拒否等に関する罪)

第七百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の六十七 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の六十八 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(水利地益税等に係る検査拒否等に関する罪)

第七百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(水利地益税等に係る虚偽の申告等に関する罪)
第七百十五条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(水利地益税等の脱税に関する罪)
第七百二十四条 偽りその他不正の行為によつて水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百十八条第二項又は第七百十八条の四(第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて徴収して納入すべき水利地益税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(水利地益税等に係る虚偽の申告等に関する罪)
第七百十五条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(水利地益税等の脱税に関する罪)
第七百二十四条 偽りその他不正の行為によつて水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百十八条第二項又は第七百十八条の四(第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて徴収して納入すべき水利地益税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5・6 (略)

(水利地益税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5・6 (略)

(水利地益税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十条の二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(法定外目的税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百三十三条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十条の二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(法定外目的税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百三十三条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

2 (略)

(法定外目的税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の十一 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(法定外目的税の脱税等に関する罪)

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為によつて法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定によつて徴収して納入すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 〽 7 (略)

(法定外目的税に係る滞納処分に関する罪)
第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特

(法定外目的税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の十一 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(法定外目的税の脱税等に関する罪)

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為によつて法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定によつて徴収して納入すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 〽 7 (略)

(法定外目的税に係る滞納処分に関する罪)
第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特

別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第七百三十三条の二十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第七百三十三条の二十六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(道府県が行う滞納処分に関する罪等)

第七百三十九条の六 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

5 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

6・7 (略)

第八百条 第七百八十八条の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(道府県が行う滞納処分に関する罪等)

第七百三十九条の六 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

5 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6・7 (略)

第八百条 第七百八十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の四 (略)

2 (略)

13 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

14 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

5 (略)

附 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の四 (略)

2 (略)

13 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

14 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 (略)

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 四（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者</p> <p>五（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 四（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 削除</p> <p>五（略）</p> <p>第六十二条の二 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者は、三年</p>

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 三 （略）

以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 三 （略）

○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（第六十条関係）

改正案	現行
<p>第五十九条 第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十三条 参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四条の規定による宣誓を拒絶したときは、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>第五十九条 第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十三条 参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四条の規定による宣誓を拒絶したときは、五千元以下の罰金に処する。</p> <p>第六十四条 左の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>第二十條の二 第四條の七第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十條の三 第四條の十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十二條 第十二條又は第十九條の三の規定に違反し</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>第二十條の二 第四條の七第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十條の三 第四條の十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十二條 第十二條又は第十九條の三の規定に違反し</p>

2
（略）
た者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2
（略）
た者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（第六十二条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話（音響又は影像を送り、又は受けることをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とせずに多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話（音響又は影像を送り、又は受けることをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とせずに多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下</p>

の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 公務遺族年金の受給権者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。</p> <p>3 拘禁刑以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。</p> <p>第百四十六条の二 第十九条の二（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。</p> <p>第百四十六条の二 第十九条の二（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

第四百四十六條の三 第四百四十四條の二十四の二第六項の
規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又
は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十六條の三 第四百四十四條の二十四の二第六項の
規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は
五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（審査会の委員） 第十六条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。 一（略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者 3・4（略） 5 委員は、第二項各号のいずれかに該当するに至つた 場合においては、その職を失うものとする。 6（略）</p> <p>第五十一条 第十七条第一項（第二十三条、第二十八条 第四項、第三十一条第四項及び第三十九条第四項にお いて準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、 一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十二条 第四十二条の十六第四項（第四十二条の三 十三において準用する場合を含む。）の規定により宣 誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をした ときは、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処 する。</p>	<p>（審査会の委員） 第十六条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となるこ とができない。 一（略） 二 禁錮以上の刑に処せられた者 3・4（略） 5 委員は、第二項各号の一に該当するに至つた場合に においては、その職を失うものとする。 6（略）</p> <p>第五十一条 第十七条第一項（第二十三条、第二十八条 第四項、第三十一条第四項及び第三十九条第四項にお いて準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、 一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十二条 第四十二条の十六第四項（第四十二条の三 十三において準用する場合を含む。）の規定により宣 誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をした ときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処す る。</p>

改正案	現行
<p>（身分保障）</p> <p>第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十条 第十一条第一項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（身分保障）</p> <p>第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十条 第十一条第一項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十九条 会社及び地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。）、監査役又は職員が、その職務に関して賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 会社及び地域会社の取締役、会計参与、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、取締役、会計参与、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 会社及び地域会社の取締役、会計参与、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>第二十一条 第十九条各項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十九条 会社及び地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。）、監査役又は職員が、その職務に関して賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 会社及び地域会社の取締役、会計参与、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、取締役、会計参与、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。</p> <p>3 会社及び地域会社の取締役、会計参与、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。</p> <p>第二十一条 第十九条各項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第七十七條 第九條の規定に違反して電気通信事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十八條 第二十五條第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十九條 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第六十四條第三項に規定する通信並びに同條第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第十六條の二第二項第一号口の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号口の通信履歴の電磁的記録を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 電気通信事業に従事する者（第六十四條第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第十六條の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。）が前項の行為をし</p>	<p>第七十七條 第九條の規定に違反して電気通信事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十八條 削除</p> <p>第七十九條 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第六十四條第三項に規定する通信並びに同條第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第十六條の二第二項第一号口の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号口の通信履歴の電磁的記録を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 電気通信事業に従事する者（第六十四條第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第十六條の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。）が前項の行為をし</p>

たときは、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第百八十条 מידりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 (略)

(削る)

第百八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第百八十二条 第七十八条第一項(第百十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百十六条の四の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

たときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第百八十条 מידりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第百八十条の二 第二十五条第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第百八十二条 第七十八条第一項(第百十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百十六条の四の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

処する。

2 (略)

第八十四条 第八十四条第二項（第一百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第七十七条から第七十九条まで、第八十二条

第二項又は第八十五条から第八十八条まで

各本条の罰金刑

する。

2 (略)

第八十四条 第八十四条第二項（第一百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第七十七条、第七十九条、第八十条の二、

第八十二条第二項又は第八十五条から第八十八

条まで 各本条の罰金刑

○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（第六十八條關係）

改正案	現行
<p>第四十三條 政党（政治団体を含む。以下この条及び第四十八條において同じ。）が偽りその他不正な行為により、政党交付金（第二十七條第一項に規定する特定交付金を含む。）の交付を受けたときは、当該政党の役員又は構成員として当該行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四（略）</p>	<p>第四十三條 政党（政治団体を含む。以下この条及び第四十八條において同じ。）が偽りその他不正な行為により、政党交付金（第二十七條第一項に規定する特定交付金を含む。）の交付を受けたときは、当該政党の役員又は構成員として当該行為をした者は、五年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十四條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四十五條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四（略）</p>

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）（第六十九條関係）

改正案

現行

<p>（罰則） 第十六条（略） 2 第七条第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わなかったときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 3（略）</p> <p>（選挙権及び被選挙権の停止） 第十七条（略） 2 前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。 3（略）</p>	<p>（罰則） 第十六条（略） 2 第七条第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わなかったときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 3（略）</p> <p>（選挙権及び被選挙権の停止） 第十七条（略） 2 前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。 3（略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。</p> <p>一 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）</p> <p>三 （略）</p> <p>第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）</p> <p>三 （略）</p> <p>第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。</p>

2
(略)

第四十五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3
(略)

第四十六条 第二十八条(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第四十五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3
(略)

第四十六条 第二十八条(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第七十一条関係）

改正案	現行
<p>（地域自治区の区長） 第二十四条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となること とができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるま で又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>7 14（略）</p> <p>第六十条 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に よる合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十 一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投 票の請求者の署名に<u>関し</u>、次の各号に掲げる行為をし た者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処 する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合 併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一 項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票 の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者 又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは 選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損な い若しくは奪取した者は、三年以下の拘禁刑又は五十</p>	<p>（地域自治区の区長） 第二十四条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となるこ とができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>7 14（略）</p> <p>第六十条 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に よる合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十 一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投 票の請求者の署名に<u>関し</u>、次の各号に掲げる行為をし た者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下 の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合 併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一 項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票 の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者 又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは 選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損な い若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁</p>

万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項において「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

鋼又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項において「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役刑若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
6 (略)

第六十一条 第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第五条第三十一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

3 (略)

第六十二条 第二十四条第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十三条第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特例区の長は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)
6 (略)

第六十一条 第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第五条第三十一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の禁錮に処する。

3 (略)

第六十二条 第二十四条第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十三条第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特例区の長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）（第七十二条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十四条 第十五条の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年</p>	<p>第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十四条 第十五条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年</p>

以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

附則

第六条 前条の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

附則

第六条 前条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第七十三条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 十二 （略）</p> <p>（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）</p> <p>第三十三条の三 法務大臣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下この項において「刑事収容施設法」という。）第三十三条に規定する刑事施設並びに刑事収容施設法第二百八十七条第一項の規定によりこれに附置された労役場及び監置場（以下この項において「刑事施設等」という。）の運営に関する業務のうち次に掲げるものである。当該刑事施設等の被収容者等（刑事収容施設法第二条第一号、第七十四条第二項、第二百八十八条第一項及び第二百八十九条第一項に規定する被収容者、刑事施設にとどまる者、労役場留置者及び監置場留</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 十二 （略）</p> <p>（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）</p> <p>第三十三条の三 法務大臣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下この項において「刑事収容施設法」という。）第三十三条に規定する刑事施設並びに刑事収容施設法第二百八十七条第一項の規定によりこれに附置された労役場及び監置場（以下この項において「刑事施設等」という。）の運営に関する業務のうち次に掲げるものである。当該刑事施設等の被収容者等（刑事収容施設法第二条第一号、第七十四条第二項、第二百八十八条第一項及び第二百八十九条第一項に規定する被収容者、刑事施設にとどまる者、労役場留置者及び監置場留置者を</p>

置者をいう。以下この項において同じ。）の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者を実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 刑事収容施設法第三十四条第一項（刑事収容施設法第七十四条第二項、第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項（以下この項において「拘留者等関係規定」と総称する。）において準用する場合を含む。）の規定による検査（写真の撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。）の実施に係る業務

二（略）

三 刑事収容施設法第四十七条第一項、第四十八条第五項及び第五十二条（これらの規定を拘留者等関係規定において準用する場合を含む。）並びに第三百三十二条第三項及び第四項並びに第三百三十三条（これらの規定を刑事収容施設法第三百三十六条（刑事収容施設法第四百五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第三百三十八条（刑事収容施設法第二百八十九条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第十二号において同じ。））、第四百一条、第四百十二条、第四百十四条（刑事収容施設法第七十四条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。））、第二百八十八条第三項及び第二百

いう。以下この項において同じ。）の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者に実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 刑事収容施設法第三十四条第一項（刑事収容施設法第七十四条第二項、第二百八十八条及び第二百八十九条第一項（以下この項において「拘留者等関係規定」と総称する。）において準用する場合を含む。）の規定による検査（写真の撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。）の実施に係る業務

二（略）

三 刑事収容施設法第四十七条第一項、第四十八条第五項及び第五十二条（これらの規定を拘留者等関係規定において準用する場合を含む。）並びに第三百三十二条第三項及び第四項並びに第三百三十三条（これらの規定を刑事収容施設法第三百三十六条（刑事収容施設法第四百五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第三百三十八条（刑事収容施設法第二百八十九条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第十二号において同じ。））、第四百一条、第四百十二条、第四百十四条（刑事収容施設法第七十四条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。））、第二百八十八条及び第二百八十九

八十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。同号において同じ。）（以下この項において「未決拘禁者等関係規定」と総称する。）において準用する場合を含む。）の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務

四〇七（略）

八 刑事収容施設法第八十四条第一項（刑事収容施設法第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する作業に関する技術上の指導監督の実施に係る業務（第十一号に掲げる業務を除く。）

九（略）

十 刑事収容施設法第八十六条第一項、第三百条第一項及び第四百四条の規定による指導（講習、面接その他これらに類する方法によるものに限る。）の実施に係る業務

十一（略）

十二 刑事収容施設法第二百二十七条第一項（刑事収容施設法第二百四十四条、第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条（未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項（刑事収容施設法第二百三十八条及び第二百四十二条において準用する場合並びに刑事収容施設法第二百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四百四条第一項の規定による検査の補助（当該検査の補助として信書の内容を確認する者がその信書を発受する個人を識別することができないようにすることその他の個人情報情報の適正な取扱いを

条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。同号において同じ。）（以下この項において「未決拘禁者等関係規定」と総称する。）において準用する場合を含む。）の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務

四〇七（略）

八 刑事収容施設法第八十四条第一項（刑事収容施設法第二百八十八条において準用する場合を含む。）に規定する作業に関する技術上の指導監督の実施に係る業務（第十一号に掲げる業務を除く。）

九（略）

十 刑事収容施設法第八十五条第一項、第三百条第一項及び第四百四条の規定による指導（講習、面接その他これらに類する方法によるものに限る。）の実施に係る業務

十一（略）

十二 刑事収容施設法第二百二十七条第一項（刑事収容施設法第二百四十四条、第二百八十八条及び第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条（未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項（刑事収容施設法第二百三十八条及び第二百四十二条において準用する場合並びに刑事収容施設法第二百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四百四条第一項の規定による検査の補助（当該検査の補助として信書の内容を確認する者がその信書を発受する個人を識別することができないようにすることその他の個人情報情報の適正な取扱いを確保す

確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）に係る業務

十三 (略)
2
7 (略)

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

るための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）に係る業務

十三 (略)
2
7 (略)

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（組織的多数人買収及び利害誘導罪）</p> <p>第九十九条 国民投票に関し、次に掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（職権濫用による国民投票の自由妨害罪）</p> <p>第一百十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追従し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票</p>	<p>（組織的多数人買収及び利害誘導罪）</p> <p>第九十九条 国民投票に関し、次に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（職権濫用による国民投票の自由妨害罪）</p> <p>第一百十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追従し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。</p> <p>2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票</p>

長が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所(第五十二条の二第一項に規定する共通投票所及び第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。次条第一項、第十四条及び第十六条において同じ。)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票干渉罪)

第十三条 投票所又は開票所において、正当な理由がなくて、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで、投票箱を開き、又は投票

長が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所(第五十二条の二第一項に規定する共通投票所及び第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。次条第一項、第十四条及び第十六条において同じ。)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票干渉罪)

第十三条 投票所又は開票所において、正当な理由がなくて、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、一年以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで、投票箱を開き、又は投票

箱の投票を取り出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第百十四条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長、立会人若しくは監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、国民投票分会場若しくは国民投票会場を騒擾し、又は投票、投票箱その他関係書類（関係の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を含む。）を抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、四年以下の拘禁刑に処する。

（多衆の国民投票妨害罪）

第百十五条 多衆集合して前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上七年以下の拘禁刑に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の拘禁刑に処する。

三 （略）

2 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の拘禁刑に処し、その他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

（投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第百十四条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長、立会人若しくは監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、国民投票分会場若しくは国民投票会場を騒擾し、又は投票、投票箱その他関係書類（関係の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を含む。）を抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

（多衆の国民投票妨害罪）

第百十五条 多衆集合して前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 （略）

2 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の禁錮に処し、その他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場における凶器携帯罪)

第一百六条 銃砲、刀剣、こん棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯して投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場に入った者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百八条 詐偽の方法をもって投票人名簿又は在外投票人名簿に登録させた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 4 (略)

(投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第一百九条 投票人でない者が投票をしたときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称し、その他詐偽の方法をもって投票し、又は投票しようとした者は、二年以下の拘禁刑又は三

(投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場における凶器携帯罪)

第一百六条 銃砲、刀剣、こん棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯して投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場に入った者は、三年以下の禁錮刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百八条 詐偽の方法をもって投票人名簿又は在外投票人名簿に登録させた者は、六月以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 4 (略)

(投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第一百九条 投票人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称し、その他詐偽の方法をもって投票し、又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮刑又は三十

十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し、又はその数を増減した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百二十条 第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(国民投票運動の規制違反)

第二百二十二条 第一条又は第二百二条の規定に違反して国民投票運動をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十

万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し、又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百二十条 第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(国民投票運動の規制違反)

第二百二十二条 第一条又は第二百二条の規定に違反して国民投票運動をした者は、六月以下の禁錮又は三十万

万円以下の罰金に処する。

円以下の罰金に処する。

○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）（第七十五条関係）

改正案	現行
<p>（電話リレーサービス提供機関の指定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（電話リレーサービス提供機関の指定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>（一般旅券の発給等の制限）</p> <p>第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 営利の目的をもつて、前項第一号、第四号又は第五号の罪を犯した者は、七年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（一般旅券の発給等の制限）</p> <p>第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 営利の目的をもつて、前項第一号、第四号又は第五号の罪を犯した者は、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第一百七十七条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十七条 第四条において準用する国家公務員法第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十七条 第四条において準用する国家公務員法第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p>

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（第七十八条関係）

改正案	<p>（罰則） 第二十二条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>
現行	<p>（罰則） 第二十二条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（第百七十八条関係）

改正案	現行
<p>第四十五条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十五条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）（第七百七十八条関係）

改正案	現行
第二十二條 第十條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第二十二條 第十條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（第百七十九条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第九条 生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充填された生物剤又は毒素を発散させた者は、無期若しくは二年以上の拘禁刑又は千円以下の罰金に処する。</p> <p>2 生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十条 第四条第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第四条第二項の規定に違反した者は、十年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十二条 第五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第九条 生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充てんされた生物剤又は毒素を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千円以下の罰金に処する。</p> <p>2 生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十条 第四条第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第四条第二項の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十二条 第五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（重要な文化財を破壊する罪）</p> <p>第三条 次に掲げる事態又は武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第一追加議定書第一条4に規定する武力紛争（第一追加議定書第九十六条3の規定により寄託者に宛てた宣言が受領された後のものに限る。）</p> <p>（捕虜の送還を遅延させる罪）</p> <p>第四条 捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国（当該武力紛争の当事者間において合意された地を含む。当該項において「送還地」という。）への捕虜の送還を遅延させたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（占領地域に移送する罪）</p> <p>第五条 第三条第一号に掲げる事態において、占領に関する措置の一環としてその国が占領した地域（以下「占領地域」という。）に入植させる目的で、当該国の</p>	<p>（重要な文化財を破壊する罪）</p> <p>第三条 次に掲げる事態又は武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第一追加議定書第一条4に規定する武力紛争（第一追加議定書第九十六条3の規定により寄託者に宛てた宣言が受領された後のものに限る。）</p> <p>（捕虜の送還を遅延させる罪）</p> <p>第四条 捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国（当該武力紛争の当事者間において合意された地を含む。当該項において「送還地」という。）への捕虜の送還を遅延させたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（占領地域に移送する罪）</p> <p>第五条 第三条第一号に掲げる事態において、占領に関する措置の一環としてその国が占領した地域（以下「占領地域」という。）に入植させる目的で、当該国の</p>

国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

(文民の出国等を妨げる罪)

2 第六条 出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送した者は、五年以下の懲役に処する。

(文民の出国等を妨げる罪)

2 第六条 出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、三年以上の懲役に処する。

2 (略)

○ 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）（第八十一条関係）

改正案	現行
第二条 前条ニ違反シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑ニ処ス	第二条 前条ニ違反シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

○ 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）（第八十二条関係）

改正案

現行

<p>第一条 流通セシムルノ目的ヲ以テ外国ニ於テノミ流通スル金銀貨、紙幣、銀行券、帝国官府発行ノ証券ヲ偽造シ又ハ変造シタル者ハ六年以上十一年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>② 金銀貨以外ノ硬貨ヲ偽造シ又ハ変造シタル者ハ二年以上八年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p>	<p>第一条 流通セシムルノ目的ヲ以テ外国ニ於テノミ流通スル金銀貨、紙幣、銀行券、帝国官府発行ノ証券ヲ偽造シ又ハ変造シタル者ハ重懲役又ハ輕懲役ニ処ス</p> <p>② 金銀貨以外ノ硬貨ヲ偽造シ又ハ変造シタル者ハ輕懲役又ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス</p>
<p>第三条 情ヲ知テ偽造又ハ変造ニ係ル第一条ニ記載シタル物ヲ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者ハ六月以上八年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>② 取得シタル後其ノ偽造又ハ変造ナルコトヲ知テ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授付シタル者ハ其ノ名価三倍以下ノ罰金ニ処ス但シ一万円以下ニ降スコトヲ得ス</p>	<p>第三条 情ヲ知テ偽造又ハ変造ニ係ル第一条ニ記載シタル物ヲ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者ハ輕懲役又ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス</p> <p>② 取得シタル後其ノ偽造又ハ変造ナルコトヲ知テ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授付シタル者ハ其ノ名価三倍以下ノ罰金ニ処ス但シ二円以下ニ降スコトヲ得ス</p>
<p>第四条 第一条ノ偽造又ハ変造ノ用ニ供シ若ハ供セシムルノ目的ヲ以テ器械若ハ原料ヲ製造シ、授受シ若ハ準備シ又ハ帝国若ハ外国ニ輸入シタル者ハ六月以上五年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p>	<p>第四条 第一条ノ偽造又ハ変造ノ用ニ供シ若ハ供セシムルノ目的ヲ以テ器械若ハ原料ヲ製造シ、授受シ若ハ準備シ又ハ帝国若ハ外国ニ輸入シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス</p>
<p>第五条 販売スルノ目的ヲ以テ第一条ニ記載シタル物ニ紛ハシキ外觀ヲ有スル物ヲ製造シ又ハ帝国若ハ外国ニ輸入シタル者ハ二年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰</p>	<p>第五条 販売スルノ目的ヲ以テ第一条ニ記載シタル物ニ紛ハシキ外觀ヲ有スル物ヲ製造シ又ハ帝国若ハ外国ニ輸入シタル者ハ二年以下ノ重禁錮又ハ二百円以下ノ罰</p>

② 金ニ処ス
(略)

第六条 前数条ニ規定シタル罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

② 金ニ処ス
(略)

第六条 前数条ニ規定シタル軽罪ヲ犯サムトシテ未タ遂
ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処断ス

○ 紙幣類似証券取締法（明治三十九年法律第五十一号）（第八十三條關係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>② （略）</p> <p>第三条 禁止ニ違反シテ証券ヲ發行シ又ハ其ノ証券ヲ授受シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処シ其ノ証券ヲ没収ス</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>② （略）</p> <p>第三条 禁止ニ違反シテ証券ヲ發行シ又ハ其ノ証券ヲ授受シタル者ハ一年以下ノ重禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処シ其ノ証券ヲ没収ス</p>

○ 印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第一条 行使ノ目的ヲ以テ帝国政府ノ発行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ五年以下ノ拘禁刑ニ処ス行使ノ目的ヲ以テ印紙ノ消印ヲ除去シタル者亦同シ</p> <p>第二条 偽造、変造ノ印紙、印紙金額ヲ表彰スヘキ印章若ハ消印ヲ除去シタル印紙ヲ使用シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者ハ五年以下ノ拘禁刑ニ処ス印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ不正ニ使用シタル者亦同シ</p> <p>② (略)</p>	<p>第一条 行使ノ目的ヲ以テ帝国政府ノ発行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス行使ノ目的ヲ以テ印紙ノ消印ヲ除去シタル者亦同シ</p> <p>第二条 偽造、変造ノ印紙、印紙金額ヲ表彰スヘキ印章若ハ消印ヲ除去シタル印紙ヲ使用シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ不正ニ使用シタル者亦同シ</p> <p>② (略)</p>

改正案	現行
<p>第六十八条 偽りその他不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者は、十年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは五百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第六十九条 正当な理由がなくて期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p> <p>第七十条 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十八条 偽りその他不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者は、十年以下の<u>懲役</u>若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の<u>懲役</u>若しくは五百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第六十九条 正当な理由がなくて期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p> <p>第七十条 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十七条 第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十七条 第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならぬ地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならぬ地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p>

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（第八十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第四十二条の三 第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第八項、第三十三条の五第一項、第三十五条第八項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなして適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより、所得税法第二百十条第一項第三号（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（同法第九十五条又は第六十五条の六の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした所得税の額）につき所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正当な理由がなくて第二十八条の三第七項、第三十</p>	<p>(罰則)</p> <p>第四十二条の三 第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第八項、第三十三条の五第一項、第三十五条第八項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなして適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより、所得税法第二百十条第一項第三号（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（同法第九十五条又は第六十五条の六の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした所得税の額）につき所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正当な理由がなくて第二十八条の三第七項、第三十</p>

条の二第五項、第三十一条の二第八項、第三十三条の五第一項、第三十五条第八項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなして適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 六（略）

5 7（略）

（相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出等に係る罰則）

第七十条の十三 第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十条の二第四項、第七十条の三第四項又は第七十条の七の十四第二項の規定によ

条の二第五項、第三十一条の二第八項、第三十三条の五第一項、第三十五条第八項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四の規定によりみなして適用する場合及び第三十七条の五第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 六（略）

5 7（略）

（相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出等に係る罰則）

第七十条の十三 第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十条の二第四項、第七十条の三第四項又は第七十条の七の十四第二項の規定によ

る修正申告書又は期限後申告書（第三項において「修正申告書等」という。）をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 正当な理由がなくて修正申告書等をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4 (略)

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税

第八十七条の六 (略)

2 (略)

15 第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けず、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

16 (略)

(みなし製造の規定の適用除外の特例)

第八十七条の八 (略)

2 (略)

6 第三項の規定に違反したときは、その違反行為をし

る修正申告書又は期限後申告書（第三項において「修正申告書等」という。）をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 正当な理由がなくて修正申告書等をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4 (略)

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税

第八十七条の六 (略)

2 (略)

15 第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けず、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

16 (略)

(みなし製造の規定の適用除外の特例)

第八十七条の八 (略)

2 (略)

6 第三項の規定に違反したときは、その違反行為をし

た者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

7 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

8 (略)

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止)

第八十九条 (略)

2 (略)

25 偽りその他不正の行為により第七項の規定又は第十条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

26 (略)

27 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

28 (略)

29 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

30 (略)

32 (略)

た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

8 (略)

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止)

第八十九条 (略)

2 (略)

25 偽りその他不正の行為により第七項の規定又は第十条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

26 (略)

27 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

28 (略)

29 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

30 (略)

32 (略)

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

4・5 (略)

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

4・5 (略)

○ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）（第八百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜六 (略)</p>

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（第八十四條關係）

改正案	現行
<p>第八十七條 納税者が滞納処分^の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第八十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第八十九條 第九十九條の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第九十九條第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八十七條 納税者が滞納処分^の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第八十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第八十九條 第九十九條の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第九十九條第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第八十四条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）
 （第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金に係る確定申告）（第八十九条第二号（五）（申告及び納付））において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第四百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人税を免れ、又は第八十条第十項（欠損金の繰戻しによる還付）（第四百四十四条の十三第三項（欠損金の繰戻しによる還付））において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代</p>	<p>第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金に係る確定申告）（第八十九条第二号（五）（申告及び納付））において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第四百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人税を免れ、又は第八十条第十項（欠損金の繰戻しによる還付）（第四百四十四条の十三第三項（欠損金の繰戻しによる還付））において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代</p>

表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第六十三条第一項（両罰規定）において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 2
（略）

第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項、第八十九条（第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号に規定する法人税の額（第六十八条又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額（第八十九条第二号（第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額又は第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第四百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）若しくは第四百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある

表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第六十三条第一項（両罰規定）において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 2
（略）

第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項、第八十九条（第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号に規定する法人税の額（第六十八条又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額（第八十九条第二号（第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額又は第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第四百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）若しくは第四百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある

る場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないとした法人税の額)につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)、第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第四百四十五条の五(申告及び納付)において準用する場合を含む。)又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十二条 第七十一条第一項(中間申告)の規定による申告書で第七十二条第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に掲げる事項を記載したもの、第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告)(第四百四十五条の五(申告及び納付)において準用する場合を含む。)の規定による申告書又は第四百四十四条の三第一項(中間申告)の規定による申告書で第四百四十四条の四第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に掲げる事項を記載したものと

る場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないとした法人税の額)につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)、第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第四百四十五条の五(申告及び納付)において準用する場合を含む。)又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十二条 第七十一条第一項(中間申告)の規定による申告書で第七十二条第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に掲げる事項を記載したもの、第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告)(第四百四十五条の五(申告及び納付)において準用する場合を含む。)の規定による申告書又は第四百四十四条の三第一項(中間申告)の規定による申告書で第四百四十四条の四第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に掲げる事項を記載したものと

若しくは第四百四十四条の三第二項の規定による申告書で第四百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したものの（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

若しくは第四百四十四条の三第二項の規定による申告書で第四百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したものの（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜六 (略)</p>

○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）
（第八十四条関係）

改正案

現行

<p>第十三条（罰則） 共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分^滞の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>第十三条（罰則） 共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分^滞の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>5・6 （略）</p>
---	--

改正案	現行
<p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより航空機燃料税を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより航空機燃料税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十二条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第十二条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜五 (略)</p>	<p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜五 (略)</p>

○ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第四十七条 第八条の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第四十七条 第八条の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～五 (略)</p>

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第六十六条 正当な理由がなくて第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p>	<p>第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第六十六条 正当な理由がなくて第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p>

改正案	現行
<p>第三十九条 偽りその他不正の行為により地価税を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十条 正当な理由がなくて第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p>	<p>第三十九条 偽りその他不正の行為により地価税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十条 正当な理由がなくて第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p>

○ 塩事業法（平成八年法律第三十九号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十六条 第三十一条第一項の規定による財務大臣の命令に対する違反があつた場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十六条 第三十一条第一項の規定による財務大臣の命令に対する違反があつた場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなればならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなればならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第六十七条 第二十六条第一項の規定による危機対応業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第六十九条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第六十七条 第二十六条第一項の規定による危機対応業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第六十九条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧国 民生活金融公庫等が保有していた個人の秘密に属する 事項が記録された第四十四条の規定による改正前の独 立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 （以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。 ）第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて 同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年 以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た 旧国民生活金融公庫等が保有していた旧独立行政法人 等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情 報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五 十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧国 民生活金融公庫等が保有していた個人の秘密に属する 事項が記録された第四十四条の規定による改正前の独 立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 （以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。 ）第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて 同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た 旧国民生活金融公庫等が保有していた旧独立行政法人 等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情 報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十 万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p>

○ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、センターが保有していた個人の秘密に属する事項が記録された独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たセンターが保有していた独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報^{を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に}処する。</p> <p>4（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、センターが保有していた個人の秘密に属する事項が記録された独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たセンターが保有していた独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報^{を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に}処する。</p> <p>4（略）</p>

○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）（第百八十四条関係）

改正案	<p>（罰則） 第十二条 第九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>
現行	<p>（罰則） 第十二条 第九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p>第四十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律
第百十七号）（第百八十四条関係）

改正案

現行

第三十四条 偽りその他不正の行為により、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第五十一条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第五十一条の六第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十

第三十四条 偽りその他不正の行為により、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第五十一条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第五十一条の六第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十

七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
(略)

第三十五条 偽りその他不正の行為により、第二十八条から第三十条までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

第三十六条 第二十八条から第三十条までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第五十一条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第五十一条の六第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
(略)

第三十五条 偽りその他不正の行為により、第二十八条から第三十条までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

第三十六条 第二十八条から第三十条までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2
(略)

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第五十一条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第五十一条の六第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第六十四条 偽りその他不正の行為により、第五十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)
3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされる

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第六十四条 偽りその他不正の行為により、第五十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)
3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされる

べき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
(略)

第六十五条 正当な理由がなくて第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二
(略)

べき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
(略)

第六十五条 正当な理由がなくて第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二
(略)

改正案	現行
<p>第三十三条 偽りその他不正の行為により、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）若しくは第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は第二十条第一項の規定による地方法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第三十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三十七条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第十九条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）又は第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人</p>	<p>第三十三条 偽りその他不正の行為により、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）若しくは第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は第二十条第一項の規定による地方法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第三十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三十七条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第十九条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）又は第十九条第五項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人</p>

その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
(略)

第三十四条 正当な理由がなくて第十九条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書又は第十六条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
(略)

第三十四条 正当な理由がなくて第十九条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書又は第十六条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）（第百八十四条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（手持品課税等） 第三十九条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>28 偽りその他不正の行為によつて第九項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>29（略）</p> <p>30 第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>31（略）</p> <p>32 第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>33 第二十八項、第三十項又は前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>34・35（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（手持品課税等） 第三十九条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>28 偽りその他不正の行為によつて第九項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>29（略）</p> <p>30 第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>31（略）</p> <p>32 第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>33 第二十八項、第三十項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>34・35（略）</p>

○ 国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）（第八十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつた者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第一号の規定に該当する者が同号に規定する国際観光旅客税について前条の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第二十四条 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第一号の規定に該当する者が同号に規定する国際観光旅客税について前条の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。</p> <p>一 三 (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十八条 次の場合においては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第一条第二項又は第三項の規定による文書に、虚偽の記載をしたとき。</p> <p>二 第二条第三項の規定による認可又は指定の申請を怠つたとき。</p> <p>三 第七条第八項の規定に違反して帳簿を作成せず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>四 第八条第二項又は第五項の規定に違反して明細書について公証人の認証を受けず、又は虚偽の記載をした明細書について公証人の認証を受けたとき。</p> <p>五 第十四条第一項の規定に違反して弁済その他債権を消滅させる行為をしたとき。</p> <p>六 第十四条第二項又は第三項の規定による特別管理人の承認又は主務大臣の承認を受けずに弁済をしたとき。</p> <p>七 第二十一条の規定による財産の処分、保全その他の管理について特別管理人の決定に従わなかつたとき。</p> <p>八 第二十二条第一項の規定による特別管理人（特別管理人が選任されていないときには主務大臣）の承認を受けずに財産を処分したとき。</p>	<p>第二十八条 左の場合においては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第一条第二項又は第三項の規定による文書に、虚偽の記載をしたとき。</p> <p>二 第二条第三項の規定による認可又は指定の申請を怠つたとき。</p> <p>三 第七条第八項の規定に違反して帳簿を作成せず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>四 第八条第二項又は第五項の規定に違反して明細書について公証人の認証を受けず、又は虚偽の記載をした明細書について公証人の認証を受けたとき。</p> <p>五 第十四条第一項の規定に違反して弁済その他債権を消滅させる行為をしたとき。</p> <p>六 第十四条第二項又は第三項の規定による特別管理人の承認又は主務大臣の承認を受けずに弁済をしたとき。</p> <p>七 第二十一条の規定による財産の処分、保全その他の管理について特別管理人の決定に従はなかつたとき。</p> <p>八 第二十二条第一項の規定による特別管理人（特別管理人が選任されておらずには主務大臣）の承認を受けずに財産を処分したとき。</p>

第二十九条 第十四条第一項の規定に違反して弁済を受けその他債権を消滅させる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

第三十条 特別管理人が、その職務に関して、賄賂を受し、要求し又は約束したときは、三年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。
② 前項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様である。

第三十一条 次の場合においては、その行為をした特別
経理会社の代表者、社員、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定による書類の作成を怠り、又は虚偽の記載をしたとき。
- 二 第十七条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 特別管理人の選任を怠ったとき。
- 四 第二十三条第二項の規定による特別管理人の同意を得ないで、株式又は持分の譲渡を承認又は承諾したとき。

第三十二条 第二十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。同項による検査を拒み、妨げ又は忌避した者も同様である。

第二十九条 第十四条第一項の規定に違反して弁済を受けその他債権を消滅させる行為をした者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十条 特別管理人が、その職務に関して、賄賂を受し、要求し又は約束したときには、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
② 前項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様である。

第三十一条 左の場合においては、その行為をした特別
経理会社の代表者、社員、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定による書類の作成を怠り、又は虚偽の記載をしたとき。
- 二 第十七条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 特別管理人の選任を怠ったとき。
- 四 第二十三条第二項の規定による特別管理人の同意を得ないで、株式又は持分の譲渡を承認又は承諾したとき。

第三十二条 第二十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。同項による検査を拒み、妨げ又は忌避した者も同様である。

改正案	現行
<p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条及び第七条の規定による計算を明らかにする書類に虚偽の記載をした者</p> <p>二 五（略）</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第五十八条 特別管理人が第五条第一項、第十六条若しくは第二十条第一項の規定に違反して、認可の申請を怠つたとき、又は第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたときは、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十六条 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条及び第七条の規定による計算を明かならしめる書類に虚偽の記載をした者</p> <p>二 五（略）</p> <p>第五十七条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第五十八条 特別管理人が第五条第一項、第十六条若しくは第二十条第一項の規定に違反して、認可の申請を怠つたとき、又は第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたときには、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二十八条の二 何人も、指定日前、第一条の規定による指定のあるべきことを知りながら、次に掲げる行為をなし、同条の規定による指定があつたときは、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第二十九条の二 第一条の規定による指定があつたことを知りながら、第七条第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者は、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 第五条第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条の二 前四条の罪を犯した者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十八条の二 何人も、指定日前、第一条の規定による指定のあるべきことを知りながら、左に掲げる行為をなし、同条の規定による指定があつたときは、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第二十九条の二 第一条の規定による指定があつたことを知りながら、第七条第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 第五条第五項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条の二 前四条の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十一条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p>

一
§
三
(略)

一
§
三
(略)

○ 貨幣損傷等取締法（昭和二十二年法律第四百十八号）（第八十八条関係）

改正案	現行
<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項又は前項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）（第百八十八条関係）

改正案	第二条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。
現行	第二条 前条第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

○ すき入紙製造取締法（昭和二十二年法律第四百十九号）（第八十九条関係）

改正案	<p>①（略） ②（略） ③ 第一項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p>
現行	<p>①（略） ②（略） ③ 第一項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。</p>

○ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）
（第九十条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 次の場合においては、特殊整理人を三年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第三十九条 第二条第一項第一号の規定による指定があつたことを知りながら第四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は特殊整理人の要求に係る資産を引き渡さなかつた者は、三年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第三十八条 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第三十九条 第二条第一項第一号の規定による指定があつたことを知りながら第四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は特殊整理人の要求に係る資産を引き渡さなかつた者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>第二百二十四条 偽りその他不正の行為により再評価税を免れ、又は再評価税の免除を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の免れた再評価税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え、その免れた再評価税額に相当する金額以下とすることができる。</p> <p>第二百二十五条 第四十五条又は第四十六条に規定する申告書に第三章に規定する限度額を超えた再評価額を記載して提出した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 第二百二十二条第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を提示した者</p> <p>第二百二十八条 再評価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知つた秘密を漏らし、又は盗用したときは、二年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二百二十四条 詐偽その他不正の行為により再評価税を免れ、又は再評価税の免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の免れた再評価税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免れた再評価税額に相当する金額以下とすることができる。</p> <p>第二百二十五条 第四十五条又は第四十六条に規定する申告書に第三章に規定する限度額をこえた再評価額を記載して提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二百二十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 第二百二十二条第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者</p> <p>第二百二十八条 再評価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知つた秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p>



改正案	現行
<p>（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国税（森林環境税及び特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により拘禁刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p> <p>四 （略）</p> <p>五 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>六〇十一 （略）</p> <p>（清算人） 第四十九条の十二の三 （略）</p> <p>2 次に掲げる者は、清算人となることができない。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは六年以上の拘禁刑に処せられ、復権を得ない者</p> <p>二 六年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わる</p>	<p>（欠格条項） 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国税（森林環境税及び特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p> <p>四 （略）</p> <p>五 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>六〇十一 （略）</p> <p>（清算人） 第四十九条の十二の三 （略）</p> <p>2 次に掲げる者は、清算人となることができない。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者</p> <p>二 六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執</p>

まで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第五十八条 第三十六条（第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四（略）

2（略）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第五十八条 第三十六条（第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 四（略）

2（略）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）（第百九十三条関係）

改正案	現行
<p>（免税物品の譲渡禁止等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>	<p>（免税物品の譲渡禁止等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>

改正案	現行
<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一 七の二 （略）</p> <p>八 免許の申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合</p> <p>九 十二 （略）</p> <p>第五十四条 第七条第一項又は第八条の規定による製造免許を受けないで、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第三十条の二</p>	<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一 七の二 （略）</p> <p>八 免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合</p> <p>九 十二 （略）</p> <p>第五十四条 第七条第一項又は第八条の規定による製造免許を受けないで、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第一号に規定するもののほか、第三十条の二</p>

第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

2・3 (略)

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第三項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十二 (略)

2 4 (略)

第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

2・3 (略)

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第三項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十二 (略)

2 4 (略)

○ 金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）（第九百九十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第八条 第三条第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。</p>	<p>（罰則） 第八条 第三条第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。</p>

改正案	現行
<p>（承認の要件）</p> <p>第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。</p> <p>一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するるとき。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>ハ リ （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（船舶又は航空機と陸地との交通等）</p> <p>第二十四条 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通（次項の規定に該当するものを除く。）又は貨物の積卸しは、税関長の許可を受けた場合を除くほか、その指定した場所を経て行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を</p>	<p>（承認の要件）</p> <p>第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。</p> <p>一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するるとき。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>ハ リ （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（船舶又は航空機と陸地との交通等）</p> <p>第二十四条 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通（次項の規定に該当するものを除く。）又は貨物の積卸しは、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を</p>

しないことができる。

一 (略)

二 その者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経ない場合

三 (略)

4 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、行つてはならない。

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる。

一・二 (略)

三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない場合

四 (略)

(承認の要件)

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当し

しないことができる。

一 (略)

二 その者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経ない場合

三 (略)

4 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、行つてはならない。

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる。

一・二 (略)

三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない場合

四 (略)

(承認の要件)

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当し

ないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ・チ (略)

二・三 (略)

(承認の要件)

第六十七条の六 税関長は、第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ・チ (略)

二・三 (略)

(製造者の認定)

第六十七条の十三 (略)

2 (略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲

ないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ・チ (略)

二・三 (略)

(承認の要件)

第六十七条の六 税関長は、第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ・チ (略)

二・三 (略)

(製造者の認定)

第六十七条の十三 (略)

2 (略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲

げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ・チ (略)

二・三 (略)

4 (略)

第百八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年

げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ・チ (略)

二・三 (略)

4 (略)

第百八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年

以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九号 第六十九條の十一第一項第一号から第六号まで

(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九條の十一第一項第七号から第九号まで及び第十号に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九号の二 第六十九條の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号(輸入してはならない

以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九号 第六十九條の十一第一項第一号から第六号まで

(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九條の十一第一項第七号から第九号まで及び第十号に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九号の二 第六十九條の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号(輸入してはならない

貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り)を第三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限)の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三(保税運送ができない貨物)の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第八号、第九号及び第十号に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 一・二 (略)

4 (略)

貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り)を第三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限)の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三(保税運送ができない貨物)の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第八号、第九号及び第十号に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 (略)

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 一・二 (略)

4 (略)

5 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物を輸出する罪）、第百九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を輸入する罪）、第百九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）又は第百十条第一項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん（以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。）をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万

5 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 (略)

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物を輸出する罪）、第百九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を輸入する罪）、第百九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）又は第百十条第一項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん（以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。）をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円

2 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第十二条の二 関税率法第十三条第六項（用途外使用等）（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十条の二第二項（用途外使用等）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第十三条 第二十条第一項（不開港への出入）の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた船長又は機長（船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第十四条第一項及び第十五条第一項（報告を怠つた等の罪）において同じ。）は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第十三条の二 正当な理由がなくて特例申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第十二条の二 関税率法第十三条第六項（用途外使用等）（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十条の二第二項（用途外使用等）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第十三条 第二十条第一項（不開港への出入）の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた船長又は機長（船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第十四条第一項及び第十五条第一項（報告を怠つた等の罪）において同じ。）は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十三条の二 正当な理由がなくて特例申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十四 (略)

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十八 (略)

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十四 (略)

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十四 (略)

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十六 (略)

一〇十四 (略)

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十八 (略)

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十四 (略)

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十四 (略)

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十六 (略)

第一百五十五条の三 第六十九条の二十一第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（税関長の通告処分等）

第四百四十六条（略）

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならぬ。

一 情状が拘禁刑に処すべきものであるとき。

二 （略）

3 3
6 （略）

第一百五十五条の三 第六十九条の二十一第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（税関長の通告処分等）

第四百四十六条（略）

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならぬ。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 （略）

3 3
6 （略）

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百二十二号）（第百九十七条関係）

改正案

現行

<p>（免税調達資材等の譲受けの制限等） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協定第六条の規定により揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなし、その譲受けをこれらの資材等の当該製造場からの移出とみなし、その譲り受けようとする者をこれらの資材等の製造者（石油ガスについては石油ガスの充填者とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とする。）とみなして、揮発油税法及び地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第一項の規定による承認を受けないで同項の資材等又は製品等を譲り受けた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>6（略）</p>	<p>（免税調達資材等の譲受の制限等） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協定第六条の規定により揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなし、その譲受けをこれらの資材等の当該製造場からの移出とみなし、その譲り受けようとする者をこれらの資材等の製造者（石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とする。）とみなして、揮発油税法及び地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第一項の規定による承認を受けないで同項の資材等又は製品等を譲り受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>6（略）</p>
---	--

○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（第九十八條關係）

改正案	現行
<p>(罰則) 第十二条 偽りその他不正の行為により、とん税を免れ、又は納付すべきとん税を納付しなかつた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(罰則) 第十二条 偽りその他不正の行為により、とん税を免れ、又は納付すべきとん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）（第百九十八条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十条 偽りその他不正の行為により、特別とん税を免れ、又は納付すべき特別とん税を納付しなかつた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2・3 （略）</p>	<p>（罰則） 第十条 偽りその他不正の行為により、特別とん税を免かれ、又は納付すべき特別とん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 公務遺族年金の受給権者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。</p> <p>3 拘禁刑以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を</p>	<p>第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停</p>

4 停止する。

4 (略)

第二百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百二十七条の三 第十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 止する。

4 (略)

第二百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百二十七条の三 第十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第二百条関係）

改正案	現行
<p>第二百二十六条 納税者がすべき国税の課税標準の申告（その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。）をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徴収若しくは納付をしないことを煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第二百二十七条 国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第三百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二百二十六条 納税者がすべき国税の課税標準の申告（その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。）をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徴収若しくは納付をしないことを煽動した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第二百二十七条 国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第三百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

一〇三 (略)

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分等)
第百五十七条 (略)

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、国税局長又は税務署長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が拘禁刑に処すべきものであるとき。

二 (略)

三〇六 (略)

一〇三 (略)

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分等)
第百五十七条 (略)

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、国税局長又は税務署長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 (略)

三〇六 (略)

改正案	現行
<p>第二百三十八条 偽りその他不正の行為により、第二百一十条第一項第三号（確定所得申告）（第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条（外国税額控除）又は第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした所得税の額）若しくは第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第六十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第二十条第一項、第二十五条第一項（年途中で死亡した場合の確定申告）、第二十七条第一項（年途中で出国をする場合の確定申告）、第五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第五十一条の六第一項（遺産</p>	<p>第二百三十八条 偽りその他不正の行為により、第二百一十条第一項第三号（確定所得申告）（第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条（外国税額控除）又は第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした所得税の額）若しくは第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第六十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定するもののほか、第二十条第一項、第二十五条第一項（年途中で死亡した場合の確定申告）、第二十七条第一項（年途中で出国をする場合の確定申告）、第五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第五十一条の六第一項（遺産</p>

の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第二百三条第一項（退職所得の受給に関する申告書）の規定による申告書を提出しないで第九十九条及び第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定により徴収されるべき所得税を免れた者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二百四十条 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四十一条（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務）、第二百十條（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）、第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）又は第二百六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 第二百三条第一項（退職所得の受給に関する申告書）の規定による申告書を提出しないで第九十九条及び第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定により徴収されるべき所得税を免れた者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二百四十条 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四十一条（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第二百十條（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）、第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）又は第二百六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

第二百四十一条 正当な理由がなくて第二百二十条第一項（確定所得申告）、第二百五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）、第二百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）、第二百五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第二百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第二百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）（これらの規定を第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一 八 （略）

第二百四十一条 正当な理由がなくて第二百二十条第一項（確定所得申告）、第二百五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）、第二百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）、第二百五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第二百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第二百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）（これらの規定を第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一 八 （略）

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第二百二条関係）

改正案	現行
<p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項の規定による相当印紙の貼付けを なかつた者</p> <p>二・四 (略)</p>	<p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項の規定による相当印紙のはり付けを しなかつた者</p> <p>二・四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（第二百四条関係）

改正案	現行
<p>第二十二條 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十三條 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十五條 第十八條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十二條 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十三條 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十五條 第十八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十四条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した<u>賄賂</u>は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十五条 前条第一項の<u>賄賂</u>を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十四条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>わいろ</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した<u>わいろ</u>は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十五条 前条第一項の<u>わいろ</u>を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（役員^レの身分保障）</p> <p>第二十五条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号のいづれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されること^レがない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第六十三条 第二十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（役員^レの身分保障）</p> <p>第二十五条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号のいづれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されること^レがない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第六十三条 第二十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）（
 第二百七条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第九条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第十条 国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第九条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第十条 国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。</p>

改正案	現行
<p>第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、政投銀が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む</p>	<p>附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、政投銀が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む</p>

。を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た政投銀が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

。を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た政投銀が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第二百九条関係）

改正案	現行
<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四（略）</p> <p>第四百四十三条 第十三条第一項（同条第二項、第三百三条第一項及び第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による閉鎖命令又は第三百三十六條第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四（略）</p> <p>第四百四十三条 第十三条第一項（同条第二項、第三百三条第一項及び第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による閉鎖命令又は第三百三十六條第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第二百十条関係）

改正案	現行
<p>（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条（略） 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号） 第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。</p>	<p>（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条（略） 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号） 第百十一条の二の例による趣旨を含むものと解してはならない。</p>

改正案	現行
<p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>四 六 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>四 六 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（第二百十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。</p>

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）（第二百十三条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十九条 第四条の規定による学校施設の返還を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 次に掲げる者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十九条 第四条の規定による学校施設の返還を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 左に掲げる者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>

改正案	現行
<p>第九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>	<p>第九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>

[

○ 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（第二百十五条関係）

改正案	現行
<p>（役員の欠格） 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。 一・二 （略） 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>（役員の欠格） 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。 一・二 （略） 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（第二百十五条関係）

改正案	現行
<p>(任命) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることできない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(任命) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることできない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4・5 (略)</p>

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（第二百十五条関係）

改正案	現行
<p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p> <p>一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三條の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p>	<p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p> <p>一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三條の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p>

2 二
(略) (略)

2 二
(略) (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八（略）</p> <p>ニ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から五年を経過しない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八（略）</p> <p>ニ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から五年を経過しない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>

○ ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）（第二百十六条関係）

改正案	現行
<p>（委員の解任） 第十一条 文部科学大臣は、委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解任することができる。</p> <p>一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられた場合 三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（委員の解任） 第十一条 文部科学大臣は、委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解任することができる。</p> <p>一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられた場合 三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（第二百十六条関係）

改正案	現行
<p>第十二条 通則法第二十二条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第十二条 通則法第二十二条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>二・三 (略)</p>

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>第五十一条 第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 第四十七条の五の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十一条 第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 第四十七条の五の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第一百五十七号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>(罰則) 第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p>

○ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の拘役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4・5（略）</p>

第二百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、六 (略)

第二十一条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行った者を除く。）は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、二 (略)

第二十二條の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、六 (略)

第二十一条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行った者を除く。）は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、二 (略)

第二十二條の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

(略)

2

(略)

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 第二十条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十九条 第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 第二十条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果又は特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは結果又は当該特定指定試合の結果若しくは当該特定指定競技会の経過若しくは結果との合致に 応じて財産上の利益を提供することを約して利益を 図った者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる者（次条において「対象試合等関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合等に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつ</p>	<p>第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果又は特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは結果又は当該特定指定試合の結果若しくは当該特定指定競技会の経過若しくは結果との合致に 応じて財産上の利益を提供することを約して利益を 図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる者（次条において「対象試合等関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合等に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつ</p>

たときは、五年以下の拘禁刑に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合等に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者となった場合において、二年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合等又は特定指定試合等の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 指定試合等においてその公正を害すべき方法による試合又は競技会を共謀した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

ときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合等に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者となった場合において、二年以下の懲役に処する。

2 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 (略)

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合等又は特定指定試合等の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 指定試合等においてその公正を害すべき方法による試合又は競技会を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）（第二百十七条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）（第二百十七條關係）

改正案	現行
第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第二十二條 第十四條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十二條 第十四條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第四百十六号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十六条 第三条の規定に違反した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>第十八条 第八条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十六条 第三条の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>第十八条 第八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（第二百十七条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第四十一条 第十八条（第二十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第四十一条 第十八条（第二十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>第二十三条 第十四条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十三条 第十四条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第三十条 第十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十条 第十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（第二百七十七条関係）

改正案	現行
第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第二十四条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十四条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二百七十七条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 第十八条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十八条 第十八条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
第二十六条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十六条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第三十二条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十二条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧研究所又は旧機構が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧研究所又は旧機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報（自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。）</p>	<p>第三十二条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十二条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧研究所又は旧機構が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧研究所又は旧機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報（自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。）</p>

3

(略)

3

(略)

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第二百十七条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（罰則） 第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）（第二百十七条
関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十七条 第八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十七条 第八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）（第二百七十七条関係）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第九条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第九条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第五十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十条 第十八条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第二十四条第二項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第五十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十条 第十八条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第二十四条第二項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（第二百十九条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第七条 次に掲げる事態（次項及び次条において「武力紛争事態」という。）において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財（これらのうち特別保護文化財又は強化保護文化財であるものを除く。）を損壊した者（第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。）は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財（これらのうち特別保護文化財又は強化保護文化財であるものを除く。）を損壊した者（第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。）は、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第八条 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、強化保護文化財又はその周囲を戦闘行為又は戦闘行為を支援するための活動の用に供し、もって当該強化保護文化財について、当該武力紛争の相手方の戦闘行為による損壊の危険を生じさせた者（第二議定書の締</p>	<p>(罰則)</p> <p>第七条 次に掲げる事態（次項及び次条において「武力紛争事態」という。）において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財（これらのうち特別保護文化財又は強化保護文化財であるものを除く。）を損壊した者（第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。）は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財（これらのうち特別保護文化財又は強化保護文化財であるものを除く。）を損壊した者（第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。）は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第八条 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、強化保護文化財又はその周囲を戦闘行為又は戦闘行為を支援するための活動の用に供し、もって当該強化保護文化財について、当該武力紛争の相手方の戦闘行為による損壊の危険を生じさせた者（第二議定書の締</p>

約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。）は、三年以下の拘禁刑に処する。

第九条 第四条第四項の規定により公示された被占領地域流出文化財であつて本邦に輸入されたものを損壊し、又は廃棄した者は、五年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該被占領地域流出文化財の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第十条 第四条第四項の規定により公示された被占領地域流出文化財であつて本邦に輸入されたものを譲り渡し、又は譲り受けた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、同条第一項に規定する要請をした議定書の締約国又は当該締約国が指定する者に譲り渡すときは、この限りでない。

第十一条 第六条第一項の規定に違反して特殊標章を使用した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。）は、三年以下の懲役に処する。

第九条 第四条第四項の規定により公示された被占領地域流出文化財であつて本邦に輸入されたものを損壊し、又は廃棄した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該被占領地域流出文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第十条 第四条第四項の規定により公示された被占領地域流出文化財であつて本邦に輸入されたものを譲り渡し、又は譲り受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、同条第一項に規定する要請をした議定書の締約国又は当該締約国が指定する者に譲り渡すときは、この限りでない。

第十一条 第六条第一項の規定に違反して特殊標章を使用した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び</p>	<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び</p>

第九十九条第二項において「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

4
六
（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録）
第七十一条（略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一・二（略）

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四（略）

3・4（略）

第八十条（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）
厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医療機関又は保険薬局

第九十九条第二項において「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

4
六
（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録）
第七十一条（略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一・二（略）

三 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四（略）

3・4（略）

第八十条（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）
厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医療機関又は保険薬局

に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一〇七 (略)

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 (略)

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 保険医又は保険薬剤師が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

六 (略)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 (略)

二〇三 (略)

四 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。

一〇五 (略)

六 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの

に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一〇七 (略)

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 (略)

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

六 (略)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 (略)

二〇三 (略)

四 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。

一〇五 (略)

六 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

者であるとき。

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八 (略)

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。

一 八 (略)

九 指定訪問看護事業者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十 (略)

第二百七条の二 第七条の三十七第一項(同条第二項及び第二十二條の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

であるとき。

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

八 (略)

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。

一 八 (略)

九 指定訪問看護事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十 (略)

第二百七条の二 第七条の三十七第一項(同条第二項及び第二十二條の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百七条の四 第九十四条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 五 (略)

第二百九条 事業主以外の者が、正当な理由がなくて第九十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 第二百二十六条第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百七条の四 第九十四条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 五 (略)

第二百九条 事業主以外の者が、正当な理由がなくて第九十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 第二百二十六条第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第百五十五条の二 第百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第百五十七条 船舶所有者以外の者が、正当な理由がなく、第百四十六条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百五十五条の二 第百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第百五十七条 船舶所有者以外の者が、正当な理由がなく、第百四十六条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十一条 事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第五十三条 事業主、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外の者（第三者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (略)</p>	<p>第五十一条 事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第五十三条 事業主、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外の者（第三者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (略)</p>

○ 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第四条 第一条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第四条 第一条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第十三条の四 第二条第六項又は第三条の九の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条の五 第三条の十一第一項（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条の六 第三条の十七第二項（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十三条の四 第二条第六項又は第三条の九の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条の五 第三条の十一第一項（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条の六 第三条の十七第二項（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第十四条の四 第四条の八第一項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条の五 第四条の十五第二項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十四条の四 第四条の八第一項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条の五 第四条の十五第二項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第七条の二 第六条の三の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七条の二 第六条の三の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第三十三条 第二十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第三十三条 第二十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十二条 第七条第一項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行つたものは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十二条 第七条第一項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十条 第七条第一項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、歯科医業を行ったものは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十一条 第二十八条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十条 第七条第一項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、歯科医業を行ったものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十一条 第二十八条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項第一号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十四条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十四条の四 第四十二条の二の規定に違反して、業</p>	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項第一号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十四条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十四条の四 第四十二条の二の規定に違反して、業</p>

2
禁刑又は十万円以下の罰金に処する。
(略)

務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の拘

2
役又は十万円以下の罰金に処する。
(略)

務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲

改正案	現行
<p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>第十五条 第八条の七第一項（第十二条の人において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十五条 第八条の七第一項（第十二条の人において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第十六条 第八条の十三第二項（第十二条の人において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十六条 第八条の十三第二項（第十二条の人において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第十七条 第十一条の二第二項又は第十二条の六の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十七条 第十一条の二第二項又は第十二条の六の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>

[

○ 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第二十二條 第二條第一項、第十四條又は第十五條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。	第二十二條 第二條第一項、第十四條又は第十五條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

○ クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第十四条の三 第七条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十四条の四 第七条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十四条の三 第七条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十四条の四 第七条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）（第二百一十一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二十四条の三 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十四条の四 第三条の四の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十七条 第十六条の規定に基づく政令には、その政令に違反した者を二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二十四条の三 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十四条の四 第三条の四の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十七条 第十六条の規定に基づく政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の</p>

の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

改正案	現行
<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 第九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたものは、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 第九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたものは、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p>	<p>（罰則） 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第二百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のい ずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は五十 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 適用事業所等の事業主が、正当な理由がなくて、第 百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提 出せず、又は当該職員（第百条の八第二項において読 み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職 員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁 せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み 、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百三条 適用事業所等の事業主以外の者が、第百条第 一項の規定に違反して、当該職員の質問に対して答弁 せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避したときは、六月以下の拘禁刑又は 三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のい ずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万 円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 適用事業所等の事業主が、正当な理由がなくて、第 百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提 出せず、又は当該職員（第百条の八第二項において読 み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職 員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁 せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み 、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又 は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百三条 適用事業所等の事業主以外の者が、第百条第 一項の規定に違反して、当該職員の質問に対して答弁 せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三 十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十四条 第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十五条 第二十二条第二項又は第二十三条の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十六条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十七条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十八条 第二十五条第一項の採血者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り</p>	<p>第三十三条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十四条 第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十五条 第二十二条第二項又は第二十三条の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十六条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十七条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十八条 第二十五条第一項の採血者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り</p>

得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一
年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一
年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（罰則） 第十七条の二 第四条の八第一項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十七条の三 第四条の十五第二項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十七条の二 第四条の八第一項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十七条の三 第四条の十五第二項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第二十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則) 第十条 第三条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第十条 第三条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二百十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百十一条 審査委員会若しくは審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百十一条の二 第百十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二百十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百十一条 審査委員会若しくは審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百十一条の二 第百十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第百十一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百十一条の三 解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第百四十三条 第百四十一条第一項の規定による報告を</p>	<p>第百十一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百十一条の三 解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第百四十三条 第百四十一条第一項の規定による報告を</p>

2
(略)

せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第八十八条 第六十五条（第六十九条の第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八十八条 第六十五条（第六十九条の第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 第十九条の規定に違反した者（医師、歯科医師及び獣医師を除く。）は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十九条 第十九条の規定に違反した者（医師、歯科医師及び獣医師を除く。）は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第三十五条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>（罰則） 第三十五条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第五十九条 第五十六条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第五十九条 第五十六条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十八条 第十七条第二項、第三十条第四項、第三十一条の五第三項、第三十一条の七第二項、第三十一条の九第四項、第三十一条の十一第三項、第三十三条第二項、第三十五条第四項又は第三十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十八条 第十七条第二項、第三十条第四項、第三十一条の五第三項、第三十一条の七第二項、第三十一条の九第四項、第三十一条の十一第三項、第三十三条第二項、第三十五条第四項又は第三十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第四十一条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>（罰則） 第四十一条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）（第二百二十一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（罰則） 第十条の二 第四条第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（罰則） 第十条の二 第四条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）（第二百二十一条関係）

改正案	<p>（罰則） 第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
現行	<p>（罰則） 第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二十六条 第八条の七第一項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十七条 第八条の十三第二項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条 第十一条第二項又は第十三条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十六条 第八条の七第一項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十七条 第八条の十三第二項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条 第十一条第二項又は第十三条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第十四条の三 第九条の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第十四条の三 第九条の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十五条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第三十五条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十一条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二条 第十八条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第二十一条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二条 第十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>	<p>（罰則） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>

○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第五十二条 第二十七条第一項（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 第三十条第一項（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項（第四号を除く。）、第三十四条第二項において準用する第十二条第二項又は第三十五条の三第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、登録講習機関若しくは指定登録機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員（作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十二条 第二十七条第一項（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 第三十条第一項（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項（第四号を除く。）、第三十四条第二項において準用する第十二条第二項又は第三十五条の三第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、登録講習機関若しくは指定登録機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員（作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第十七条 事業主が第十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十七条 事業主が第十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第六十七条 第三十条、第二百五条の二第二項又は第二百五条の四第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第六十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第六十七条の三 第六十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十七条 第三十条、第二百五条の二第二項又は第二百五条の四第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第六十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第六十七条の三 第六十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第二十条 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十三条 第十六条第一項において準用する保健師助産師看護師法第三十七条（臨時応急の手に係る部分を除く。）又は第三十八条本文の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第二十五条 第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師若しくは臨床修練外国助産師若しくは臨床修練外国看護師又はこれらであつた者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第二十一条の七第二項において準用する第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床教授等外国医師若しくは臨床教授等外国歯科医師又はこれらであつた者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第二十三条 第十六条第一項において準用する保健師助産師看護師法第三十七条（臨時応急の手に係る部分を除く。）又は第三十八条本文の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第二十五条 第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師若しくは臨床修練外国助産師若しくは臨床修練外国看護師又はこれらであつた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第二十一条の七第二項において準用する第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床教授等外国医師若しくは臨床教授等外国歯科医師又はこれらであつた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十三条 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第四十三条 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十三条 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第四十三条 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連結情報提供業務若しくは支払基金電子処方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子処方箋管理業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連結情報提供業務若しくは支払基金電子処方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子処方箋管理業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（第二百一十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第四十七条 第三十三条第二項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第四十七条 第三十三条第二項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十条 第十七条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十一条 第二十三条第二項（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十二条 第三十三条又は第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第五十条 第十七条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十一条 第二十三条第二項（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十二条 第三十三条又は第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十九条 第十三条第五項（同条第八項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十九条 第十三条第五項（同条第八項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第六十二条 第五十三条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>第六十二条 第五十三条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十四条 第十六条の四（第二十二条において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第二十四条 第十六条の四（第二十二条において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第五十三条 第七条に規定する健康診断、第九条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第五十三条 第七条に規定する健康診断、第九条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十一条 第六条第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第六条第六項の規定に違反して同条第五項の書面の交付を受けないで臓器の摘出をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二条 第十二条第一項の許可を受けずに、業として行う臓器のあっせんをした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十一条 第六条第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第六条第六項の規定に違反して同条第五項の書面の交付を受けないで臓器の摘出をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二条 第十二条第一項の許可を受けずに、業として行う臓器のあっせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>第四十七条 第十七条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 第二十三条第二項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 第三十二条又は第三十八条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十七条 第十七条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 第二十三条第二項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 第三十二条又は第三十八条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第百十八条 第九十条第一項（第九十一条の三十二第三項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第百十八条 第九十条第一項（第九十一条の三十二第三項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第七十条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十一条 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十一条 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（第二百二十一一条関係）

改正案	現行
第二十六条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十六条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第三十条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第二十二條 第十條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十二條 第十條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（第二百二十一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第四十二条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第四十二条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第二十三条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第二十三条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第三十五条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>（罰則） 第三十五条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第二十六条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十六条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	第十四条（略） 2 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
現行	第十四条（略） 2 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第五十七条 第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（秘密保持義務） 第九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十七条 第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（秘密保持義務） 第九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>第三十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）（第二百二十一条 関係）

改正案	現行
<p>第二十条 認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二十一条 特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第二十条 認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二十一条 特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（第二百一十一
条関係）

改正案	現行
第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）（第二百二十一条
関係）

改正案	現行
<p>第三十七条（罰則） 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>第三十七条（罰則） 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十二条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十二条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五十六条 第二十七条又は第四十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第五十七条 第二十二條、第三十六條又は第四十六條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五十六条 第二十七条又は第四十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第五十七条 第二十二條、第三十六條又は第四十六條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第五十一条 偽りその他不正の手段により年金生活者支援給付金の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>（罰則） 第五十一条 偽りその他不正の手段により年金生活者支援給付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(罰則)</p> <p>第八十八条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当する場合には、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百九条第二項に規定する設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当する場合には、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 解散した存続厚生年金基金が、正当な理由がなくて、附則第八条、第十一条第七項、第十三条第一項、第二十条第三項、第二十二條第一項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の</p>	<p>附則</p> <p>(罰則)</p> <p>第八十八条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当する場合には、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百九条第二項に規定する設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当する場合には、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 解散した存続厚生年金基金が、正当な理由がなくて、附則第八条、第十一条第七項、第十三条第一項、第二十条第三項、第二十二條第一項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の</p>

4 拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第六十六条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

5 解散した存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第七十二条において準用する附則第八条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

6 存続厚生年金基金又は存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

7 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十三条第一項、第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

8 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金

4 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第六十六条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 解散した存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第七十二条において準用する附則第八条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 存続厚生年金基金又は存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十三条第一項、第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金

の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十六条第一項（附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により負担すべき加算金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第三項又は第四項の規定に違反して、同条第三項又は第四項に規定する厚生労働省令で定める事項につき、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第六項の規定に違反したときは、同項の規定による通知をしなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百零八条第一項、附則第五条第一項若しくは第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十八条又は附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十八条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第四百八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十六条第一項（附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により負担すべき加算金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第三項又は第四項の規定に違反して、同条第三項又は第四項に規定する厚生労働省令で定める事項につき、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第六項の規定に違反したときは、同項の規定による通知をしなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百零八条第一項、附則第五条第一項若しくは第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十八条又は附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十八条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第四百八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百九条第五項の規定に違反したときは、同項の規定による通知をしなかった者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百九条第五項の規定に違反したときは、同項の規定による通知をしなかった者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（第二百一十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）（第二百一十一条関係）

改正案	現行
<p>第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密（全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。）を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密（全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p>
<p>第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円</p>	<p>第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以</p>

以下の罰金に処する。

下の罰金に処する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）（第二百一十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (略)</p>	<p>第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (略)</p>

○ 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）（第二百二十一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十五条 第七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十五条 第七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p> 第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。 </p> <p> 第一百八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の二の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 </p> <p> ② (略) </p> <p> 第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 </p> <p> 一 四 (略) </p> <p> 附 則 </p> <p> 第四百四十一条 (略) </p> <p> ② ④ (略) </p> <p> ⑤ 第三項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 </p>	<p> 第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。 </p> <p> 第一百八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の二の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 </p> <p> ② (略) </p> <p> 第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 </p> <p> 一 四 (略) </p> <p> 附 則 </p> <p> 第四百四十一条 (略) </p> <p> ② ④ (略) </p> <p> ⑤ 第三項の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 </p>

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 十三（略）</p> <p>第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（許可の欠格事由） 第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 十三（略）</p> <p>第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。</p>

一・二 (略)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十一 (略)

一・二 (略)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇十 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十一 (略)

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第二百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>三 五 (略)</p> <p>第十九条の九 (略)</p> <p>② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>二 十 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>第二十一条の五の十五 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 五 (略)</p> <p>第十九条の九 (略)</p> <p>② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>二 十 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>第二十一条の五の十五 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>

であるとき。

五〇十四 (略)

④・⑤ (略)

第三十四条の十五 (略)

② (略)

③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一〇三 (略)

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ〇ル (略)

④・⑦ (略)

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者

二・三 (略)

あるとき。

五〇十四 (略)

④・⑤ (略)

第三十四条の十五 (略)

② (略)

③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一〇三 (略)

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ〇ル (略)

④・⑦ (略)

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者

二・三 (略)

第三十五条 (略)

②④ (略)

⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 三 (略)

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ ル (略)

⑥⑫ (略)

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 第三十四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 (略)

②④ (略)

⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 三 (略)

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ ル (略)

⑥⑫ (略)

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 第三十四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

④・⑤ (略)

第六十条の二 小児慢性特定疾病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た小児慢性特定疾病医療支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

② 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

③ 第二十一条の五の六第四項(第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。)又は第五十七条の三の四第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当な理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の二 第十八条の二十二の規定に違反した者

④・⑤ (略)

第六十条の二 小児慢性特定疾病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た小児慢性特定疾病医療支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

③ 第二十一条の五の六第四項(第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。)又は第五十七条の三の四第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当な理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の二 第十八条の二十二の規定に違反した者

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の四 第四十六条第四項又は第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の四 第四十六条第四項又は第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（第二百二十五条関係）

改正案	現行
<p>第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>② 前項の罪を犯した者には、情状により<u>拘禁刑</u>及び罰金を併科することができる。</p> <p>第八十二条 第十三条第二項（第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十六条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の<u>拘禁刑</u>又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者には、情状により<u>拘禁刑</u>及び罰金を併科することができる。</p> <p>第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第八十四条 第四十三条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録検査機</p>	<p>第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の<u>懲役</u>又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>② 前項の罪を犯した者には、情状により<u>懲役</u>及び罰金を併科することができる。</p> <p>第八十二条 第十三条第二項（第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十六条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の<u>懲役</u>又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 前項の罪を犯した者には、情状により<u>懲役</u>及び罰金を併科することができる。</p> <p>第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第八十四条 第四十三条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録検査機</p>

関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）（第二百二十六条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（第二百二十七条関係）

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>三・四（略）</p> <p>第二十四条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第二十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三・四（略）</p> <p>第二十四条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。</p>

一、三 (略)

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第二十四条の四 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第二十四条の六 情を知つて、第二十四条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料(大麻草の種子を含む。)を提供し、又は運搬した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第二十四条の七 第二十四条の二の罪に当たる大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一、三 (略)

2 (略)

一、三 (略)

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第二十四条の四 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の六 情を知つて、第二十四条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料(大麻草の種子を含む。)を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の七 第二十四条の二の罪に当たる大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一、三 (略)

2 (略)

○ 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）（第二百二十八条関係）

改正案	現行
<p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第九条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第九条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分として罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>四 八（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を付することができる。</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分として罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>四 八（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は</p>

を併科する。
一・二 (略)

これを併科する。
一・二 (略)

○ 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）（第二百三十条関係）

改正案	現行
<p>第八条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二万円以下の罰金に処する。</p>

○ 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）（第二百三十一条関係）

改正案	現行
<p>第十条 次の各号のい ずれかに 該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、三、（略）</p>	<p>第十条 次の各号の一 に 該当する者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、三、（略）</p>

○ 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）（第二百三十二条関係）

改正案	現行
<p>（第二十七条違反） 第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（第二十八条違反） 第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（第二十七条違反） 第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（第二十八条違反） 第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格等） 第二十九條の三 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第九十八條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、<u>投機取引</u>のために組合の財産を処分したときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金（共済事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は三百万円以下の罰金）に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、<u>情状</u>により、<u>拘禁刑</u>及び罰金を併科することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第九十八條の二 第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「<u>準用金融商品取引法</u>」という。）第三十九條第一項の規定に違反した者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（役員の資格等） 第二十九條の三 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第九十八條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、<u>投機取引</u>のために組合の財産を処分したときは、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金（共済事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の<u>懲役</u>又は三百万円以下の罰金）に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、<u>情状</u>により、<u>懲役</u>及び罰金を併科することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第九十八條の二 第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「<u>準用金融商品取引法</u>」という。）第三十九條第一項の規定に違反した者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

第九十八条の三 第五十三条の二第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項の規定に違反して当該規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十八条の四 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の七 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十三条の十一第一項の規

第九十八条の三 第五十三条の二第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項の規定に違反して当該規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十八条の四 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の七 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十三条の十一第一項の規

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の八 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 四 (略)

第九十九条 (略)

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）に処する。

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の八 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 四 (略)

第九十九条 (略)

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第二百三十四条関係）

改正案	現行
<p>第四十六条の四（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>3・4（略）</p> <p>第七十条の四 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>第七十七条 社会医療法人の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会医療法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは</p>	<p>第四十六条の四（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>3・4（略）</p> <p>第七十条の四 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>第七十七条 社会医療法人の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会医療法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは</p>

は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八条 社会医療法人の代表社会医療法人債権者（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十六條第一項の規定により選任された代表社会医療法人債権者をいう。第八十一条第一項及び第九十一条において同じ。）又は決議執行者（第五十四条の七において準用する同法第七百三十七條第二項に規定する決議執行者をいう。第八十一条第一項及び第九十一条において同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社会医療法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条 社会医療法人の役員又は社会医療法人債権を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、社会医療法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行つし、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募

五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八条 社会医療法人の代表社会医療法人債権者（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十六條第一項の規定により選任された代表社会医療法人債権者をいう。第八十一条第一項及び第九十一条において同じ。）又は決議執行者（第五十四条の七において準用する同法第七百三十七條第二項に規定する決議執行者をいう。第八十一条第一項及び第九十一条において同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社会医療法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条 社会医療法人の役員又は社会医療法人債権を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、社会医療法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行つし、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募

集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第八十一条 社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決議執行者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第八十六条 第五条第二項若しくは第二十五条第二項若しくは第四項の規定による診療録若しくは助産録の提出又は同条第一項若しくは第三項の規定による診療録若しくは助産録の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た医師、歯科医師若しくは助産師の業務上の秘密又は個人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、

集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第八十一条 社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決議執行者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第八十六条 第五条第二項若しくは第二十五条第二項若しくは第四項の規定による診療録若しくは助産録の提出又は同条第一項若しくは第三項の規定による診療録若しくは助産録の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た医師、歯科医師若しくは助産師の業務上の秘密又は個人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、

2 一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3 第六条の十三第四項、第六条の二十一、第六条の二十二第二項、第三十条の二十一第五項又は第三十条の二十五第六項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

附則

第四百七条 第二百一十一条第三項、第三百九条又は第四百十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百八条 第一百一十一条又は第二百二十六条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3 第六条の十三第四項、第六条の二十一、第六条の二十二第二項、第三十条の二十一第五項又は第三十条の二十五第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

附則

第四百七条 第二百一十一条第三項、第三百九条又は第四百十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百八条 第一百一十一条又は第二百二十六条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（委員の欠格条項） 第十九条の四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十八条 救済命令等の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十八条の二 第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員の欠格条項） 第十九条の四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十八条 救済命令等の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十八条の二 第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（第二百三十六条関係）

改正案	現行
<p>（検察官の通報）</p> <p>第二十四条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十条第四項、第三十三条第四項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行った特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規</p>	<p>（検察官の通報）</p> <p>第二十四条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十条第四項、第三十三条第四項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行った特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規</p>

定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（指定の申請及び基準） 第四十九条の二（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>三（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（罰則） 第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>（指定の申請及び基準） 第四十九条の二（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>三（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（罰則） 第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。</p>

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条の三 第八十条の二第六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条の三 第八十条の二第六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（第二百三十八条関係）

改正案	現行
<p>（評議員の資格等） 第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができな い。 一 三 （略） 四 前号に該当する者を除くほか、<u>拘禁刑</u>以上の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とがなくなるまでの者 五・六 （略） 2 5 （略） （欠格事由） 第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する一般社団 法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができな い。 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当 する者があるもの イ・ロ （略） ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終 わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日 から五年を経過しない者 ニ （略） 二・三 （略）</p> <p>第百五十五条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の</p>	<p>（評議員の資格等） 第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができな い。 一 三 （略） 四 前号に該当する者を除くほか、<u>禁錮</u>以上の刑に処 せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること がなくなるまでの者 五・六 （略） 2 5 （略） （欠格事由） 第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する一般社団 法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができな い。 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当 する者があるもの イ・ロ （略） ハ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日か ら五年を経過しない者 ニ （略） 二・三 （略）</p> <p>第百五十五条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の</p>

利益を図り又は社会福祉法人若しくは社会福祉連携推進法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)
2・3 (略)

第五十六条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第六十条 第九十五条の四（第一条及び第六十条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

利益を図り又は社会福祉法人若しくは社会福祉連携推進法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)
2・3 (略)

第五十六条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第六十条 第九十五条の四（第一条及び第六十条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（第二百三十九条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は提示を求められて、これを提出せず、若しくは提示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは提示したとき。</p> <p>三〇十一 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示したとき。</p> <p>三〇十一 （略）</p>

改正案	現行
<p>(刑罰)</p> <p>第四十一条 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く。）は、一年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の拘禁刑に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の拘禁刑及び一千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十一条の二 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期</p>	<p>(刑罰)</p> <p>第四十一条 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く。）は、一年以上の有期懲役に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十一条の二 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲</p>

拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第四十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の拘禁刑に処する。

一 五 (略)

2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第四十一条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

2 (略)

第四十一条の六 第四十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の七 第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項(同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。)の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の九 情を知つて、第四十一条第一項又は第

役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第四十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役に処する。

一 五 (略)

2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第四十一条の五 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

2 (略)

第四十一条の六 第四十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の七 第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項(同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。)の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の九 情を知つて、第四十一条第一項又は第

二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（覚醒剤原料を除く。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十 情を知つて、第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十一 第四十一条の二の罪に当たる覚醒剤の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十三 第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 二十三（略）

二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（覚醒剤原料を除く。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の十 情を知つて、第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の十一 第四十一条の二の罪に当たる覚醒剤の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十一条の十三 第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 二十三（略）

改正案	現行
<p>（障害年金の支給停止）</p> <p>第十五条 障害年金を受ける権利を有する者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（障害年金の支給停止）</p> <p>第十五条 障害年金を受ける権利を有する者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。</p> <p>4 （略）</p>

刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされている者に係る前各項の規定の適用については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（弔慰金の支給を受けることができない者）
第三十八条 次に掲げる遺族には、弔慰金を支給しない。

一・二 （略）

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予中の遺族を除く。）

（新設）

（弔慰金の支給を受けることができない者）
第三十八条 次に掲げる遺族には、弔慰金を支給しない。

一・二 （略）

三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予中の遺族を除く。）

改正案	現行
<p>（免許） 第五十条（略） 2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。 一（略） 二 次のイからへまでのいずれかに該当する者であるとき。 イ（略） ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者 ハ〜ヘ（略） （検察官の通報） 第五十八条の四 検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認められた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。</p>	<p>（免許） 第五十条（略） 2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。 一（略） 二 次のイからへまでのいずれかに該当する者であるとき。 イ（略） ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者 ハ〜ヘ（略） （検察官の通報） 第五十八条の四 検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判（懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認められた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。</p>

第六十四条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の拘禁刑に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の拘禁刑及び一千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十四条の二 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

第六十四条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十四条の二 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以上十

以上十年以下の拘禁刑に処する。

一・二 (略)

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。）は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条の二 第二十七条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条の三 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者（第七十条第十五号又は

年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条の二 第二十七条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条の三 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者（第七十条第十五号又は

第十六号に該当する者を除く。）は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。）は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑に処し、又は情状により五年以下の拘禁刑及び百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十七条 第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十八条 情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（麻薬原料植物の種子を含む。）（第六十九条の四において「資金等」という。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第十六号に該当する者を除く。）は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。）は、三年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第六十七条 第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条 情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（麻薬原料植物の種子を含む。）（第六十九条の四において「資金等」という。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条の二 第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 七 (略)

第六十九条の二 第六十六条の三第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条の五 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の拘禁刑に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)
三 第二十七条第六項の規定による処方箋の記載に当たり、虚偽の記載をした者

第六十八条の二 第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 七 (略)

第六十九条の二 第六十六条の三第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は、二年以下の懲役に処する。

第六十九条の五 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の懲役に処する。

第七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)
三 第二十七条第六項の規定による処方せんに記載に当たり、虚偽の記載をした者

四〇二十一 (略)

第七十一条 第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条、第五十条の十五第二項又は第五十八条の二第一項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四〇二十一 (略)

第七十一条 第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条、第五十条の十五第二項又は第五十八条の二第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（第二百四十三条関係）

改正案	現行
<p>（身分保障）</p> <p>第二十四条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>第四十五条の二 第二十九条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（身分保障）</p> <p>第二十四条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>第四十五条の二 第二十九条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十二条 あへん又ははけしがらを、みだりに、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第五十五条第一号に該当する者を除く。）は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十二条の二 第九条の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第五十三条 第五十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>第五十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十二条 あへん又ははけしがらを、みだりに、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第五十五条第一号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十二条の二 第九条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第五十三条 第五十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。</p>

第五十四条の二 情を知つて、第五十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（けしの種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第五十四条の三 第五十二条第一項又は第二項の罪に当たつた者又ははけしからの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第五十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二 (略)

第五十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・四 (略)

第五十八条 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十四条の二 情を知つて、第五十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（けしの種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三 第五十二条第一項又は第二項の罪に当たつた者又ははけしからの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二 (略)

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・四 (略)

第五十八条 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

[

改正案	現行
<p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十八条の二 第九条の七第一項（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条の三 第九条の十三第二項（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十九条 第十三条又は第十五条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又は</p>	<p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十八条の二 第九条の七第一項（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条の三 第九条の十三第二項（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十九条 第十三条又は第十五条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又は</p>

これを併科する。
一 三 (略)

これを併科する。
一 三 (略)

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（第二百四十六条関係）

改正案	現行
<p>（身分保障） 第三十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されること がない。</p> <p>一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 （略）</p> <p>第五十一条の二 第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（身分保障） 第三十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されること がない。</p> <p>一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三 （略）</p> <p>第五十一条の二 第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前二項の規定に当たる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。</p> <p>第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>第五十三条の二 第二十条の十三（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条の三 第二十五条の十七第一項の規定に違反</p>	<p>第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前二項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。</p> <p>第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>第五十三条の二 第二十条の十三（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条の三 第二十五条の十七第一項の規定に違反</p>

した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四 第二十五条の二十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四 第二十五条の二十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（第二百四十八条関係）

改正案	現行
<p>（在宅就業支援団体） 第七十四条の三（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員のうち、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者のある法人</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において</p>	<p>（在宅就業支援団体） 第七十四条の三（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員のうち、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者のある法人</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において</p>

、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務の全てを継続的に実施していること。

イ 二 (略)

二 四 (略)

5 22 (略)

第八十五条の四 第七十四条の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

て、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。

イ 二 (略)

二 四 (略)

5 22 (略)

第八十五条の四 第七十四条の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（第二百四十九条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。第六条の四第一項、第十九条の二第二項、第二十三条の二の十七第二項及び第二十三条の三十七第二項において同じ。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するとき</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>ニ・ト （略）</p> <p>第八十三条の六 基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役員又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。第六条の四第一項、第十九条の二第二項、第二十三条の二の十七第二項及び第二十三条の三十七第二項において同じ。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するとき</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>ニ・ト （略）</p> <p>第八十三条の六 基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役員又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役</p>

員又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の拘禁刑に処する。

3 基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十三条の七 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第八十三条の九 第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又

員又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の懲役に処する。

3 基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十三条の七 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第八十三条の九 第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は

はこれを併科する。
一〇二十九 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇十 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二十七 (略)

2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は正当な理由なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の二 第二十三条の十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録認証機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十一 (略)

これを併科する。
一〇二十九 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇十 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二十七 (略)

2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は正当な理由なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の二 第二十三条の十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録認証機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇十一 (略)

○ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（第二百五十条関係）

改正案	現行
<p>第三十条 詐欺その他不正な手段により戦傷病者手帳の交付を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条 第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の命令に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条 第七条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十条 詐欺その他不正な手段により戦傷病者手帳の交付を受けた者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条 第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条 第七条の規定に違反した者は、三千円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、令和三年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から令和三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(特別給付金の支給及び権利の裁定)</p> <p>第三条 令和三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成十三年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成三十年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(特別給付金の支給及び権利の裁定)</p> <p>第三条 平成三十三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本</p>

<p>籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（令和三年四月一日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、令和三年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>1 (略)</p> <p>(国債の発行の日)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和三年十月一日とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成三十三年四月一日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、平成三十三年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>1 (略)</p> <p>(国債の発行の日)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成三十三年十月一日とする。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>六 九 （略）</p> <p>第三十二条 第十五条（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>六 九 （略）</p> <p>第三十二条 第十五条（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（第二百五十三号関係）

改正案	現行
<p>（職業訓練指導員免許） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行う。</p> <p>3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行^う。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>三（略）</p> <p>（キャリアアコンサルタントの登録） 第三十条の十九（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二</p>	<p>（職業訓練指導員免許） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行^なう。</p> <p>3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行^なう。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三（略）</p> <p>（キャリアアコンサルタントの登録） 第三十条の十九（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年</p>

年を経過しない者

四 (略)

3・4 (略)

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三 第十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

を経過しない者

四 (略)

3・4 (略)

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三 第十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二百五十四条関係）

改正案	現行
<p>第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険法第三十五条第一項に規定する団体が第三号又は第四号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p> <p>一 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙を貼らず、又は消印しなかつた場合</p> <p>二 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険法第三十五条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p> <p>一 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙を貼らず、又は消印しなかつた場合</p> <p>二 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附 則</p>

(罰則)
第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)
第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（第二百五十五条関係）

改正案	現行
<p>第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第八十五条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第八十五条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）（第二百五十六条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七（略）</p>	<p>第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。</p> <p>第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一万元以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。</p> <p>一 七（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録） 第八十四条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 （略）</p> <p>第百十五条の三 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を収受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員になろうとする者が、<u>就任後担当すべき職務</u>に関して、<u>請託</u>を受けて<u>賄賂</u>を収受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の<u>拘禁</u></p>	<p>（登録） 第八十四条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 （略）</p> <p>第百十五条の三 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を収受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員になろうとする者が、<u>就任後担当すべき職務</u>に関して、<u>請託</u>を受けて<u>賄賂</u>を収受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の<u>懲役</u></p>

刑に処する。

3 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五条の四 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用

に処する。

3 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五条の四 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用

する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 （略）

する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 （略）

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（第二百五十八条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由） 第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ロ 三 （略）</p>	<p>（欠格事由） 第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>ロ 三 （略）</p>

(許可の欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 七 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第五十条 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(許可の欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 七 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第五十条 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第二九五十九条関係）

改正案

現行

（許可の欠格事由）
 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定

その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 十三（略）

第五十八条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下

（許可の欠格事由）
 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定そ

の他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 十三（略）

第五十八条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下

の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第五十条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十一条 第十六条第一項（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第五十条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十一条 第十六条第一項（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は</p>

は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十二條第二項（第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する試験事務（第五十四條において単に「試験事務」という。）又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する登録事務（第五十四條において単に「登録事務」という。）の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する指定試験機関（第五十四條において単に「指定試験機関」という。）又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する指定登録機関（第五十四條において単に「指定登録機関」という。）の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（欠格事由）

第三條 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

- 一 (略)
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 (略)

三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十二條第二項（第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する試験事務（第五十四條において単に「試験事務」という。）又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する登録事務（第五十四條において単に「登録事務」という。）の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する指定試験機関（第五十四條において単に「指定試験機関」という。）又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する指定登録機関（第五十四條において単に「指定登録機関」という。）の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（欠格事由）

第三條 次の各号のいずれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

- 一 (略)
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 (略)

第十一条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

一 (略)

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 五 (略)

4・5 (略)

(欠格条項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 四 (略)

(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

第二十九条 附則第五条第三項において準用する第二十条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反

第十一条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 五 (略)

4・5 (略)

(欠格条項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 四 (略)

(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

第二十九条 附則第五条第三項において準用する第二十条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反

したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 附則第二十三条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 附則第二十三条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 七（略）</p> <p>（指定等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 七（略）</p> <p>（指定等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。</p>

一・二 (略)

三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

ロ・ハ (略)

3
3
5 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

一・二 (略)

三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

ロ・ハ (略)

3
3
5 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

改正案	現行
<p>（介護支援専門員の登録）</p> <p>第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 七七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定居宅サービス事業者の指定）</p> <p>第七十条 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、</p>	<p>（介護支援専門員の登録）</p> <p>第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 七七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定居宅サービス事業者の指定）</p> <p>第七十条 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、</p>

第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 三 (略)

四 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 (略)

3 11 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2 3 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるもの)に限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 四 (略)

四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 (略)

5 11 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 三 (略)

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 (略)

3 11 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2 3 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるもの)に限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 四 (略)

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 (略)

5 11 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 三 (略)

三の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 九 (略)

3 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 六 (略)

3 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

第七十九条 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 三 (略)

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 九 (略)

3 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 六 (略)

3 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 三 （略）

四 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十一 （略）

4 六 （略）

（開設許可）

第百七条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 三 （略）

四 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十四 （略）

4 六 （略）

（指定介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の二 （略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 三 （略）

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十一 （略）

4 六 （略）

（開設許可）

第百七条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 三 （略）

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十四 （略）

4 六 （略）

（指定介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の二 （略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において

、次の各号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 三 （略）

四 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 （略）

三 六 （略）

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の十二 （略）

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 四 （略）

四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 （略）

三 七 （略）

（指定介護予防支援事業者の指定）

、次の各号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 三 （略）

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 （略）

三 六 （略）

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の十二 （略）

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 四 （略）

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 十二 （略）

三 七 （略）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五條の二十二 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八條第一項の指定をしてはならない。

一 三 (略)

三の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 九 (略)

3・4 (略)

第二百五條 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費等審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一條第十一項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の三第八項)において準用する場合を含む。) 第百十五條の四十五の三第七項若しくは第百十五條の四十七第七項の規定により第四十一條第九項、第四十二條の二第八項、第四十六條第六項、第四十八條第六項、第五十一條の三第七項、第五十三條第六項、第五十四條の二第八項、第五十八條第六項、第六十一條の三第七項、第百十五條の四十五の三第五項若しくは第百十五條の四十七第六項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、正当な理由がなく、職務上知り得た指定居宅サービス事業

第百十五條の二十二 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八條第一項の指定をしてはならない。

一 三 (略)

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 九 (略)

3・4 (略)

第二百五條 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費等審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一條第十一項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の三第八項)において準用する場合を含む。) 第百十五條の四十五の三第七項若しくは第百十五條の四十七第七項の規定により第四十一條第九項、第四十二條の二第八項、第四十六條第六項、第四十八條第六項、第五十一條の三第七項、第五十三條第六項、第五十四條の二第八項、第五十八條第六項、第六十一條の三第七項、第百十五條の四十五の三第五項若しくは第百十五條の四十七第六項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、正当な理由がなく、職務上知り得た指定居宅サービス事業

者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは居宅サービス等を行った者若しくは第一号事業を行う者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条の十七第一項、第六十九条の二十八第一項、第六十九条の三十七、第一百五十五条の三十八第一項（第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の四十六第八項（第一百五十五条の四十七第三項において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五条の二 第六十九条の二十四第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは居宅サービス等を行った者若しくは第一号事業を行う者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条の十七第一項、第六十九条の二十八第一項、第六十九条の三十七、第一百五十五条の三十八第一項（第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の四十六第八項（第一百五十五条の四十七第三項において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五条の二 第六十九条の二十四第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一、四 (略)

附則

(罰則)

第十七条 附則第十条第一項において準用する医療法第百十一条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一、四 (略)

附則

(罰則)

第十七条 附則第十条第一項において準用する医療法第百十一条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第四十四条 第四十条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十五条 第十六条第一項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第二十二条第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第四十四条 第四十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十五条 第十六条第一項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第二十二条第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第二百六十四条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>四〇十（略）</p> <p>第六十七条 一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期若しくは二年以上の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第六十八条 第五十六条の四の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十五年以下の拘禁刑又は七百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格条項） 第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>四〇十（略）</p> <p>第六十七条 一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第六十八条 第五十六条の四の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十五年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。</p>

3 (略)

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 第六十七条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第七十条 第五十六条の十二第一項の許可を受けないで二種病原体等を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・八 (略)

3 (略)

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 第六十七条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第七十条 第五十六条の十二第一項の許可を受けないで二種病原体等を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・八 (略)

第七十三条 医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無
症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含
む。次条第一項において同じ。）であるかどうかに関
する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た
人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以
下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第七十四条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上
知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らした
ときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に
処する。

2 第十五条の三第一項の規定による報告をせず、若し
くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員
の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし
た者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に
処する。

第七十三条 医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無
症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含
む。次条第一項において同じ。）であるかどうかに関
する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た
人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以
下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第七十四条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上
知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らした
ときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処
する。

2 第十五条の三第一項の規定による報告をせず、若し
くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員
の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし
た者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処
する。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 その役員のうち、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者その他政令で定める者のある法人</p> <p>2（略）</p> <p>第九十一条 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第九十九条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 その役員のうち、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者その他政令で定める者のある法人</p> <p>2（略）</p> <p>第九十一条 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第九十九条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一・二 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

一・二 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）（第二百六十六条関係）

改正案	現行
<p>（委員の欠格条項） 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となる ことができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなった日から五年 を経過しない者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（委員の欠格条項） 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員とな ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 はその執行を受けることがなくなった日から五年を 経過しない者</p> <p>2 （略）</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）（第二百六十七条 関係）

改正案	現行
<p>（指定障害福祉サービス事業者の指定）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 十三（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第九十九条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十七条</p>	<p>（指定障害福祉サービス事業者の指定）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 十三（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第九十九条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十七条</p>

の二第六項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

の二第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第二百六十八条関係）

改正案	現行
<p>（特定細胞加工物の製造の許可） 第三十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>三・四（略）</p> <p>5（略）</p> <p>第五十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜五（略）</p>	<p>（特定細胞加工物の製造の許可） 第三十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>三・四（略）</p> <p>5（略）</p> <p>第五十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜五（略）</p>



○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（第二百六十九条関係）

改正案	現行
<p>（指定医療機関の指定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>二 九（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第四十三条 指定難病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 第二十八条第四項又は第三十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（指定医療機関の指定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>二 九（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第四十三条 指定難病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 第二十八条第四項又は第三十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第四十六条 第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十七条 第十六条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 第二十二條第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第四十六条 第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十七条 第十六条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十八条 第二十二條第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）（第
二百七十一条関係）

改正案

現行

<p>（許可の欠格事由） 第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。 一・二 （略） 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 四〇八 （略） （養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者） 第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行ってはならない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 二〇五 （略） 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（許可の欠格事由） 第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。 一・二 （略） 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 四〇八 （略） （養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者） 第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行ってはならない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 二〇五 （略） 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

一〇四 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

一〇四 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>二 七（略）</p> <p>第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>二 七（略）</p> <p>第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）（第二百七十三條關係）

改正案	現行
<p>（役員の資格） 第三十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一～三 （略） 四 前号に掲げる法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（<u>刑の執行猶予中の者を除く。</u>） 五 （略）</p>	<p>（役員の資格） 第三十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一～三 （略） 四 前号に掲げる法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（<u>刑の執行猶予中の者を除く。</u>） 五 （略）</p>

○ 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（第二百七十四条関係）

改正案	現行
<p>（認可審査基準）</p> <p>第六条 行政庁は、第三条の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をするものとする。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この条及び第十条第三項において「申請者」という。）が、一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>(3) ㄋ(8) （略）</p> <p>ト （略）</p> <p>二 ㄋ十 （略）</p> <p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（認可審査基準）</p> <p>第六条 行政庁は、第三条の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をするものとする。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この条及び第十条第三項において「申請者」という。）が、一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>(3) ㄋ(8) （略）</p> <p>ト （略）</p> <p>二 ㄋ十 （略）</p> <p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一・二 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一・七 (略)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・四 (略)

一・二 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・七 (略)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・四 (略)

○ 臘虎膾肭獸獵獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）（第二百七十五条関係）

改正案	第五条 第一条ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス
現行	第五条 第一条ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

○ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>一 七 （略）</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>	<p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>一 七 （略）</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>

○ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2 第十条の十二第一項の規定に違反して、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2 第十条の十二第一項の規定に違反して、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、十四（略）</p> <p>第七十九条 第二十六条第二項又は第五十条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、十四（略）</p> <p>第七十九条 第二十六条第二項又は第五十条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五十四条 第四十四条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五十四条 第四十四条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p> <p>第三十九条 第二十四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p> <p>第三十九条 第二十四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第二十六条 第六条の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十六条 第六条の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第六十五条 第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第六十五条 第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 二 （略）</p>	<p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 二 （略）</p>

○ 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第一百五十四号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>3 (略)</p>

○ 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第三十一条 偽りその他不正の手段により機構から交付金又は生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。</p>	<p>第三十一条 偽りその他不正の手段により機構から交付金又は生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。</p>

改正案	現行
<p>（罰則） 第八条の二 第三条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは四百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 四（略）</p> <p>第九条の三 第六条の二第一項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第八条の二 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは四百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 四（略）</p> <p>第九条の三 第六条の二第一項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第十五条 第十二条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十五条 第十二条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）（第二百七十五条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>（罰則） 第十六条 第六条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>（罰則） 第十六条 第六条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（第二百七十五条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第五十五条 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第四十条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほ</p>	<p>第五十五条 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第四十条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほ</p>

か、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）
 （第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>（侵害の罪）</p> <p>第六十七条 育成者権又は専用利用権を侵害した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第六十八条 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第六十九条 第五十六条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第七十条 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（侵害の罪）</p> <p>第六十七条 育成者権又は専用利用権を侵害した者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第六十八条 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第六十九条 第五十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第七十条 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（第二百七十五条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第二十三条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第二十三条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第二十六条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十六条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第十八条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十八条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第六十九条 第七条の二（第四十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十九条 第七条の二（第四十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（第二百七十五条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第二十六条 第十条の二（第十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第二十六条 第十条の二（第十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報^{を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。}</p> <p>4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報^{を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。}</p> <p>4 （略）</p>

○ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第四十二条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十五条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十二条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十五条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第三十九条 第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十条 第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 第十一条第四項（第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十七条第五項（第三十一条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十九条 第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十条 第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 第十一条第四項（第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十七条第五項（第三十一条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第三十六条 第二十七条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十六条 第二十七条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）（第二百七十五条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第四十四条 第十七条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第二十三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第三十六条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十四条 第十七条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第二十三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 第三十六条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第六十二条 第三十条第二項（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録発行機関若しくは登録認定機関（これらの者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十三条 第三十二条（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十二条 第三十条第二項（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録発行機関若しくは登録認定機関（これらの者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十三条 第三十二条（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 五（略）</p>	<p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 五（略）</p>

○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
第十五条 第十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第十五条 第十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）（第二百七十五条関係）

改正案	現行
<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第二十七条 第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合に限る。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者（当該工事施工者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事施工者等」という。））は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第二十七条 第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合に限る。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者（当該工事施工者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事施工者等」という。））は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（第二百七十六条関係）

改正案	現行
<p>第二十五条 負債整理組合ノ理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ為シ又ハ投機取引ノ為ニ組合財産ヲ処分シタルトキハ一年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>② 前項ノ規定ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）ニ正条アル場合ハ之ヲ適用セズ</p>	<p>第二十五条 負債整理組合ノ理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ為シ又ハ投機取引ノ為ニ組合財産ヲ処分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>② 前項ノ規定ハ刑法ニ正条アル場合ハ之ヲ適用セズ</p>

○ 農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）（第二百七十七条関係）

改正案	現行
<p>第十八条 抵当権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵当権ノ目的タル農業用動産ヲ損傷シ又ハ隠匿シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス但シ所有者ノ意思ニ反シテ損傷シタル者ニ付テハ刑法（明治四十年法律第四十五号）ニ依ル</p> <p>第十九条 抵当権ノ目的タル農業用動産ノ所有者抵当権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動産ニ関シ讓渡、質入其ノ他抵当権ヲ侵害スベキ行為ヲ為シタルトキハ一年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>② 前項ノ動産所有者ノ代表者又ハ代理人本人ノ為ニ同項ノ行為ヲ為シタルトキ亦同ジ</p>	<p>第十八条 抵当権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵当権ノ目的タル農業用動産ヲ損傷シ又ハ隠匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス但シ所有者ノ意思ニ反シテ損傷シタル者ニ付テハ刑法ニ依ル</p> <p>第十九条 抵当権ノ目的タル農業用動産ノ所有者抵当権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動産ニ関シ讓渡、質入其ノ他抵当権ヲ侵害スベキ行為ヲ為シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>② 前項ノ動産所有者ノ代表者又ハ代理人本人ノ為ニ前項ノ行為ヲ為シタルトキ亦同ジ</p>

改正案	現行
<p>第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>② （略）</p> <p>第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>② ⑥ （略）</p>	<p>第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>② （略）</p> <p>第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>② ⑥ （略）</p>

第九十九条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金）に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

③ 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、これを適用しない。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 八（略）

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
一 三（略）

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 五（略）

第九十九条の五 第五十四条の二第一項若しくは第二項

第九十九条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

③ 第一項の規定は、刑法に正条がある場合には、これを適用しない。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 八（略）

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 三（略）

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 五（略）

第九十九条の五 第五十四条の二第一項若しくは第二項

、準用銀行法第五十二条の五十第一項又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る書類にあつては、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
一 五 (略)

第九十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）に処する。

一・二 (略)

第九十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

、準用銀行法第五十二条の五十第一項又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 五 (略)

第九十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

一・二 (略)

第九十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第九十九条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇三 (略)

第九十九条の十一 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十一条の五十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条 第十一条の六十又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇五 (略)

第九十九条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇三 (略)

第九十九条の十一 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十一条の五十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条 第十一条の六十又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇五 (略)

改正案	現行
<p>（委員の欠格条項） 第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。</p> <p>一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 三年を経過しない者 三 五 （略） 2 （略）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以 下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年 以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略） 二 出走すべき馬につき、その馬の競走能力を一時的 に高め、又は減ずる薬品又は薬剤を使用した者 三 （略）</p> <p>第三十二条 前二条の罪を犯した者には、情状により、 拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p>	<p>（委員の欠格条項） 第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者 は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員とな ることができない。</p> <p>一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり 、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三 年を経過しない者 三 五 （略） 2 （略）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以 下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の 懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略） 二 出走すべき馬につき、その馬の競走能力を一時的 にたかめ又は減ずる薬品又は薬剤を使用した者 三 （略）</p> <p>第三十二条 前二条の罪を犯した者には、情状により、 懲役及び罰金を併科することができる。</p>

第三十二条の二 調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、その競走に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

第三十二条の四 第三十二条の二に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十二条の五 偽計又は威力を用いて競馬の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の六 競馬においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の七 第二十三条の四十二の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の二 調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、その競走に関してわいろを受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十二条の四 第三十二条の二に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十二条の五 偽計又は威力を用いて競馬の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の六 競馬においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の七 第二十三条の四十二の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（役員の資格） 第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第十八条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p>	<p>（役員の資格） 第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第十八条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p>

五〇八 (略)

2 〇6 (略)

第二百二十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、これを適用しない。

第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第二百二十八条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

五〇八 (略)

2 〇6 (略)

第二百二十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正条がある場合には、これを適用しない。

第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第二百二十八条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第二百二十八条の五 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、準用銀行法第五十二条の五十第一項又は第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る書類にあつては、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）に処する。

第二百二十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第二百二十八条の五 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、準用銀行法第五十二条の五十第一項又は第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第二百二十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五

十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）に処する。

一・二（略）

第二百二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・三（略）

第二百二十九条の五 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十七条の九第一項（第九十六条第一項及び第一百五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

一・二（略）

第二百二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・三（略）

第二百二十九条の五 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十七条の九第一項（第九十六条第一項及び第一百五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の六 第十七条の十（第九十六条第一項及び第二百五条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 （略）

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 四 （略）

第二百二十九条の六 第十七条の十（第九十六条第一項及び第二百五条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 （略）

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 四 （略）

○ 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）（第二百八十一条関係）

改正案	現行
<p>第二十七条 次の各号のいづくれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>第三百三十七条 第九九条（第一百一十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第四百十条 土地改良区の役員若しくは総代（法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下この条において同じ。）又は土地改良区連合の役員若しくは議員（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下この条において同じ。）が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供</p>	<p>第三百三十七条 第九九条（第一百一十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第四百十条 土地改良区の役員若しくは総代（法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）又は土地改良区連合の役員若しくは議員（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供</p>

4 与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。
犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四百四十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

4 与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。
犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四百四十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

改正案	現行
<p>（免許を与えない場合）</p> <p>第四条 前条第二項各号のいずれかに該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第一項の免許を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）若しくは家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けないことが確定した日から二年を経過しない者</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 虚偽又は不正の事実に基づいて、家畜商の免許を受けた者</p> <p>三 （略）</p> <p>第十三条 第七条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五万円以下</p>	<p>（免許を与えない場合）</p> <p>第四条 前条第二項各号のいずれかに該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第一項の免許を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）若しくは家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けないことが確定した日から二年を経過しない者</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第十二条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 虚偽又は不正の事実に基づいて、家畜商の免許を受けた者</p> <p>三 （略）</p> <p>第十三条 第七条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下</p>

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>（漁業調整に関する命令） 第一百九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の拘禁刑、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の拘禁刑、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。</p> <p>5（略）</p> <p>（委員の任命） 第三百三十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>5（略）</p> <p>第九（略）</p> <p>第一百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（漁業調整に関する命令） 第一百九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。</p> <p>5（略）</p> <p>（委員の任命） 第三百三十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>5（略）</p> <p>第九（略）</p> <p>第一百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一、八 (略)

第九十一条 第二百十条第十一項（第二百一十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一、七 (略)

第九十四条 第八十九条から第九十一条まで又は前条第三号の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一、八 (略)

第九十一条 第二百十条第十一項（第二百一十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一、七 (略)

第九十四条 第八十九条から第九十一条まで又は前条第三号の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

○ 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）（第二百八十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十三条 農林水産大臣又は都道府県知事の第三条第一項第五号に掲げる命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十三条 農林水産大臣又は都道府県知事の第三条第一項第五号に掲げる命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（第二百八十六条関係）

改正案	現行
<p>（委員の任命） 第八条（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一（略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならぬ。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 一・二（略） 6・7（略）</p> <p>第五十六条 都道府県機構の役員又は職員が、第四十三条第一項第七号に掲げる業務（政令で定めるものに限る。）に係る職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（委員の任命） 第八条（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一（略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならぬ。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 一・二（略） 6・7（略）</p> <p>第五十六条 都道府県機構の役員又は職員が、第四十三条第一項第七号に掲げる業務（政令で定めるものに限る。）に係る職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。</p>

第五十七条 第十四条、第二十四条又は第四十七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第十四条、第二十四条又は第四十七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（第二百八十七条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準等） 第四十六条の六（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。 一・二（略） 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 四〇十（略） 3（略） 第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 一〇五（略） 第六十四条 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一〇七（略）</p>	<p>（許可の基準等） 第四十六条の六（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。 一・二（略） 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 四〇十（略） 3（略） 第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一〇五（略） 第六十四条 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一〇七（略）</p>



改正案	現行
<p>第九十七条 森林においてその産物（人工を加えたものを含む。）を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十八条 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百一条 森林窃盗の贓物を收受した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 森林窃盗の贓物の運搬、寄蔵、故買又は牙保をした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二条 他人の森林に放火した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>2 自己の森林に放火した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 前項の場合において、他人の森林に延焼したときは、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>4 前二項の場合において、その森林が保安林であるときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年</p>	<p>第九十七条 森林においてその産物（人工を加えたものを含む。）を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十八条 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百一条 森林窃盗の贓物を收受した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 森林窃盗の贓物の運搬、寄蔵、故買又は牙保をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二条 他人の森林に放火した者は、二年以上の有期懲役に処する。</p> <p>2 自己の森林に放火した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。</p> <p>3 前項の場合において、他人の森林に延焼したときは、六月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>4 前二項の場合において、その森林が保安林であるときは、一年以上の有期懲役に処する。</p> <p>第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年</p>

以下の拘禁刑又は又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

第二百十一条 第九十七条若しくは第九十八条の罪
(これらの未遂罪を含む。)又は第二百一条の罪を犯
した者には、情状により拘禁刑及び罰金刑を併科する
ことができる。

以下の懲役又は又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

第二百十一条 第九十七条若しくは第九十八条の罪
(これらの未遂罪を含む。)又は第二百一条の罪を犯
した者には、情状により懲役刑及び罰金刑を併科する
ことができる。

改正案	現行
<p>（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）</p> <p>第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。</p> <p>一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の拘禁刑、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の拘禁刑、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。</p> <p>4 ～ 9 （略）</p> <p>第四十一条 第五条から第七条までの規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十二条 第十三条第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）</p> <p>第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。</p> <p>一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。</p> <p>4 ～ 9 （略）</p> <p>第四十一条 第五条から第七条までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十二条 第十三条第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

第四十五条 第四十一条から第四十三条までの罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

第四十五条 第四十一条から第四十三条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

改正案	現行
<p>（経営委員会の委員の欠格条項） 第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から 三年を経過しない者</p> <p>三 〓七 （略）</p> <p>第三十七条 競馬会の経営委員会の委員又は役員若しく は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はこ れを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘 禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相 当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処 する。</p> <p>2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。 その全部又は一部を没収することができないときは、 その価額を追徴する。</p> <p>第三十八条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又は その申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁 刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（経営委員会の委員の欠格条項） 第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり 、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三 年を経過しない者</p> <p>三 〓七 （略）</p> <p>第三十七条 競馬会の経営委員会の委員又は役員若しく は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又は これを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の 懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相 当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処す る。</p> <p>2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する 。その全部又は一部を没収することができないときは 、その価額を追徴する。</p> <p>第三十八条 前条第一項に規定するわいろを供与し、又 はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲 役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（登録の基準）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。</p> <p>一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの</p> <p>二 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>五 （略）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（登録の基準）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。</p> <p>一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの</p> <p>二 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前三号の一に該当する者があるもの</p> <p>五 （略）</p> <p>第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一 (略)
二 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条の登録を受
けた者
三・四 (略)

一 (略)
二 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条の登録を受け
た者
三・四 (略)

○ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）（第二百九十二条関係）

改正案	現行
<p>第四十条 偽りその他不正の手段により甘味資源作物交付金若しくは国内産糖交付金又はでん粉原料用いも交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の交付を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。</p>	<p>第四十条 偽りその他不正の手段により甘味資源作物交付金若しくは国内産糖交付金又はでん粉原料用いも交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。</p>

改正案	現行
<p>（委員の解任）</p> <p>第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第二百二十三条 管理人又は管理人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 管理人又は管理人代理が法人であるときは、管理人又は管理人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。管理人又は管理人代理が法人である場合において、その役員又は職員が管理人又は管理人代理の職務に關し管理人又は管理人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二百二十三条の二 特別監視代行者がその職務に關し賄</p>	<p>（委員の解任）</p> <p>第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第二百二十三条 管理人又は管理人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 管理人又は管理人代理が法人であるときは、管理人又は管理人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。管理人又は管理人代理が法人である場合において、その役員又は職員が管理人又は管理人代理の職務に關し管理人又は管理人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二百二十三条の二 特別監視代行者がその職務に關し賄</p>

賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賂賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者の職務に關し特別監視代行者に賂賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 (略)

第二百二十四条 第二百二十三条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賂賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百二十五条 第一百六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処

賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賂賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者の職務に關し特別監視代行者に賂賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 (略)

第二百二十四条 第二百二十三条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賂賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百二十五条 第一百六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す

する。

2 (略)

第二百二十六条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第九十條（第一百十條の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。）
。 第三十二條第一項及び第二項において同じ。）
、
監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員）若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

る。

2 (略)

第二百二十六条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第九十條（第一百十條の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。）
。 第三十二條第一項及び第二項において同じ。）
、
監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員）若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（役員資格） 第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二百二十条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、組合の事業の範囲外において貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、<u>拘禁刑</u>及び罰金刑を併科することができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（役員資格） 第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二百二十条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、組合の事業の範囲外において貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、<u>懲役刑</u>及び罰金刑を併科することができる。</p> <p>3 （略）</p>

○ 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）（第二百九十五条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第九条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に処する。</p> <p>3 5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五 九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第二十九条 第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五 九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第二十九条 第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（第二百九十七条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格） 第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第九十五条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>	<p>（役員の資格） 第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第九十五条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>

第九十八条 農林中央金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、農林中央金庫の業務の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために農林中央金庫の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 八 (略)

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第九十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫

第九十八条 農林中央金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、農林中央金庫の業務の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために農林中央金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 八 (略)

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第九十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫

電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二（略）

第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の二の四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五（略）

電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二（略）

第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の二の四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五（略）

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）（第二百九十九
条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号 又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年 以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし 、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるとき は、同法による。</p>	<p>（罰則） 第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号 又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、 刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるとき は、刑法による。</p>

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「競輪関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ハ 四（略）</p> <p>ニ 四（略）</p> <p>（指定等）</p> <p>第三十八条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十条に規定する業務（以下「競技実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこ</p>	<p>（指定等）</p> <p>第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「競輪関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ハ 四（略）</p> <p>ニ 四（略）</p> <p>（指定等）</p> <p>第三十八条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十条に規定する業務（以下「競技実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこ</p>

と。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ (略)

2 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年

以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年

以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十条 競輪の選手が、その競走に関して賄賂を收受

し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十一条 競輪の選手になろうとする者が、その行う

べき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競輪の選手となつた場合において、二年以下の拘禁刑に処する。

2 競輪の選手であつた者が、その選手であつた期間中

と。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ (略)

2 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年

以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十条 競輪の選手が、その競走に関して賄賂を收受

し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第六十一条 競輪の選手になろうとする者が、その行う

べき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競輪の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 競輪の選手であつた者が、その選手であつた期間中

請託を受けてその競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第六十三条 第六十条又は第六十一条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十四条 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第四十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

請託を受けてその競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第六十三条 第六十条又は第六十一条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十四条 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第四十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第六十条 第十一条第二項、第三十三条第二項、第三十四条から第三十八条まで又は第三十九条第一項の規定による命令又は処分に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜七（略）</p>	<p>第六十条 第十一条第二項、第三十三条第二項、第三十四条から第三十八条まで又は第三十九条第一項の規定による命令又は処分に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜七（略）</p>

○ 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p>

改正案	現行
<p>第六十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ</p>	<p>第六十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ</p>

れを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一〇三六六 (略)

2 (略)

第七十条の二 第十八条の四（第十八条の五、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一〇三六六 (略)

を併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一〇三六六 (略)

2 (略)

第七十条の二 第十八条の四（第十八条の五、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一〇三六六 (略)

○ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第七十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第四百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第四百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p>

○ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第五十四条 第四十条の規定に違反して、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 第四十六条第一項の規定による支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十四条 第四十条の規定に違反して、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 第四十六条第一項の規定による支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第九十二条 ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりにガス工作物を操作してガスの供給を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第九十四条 第三十五条の許可を受けないで一般ガス導管事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・九 (略)</p> <p>第九十七条 第二十八条第二項又は第九十八条第一項</p>	<p>第九十二条 ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりにガス工作物を操作してガスの供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第九十四条 第三十五条の許可を受けないで一般ガス導管事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・九 (略)</p> <p>第九十七条 第二十八条第二項又は第九十八条第一項</p>

の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十八条 第二百二十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十八条 第二百二十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（第三百一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 偽りその他不正の手段により交付金又は開 発助成金の交付を受けた者は、五年以下の拘禁刑若し くは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以 下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又は これを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第二十九条 偽りその他不正の手段により交付金又は開 発助成金の交付を受けた者は、五年以下の懲役若しく は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以 下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこ れを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現行
<p>（侵害の罪）</p> <p>第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者（第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九十六条の二 第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第九十八条 第八十八条の規定に違反した者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第九十九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑</p>	<p>（侵害の罪）</p> <p>第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者（第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の<u>懲役</u>若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第九十六条の二 第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の<u>懲役</u>若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の<u>懲役</u>又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第九十八条 第八十八条の規定に違反した者は、三年以下の<u>懲役</u>又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第九十九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑</p>

定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2
(略)

(秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百条の二 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密保持命令違反の罪)

第二百条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3
(略)

定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2
(略)

(秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百条の二 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密保持命令違反の罪)

第二百条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3
(略)

○ 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>（侵害の罪）</p> <p>第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第五十七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第五十九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（秘密を漏らした罪）</p> <p>第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する</p>	<p>（侵害の罪）</p> <p>第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第五十七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第五十九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（秘密を漏らした罪）</p> <p>第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する</p>

る秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘
禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 第三十条において準用する特許法第百五
条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年
以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

2・3 (略)

る秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲
役又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 第三十条において準用する特許法第百五
条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年
以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（侵害の罪）</p> <p>第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者（第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六十九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第七十条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第七十一条 第六十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に</p>	<p>（侵害の罪）</p> <p>第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者（第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第六十九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第七十条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第七十一条 第六十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p> <p>第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に</p>

対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2
(略)

(秘密を漏らした罪)

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項(第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3
(略)

対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2
(略)

(秘密を漏らした罪)

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項(第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3
(略)

改正案	現行
<p>（侵害の罪）</p> <p>第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第七十九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p>	<p>（侵害の罪）</p> <p>第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（詐欺の行為の罪）</p> <p>第七十九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（虚偽表示の罪）</p> <p>第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（偽証等の罪）</p>

第八十一条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2
(略)

(秘密保持命令違反の罪)

第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3
(略)

第八十一条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2
(略)

(秘密保持命令違反の罪)

第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3
(略)

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十三条 第七条の十第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条の二 第七条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条 第三条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十三条 第七条の十第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条の二 第七条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条 第三条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p>

○ 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一条 第十二条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一条 第十二条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第四十条 第二十一条の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十条 第二十一条の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十五条の二 第八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十五条の三 第八条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十五条の二 第八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十五条の三 第八条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>	<p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>

○ 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四条 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則</p> <p>第四条 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第四十五条 第九条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第四十五条 第九条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>

○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第三
百一条関係）

改正案	現行
<p>第七十二条 第五十六条第二項又は第六十七条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第七十三条 第六十九条第二項又は第八十一条第二項の規定による試験事務又はエネルギー管理講習の業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十二条 第五十六条第二項又は第六十七条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第七十三条 第六十九条第二項又は第八十一条第二項の規定による試験事務又はエネルギー管理講習の業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第十七条 附則第十五条第八項（前条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、石炭鉱業構造調整業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十一条 前条第六項の規定に違反して、石炭鉱業賠償等業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第十七条 附則第十五条第八項（前条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、石炭鉱業構造調整業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十一条 前条第六項の規定に違反して、石炭鉱業賠償等業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十四条 第四十一条の規定による設定登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十四条 第四十一条の規定による設定登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（第三百一条関係）

改正案	<p>第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
現行	<p>第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第四十二条 第二十六条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十三条 第三十条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十二条 第二十六条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十三条 第三十条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第七十一条 第三十八条（第六条第三項、第二百一条第二項及び第二百一条の十において準用する場合を含む。）又は第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第七十一条 第三十八条（第六条第三項、第二百一条第二項及び第二百一条の十において準用する場合を含む。）又は第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>4 12 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>4 12 (略)</p>

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第九条の規定に違反して秘密（前項に規定するものを除く。）を漏らした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第九条の規定に違反して秘密（前項に規定するものを除く。）を漏らした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第十四条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十四条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第八十八条 第二十一条第七項の規定により許可に付された条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第八十八条 第二十一条第七項の規定により許可に付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第十八条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十八条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）（第三百一条関係）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（表示の禁止等に関する経過措置）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 第一項から第四項までの規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>8（略）</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（表示の禁止等に関する経過措置）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 第一項から第四項までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>8（略）</p>

○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十三号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第三十四条 第十六条第一項又は第二十六条第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十四条 第十六条第一項又は第二十六条第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報着自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4（略）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本小型自動車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供し</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報着自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4（略）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本小型自動車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供し</p>

たときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本小型自動車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報^を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

たときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本小型自動車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報^を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

○ クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第二十一条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二条 クラスター弾等をみだりに所持した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第二十一条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二条 クラスター弾等をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第三十七条 第三十条第二項の規定による需要開拓支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした需要開拓支援法人の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第三十七条 第三十条第二項の規定による需要開拓支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした需要開拓支援法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第三十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十二条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十二条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第二百五十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百五十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十四条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第九十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二百五十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百五十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十四条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第九十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>第三十一条 第四条の規定に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>第三十一条 第四条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～五（略）</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格等） 第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第六十九条の二 行政庁は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p>	<p>（役員の資格等） 第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることのできない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決等業務を行う者の指定） 第六十九条の二 行政庁は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>五 八 （略）</p>

2
5
6 (略)

- 第十二条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、若しくは預金若しくは定期積金の受入れをし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の役員にあつては、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金）に処する。
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。
- 3 (略)

第十二条の二 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万

2
5
6 (略)

- 第十二条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、若しくは預金若しくは定期積金の受入れをし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の役員にあつては、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金）に処する。
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
- 3 (略)

第十二条の二 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の四の二 第六十九条の四において準用する
保険業法第三百八条の四第一項の規定又は準用銀行法
第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職
務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益の
ために使用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、
六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し
、又はこれを併科する。
一 四 (略)

第十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業
法第二十七条第一項若しくはこの法律第五十五条の三第
二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を
し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による
報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告
若しくは資料の提出をし、又は第九条の三第四項にお
いて準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの
法律第五十五条第二項若しくは第五十五条の四第一項若し
くは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、若しくは同条第二項若しくは第四項の規定に
よる質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を
し、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協
同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の四の二 第六十九条の四において準用する
保険業法第三百八条の四第一項の規定又は準用銀行法
第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職
務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益の
ために使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、
六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。
一 四 (略)

第十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業
法第二十七条第一項若しくはこの法律第五十五条の三第
二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を
し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による
報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告
若しくは資料の提出をし、又は第九条の三第四項にお
いて準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの
法律第五十五条第二項若しくは第五十五条の四第一項若し
くは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、若しくは同条第二項若しくは第四項の規定に
よる質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を
し、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協
同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同

組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）に処する。

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第五十九条の二 第三十一条の二第二項、第四十五条の十四第一項又は第四十五条の三十二第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第五十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第五十九条の二 第三十一条の二第二項、第四十五条の十四第一項又は第四十五条の三十二第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

第五十九条の三 第四十五条の十六第二項又は第四十五条の三十四（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、指定完成検査機関又は指定保安検査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条の三 第四十五条の十六第二項又は第四十五条の三十四（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、指定完成検査機関又は指定保安検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>(指定等)</p> <p>第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「小型自動車競走関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ハ〜ホ (略)</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>(指定等)</p> <p>第四十二条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十四条に規定する業務（以下「競走実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定することができる。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>(指定等)</p> <p>第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「小型自動車競走関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から三 年を経過しない者</p> <p>ハ〜ホ (略)</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>(指定等)</p> <p>第四十二条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十四条に規定する業務（以下「競走実 施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合する と認められるものを、その申請により、競走実施法人 として指定することができる。</p> <p>一〜四 (略)</p>

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ (略)

2 3 4 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十五条 小型自動車競走の選手が、その競走に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十六条 小型自動車競走の選手になろうとする者が、その行ふべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、小型自動車競走の選手となつた場合において、二年以下

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ (略)

2 3 4 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第六十五条 小型自動車競走の選手が、その競走に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第六十六条 小型自動車競走の選手になろうとする者が、その行ふべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、小型自動車競走の選手となつた場合において、二年以下

の拘禁刑に処する。

2 小型自動車競走の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第六十八条 第六十五条又は第六十六条に規定する賄賂

を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十九条 偽計又は威力を用いて小型自動車競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十条 小型自動車競走においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第三十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

の懲役に処する。

2 小型自動車競走の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第六十八条 第六十五条又は第六十六条に規定する賄賂

を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十九条 偽計又は威力を用いて小型自動車競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十条 小型自動車競走においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第三十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（許可の基準及び意見の聴取）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ヨ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一（略）</p> <p>一（略）</p> <p>第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、</p>	<p>（許可の基準及び意見の聴取）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ヨ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一（略）</p> <p>一（略）</p> <p>第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、</p>

三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三 八 (略)

第三百五十八条 第五条第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十八条の二 第二百十四条の三第一項（第二、四十条の十七及び第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合においては、その行為をした商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者又は特定店頭商品デリバティブ取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員（会計参与

三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三 八 (略)

第三百五十八条 第五条第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十八条の二 第二百十四条の三第一項（第二、四十条の十七及び第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合においては、その行為をした商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者又は特定店頭商品デリバティブ取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員（会計参与

が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。)又は職員がその職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三百六十条 第九十六条の四十第二項、第一百八条第二号若しくは第三号、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十条第一項、第八十六条第一項若しくは第四項又は第二百六十五条第一項若しくは第三項の規定による処分に違反した場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。)又は職員がその職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三百六十条 第九十六条の四十第二項、第一百八条第二号若しくは第三号、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十条第一項、第八十六条第一項若しくは第四項又は第二百六十五条第一項若しくは第三項の規定による処分に違反した場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、十四 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、十七 (略)

第三百六十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合において、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、三 (略)

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六条の規定の適用を妨げない。

第三百六十六条 第六百六十一条、第七百七十六条、第二百六十七条又は第二百九十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、十四 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、十七 (略)

第三百六十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合において、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一、三 (略)

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六条の規定の適用を妨げない。

第三百六十六条 第六百六十一条、第七百七十六条、第二百六十七条又は第二百九十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、

六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十 (略)

第三百六十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十 (略)

第三百六十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（第三百六条関係）

改正案	現行
<p>第四十三条 次の各号のいづくれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十二条の規定に違反して採石業を行つた者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行つた者</p> <p>四 (略)</p>	<p>第四十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者</p> <p>四 (略)</p>

改正案	現行
<p>第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>第八十条の二 第五十八条の三十（第五十八条の三十の第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第八十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第八十条の四 第五十八条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の</p>	<p>第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>第八十条の二 第五十八条の三十（第五十八条の三十の第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第八十条の三 次の各号の一に該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第八十条の四 第五十八条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の</p>

拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条の五 第五十九条の二十六の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇十一 (略)

懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条の五 第五十九条の二十六の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇十一 (略)

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第二条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の二の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定に違反して一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第二条の十三第二項の規定により第二条の二の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・四 （略）</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第二条の四 左の各号の一に該当する者は、第二条の二の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定に違反して一年以上の懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第二条の十三第二項の規定により第二条の二の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前二号の一に該当する者があるもの</p> <p>第二十一条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・四 （略）</p> <p>第二十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを</p>

はこれを併科する。
一〇三 (略)

併科する。
一〇三 (略)

改正案	現行
<p>第四十一条 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。</p>	<p>第四十一条 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。</p>
<p>第四十一条の二 第二十八条第五項の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合の役員又は職員であつてその事務に従事するものが、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>第四十一条の二 第二十八条第五項の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合の役員又は職員であつてその事務に従事するものが、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第四十一条の三 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第四十一条の三 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第四十二条 第四条第二項又は第二十八条第一項、第二</p>	<p>2 (略)</p> <p>第四十二条 第四条第二項又は第二十八条第一項、第二</p>

項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第四十四条 次の場合には、その行為をした輸出組合の理事は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第四十四条 次の場合には、その行為をした輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

改正案	現行
<p>(資格)</p> <p>第十五条 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員たる資格を有しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(役員の任免)</p> <p>第三十五条 会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下この条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、前七項の役員になることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者</p>	<p>(資格)</p> <p>第十五条 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員たる資格を有しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(役員の任免)</p> <p>第三十五条 会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者</p>



改正案	現行
<p>第三十一条 第四条の規定に違反して銃砲を製造した者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の拘禁刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑及び三千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十一条の二 第四条の規定に違反して銃砲弾を製造した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑又は十年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。この場合において、第四号の規定に該当する者が猟銃の製造をした者であるときは、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年</p>	<p>第三十一条 第四条の規定に違反して銃砲を製造した者は、三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十一条の二 第四条の規定に違反して銃砲弾を製造した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。この場合において、第四号の規定に該当する者が猟銃の製造をした者であるときは、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>第三十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の</p>

以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

○ 工業用水法（昭和三十一年法律第四百四十六号）（第三百十二条関係）

改正案	現行
<p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（第三百十二条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第五十七条 次各号のいづくに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第五十七条 次各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 （略）</p>

○ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）（第三百十二条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）（第三百十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>	<p>（罰則） 第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>

○ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）（第三百十三条関係）

改正案	現行
<p>第二百二条 協業組合、商工組合又は商工組合連合会の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために協業組合、商工組合又は商工組合連合会の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。</p> <p>第二百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の四第一項の總會に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二百四条 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第二百二条 協業組合、商工組合又は商工組合連合会の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために協業組合、商工組合又は商工組合連合会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。</p> <p>第二百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の四第一項の總會に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二百四条 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）（第三百十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 虚偽又は不正の事実に基づいて第五条第一項の規定による登録を受けた者</p> <p>四 (略)</p>	<p>第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 虚偽又は不正の事実に基づいて第五条第一項の規定による登録を受けた者</p> <p>四 (略)</p>

○ 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（第三百十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 第十七条 第十一条第一項の規定に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 第十七条 第十一条第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（第三百十六条関係）

改正案	現行
<p>（役員の任免） 第三十二条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となること とができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五 年を経過しないもの</p>	<p>（役員の任免） 第三十二条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となるこ とができない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終 り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年 を経過しないもの</p>

○ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（第三百十六条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 二 八（略）</p>	<p>（欠格条項） 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 二 八（略）</p>

改正案	現行
<p>（役員資格等） 第二十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一～三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（会社財産を危うくする罪） 第八十四条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第八十二条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員又は株式会社取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役となるべき者が、株式の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付について、又は第六十七条第三号若しくは第八十二条第三号に掲げる事項について、主務大臣若しくは裁判所又は総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（虚偽文書行使等の罪） 第八十五条 第六十一条第二項に規定する組織変更又</p>	<p>（役員資格等） 第二十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 い。 一～三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>（会社財産を危うくする罪） 第八十四条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第八十二条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員又は株式会社取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役となるべき者が、株式の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付について、又は第六十七条第三号若しくは第八十二条第三号に掲げる事項について、主務大臣若しくは裁判所又は総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（虚偽文書行使等の罪） 第八十五条 第六十一条第二項に規定する組織変更又</p>

は第一百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第二百二十二条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合いの罪)

第一百八十六条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第一百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第二百二十二条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

は第一百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第二百二十二条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合いの罪)

第一百八十六条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第一百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第二百二十二条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第十五条 経済産業大臣は、第十一条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第十五条 経済産業大臣は、第十一条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法</p>

- 人
イ (略)
ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から
五年を経過しない者
ハ 〃 (略)
八 〃 (略)
2 (略)

- (登録の拒否)
第三十五条の二の十一 経済産業大臣は、第三十五条の
二の九第一項の申請書を提出した者が次の各号のい
れかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添
付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり
、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、そ
の登録を拒否しなければならない。
一 〃 五 (略)
六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法
人
イ (略)
ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から
五年を経過しない者
ハ 〃 (略)
七 〃 十一 (略)
2 (略)

- 人
イ (略)
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五
年を経過しない者
ハ 〃 (略)
八 〃 (略)
2 (略)

- (登録の拒否)
第三十五条の二の十一 経済産業大臣は、第三十五条の
二の九第一項の申請書を提出した者が次の各号のい
れかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添
付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり
、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、そ
の登録を拒否しなければならない。
一 〃 五 (略)
六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法
人
イ (略)
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五
年を経過しない者
ハ 〃 (略)
七 〃 十一 (略)
2 (略)

第三十五条の三の二十六 経済産業大臣は、第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 四 (略)

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 九 (略)

二 (略)

(特定信用情報提供等業務を行う者の指定)

第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務(特定信用情報の収集及び包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。)を行う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む

第三十五条の三の二十六 経済産業大臣は、第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 四 (略)

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 九 (略)

二 (略)

(特定信用情報提供等業務を行う者の指定)

第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務(特定信用情報の収集及び包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。)を行う者として、指定することができる。

一 三 (略)

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む

。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）
、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。
）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと

イ・ロ （略）

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 〓へ （略）

五 〓七 （略）
2 （略）

（指定の基準）

第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 〓六 （略）

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

イ・ロ （略）

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ （略）

。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）
、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。
）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと

イ・ロ （略）

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 〓へ （略）

五 〓七 （略）
2 （略）

（指定の基準）

第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 〓六 （略）

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

イ・ロ （略）

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ （略）

(登録の拒否)

第三十五条の十七の五 経済産業大臣は、第三十五条の十七の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〜四 (略)

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法

人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ〜ホ (略)

六〜八 (略)

2 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜六 (略)

第四十九条の二 クレジットカード番号等取扱業者若しくはクレジットカード番号等取扱受託業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提

(登録の拒否)

第三十五条の十七の五 経済産業大臣は、第三十五条の十七の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〜四 (略)

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法

人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ〜ホ (略)

六〜八 (略)

2 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜六 (略)

第四十九条の二 クレジットカード番号等取扱業者若しくはクレジットカード番号等取扱受託業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提

供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2
3
4 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第二号又は第三号の違反行為をした者から特定信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一 三 (略)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録少額包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第五十一条の二 第三十五条の十四第二項の規定による命令に違反した指定受託機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条の三 第三十七条の規定に違反して、業として、カード等を譲り受け、又は資金の融通に関してカード等の提供を受けた場合には、当該違反行為をした

供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2
3
4 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第二号又は第三号の違反行為をした者から特定信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一 三 (略)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録少額包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第五十一条の二 第三十五条の十四第二項の規定による命令に違反した指定受託機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条の三 第三十七条の規定に違反して、業として、カード等を譲り受け、又は資金の融通に関してカード等の提供を受けた場合には、当該違反行為をした

者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条の四 第三十五条の二十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条の四 第三十五条の二十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（役員資格等） 第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることのできない。 一 三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。</p>	<p>（役員資格等） 第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることのできない。 一 三 （略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（役員の欠格条項） 第二十八条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 （略）</p> <p>（指定） 第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から</p>	<p>（役員の欠格条項） 第二十八条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 （略）</p> <p>（指定） 第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二</p>

二年を経過しない者

ロ (略)

2 (略)

第百十五条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、蓄電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、蓄電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

年を経過しない者

ロ (略)

2 (略)

第百十五条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、蓄電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、蓄電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

第一百七十七条の三 第三十七条の十一第二項、第八十七条第二項又は第九十九条の十四の規定による情報利用等適正化業務、試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第一百七十七条の五 第二十八条の二十九第一項若しくは第二項又は第三十七条の九の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の六 第一百三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定計量をした場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の三 第三十七条の十一第二項、第八十七条第二項又は第九十九条の十四の規定による情報利用等適正化業務、試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第一百七十七条の五 第二十八条の二十九第一項若しくは第二項又は第三十七条の九の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の六 第一百三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定計量をした場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（第三百二十二条関係）

改正案	現行
<p>第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>第九十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、三（略）</p> <p>第九十六条の三 第三十八条の四の二第二項又は第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十七条 第三十八条の二十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p>	<p>第九十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>第九十六条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、三（略）</p> <p>第九十六条の三 第三十八条の四の二第二項又は第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十七条 第三十八条の二十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p>

五 第三十七条の四第一項の許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充填した者

六 (略)

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の五第四項の規定に違反して同項の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充填を行わせた者

二 (略)

五 第三十七条の四第一項の許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充てんした者

六 (略)

第九十八条の二 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の五第四項の規定に違反して同項の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充てんを行わせた者

二 (略)

○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（第三百二十三条関係）

改正案	現行
<p>第四十五条 次の各号のいづくれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三条の規定に違反して砂利採取業を行つた者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者</p>	<p>第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者</p>

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第三百二十四条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第五十九条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十条 第四十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第五十九条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十条 第四十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）（第三百二十五条関係）

改正案	現行
<p>第三十四条 熱供給施設を損壊し、その他熱供給施設の機能に障害を与えて熱供給を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりに熱供給施設を操作して熱供給を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第三十四条 熱供給施設を損壊し、その他熱供給施設の機能に障害を与えて熱供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりに熱供給施設を操作して熱供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 罰則（第四十条―第四十六条） 附則</p> <p>第四十条 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 罰則（第四十条―第四十五条） 附則</p> <p>第四十条 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第四十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三（略）</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 第十条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二十五条 第十二条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十一条 第十条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二十五条 第十二条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。</p>

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だなの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（第三百二十八条関係）

改正案

現行

第五十一条 次の各号のいづれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

一・二 (略)

第五十二条 前条第一項第一号の犯罪に係る天然資源を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条 前条第一項第一号の犯罪に係る天然資源を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

一・二 (略)

○ 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（第三百二十九条関係）

改正案	現行
<p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十五条 前条第一項第一号の犯罪に係る深海底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十五条 前条第一項第一号の犯罪に係る深海底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第三百三十条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準） 第六条（略） 2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。 一 三（略） 四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社 イ・ロ（略） ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 ニ 三（略） 五（略） 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 三（略） 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年</p>	<p>（許可の基準） 第六条（略） 2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。 一 三（略） 四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社 イ・ロ（略） ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 ニ 三（略） 五（略） 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 三（略） 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年</p>

以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

○ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第三百三十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 化学兵器を使用して、当該化学兵器に充填され、又は当該化学兵器の内部で生成された毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させた者は、無期若しくは二年以上の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十九条 第三条第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期拘禁刑又は七百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第三条第二項の規定に違反した者は、十年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第三条第三項又は第四項の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十条 第三十八条第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 第三十九条第一項の罪を犯す目的でその予</p>	<p>第三十八条 化学兵器を使用して、当該化学兵器に充てんされ、又は当該化学兵器の内部で生成された毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十九条 第三条第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期懲役又は七百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第三条第二項の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第三条第三項又は第四項の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十条 第三十八条第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 第三十九条第一項の罪を犯す目的でその予</p>

備をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 三 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 四 (略)

附則

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)
2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)
3 (略)

備をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 三 (略)

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 四 (略)

附則

第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)
2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)
3 (略)

○ 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）（第三百三十二条関係）

改正案	現行
<p>第二十二條 第三條の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三條 対人地雷をみだりに所持した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三條 前條第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第二十二條 第三條の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三條 対人地雷をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三條 前條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>二 三十一（略）</p> <p>第七十八条 弁理士となる資格を有しない者が、日本弁理士会に対し、その資格につき虚偽の申請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第八十条 第十六条の五第一項、第三十条又は第七十七条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第八十条の二 第十六条の十二第二項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 三十一（略）</p> <p>第七十八条 弁理士となる資格を有しない者が、日本弁理士会に対し、その資格につき虚偽の申請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第八十条 第十六条の五第一項、第三十条又は第七十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第八十条の二 第十六条の十二第二項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

[

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第三百三十五条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準） 第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ、又 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>第二百三十七条 第二百二十二条第十一項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、七 （略）</p>	<p>（許可の基準） 第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ、又 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>第二百三十七条 第二百二十二条第十一項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、七 （略）</p>

改正案	現行
<p>第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）（第三百三十七条関係）

改正案	現行
<p>（委員の解任） 第二十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三・四 （略）</p> <p>第六十二条 第二十七条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員の解任） 第二十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三・四 （略）</p> <p>第六十二条 第二十七条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のい ずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登 録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項に ついて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載 が欠けているときは、その登録を拒否しなければなら ない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当 する者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある 者</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令 による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行 を終わり、又はその刑の執行を受けることがな くなった日から五年を経過しない者</p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p>（6） （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>第六十七条 商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計 参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行う</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のい ずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登 録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項に ついて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載 が欠けているときは、その登録を拒否しなければなら ない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当 する者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある 者</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令に よる刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を 終わり、又はその刑の執行を受けることがなく なった日から五年を経過しない者</p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p>（6） （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>第六十七条 商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計 参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行う</p>

べき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第六十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

べき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第六十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

2・3 (略)

第七十三条の二 第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・五 (略)

附則

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十一条 (略)

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、転換前の法人が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た

以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

2・3 (略)

第七十三条の二 第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・五 (略)

附則

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十一条 (略)

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、転換前の法人が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た

4
(略)
転換前の法人が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4
(略)
転換前の法人が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第三百二十九条関係）

改正案	現行
<p>（委員） 第四十五条（略） 2（略） 6（略） 7 経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。 8（略） 10（略）</p> <p>第五十六条 国の職員が、第七条第二項の規定による入札の実施に関し、その職務に反し、当該入札に参加しようとする者に談合を唆すこと、当該入札に参加しようとする者に当該入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十七条 偽計又は威力を用いて、第七条第二項の規定による入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2（略）</p> <p>第五十八条 第四十五条第九項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員） 第四十五条（略） 2（略） 6（略） 7 経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。 8（略） 10（略）</p> <p>第五十六条 国の職員が、第七条第二項の規定による入札の実施に関し、その職務に反し、当該入札に参加しようとする者に談合を唆すこと、当該入札に参加しようとする者に当該入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十七条 偽計又は威力を用いて、第七条第二項の規定による入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2（略）</p> <p>第五十八条 第四十五条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

第五十九条 第八条の三第二項の規定による入札業務の
停止の命令に違反したときは、その違反行為をした推
進機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十
万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第八条の三第二項の規定による入札業務の
停止の命令に違反したときは、その違反行為をした推
進機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万
円以下の罰金に処する。

○ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（第三百四十条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(罰則)</p> <p>第四十三条 附則第二十二條第一項又は第二十八條第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第六十五条 附則第五十條第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>附則</p> <p>(罰則)</p> <p>第四十三条 附則第二十二條第一項又は第二十八條第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第六十五条 附則第五十條第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）（第三百四十一条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第四十一条 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二万円以下ノ罰金若ハ一年以下ノ拘禁刑ノ罰則ヲ設クルコトヲ得</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第四十一条 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得</p>

改正案	現行
<p>第二十二條 日本船舶ニ非ズシテ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶国籍証書若クハ仮船舶国籍証書ヲ以テ航行シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ拘禁刑又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二十二條ノ二 船長ガ当該官吏員ノ臨檢ニ際シ之ニ呈示スル目的ヲ以テ他ノ船舶ノ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ船内ニ備置キ其船舶ヲ航行セシメタルトキハ船長ヲ二年以下ノ拘禁刑又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得</p> <p>第二十三條 第三條、第六條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ拘禁刑又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得</p> <p>第二十四條 官吏ヲ欺キ船舶原簿ニ不実ノ登録ヲ為サシメタル者ハ二月以上三年以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>②（略）</p>	<p>第二十二條 日本船舶ニ非ズシテ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶国籍証書若クハ仮船舶国籍証書ヲ以テ航行シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二十二條ノ二 船長ガ当該官吏員ノ臨檢ニ際シ之ニ呈示スル目的ヲ以テ他ノ船舶ノ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ船内ニ備置キ其船舶ヲ航行セシメタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得</p> <p>第二十三條 第三條、第六條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得</p> <p>第二十四條 官吏ヲ欺キ船舶原簿ニ不実ノ登録ヲ為サシメタル者ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②（略）</p>

○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十九条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ二年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>第三十九条ノ二 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第三十九条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>第三十九条ノ二 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一〇九（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>第十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第十九条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ五第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対シテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ拘禁刑又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十五条の六十三 第二十五条の五十八第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金</p>	<p>第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>一〇九（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>第十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第十九条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ五第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対シテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十五条の六十三 第二十五条の五十八第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に</p>

に処する。

(罰則)

第二十五条の七十一 日本船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶についての第二条第一項各号に掲げる事項、満載喫水線又は無線電信等に関する検査(第八条の国土交通省令で定めるものを除く。)に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

に処する。

(罰則)

第二十五条の七十一 日本船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶についての第二条第一項各号に掲げる事項、満載喫水線又は無線電信等に関する検査(第八条の国土交通省令で定めるものを除く。)に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十一条 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第五十二条 次各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>2 次各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第五十一条 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第五十二条 次各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>2 次各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（第三百四十二条関係）

<p>改正案</p>	<p>第五十一条 登録実施機関が第三十条第二項の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>現行</p>	<p>第五十一条 登録実施機関が第三十条第二項の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
第二十八条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第二十八条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十五条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第三十五条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十条の二 第二十三条の十九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十条の二 第二十三条の十九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 (略)</p>

○ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十五条 第三十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第三十五条 第三十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第三条 第一条の規定による命令に従わない者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第三条 第一条の規定による命令に従わない者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十四条 第十七条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十四条 第十七条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第四十四条 第三十七条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p>	<p>第四十四条 第三十七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四（略）</p>

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第六十四条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十四条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第八十六条の二 第八十四条の二第一項の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十七条 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八十六条の二 第八十四条の二第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十七条 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十七条 機構又は地方道路公社が第八条第一項第十八号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、当該機構又は地方道路公社の役員又は職員が、道路法第三十九条の五第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る同法第三十九条の三第一項に規定する占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 第四十四条第三項において準用する道路法第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十七条 機構又は地方道路公社が第八条第一項第十八号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、当該機構又は地方道路公社の役員又は職員が、道路法第三十九条の五第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る同法第三十九条の三第一項に規定する占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 第四十四条第三項において準用する道路法第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第三十七条 国又は地方公共団体の職員が、第五条の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「設置等公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該設置等公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十八条 偽計又は威力を用いて、設置等公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 第二十六条第二項若しくは第四項又は第二十七条第一項若しくは第二項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は国土交通大臣を含む。第四十二条第二項において同じ。）の命令（第四十二条第二項各号に掲げるものを除く。）に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十七条 国又は地方公共団体の職員が、第五条の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「設置等公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該設置等公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十八条 偽計又は威力を用いて、設置等公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 第二十六条第二項若しくは第四項又は第二十七条第一項若しくは第二項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は国土交通大臣を含む。第四十二条第二項において同じ。）の命令（第四十二条第二項各号に掲げるものを除く。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下
の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下
の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

○ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事をを行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行</p>	<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事をを行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行</p>

為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十四条 第四十五条第一項の規定による施行者である法人が第三十条第一項の規定に違反して、造成施設等をこの法律又は処分計画に従わないで処分したときは、その行為をした役員又は職員を一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第五十四条 第四十五条第一項の規定による施行者である法人が第三十条第一項の規定に違反して、造成施設等をこの法律又は処分計画に従わないで処分したときは、その行為をした役員又は職員を一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第六十六条 第五十九条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十七条 船舶所有者が第六十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十六条 第五十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十七条 船舶所有者が第六十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（第
三百四十二条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（罰則） 第十九条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による 処分に違反した者は、三月以下の拘禁刑若しくは五万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（罰則） 第十九条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による 処分に違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>第六十五条 第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>第六十五条 第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p>

○ 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）（第三百四十二条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>（罰則） 第八条 第四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>（罰則） 第八条 第四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第九条 第三条第一項の規定による国土交通大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（罰則） 第九条 第三条第一項の規定による国土交通大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十七条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十七条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）（第三百四十二条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（罰則）</p> <p>第七条 前条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十一の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（罰則）</p> <p>第七条 前条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十一の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十条 第二十一条第六項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十条 第二十一条第六項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第二十七条 第七条第五項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十七条 第七条第五項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第十六条 第四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十七条 第六条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第十六条 第四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十七条 第六条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十九条 第十四条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲罰刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第二十九条 第十四条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲罰刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第三百四十二
条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十二条 第九条又は第三十二条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定によつて、収用委員会に出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十二条 第九条又は第三十二条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定によつて、収用委員会に出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二二号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十四条 第二十三条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第三十六条 第三条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十四条 第二十三条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第三十六条 第三条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二百二十三条 組合の役員、総代若しくは職員、個人 施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員 又は職員）又は審査委員（以下「組合の役員等」と総 称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し 、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は三 百万円以下の罰金に処する。よつて不正の行為をし、 又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に 処する。</p> <p>2 組合の役員等であつた者がその在職中に請託を受け て職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつ たことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約 束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 組合の役員等がその職務に関し請託を受けて第三者 に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、 三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二百二十四条 前条第一項から第三項までに規定する 賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者 は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二百二十三条 組合の役員、総代若しくは職員、個人 施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員 又は職員）又は審査委員（以下「組合の役員等」と総 称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し 、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三百 万円以下の罰金に処する。よつて不正の行為をし、又 は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処す る。</p> <p>2 組合の役員等であつた者がその在職中に請託を受け て職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつ たことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約 束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 組合の役員等がその職務に関し請託を受けて第三者 に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二百二十四条 前条第一項から第三項までに規定する 賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者 は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
第二十五条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第二十五条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p>	<p>第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p>

○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第九条 第六条第一項の規定に違反した船長は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（罰則） 第九条 第六条第一項の規定に違反した船長は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

改正案	現行
<p>第三十二条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十五条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、公庫が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公庫が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十二条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十五条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、公庫が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公庫が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

3

(略)

3

(略)

○ モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本船舶振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本船舶振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本船舶振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本船舶振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4（略）</p>

○ 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>(罰則) 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則) 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第四十三条 第二十七条の二十第六項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第四十三条 第二十七条の二十第六項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十一条 第三十条第二項の規定による保険等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十一条 第三十条第二項の規定による保険等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第十二条 第八条の規定による命令に違反した船長等は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条 第六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十二条 第八条の規定による命令に違反した船長等は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条 第六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第十三条 第四条の規定による命令に従わなかった者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十三条 第四条の規定による命令に従わなかった者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
 （第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十六条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三十六条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（第三百四十二条関係）

改正案	現行
<p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（第三百四十二条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第六十三条 第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第六十三条 第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（第三百四十二条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第六十一条 第二十五条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁又は三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第六十一条 第二十五条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（第三百四十三条関係）

改正案	現行
<p>第三十一条 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ左ノ各号ニ該当スル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス 一、三（略）</p> <p>第三十二条 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ妨害ヲ為シタル者ハ六月以下ノ拘禁刑ニ処ス</p> <p>第三十三条 第十条第一項ノ手續ヲ為スコトヲ怠リタル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十四条 詐偽ノ所為ヲ以テ船難報告書ニ認証ヲ受ケタル者ハ十一日以上六月以下ノ拘禁刑ニ処シ又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十五条ノ二 漂流ノ物件ニ対シ現存スル記号ヲ塗抹毀損シ若ハ新ニ付記押捺シタル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第三十一条 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ左ノ各号ニ該当スル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス 一、三（略）</p> <p>第三十二条 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ妨害ヲ為シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以下ノ罰金ヲ附加ス</p> <p>第三十三条 第十条第一項ノ手續ヲ為スコトヲ怠リタル者ハ五十円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十四条 詐偽ノ所為ヲ以テ船難報告書ニ認証ヲ受ケタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ又ハ三十円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第三十五条ノ二 漂流ノ物件ニ対シ現存スル記号ヲ塗抹毀損シ若ハ新ニ付記押捺シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス</p>

改正案	現行
<p>第二十四条 鐵道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>	<p>第二十四条 鐵道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>
<p>第二十五条 鐵道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキハ三月以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第二十五条 鐵道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス</p>
<p>第二十六条 鐵道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超エ車中ニ乗込マシメタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>	<p>第二十六条 鐵道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超エ車中ニ乗込マシメタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>
<p>第二十八条 鐵道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車兩其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往来ヲ妨害シタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>	<p>第二十八条 鐵道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車兩其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往来ヲ妨害シタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス</p>
<p>第二十九条 鐵道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス 一（三）（略）</p>	<p>第二十九条 鐵道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス 一（三）（略）</p>
<p>第三十条 託送手荷物又ハ運送品ノ種類又ハ性質ヲ詐称シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス記名乗車券ヲ買求ムル際氏名ヲ詐称シタル者亦同シ</p>	<p>第三十条 託送手荷物又ハ運送品ノ種類又ハ性質ヲ詐称シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス記名乗車券ヲ買求ムル際氏名ヲ詐称シタル者亦同シ</p>
<p>第三十一条 鐵道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ二万円</p>	<p>第三十一条 鐵道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十</p>

円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十二条 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十三条 旅客左ノ所為ヲ為シタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一ノ三 (略)

第三十四条 制止ヲ肯セスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス
一・二 (略)

第三十六条 車両、停車場其ノ他鉄道地内ノ標識揭示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ其ノ用ヲ失ハシメタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
② 信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第三十七条 停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ科料ニ処ス

第三十八条 暴行脅迫ヲ以テ鉄道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十二条 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十三条 旅客左ノ所為ヲ為シタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一ノ三 (略)

第三十四条 制止ヲ肯セスシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス
一・二 (略)

第三十六条 車両、停車場其ノ他鉄道地内ノ標識揭示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ其ノ用ヲ失ハシメタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
② 信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

第三十七条 停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス

第三十八条 暴行脅迫ヲ以テ鉄道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス

第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

② 第四十一条 第四条ノ規定ニ違反シ伝染病患者ヲ乗車セシメタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス伝染病患者其ノ病症ヲ隠蔽シテ乗車シタルトキ亦同シ
(略)

② 第四十一条 第四条ノ規定ニ違反シ伝染病患者ヲ乗車セシメタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス伝染病患者其ノ病症ヲ隠蔽シテ乗車シタルトキ亦同シ
(略)

○ 航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）（第三百四十五条関係）

改正案	現行
第五条 本令ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス	第五条 本令ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（第三百四十六条関係）

改正案	現行
<p>第二百二十二条 船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、二年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>第二百二十三条 船長が第十二条の規定に違反したときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>第二百二十四条 船長が第十三条の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなかつたときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十五条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二百二十七条 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 外国において脱船したとき。</p>	<p>第二百二十二条 船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。</p> <p>第二百二十三条 船長が第十二条の規定に違反したときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>第二百二十四条 船長が第十三条の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなかつたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十五条 船長が次の各号の一に該当する場合には、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二百二十七条 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の懲役に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p>

(削る)

第二百二十八条の二 (略)

第二百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項(第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百十二条第二項、第一百七条の二第二項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二、第一百八条の三若しくは第一百八条の四

第二百二十八条の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。

第二百二十八条の三 (略)

第二百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項(第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百十二条第二項、第一百七条の二第二項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二、第一百八条の三若しくは第一百八条の四

第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条の二 第百条の二十六第一項の規定による検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十二条 第百一条第二項の規定による違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

② 第百二十条の三第四項の規定による処分違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条の二 第百条の二十六第一項の規定による検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十二条 第百一条第二項の規定による違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

② 第百二十条の三第四項の規定による処分違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第二十条（略）</p> <p>② 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号の全てに該当する事態であると認めるときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返 し行われる蓋然性があると認められること。</p> <p>三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期 若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪（ 以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な 準備のため行われているのではないかとの疑いを払 拭することができないと認められること。</p>	<p>第二十条（略）</p> <p>② 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態であると認めるときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返 し行われる蓋然性があると認められること。</p> <p>三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期 若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当た る凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯す のに必要な準備のため行われているのではないかとの 疑いを払拭することができないと認められること。</p>

四
(略)

四
(略)

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第三十五条 国土交通大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、同条第一項の許可を与えてはならない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 二 十一（略）</p> <p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p>	<p>（許可の欠格事由） 第三十五条 国土交通大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、同条第一項の許可を与えてはならない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 二 十一（略）</p> <p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p>

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 十三（略）

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 七（略）

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 十三（略）

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 七（略）

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一
§
十
(略)

一
§
十
(略)

改正案	現行
<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>八 十四（略）</p> <p>（委員の欠格条項）</p> <p>第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>第四十五条 登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員で経営状況分析の業務に従事するものが、その職務に関し、賄</p>	<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>八 十四（略）</p> <p>（委員の欠格条項）</p> <p>第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>第四十五条 登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員で経営状況分析の業務に従事するものが、その職務に関し、賄</p>

賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 前項に規定する者であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賂賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

3 第一項に規定する者が、その職務に関し、請託を受けて第三者に賂賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

4 (略)

第四十六条 前条第一項から第三項までに規定する賂賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第四十八条 第二十七条の七第一項又は第二十七条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賂賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項に規定する者が、その職務に関し、請託を受けて第三者に賂賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 (略)

第四十六条 前条第一項から第三項までに規定する賂賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十八条 第二十七条の七第一項又は第二十七条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第二十六条の十六（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第五十一条において「登録講習実施機関等の役員」という。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 四（略）

2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第四十九条 第二十六条の十六（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第五十一条において「登録講習実施機関等の役員」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 四（略）

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

○ 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（第三百五十条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、水先人となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（欠格条項） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、水先人となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第五条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十八条 第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反</p>	<p>第五条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十八条 第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反</p>

した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の
拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。

した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の
懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

改正案	現行
<p>（登録の取消し又は営業の停止） 第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号のい ずれかに該当するときは、当該測量業者の登録を取り 消さなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第五十五条の九第一項の規定による届出がなくて 同項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき</p> <p>三 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、測量業者が次の各号のいずれかに 該当するときは、当該測量業者に対し、六月以内の期 間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命 じ、又はその登録を取り消すことができる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 測量業者（法人である場合においては、その役員 ）が拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若し くは測量に関する他の法令に違反して刑に処せられ たとき。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第六十一条 第二十二條（第三十九條において準用する 場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の拘 禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（登録の取消し又は営業の停止） 第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一 に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さな ければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第五十五条の九第一項の規定による届出がなくて 同条同項各号の一に該当する事実が判明したとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当す るときは、当該測量業者に対し、六月以内の期間を定 めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命じ、又 はその登録を取り消すことができる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 測量業者（法人である場合においては、その役員 ）が禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若し くは測量に関する他の法令に違反して刑に処せられた とき。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第六十一条 第二十二條（第三十九條において準用する 場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲 役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

第六十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月
以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第六十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、
一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月
以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 三 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の<u>拘禁刑</u>に処せられた者で、刑の執行を 終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日 から二年を経過しないもの</p> <p>二 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の<u>拘禁刑</u>に処せられた者で、刑の執行を 終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日 から二年を経過しないもの</p> <p>二 （略）</p> <p>第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の<u>懲役</u>又は<u>禁錮</u>の刑に処せられた者で、 刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがな くなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>二 （略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の<u>懲役</u>又は<u>禁錮</u>の刑に処せられた者で、 刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがな くなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>二 （略）</p> <p>第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>（欠格条項） 第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>（欠格条項） 第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（欠格条項） 第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>（欠格条項） 第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 十一 （略）</p> <p>（欠格条項） 第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p>

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 六 (略)

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 六 (略)

(委員の欠格条項)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

2 (略)

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 六 (略)

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 六 (略)

(委員の欠格条項)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

2 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 十六 (略)

第二百条 第七十七条の十五第二項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十九第二項又は第七十七条の五十一第二項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関の役員若しくは職員（建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員を含む。）又は指定構造計算適合性判定機関、指定認定機関若しくは指定性能評価機関（いずれもその者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員の職員（構造計算適合性判定員、認定員及び評価員を含む。）（第四百四条において「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」という。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 十六 (略)

第二百条 第七十七条の十五第二項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十九第二項又は第七十七条の五十一第二項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関の役員若しくは職員（建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員を含む。）又は指定構造計算適合性判定機関、指定認定機関若しくは指定性能評価機関（いずれもその者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員の職員（構造計算適合性判定員、認定員及び評価員を含む。）（第四百四条において「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（絶対的欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年 を経過しない者</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（相対的欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないこ とができる。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられた者（前条第二号に該 当する者を除く。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、 登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定 により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなつた日から起算して二年を経</p>	<p>（絶対的欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を 経過しない者</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（相対的欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないこ とができる。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者（前条第二号に該 当する者を除く。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、 登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなつた日から起算して二年を経過</p>

過しない者

四〇六（略）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一〇十三（略）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一〇二（略）

第三十九条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十一条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

しない者

四〇六（略）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇十三（略）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇二（略）

第三十九条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十一条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（港湾運営会社の指定） 第四十三条の十一（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員のうち、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者があること。</p> <p>三（略）</p> <p>8 14（略）</p> <p>（罰則） 第六十一条 地方公共団体の職員又は港務局の委員、監事若しくは職員が、第三十七条の六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に当該認定を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「<u>占用公募</u>」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該<u>占用公募</u>の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（港湾運営会社の指定） 第四十三条の十一（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員のうち、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者があること。</p> <p>三（略）</p> <p>8 14（略）</p> <p>（罰則） 第六十一条 地方公共団体の職員又は港務局の委員、監事若しくは職員が、第三十七条の六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に当該認定を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「<u>占用公募</u>」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該<u>占用公募</u>の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の<u>懲役</u>又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第六十三条 第四十三条の二十三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十三条の二十一第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

6 (略)

9 (略)

10 第二十五条第一項の規定による給与を受ける委員が

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第六十三条 第四十三条の二十三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十三条の二十一第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

6 (略)

9 (略)

10 第二十五条第一項の規定による給与を受ける委員が

、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事代理士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの</p> <p>三 五 （略）</p> <p>第二十七条 第十七条第一項の規定に違反した者又は第二十五条第一項第二号の処分に違反して業務を行った者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条 第十七条第二項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十九条 第十九条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三十条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事代理士となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの</p> <p>三 五 （略）</p> <p>第二十七条 第十七条第一項の規定に違反した者又は第二十五条第一項第二号の処分に違反して業務を行った者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条 第十七条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十九条 第十九条の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三十条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。</p>



改正案	現行
<p>（許可基準） 第六条（略） 2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 二 五（略） 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二（略） 第三十五条 第二十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第三十七条 第十八条の二第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（許可基準） 第六条（略） 2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 二 五（略） 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二（略） 第三十五条 第二十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第三十七条 第十八条の二第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>



改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。</p> <p>一 許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者であるとき。</p> <p>二 八（略）</p> <p>（一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の基準）</p> <p>第四十三条の十一 第四十三条の二第一項の規定にかかわらず、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の申請が次の各号のいずれかに該当していると認められる場合には、国土交通大臣は、同項の指定をしてはならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 申請者の役員で一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事するものうちに、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。</p> <p>（免許基準）</p> <p>第四十九条（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。</p> <p>一 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者であるとき。</p> <p>二 八（略）</p> <p>（一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の基準）</p> <p>第四十三条の十一 第四十三条の二第一項の規定にかかわらず、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の申請が次の各号のいずれかに該当していると認められる場合には、国土交通大臣は、同項の指定をしてはならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 申請者の役員で一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事するものうちに、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。</p> <p>（免許基準）</p> <p>第四十九条（略）</p>

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならぬ。

一 免許を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 四 (略)

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 六 (略)

2 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならぬ。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 四 (略)

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 六 (略)

2 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇八 (略)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第九十七条の三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条 自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 みだりに第六十八条第五項の規定による道路標識に類似し、又はその効果を妨げるような工作物を設置した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 人の現在する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車を転覆させ、又は破壊した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を傷つけた者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、死亡させた者は、無期又は三年以上の有期拘禁刑に処する。

3 (略)

一〇八 (略)

第九十七条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第九十七条の三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条 自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 みだりに第六十八条第五項の規定による道路標識に類似し、又はその効果を妨げるような工作物を設置した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 人の現在する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車を転覆させ、又は破壊した者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を傷つけた者は、一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。

3 (略)

第百三条 過失により第百条第一項又は第百一条第一項の罪を犯した者は、三十万円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三条 過失により第百条第一項又は第百一条第一項の罪を犯した者は、三十万円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮刑又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（認証基準）</p> <p>第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。</p> <p>イ 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から二 年を経過しない者</p> <p>ロ、ニ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十六条 第九十八条第一項の規定に違反した者は、三 年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科する。</p> <p>第六十六条の二 第三十六条の三第二項の規定に違反して 、登録識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らし た者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処 する。</p> <p>第六十六条の三 自動車登録ファイルに不実の記録をさせ ることとなる登録の申請の用に供する目的で、登録識</p>	<p>（認証基準）</p> <p>第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。</p> <p>イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ た日から二年を経過しない者</p> <p>ロ、ニ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十六条 第九十八条第一項の規定に違反した者は、三 年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は これを併科する。</p> <p>第六十六条の二 第三十六条の三第二項の規定に違反して 、登録識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らし た者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す る。</p> <p>第六十六条の三 自動車登録ファイルに不実の記録をさせ ることとなる登録の申請の用に供する目的で、登録識</p>

別情報を取得した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2 (略)

第百六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第百六条の五 第九十八条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 七 (略)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

別情報を取得した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2 (略)

第百六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第百六条の五 第九十八条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 七 (略)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第三百六十一条関係）

改正案	現行
<p>（委員の欠格条項） 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員及び予備委員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>第四百四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四百四十二条 第二十八条の三第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合（第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に限る。）を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員の欠格条項） 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員及び予備委員となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>第四百四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四百四十二条 第二十八条の三第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合（第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に限る。）を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（競走実施機関）</p> <p>第三十二条 国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「競走実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、競走実施機関として指定することができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（船舶等振興機関）</p> <p>第四十四条 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に</p>	<p>（競走実施機関）</p> <p>第三十二条 国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「競走実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、競走実施機関として指定することができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（船舶等振興機関）</p> <p>第四十四条 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に</p>

規定する業務（以下「船舶等振興業務」という。）に
関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、
その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機
関として指定することができる。

一五（略）

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がな
いこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から
三年を経過しない者

ロ（略）

二四（略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年
以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一・二（略）

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年
以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一・二（略）

第六十七条 第四十二条第一項又は第五十五条第一項の
規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以
下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 競走の選手が、その競走に関して賄賂を収

規定する業務（以下「船舶等振興業務」という。）に
関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、
その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機
関として指定することができる。

一五（略）

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がな
いこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から三
年を経過しない者

ロ（略）

二四（略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年
以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一・二（略）

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年
以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一・二（略）

第六十七条 第四十二条第一項又は第五十五条第一項の
規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 競走の選手が、その競走に関して賄賂を収

受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

第七十三条 競走の選手になろうとする者が、その行ふべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競走の選手となつた場合において、二年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第七十五条 第七十二条又は第七十三条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十六条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 競走においてその公正を害すべき方法により競走することを共謀した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第七十三条 競走の選手になろうとする者が、その行ふべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競走の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 (略)

第七十五条 第七十二条又は第七十三条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十六条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 競走においてその公正を害すべき方法により競走することを共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>六 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（宅地建物取引士の登録）</p> <p>第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同年以上の能力を有すると認められたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 五（略）</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>六 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（宅地建物取引士の登録）</p> <p>第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同年以上の能力を有すると認められたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 五（略）</p>

六 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年
を経過しない者
七 七十二 (略)

2 (略)

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の
各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定
をしてはならない。

一 六 (略)

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあるこ
と。

イ (略)

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から
五年を経過しない者

ハ 六 (略)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年
以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一 四 (略)

第七十九条の二 第四十七条の規定に違反して同条第一
号に掲げる行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しく
は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を
経過しない者
七 七十二 (略)

2 (略)

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の
各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定
をしてはならない。

一 六 (略)

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあるこ
と。

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五
年を経過しない者

ハ 六 (略)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年
以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

一 四 (略)

第七十九条の二 第四十七条の規定に違反して同条第一
号に掲げる行為をした者は、二年以下の懲役若しく
は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条 第四十七条の規定に違反して同条第二号に掲げる行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条の二 第十六条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条の三 第十六条の十五第二項又は第十七条の十四の規定による試験事務又は講習業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員又は登録講習機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第八十三条の二において「指定試験機関等の役員等」という。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第八十条 第四十七条の規定に違反して同条第二号に掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条の二 第十六条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条の三 第十六条の十五第二項又は第十七条の十四の規定による試験事務又は講習業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員又は登録講習機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第八十三条の二において「指定試験機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その役員のうち、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。</p> <p>第九十九条 国又は地方公共団体の職員が、第三十九条の五第一項若しくは第四十八条の二十六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る占用入札若しくは公募（以下「<u>占用入札等</u>」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該<u>占用入札等</u>の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第一百条 偽計又は威力を用いて、<u>占用入札等</u>の公正を害すべき行為をしたときは、その違反行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは二百五十万円以下の罰金に</p>	<p>（欠格条項） 第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その役員のうち、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。</p> <p>第九十九条 国又は地方公共団体の職員が、第三十九条の五第一項若しくは第四十八条の二十六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る占用入札若しくは公募（以下「<u>占用入札等</u>」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該<u>占用入札等</u>の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の<u>懲役</u>又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第一百条 偽計又は威力を用いて、<u>占用入札等</u>の公正を害すべき行為をしたときは、その違反行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは二百五十万円以下の罰金に処</p>

2 処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第百一条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせたときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第百三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 十 (略)

2 し、又はこれを併科する。

2 (略)

第百一条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第百三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 十 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行つた後、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 役員のうち、<u>破産手続開始</u>の決定を受けて復権を得ない者、<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わつた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條第二項の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、かつ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十九條 保証事業会社の役員又は職員がその職務に</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行つた後、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 役員のうち、<u>破産手続開始</u>の決定を受けて復権を得ない者、<u>禁錮</u>以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わつた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條第二項の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、かつ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十九條 保証事業会社の役員又は職員がその職務に</p>

- 関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年以下の拘禁刑に処する。
- 2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条の規定に違反して登録を受けないで前払金保証事業を営んだ者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年以下の懲役に処する。
- 2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条の規定に違反して登録を受けないで前払金保証事業を営んだ者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>（許可基準）</p> <p>第一百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>一、四（略）</p> <p>五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ この法律の規定に違反して<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）</p> <p>第四百十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>（耐空検査員の罪）</p> <p>第四百十三条の二 耐空検査員が、次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円</p>	<p>（許可基準）</p> <p>第一百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>一、四（略）</p> <p>五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ この法律の規定に違反して<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）</p> <p>第四百十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>（耐空検査員の罪）</p> <p>第四百十三条の二 耐空検査員が、次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以</p>

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(無表示等の罪)

第四百四十四条 航空機の使用者が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務を行う罪)

第四百四十八条の三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(指定航空身体検査医の罪)

第四百四十九条の二 指定航空身体検査医が第三十一条第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行ったときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四百四十九条の三 第八十六条第二項の規定に違反して

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(無表示等の罪)

第四百四十四条 航空機の使用者が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務を行う罪)

第四百四十八条の三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(指定航空身体検査医の罪)

第四百四十九条の二 指定航空身体検査医が第三十一条第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行ったときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四百四十九条の三 第八十六条第二項の規定に違反して

、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(機長等の職務に関する罪)

第五十一条 機長がその職権を濫用して、航空機内に
ある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権
利を妨害したときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第五十二条 機長が第七十五条の規定に違反して、旅
客の救助又は人若しくは物件に対する危難の防止に必
要な手段を尽くさなかつたときは、五年以下の拘禁刑
に処する。

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、
その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは
三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 六 (略)

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業
者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反
行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

2 第十三条の二第一項の規定により許可を受けてし
なければならぬ事項を許可を受けないでしたときは
、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは

、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(機長等の職務に関する罪)

第五十一条 機長がその職権を濫用して、航空機内に
ある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権
利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第五十二条 機長が第七十五条の規定に違反して、旅
客の救助又は人若しくは物件に対する危難の防止に必
要な手段を尽くさなかつたときは、五年以下の懲役に
処する。

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、
その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 六 (略)

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業
者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反
行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

2 第十三条の二第一項の規定により許可を受けてし
なければならぬ事項を許可を受けないでしたときは
、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは

は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が第二百十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(危害行為の防止に関する罪)

第二百五十七条の四 次の各号のいずれかに該当するとき
は、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百五十七条の五 次の各号のいずれかに該当するとき
は、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第二百五十七条の六 第三十二条の九十第一項の規定に違反して、危険を防止するために必要な措置を講じなかつた者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五十七条の七 次の各号のいずれかに該当するとき

百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が第二百十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(危害行為の防止に関する罪)

第二百五十七条の四 次の各号のいずれかに該当するとき
は、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二百五十七条の五 次の各号のいずれかに該当するとき
は、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第二百五十七条の六 第三十二条の九十第一項の規定に違反して、危険を防止するために必要な措置を講じなかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五十七条の七 次の各号のいずれかに該当するとき

は、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第百五十七条の八 第百三十二条の八十六第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(罰則)

第七条 前条において準用する第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

は、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第百五十七条の八 第百三十二条の八十六第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(罰則)

第七条 前条において準用する第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいづれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第七十四条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第七十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第七十六条 第十九条第一項又は第三十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこ</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいづれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第七十四条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>第七十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第七十六条 第十九条第一項又は第三十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ</p>

れを併科する。

を併科する。

○ 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）（第三百六十八条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第七条 第二条の規定による許可を受けないで、船舶の建造に着手した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第四条の規定による承認を受けないで変更した設計に基づき、当該変更部分の工事に着手した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第七条 第二条の規定による許可を受けないで、船舶の建造に着手した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第四条の規定による承認を受けないで変更した設計に基づき、当該変更部分の工事に着手した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）（第三百六十九条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十九条 第四条第五項の規定に違反して記号を毀損した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 競売を免れる目的をもつて抵当建設機械を隠匿し、又は損壊した者は、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則） 第二十九条 第四条第五項の規定に違反して記号をき損した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十条 競売を免かれる目的をもつて抵当建設機械を隠匿し、又は損壊した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（委員の選挙権及び被選挙権） 第六十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>第三百三十七条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、組合の役員、総代若しくは職員又は区画整理会社の役員若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（委員の選挙権及び被選挙権） 第六十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>第三百三十七条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、組合の役員、総代若しくは職員又は区画整理会社の役員若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p>

4
(略)

第三百三十八条 前条第一項から第三項までに掲げる者に對して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第三百三十八条の二 第一百七十七条の九第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十八条の三 第一百七十七条の十六第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十九条 第七十二条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第四百十条 第七十六条第四項の規定による命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

4
(略)

第三百三十八条 前条第一項から第三項までに掲げる者に對して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第三百三十八条の二 第一百七十七条の九第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十八条の三 第一百七十七条の十六第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十九条 第七十二条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四百十条 第七十六条第四項の規定による命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（第三百七十一条関係）

改正案	現行
<p>（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3 5（略）</p>	<p>（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3 5（略）</p>

○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（第三百七十一条関係）

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 申請者の役員のうちに、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者が不在すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 申請者の役員のうちに、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者が不在すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為をした者</p> <p>三 (略)</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条の二第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為をした者（前条第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 第十八条第六項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地若しくは水面の立入り若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者</p> <p>三 (略)</p> <p>六 第三十七条の五の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為をした者</p> <p>七 第三十七条の六第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為をした者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者</p> <p>三 (略)</p> <p>第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条の二第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者（前条第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 第十八条第六項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地若しくは水面の立入り若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者</p> <p>三 (略)</p> <p>六 第三十七条の五の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者</p> <p>七 第三十七条の六第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 申請者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 二五（略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条の認定を受けることができない。</p> <p>一 申請者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 二五（略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条の認定を受けることができない。</p> <p>一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の</p>

停止の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十七条 前条第一項の罪を犯しよつて自動車を転覆させ、又は破壊した者は、十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯しよつて人を傷つけた者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、死亡させた者は、無期又は三年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十七条 前条第一項の罪を犯しよつて自動車を転覆させ、又は破壊した者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯しよつて人を傷つけた者は、一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（第三百七十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条第七項（第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入り若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条第七項（第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入り若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者</p> <p>二・三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第四十四条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十四条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（第三百七十七条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 第二十四条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二十五条第二項の規定により付した条件に違反した者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三十六条 第二十四条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二十五条第二項の規定により附した条件に違反した者</p>

○ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）（第三百七十八条関係）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。</p> <p>一 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 四（略）</p>

○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十二号）（第三百七十九条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>（登録の拒否） 第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>三〇七 （略）</p>	<p>（欠格条項） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>（登録の拒否） 第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>三〇七 （略）</p>

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

○ 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百一十一号）（第三百八十条関係）

改正案	現行
<p>（運行保安設備の損壊等の罪）</p> <p>第二条 新幹線鉄道の用に供する自動列車制御設備、列車集中制御設備その他の国土交通省令で定める列車の運行の安全を確保するための設備を損壊し、その他これらの設備の機能を損なう行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の設備をみだりに操作した者は、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第一項の設備を損傷し、その他同項の設備の機能を損なうおそれのある行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。</p> <p>（線路上に物件を置く等の罪）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（運行保安設備の損壊等の罪）</p> <p>第二条 新幹線鉄道の用に供する自動列車制御設備、列車集中制御設備その他の国土交通省令で定める列車の運行の安全を確保するための設備を損壊し、その他これらの設備の機能を損なう行為をした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の設備をみだりに操作した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第一項の設備を損傷し、その他同項の設備の機能を損なうおそれのある行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。</p> <p>（線路上に物件を置く等の罪）</p> <p>第三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（第三百八十一条関係）

改正案	現行
<p>第四十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三十四条第二項の規定により付した条件に違反した者</p>	<p>第四十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者</p>

改正案	現行
<p>第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者</p> <p>二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者</p> <p>第二百九条 (略)</p> <p>2 前項の罰則は、政令にあつては六月以下の拘禁刑、三十万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては三月以下の拘禁刑、二十万円以下の罰金、拘留又は科料とする。</p>	<p>第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第二百四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者</p> <p>二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者</p> <p>第二百九条 (略)</p> <p>2 前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、三十万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては三月以下の懲役、二十万円以下の罰金、拘留又は科料とする。</p>

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（第三百八十三条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第八条第六項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十条 第八条第六項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）（第三百八十四条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第四十九条 次の各号のい^ずれかに^該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一[〜]四 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第四十九条 次の各号の一^に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一[〜]四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（開発審査会） 第七十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に<u>関し</u>優れた<u>経験と知識</u>を有し、公共の福祉に<u>関し</u>公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>5 ～ 8 （略）</p> <p>第八十九条 第五十九条第四項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者（以下「特別施行者」という。）又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に<u>関し</u>、<u>賄賂</u>を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者が、その在職中に請託を受けて当該</p>	<p>（開発審査会） 第七十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に<u>関し</u>すぐれた<u>経験と知識</u>を有し、公共の福祉に<u>関し</u>公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>5 ～ 8 （略）</p> <p>第八十九条 第五十九条第四項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者（以下「特別施行者」という。）又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に<u>関し</u>、<u>賄賂</u>を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者が、その在職中に請託を受けて当該</p>

都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条 前条第一項から第三項までに規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第四百十条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、組合の役員、総代若しくは職員、再開発会社の役員若しくは職員又は審査委員（以下「個人施行者等」と総称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第四百十一条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第四百十条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、組合の役員、総代若しくは職員、再開発会社の役員若しくは職員又は審査委員（以下「個人施行者等」と総称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第四百十一条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

第四百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第四百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第四百十二条の二 第九十九条の五第二項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第四百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第四百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第四百十二条の二 第九十九条の五第二項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>(委員) 第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 委員は、第四項各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その職を失うものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第二条第一項の規定による標準地の鑑定評価について、虚偽の鑑定評価を行った者</p> <p>二 (略)</p>	<p>(委員) 第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 委員は、第四項各号の一に該当するに至った場合において、その職を失うものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第二条第一項の規定による標準地の鑑定評価について、虚偽の鑑定評価を行なった者</p> <p>二 (略)</p>

○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三百八十八条関係）

改正案	現行
<p>第二十七条 第八条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>第二十七条 第八条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p>

改正案	現行
<p>第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 申請者の役員で適正化業務に従事するもののうちに、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五十七条 第二十五条第一項（第四十九条第六項又は第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 第三十条の規定による登録事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録実施機関の役員等又は職員は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十</p>	<p>第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 申請者の役員で適正化業務に従事するもののうちに、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五十七条 第二十五条第一項（第四十九条第六項又は第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 第三十条の規定による登録事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録実施機関の役員等又は職員は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万</p>

万円以下の罰金に処する。

円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（指定海上防災機関） 第四十二条の十三 海上保安庁長官は、次条に規定する業務（以下「海上防災業務」という。）を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財団法人であつて、海上防災業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定海上防災機関として指定することができる。</p> <p>一 五（略） 六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ （略） 二 四（略）</p> <p>第五十四条の二 日本の船級協会（第十九条の十五第二項、第十九条の三十第二項又は第十九条の四十六第二項に規定する船級協会をいう。以下同じ。）の役員又は職員が、第十九条の十五第二項の確認、原動機取扱手引書の承認若しくは書面の交付、第十九条の三十第二項の承認若しくは確認又は第十九条の四十六第二項の検査に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しく</p>	<p>（指定海上防災機関） 第四十二条の十三 海上保安庁長官は、次条に規定する業務（以下「海上防災業務」という。）を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財団法人であつて、海上防災業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定海上防災機関として指定することができる。</p> <p>一 五（略） 六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ （略） 二 四（略）</p> <p>第五十四条の二 日本の船級協会（第十九条の十五第二項、第十九条の三十第二項又は第十九条の四十六第二項に規定する船級協会をいう。以下同じ。）の役員又は職員が、第十九条の十五第二項の確認、原動機取扱手引書の承認若しくは書面の交付、第十九条の三十第二項の承認若しくは確認又は第十九条の四十六第二項の検査に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しく</p>

は約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第五十四条の三 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十四条の四 第九条の十九又は第四十二条の二十六第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条の五 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

は約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

第五十四条の三 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十四条の四 第九条の十九又は第四十二条の二十六第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条の五 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）（第三百九十一条関係）

改正案	現行
<p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ロ 二 (略)</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第五十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（第三百九十二条関係）

改正案	現行
<p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 第五十一条第三項の規定により一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を付された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの</p>	<p>第六十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 第五十一条第三項の規定により一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を付された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの</p>

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（第三百九十三条関係）

改正案	現行
<p>（船員に関する特例） 第三十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。</p> <p>5（略）</p>	<p>（船員に関する特例） 第三十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。</p> <p>5（略）</p>

○ 国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）（第三百九十三条関係）

改正案	現行
<p>（組織） 第十五条（略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 内閣総理大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>7 9 （略）</p>	<p>（組織） 第十五条（略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 内閣総理大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>7 9 （略）</p>

○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（第三百九十四条関係）

改正案	現行
<p>（委員長及び委員の任命） 第八条（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることのできない。 一（略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者 三 六（略） （罰則） 第三十一条 第十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員長及び委員の任命） 第八条（略） 2・3（略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることのできない。 一（略） 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 六（略） （罰則） 第三十一条 第十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（第三百九十五条関係）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十八条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十八条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）（第三百九十六条関係）

改正案	現行
<p>（航空の危険を生じさせる罪）</p> <p>第一条 飛行場の設備若しくは航空保安施設を損壊し、又はその他の方法で航空の危険を生じさせた者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>（航行中の航空機を墜落させる等の罪）</p> <p>第二条 航行中の航空機（その全ての乗降口が乗機の後閉ざされた時からこれらの乗降口のうちいずれかが降機のため開かれる時までの間の航空機をいう。以下同じ。）を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>（業務中の航空機の破壊等の罪）</p> <p>第三条 業務中の航空機（民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約第二条(b)に規定する業務中の航空機をいう。以下同じ。）の航行の機能を失わせ、又は業務中の航空機（航行中の航空機を除く。）を破壊した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。</p>	<p>（航空の危険を生じさせる罪）</p> <p>第一条 飛行場の設備若しくは航空保安施設を損壊し、又はその他の方法で航空の危険を生じさせた者は、三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>（航行中の航空機を墜落させる等の罪）</p> <p>第二条 航行中の航空機（そのすべての乗降口が乗機の後閉ざされた時からこれらの乗降口のうちいずれかが降機のため開かれる時までの間の航空機をいう。以下同じ。）を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に処する。</p> <p>（業務中の航空機の破壊等の罪）</p> <p>第三条 業務中の航空機（民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約第二条(b)に規定する業務中の航空機をいう。以下同じ。）の航行の機能を失わせ、又は業務中の航空機（航行中の航空機を除く。）を破壊した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。</p>

(業務中の航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四条 不法に業務中の航空機内に、爆発物を持ち込んだ者は三年以上の有期拘禁刑に処し、銃砲、刀剣類又は火炎瓶その他航空の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は二年以上の有期拘禁刑に処する。

(過失犯)

第六条 (略)

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(業務中の航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四条 不法に業務中の航空機内に、爆発物を持ち込んだ者は三年以上の有期懲役に処し、銃砲、刀剣類又は火炎びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は二年以上の有期懲役に処する。

(過失犯)

第六条 (略)

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（土地利用審査会） 第三十九条（略） 2 4 （略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となること とができない。 一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるま で又はその執行を受けることがなくなるまでの者 6 都道府県知事は、委員が前項各号のいずれかに該当 するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。 7 都道府県知事は、委員が次の各号のいずれかに該当 するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員 を解任することができる。 一・二 （略） 8 10 （略） 第四十六条 第十四条第一項の規定に違反して、許可を 受けないで土地売買等の契約を締結した者は、三年以 下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月 以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p>	<p>（土地利用審査会） 第三十九条（略） 2 4 （略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となるこ とができない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者 6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに 至つたときは、その委員を解任しなければならない。 7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当すると きは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任 することができる。 一・二 （略） 8 10 （略） 第四十六条 第十四条第一項の規定に違反して、許可を 受けないで土地売買等の契約を締結した者は、三年以 下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。 第四十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の 懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 三 （略）</p>



○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（第三百九十八条関係）

改正案

現行

<p>第二百十条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）又は住宅街区整備組合の役員、総代若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしな</p> <p>いときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第百十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二百十条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）又は住宅街区整備組合の役員、総代若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしな</p> <p>いときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第百十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第十二条 第六十三条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第一百四条第一項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第六十三条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第一百四条第一項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○ 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（第三百九十九条関係）

改正案	現行
<p>第九十五条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金刑を併科することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九十五条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役刑及び罰金刑を併科することができる。</p> <p>3 (略)</p>

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（第四百条関係）

改正案	現行
<p>（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 申請者の役員のうち、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。</p> <p>六（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第十七条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十八条 第四条第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 申請者の役員のうち、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。</p> <p>六（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第十七条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十八条 第四条第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下
の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。
一・二 (略)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以
下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。
一・二 (略)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一 一年以上の<u>拘禁刑</u>に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p> <p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第六十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一 一年以上の<u>懲役</u>又は<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p> <p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の<u>懲役</u>若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第六十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 二〇七（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第三十八条 国土交通大臣は、第三十六条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 一年以上の拘禁刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 二〇六（略）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 二〇七（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第三十八条 国土交通大臣は、第三十六条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 二〇六（略）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一〇四 (略)

第六十一条 第三十三条又は第四十九条の二の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇四 (略)

第六十三条 第十六条又は第四十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

第六十一条 第三十三条又は第四十九条の二の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一〇四 (略)

第六十三条 第十六条又は第四十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五條 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三條の許可をしてはならない。</p> <p>一 許可を受けようとする者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 八 （略）</p> <p>第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第七十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 二 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五條 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三條の許可をしてはならない。</p> <p>一 許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 八 （略）</p> <p>第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第七十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号、第三十五条第一項第六号、第四十四条第五号、第五十二条第一項第六号及び第六十一条第六項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ハ 九 （略）</p> <p>ハ 十 （略）</p> <p>十一・十二 （略）</p> <p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号、第三十五条第一項第六号、第四十四条第五号、第五十二条第一項第六号及び第六十一条第六項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ハ 九 （略）</p> <p>ハ 十 （略）</p> <p>十一・十二 （略）</p> <p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は</p>

はこれを併科する。

一〇七 (略)

第七十八条 第二十六条の二(第一号に係る部分に限る。)又は準用金融商品取引法第三十九条第一項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合においては、その行為をした不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

これを併科する。

一〇七 (略)

第七十八条 第二十六条の二(第一号に係る部分に限る。)又は準用金融商品取引法第三十九条第一項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合においては、その行為をした不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第四百五条関係）

改正案	現 行
<p>第三百十二条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、事業組合の役員、総代若しくは職員、事業会社の役員若しくは職員又は審査委員（以下この条において「個人施行者等」と総称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第三百十三条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三百十四条 計画整備組合の役員が、どのような名義をもつてするものであつても、投機取引のために計画</p>	<p>第三百十二条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、事業組合の役員、総代若しくは職員、事業会社の役員若しくは職員又は審査委員（以下この条において「個人施行者等」と総称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第三百十三条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三百十四条 計画整備組合の役員が、どのような名義をもつてするものであつても、投機取引のために計画</p>

- 整備組合の財産を処分したときは、これを三年以下の
拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び
罰金を併科することができる。

3 (略)

第三百十五条 第二百十八条第三項（第二百三十二条第
五項において準用する場合を含む。以下この章におい
て同じ。）において準用する土地収用法第九十四条第
六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の
規定により出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をし
たときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
に処する。

第三百十六条 第二百八十三条第三項において準用する
都市計画法第八十一条第一項の規定による命令に違反
した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
に処する。

第三百十七条 第九十七条第四項の規定による命令に
違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物等若し
くは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、
一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六
月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

- 整備組合の財産を処分したときは、これを三年以下の
懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰
金を併科することができる。

3 (略)

第三百十五条 第二百十八条第三項（第二百三十二条第
五項において準用する場合を含む。以下この章におい
て同じ。）において準用する土地収用法第九十四条第
六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の
規定により出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をし
たときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

第三百十六条 第二百八十三条第三項において準用する
都市計画法第八十一条第一項の規定による命令に違反
した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

第三百十七条 第九十七条第四項の規定による命令に
違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物等若し
くは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、
一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六
月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第三百十九条 第二百三十八条第二項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十九条 第二百三十八条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（第四百六条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第二十四条 指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十五条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十四条 指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十五条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 六 （略）</p> <p>第百一条 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者であった者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 第一項各号に掲げる者がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 六 （略）</p> <p>第百一条 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる者であった者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 第一項各号に掲げる者がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>4 （略）</p>

第二百二条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を
供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三
年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第二百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第二百二条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を
供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三
年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第二百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（第四百八条関係）

改正案	現行
<p>(登録)</p> <p>第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 六 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>六 十三 (略)</p> <p>(登録)</p>	<p>(登録)</p> <p>第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 六 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>六 十三 (略)</p> <p>(登録)</p>

第五十九条 試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 (略)
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 三 七 (略)
- 2 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 四 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

第八十条 第二十四条第二項(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)
の規定による試験事務(第十一条第一項に規定する試験事務及び第五十八条第一項に規定する試験事務をいう。第十條において同じ。)、登録事務若しくは

第五十九条 試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 (略)
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 三 七 (略)
- 2 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 四 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

第八十条 第二十四条第二項(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)
の規定による試験事務(第十一条第一項に規定する試験事務及び第五十八条第一項に規定する試験事務をいう。第十條において同じ。)、登録事務若しくは

管理適正化業務の停止の命令又は第四十一条の十三（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第四十一条の二に規定する講習事務及び第六十一条の二において準用する第四十一条の二に規定する講習事務をいう。第百十条において同じ。）の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関（第十一条第一項に規定する指定試験機関及び第五十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。第百十条において同じ。）、指定登録機関、登録講習機関（第四十一条に規定する登録講習機関及び第六十条第二項本文に規定する登録講習機関をいう。第百十条において同じ。）又はセンターの役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

管理適正化業務の停止の命令又は第四十一条の十三（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第四十一条の二に規定する講習事務及び第六十一条の二において準用する第四十一条の二に規定する講習事務をいう。第百十条において同じ。）の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関（第十一条第一項に規定する指定試験機関及び第五十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。第百十条において同じ。）、指定登録機関、登録講習機関（第四十一条に規定する登録講習機関及び第六十条第二項本文に規定する登録講習機関をいう。第百十条において同じ。）又はセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を經過しない者</p> <p>三 九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を經過しない者</p> <p>四 六 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を經過しない者</p> <p>三 九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を經過しない者</p> <p>四 六 （略）</p>

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>第十四条 機構の役員又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した<u>賄賂</u>は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十五条 前条第一項の<u>賄賂</u>を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十四条 機構の役員又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した<u>賄賂</u>は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十五条 前条第一項の<u>賄賂</u>を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十二条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十二条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第五十五条 船級協会の役員又は職員が、第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十六条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第五十八条 第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十五条 船級協会の役員又は職員が、第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十六条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第五十八条 第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、<u>賄賂</u>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）（第四百十五条関係）

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p>

四〇六 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

四〇六 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（第四百十六条関係）

改正案	現行
<p>第十七条 第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>附則</p> <p>(罰則)</p> <p>第九条 附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第十七条 第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>附則</p> <p>(罰則)</p> <p>第九条 附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

(特定地方管理空港運営者の指定等)

第十六条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けることができない。

一 三 (略)

四 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある法人

人

イ (略)

ロ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 〃 (略)

五・六 (略)

3 〃 (略)

(特定地方管理空港運営者の指定等)

第十六条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けることができない。

一 三 (略)

四 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある法人

人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 〃 (略)

五・六 (略)

3 〃 (略)

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（第四百十七条関係）

改正案	現行
<p>（特定警備に従事する者の確認）</p> <p>第七条 認定船舶所有者は、認定計画に記載された第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ト 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>チ・リ（略）</p> <p>又 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る。）で政令で定めるものの犯罪行為（日本国外で行われたであつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む</p>	<p>（特定警備に従事する者の確認）</p> <p>第七条 認定船舶所有者は、認定計画に記載された第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ト 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>チ・リ（略）</p> <p>又 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものの犯罪行為（日本国外で行われたであつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たる</p>

。を)をした日から起算して十年を経過しない者

ル 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第三号に規定する銃砲刀剣類等を使用して、又)に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る。)で政令で定めるものの犯罪行為(日本国外で行われた)であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)をした日から起算して十年を経過しない者

ヲ・ワ (略)

第二十四条 第十五条第二項の規定に違反した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

ものを含む。)をした日から起算して十年を経過しない者

ル 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第三号に規定する銃砲刀剣類等を使用して、又)に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものの犯罪行為(日本国外で行われた)であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)をした日から起算して十年を経過しない者

ヲ・ワ (略)

第二十四条 第十五条第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（第四百十八条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 六 （略）</p> <p>第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（欠格条項） 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 六 （略）</p> <p>第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者</p> <p>五 八 （略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十五条 国土交通大臣は、第二十二条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十三条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 十一 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者</p> <p>五 八 （略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第二十五条 国土交通大臣は、第二十二条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十三条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 十一 （略）</p>

(登録の拒否)

第四十九条 観光庁長官は、第四十六条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 (略)

四 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律若しくは旅行业法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 十一 (略)

2 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二 (略)

(登録の拒否)

第四十九条 観光庁長官は、第四十六条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 (略)

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律若しくは旅行业法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 十一 (略)

2 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年

以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二 (略)

第七十四条 第四十二条第一項又は第六十二条第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条 第四十二条第一項又は第六十二条第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（第四百二十条関係）

改正案	現行
<p>（再資源化解体の許可） 第十条（略） 2・3（略） 4 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。 一（略） 二 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。 イ（略） ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハル（略） 5（略） 第四十三条 日本の船級協会（第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する船級協会をいう。第四十六条及び第四十九条において同じ。）の役員又は職員が、第三十条第二項の確認又は第三十一条第二項の承認等に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>（再資源化解体の許可） 第十条（略） 2・3（略） 4 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。 一（略） 二 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。 イ（略） ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハル（略） 5（略） 第四十三条 日本の船級協会（第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する船級協会をいう。第四十六条及び第四十九条において同じ。）の役員又は職員が、第三十条第二項の確認又は第三十一条第二項の承認等に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。</p>

2 (略)

第四十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 十 (略)

第四十六条 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

第七条 日本の相当確認船級協会の役員又は職員が、前条第二項の相当確認に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約

2 (略)

第四十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 十 (略)

第四十六条 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

第七条 日本の相当確認船級協会の役員又は職員が、前条第二項の相当確認に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約

束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 偽りその他不正の手段により相当証書の交付を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

7 (略)

束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 偽りその他不正の手段により相当証書の交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三 （略）</p>



○ 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（第四百二十二条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けな いで温泉の湧出路を増掘し、又は動力を装置した者</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・七 (略)</p>	<p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けな いで温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・七 (略)</p>

改正案	現行
<p>(指定認定機関) 第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第八十四条 第二十八条第一項の規定に違反した者は、</p>	<p>(指定認定機関) 第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第八十四条 第二十八条第一項の規定に違反した者は、</p>

六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>（政令への委任） 第四十三条の三の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の罰則に規定することができ罰は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。</p> <p>第七十六条の二 核爆発を生じさせた者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 九（略）</p> <p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三十二（略）</p> <p>第七十八条の二 第六十一条の十八（第六十一条の二三の二十において準用する場合を含む。）の規定に違</p>	<p>（政令への委任） 第四十三条の三の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の罰則に規定することができ罰は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。</p> <p>第七十六条の二 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 九（略）</p> <p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 三十二（略）</p> <p>第七十八条の二 第六十一条の十八（第六十一条の二三の二十において準用する場合を含む。）の規定に違</p>

反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第五十一条 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>第五十二条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、十五（略）</p> <p>第五十三条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、二（略）</p>	<p>第五十一条 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、四（略）</p> <p>第五十二条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一、十五（略）</p> <p>第五十三条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、二（略）</p>

○ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二十四条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条 第十三条第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十六条 第十三条第八項の規定による試験検査事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十七条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十四条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条 第十三条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十六条 第十三条第八項の規定による試験検査事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十七条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第五十三条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第五十四条 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第五十三条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第五十四条 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>第六十条 第四十三条の八第一項（第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して、試験事務（第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第四十三条の十二第二項又は第四十三条の二十五第二項（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は講習業務（第四十三条の十八第三項第二号（第四十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する講習業務をいう。以下同じ。）の停止命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十二条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>第六十条 第四十三条の八第一項（第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して、試験事務（第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第四十三条の十二第二項又は第四十三条の二十五第二項（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は講習業務（第四十三条の十八第三項第二号（第四十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する講習業務をいう。以下同じ。）の停止命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十二条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。</p>

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

○ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（第四百二十四条関係）

改正案	<p>第四十四条 第八条、第十条又は第三十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>
現行	<p>第四十四条 第八条、第十条又は第三十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十八条 第十五条第四項の規定による命令に違反した者（次条に規定する者を除く。）は、一年以下の拘禁又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十八条 第十五条第四項の規定による命令に違反した者（次条に規定する者を除く。）は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。第七十条及び第七十四条において同じ。）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六十九条 第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。第七十条及び第七十四条において同じ。）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の<u>懲役</u>に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の<u>懲役</u>に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2（略）</p> <p>第六十九条 第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十七条 第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第三十七条 第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○ 国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十三 （略）</p>	<p>第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十三 （略）</p>

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 （略）</p>	<p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 （略）</p>

○ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十一 （略）</p>	<p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十一 （略）</p>

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
第二十一条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第二十一条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第二十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十八条 第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第二項、第十七条第五項、第二十六条第二項若しくは第三項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十一条 第二十一条第五項の規定による生物検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十八条 第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第二項、第十七条第五項、第二十六条第二項若しくは第三項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四十一条 第二十一条第五項の規定による生物検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>	<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第三十七条 第十四条第一項の規定による禁止に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十八条 第二十二條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 第二十三條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による特定原動機検査事務又は特定特殊自動車検査事務の停止命令に違反したときは、その違反行為をした登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の役員又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十七条 第十四条第一項の規定による禁止に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十八条 第二十二條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 第二十三條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による特定原動機検査事務又は特定特殊自動車検査事務の停止命令に違反したときは、その違反行為をした登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般拋入金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第五十条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般拋入金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第五十条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

○ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（第四百二十四条
関係）

改正案

第三十八条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

現行

第三十八条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）（第四百二十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十条 第二十二条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第二十四条第一項の規定に違反して、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十条 第二十二条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第六十一条 第二十四条第一項の規定に違反して、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

○ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）（第四百二十五条関係）

改正案	<p>（罰則） 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>
現行	<p>（罰則） 第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (略)</p>	<p>第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (略)</p>

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第四百二十七条関係）

改正案	現行
<p>（一般廃棄物処理業） 第七条（略） 2 4（略） 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 三（略） 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ・ロ（略） ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ 六（略） 6 16（略） 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 十六（略） 2（略） 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>（一般廃棄物処理業） 第七条（略） 2 4（略） 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 三（略） 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ・ロ（略） ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ 六（略） 6 16（略） 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 十六（略） 2（略） 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一〇六 (略)

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
一〇十一 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

一〇六 (略)

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一〇十一 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

改正案	現行
<p>第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>五の二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年 を経過しない者</p> <p>六 九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を 経過しない者</p> <p>六 九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 (略)

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 (略)

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一
§
三
(略)

一
§
三
(略)

○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）（第四百三十条関係）

改正案	現行
<p>（身分保障） 第百十六条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略） 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 （略）</p> <p>第百四十五条 第二十三条第三項、第四十五条第二項又は第百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（身分保障） 第百十六条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三 （略）</p> <p>第百四十五条 第二十三条第三項、第四十五条第二項又は第百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第四百三十一条関係）

改正案	現行
<p>（特別国際種事業者の登録） 第三十三条の六（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>三 六（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第五十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（特別国際種事業者の登録） 第三十三条の六（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>三 六（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第五十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

一〇三 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

第六十条 第二十五条第一項、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二十六条第五項、第三十三条の十八第五項又は第三十三条の二十九第五項の規定による個体等登録関係事務、事業登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

第六十条 第二十五条第一項、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二十六条第五項、第三十三条の十八第五項又は第三十三条の二十九第五項の規定による個体等登録関係事務、事業登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（第四百三十二条関係）

改正案	現行
<p>（罰則） 第二十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>	<p>（罰則） 第二十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 五 （略）</p>

○ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（第四百三十三条関係）

改正案	現行
<p>第四十四条 第十五条、第十六条又は第二十二條第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十六条 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十四条 第十五条、第十六条又は第二十二條第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十六条 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（第四百三十四条関係）

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第三条 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第四条 前条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、一年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、七年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三条 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第四条 前条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、七年以下の懲役に処する。</p>

3 (略)

第六条 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第七条 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第八条 特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

3 (略)

第六条 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第七条 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、五年以下の懲役に処する。

第八条 特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。

○ 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（第四百三十五条関係）

改正案	現行
<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>三・四（略）</p> <p>（原子力事故調査）</p> <p>第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第十一号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 六（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三・四（略）</p> <p>（原子力事故調査）</p> <p>第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第十号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 六（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>（給付金の追給） 第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（給付金の支払の差止め） 第二十七条の八 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管</p>	<p>（給付金の追給） 第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（給付金の支払の差止め） 第二十七条の八 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管</p>

理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 自衛官が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

二 （略）

2・3 （略）

4 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 （略）

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることな

理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 自衛官が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

二 （略）

2・3 （略）

4 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 （略）

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく

く、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)
5 (略)
5 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給)

第二十七条の九 若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一 第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件(その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。)に關し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に關し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められた場合 第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第二回目の給付金及び第

、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)
5 (略)
5 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給)

第二十七条の九 若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一 第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件(その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。)に關し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に關し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められた場合 第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第二回目の給付金及び第

第二十七条の七第一項の規定による給付金

三 第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められた場合 同項の規定による給付金

2
5 (略)

(拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の給付金の返納)

第二十七条の十 給付金の支給を受けた若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該若年定年退職者の生計の状況を勘案して、支給を受けた給付金の額(第二十七条の四第三項の規定による返納をした者又は第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた者)については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額)の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

2
6 (略)

第二十七条の七第一項の規定による給付金

三 第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による給付金が支払われる前に刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められた場合 同項の規定による給付金

2
5 (略)

(禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の返納)

第二十七条の十 給付金の支給を受けた若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該若年定年退職者の生計の状況を勘案して、支給を受けた給付金の額(第二十七条の四第三項の規定による返納をした者又は第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた者)については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額)の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

2
6 (略)

(給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付)
第二十七条の十三 (略)

2・3 (略)

4 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 (略)

(罰則)

第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十三条 第二十二條第十一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付)
第二十七条の十三 (略)

2・3 (略)

4 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 (略)

(罰則)

第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十三条 第二十二條第十一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第四百三十七条関係）

改正案	現行
<p>（欠格条項） 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二・三 （略） 2 （略） （労働組合法等の適用除外） 第八十条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号及び第七号を除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）、及び第二百三十四條並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>	<p>（欠格条項） 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二・三 （略） 2 （略） （労働組合法等の適用除外） 第八十条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号及び第七号を除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）、及び第二百三十四條及び第百三十四條並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はその幫助をした者は、同項の刑に処する。

第一百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第一百八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 三 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。

一 第六十一条第一項の規定に違反した者

二 八 (略)

2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(削る)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第一百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第一百八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 三 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 削除

二 八 (略)

2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第一百九条の二 第六十一条第一項の規定に違反した者は、三年以下の禁錮に処する。

第二百十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号のいづれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑に処する。

一 四 (略)

2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百十一條 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいづれかに該当するものは、七年以下の拘禁刑に処する。

一 五 (略)

2 (略)

第二百十四條 第二百三條第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 四 (略)

2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百十一條 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいづれかに該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 五 (略)

2 (略)

第二百十四條 第二百三條第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 我が国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者</p> <p>二 我が国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者</p> <p>二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。</p>

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、前項と同様とする。

4 (略)

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 (略)

○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（第四百三十九条関係）

改正案	現行
<p>第七十三条 第五十条第二項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十四条 第四十一条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十五条 第四十条第一項（第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十三条 第五十条第二項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十四条 第四十一条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十五条 第四十条第一項（第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（第四百四十条関係）

改正案	現行
<p>（身分保障）</p> <p>第九十八条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>第九十八条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>第九十三條 第三十八條及び第七十條の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の拘禁刑又は十萬元以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（身分保障）</p> <p>第九十八条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>第九十三條 第三十八條及び第七十條の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>